商 品 取 引 所 法 対 照 法 令 集

社団法人 全国商品取引所連合会日 本 商 品 先 物 振 興 協 会

一五年 一六年 五月二〇日 一六年 二月 一日 同 一六年一二月 一日 同 一六年一二月 一日 同 一六年一二月 同同 一六年一二月 同同 同同同同同同同同同同同同同同同同同	一○年 四月 一○年 四月 一○年 四月 一○年 四月 一一年 七月 一一年 七月 一一年 七月 一二年 一二年 一二月 一二日 同 同 同 同 同 同 第 第 一		The control of th
同 一 ○年 一 月 □ ○日 同 第 □ ○ ○ 年 一 月 □ ○日 同 第 □ ○ 日 同 第 □ ○ 日 同 第 □ ○ 八 年 □ 月 □ ○ 八 年 □ 月 □ ○ 八 年 □ 月 □ ○ 八 年 □ 月 □ ○ 八 年 □ 月 □ ○ 八 日 同 第 □ ○ 八 号 同 □ ○ 八 年 □ 月 □ ○ 八 日 同 第 □ ○ 八 号 同 ○ 一 八 年 □ 月 □ ○ 八 日 同 第 □ ○ 八 号 同 ○ 一 八 年 □ 月 □ ○ 日 同 第 □ ○ 八 号 同 ○ 一 八 年 □ 月 □ ○ 日 同 第 □ ○ 八 号 同 ○ 一 ○ 日 □ ○ 日 □ ○ 第 □ ○ 八 号 同 ○ 第 □ ○ 八 ら 号 同 ○ 第 □ ○ 八 号 同 第 □ ○ 八 号 同 第 □ ○ 八 ら 号 □ ○ 日 □ ○	五九年 四月二〇日 五九年 四月二〇日 五九年 四月二〇日 五九年 0月二六日 元(年一二月一七日 同 元(年 1月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-1.4年 -1.4 年 $-1.$	正 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	平成一八年 四月二八日 同 第 二号 で 一号 で 一号 で 一号 で で で で で で で で で で で で	同 一七年 二月二二日 農水・経産省令第 三号同 一二年一一月二九日 同 第一三号 平成 八年 九月三〇日 農林水産・通商産業省令第四号】改正 平成 八年 九月三〇日 農林水産・通商産業省令第四号】 で	### #### #### #### #### #### #### #### #### #### #### #### ##### #### ######

第六章 委託者保護基金等 第四章 第二節 第一節 第五節 第四節 第三節 第一節 第二節 第七節 第七節 第六節 第一節 第二節 委託者保護会員制法人 第一節 定義 (第二百六十九条) 第四節 監督(第二百三十一条—第二百四十条) 第三節 合併、分割及び事業の譲渡(第二百二十五条—第二 第八節 雑則 (第百六十一条—第百六十六条) 第三節 委託者保護基金 第四款 第四款 第三款 第一款 第五款 第二款 商品取引員の加入及び脱退 (第二百九十八条—第 第五款 商品取引員 商品先物取引協会 商品取引清算機関等 百三十条) 雑則(第百八十八条・第百八十九条) 協会員(第二百五十一条—第二百五十三条) 業務(第百九十八条—第二百二十四条) 許可等 (第百九十条—第百九十七条) 雑則(第二百六十七条・第二百六十八条) 監督 (第二百六十三条—第二百六十六条) 紛争の解決 (第二百五十九条—第二百六十一条) 機関(第二百五十四条—第二百五十八条) 設立(第二百四十五条—第二百五十条) 総則(第二百四十一条—第二百四十四条) 商品取引清算機関(第百六十七条—第百八十七条) 監督 (第百五十五条—第百六十条) 解散(第二百六十二条) 三百条) 登録(第二百九十三条—第二百九十七条) 財務及び会計(第三百十六条―第三百二十条) 負担金(第三百十三条—第三百十五条) 解散及び清算(第二百九十条—第二百九十二条) 会員(第二百七十七条・第二百七十八条) 設立 (第二百七十三条—第二百七十六条) 機関(第二百七十九条—第二百八十九条) 総則(第二百七十条—第二百七十二条) 業務(第三百一条—第三百十二条)

第七款 第六款 雑則(第三百二十五条・第三百二十六条) 監督(第三百二十一条—第三百二十四条)

第四節 雑則 (第三百二十七条)

雑則(第三百二十八条—第三百五十五条)

第八章 罰則(第三百五十六条—第三百七十五条)

第一章 総則

(目的) (平二法五二・平一○法四二・平一六法四三・一部改

第一条 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引 引並びに商品市場における取引等の受託を公正にするととも 確保すること等により、 商品市場における取引等の受託を行う者の業務の適正な運営を の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、 運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資すること を目的とする。 に、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な 商品の価格の形成及び売買その他の取

(定義) (平二法五二・全改、平一六法四三・一部改正)

第二条 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所 数について先物取引をするために必要な市場を開設することを 及び株式会社商品取引所をいう。 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指

主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の社

3 の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするた めに必要な市場を開設する株式会社をいう。 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条

4 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

るもの及び政令で定めるその他のもの は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であ 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又

改正)

| 第一条 商品取引所法(以下「法」という。) 第二条第四項第 号の政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

(商品の指定)(平二政三五四・全改、平一六政二五九・一 部

二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項 し、又は精製することにより得られる物品 十生糸 品とする。 九八 十四 飼料 十二 毛糸 十一 羊毛 七六 五四 十三 ステープルファイバー糸 リチウム鉱 乾繭 綿糸 綿花 天然ゴム なたね 木材 亜麻の種

に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬

十三 ストロンチウム鉱 七 十二 ルビジウム鉱 ゲルマニウム鉱 ガリウム鉱 バナジウム鉱 チタン鉱 セレン鉱

五. 兀

アルミニウム鉱 マグネシウム鉱 ホウ素鉱 ベリリウム鉱

希土類金属鉱

十六

テルル鉱

セシウム鉱

インジウム鉱 カドミウム鉱 白金属鉱 ニオブ鉱 ジルコニウム鉱

十 十五 四

| 2 法第二条第四項第二号の政令で定める鉱物は、次に掲げる物

- 4 -

二十八 二十七 二十六 二十五 <u>-</u>+ 三十一 陶石 二十四 三十三 ひる石 三十二 雲母 三十 けいそう土 二十九 酸性白土 ベントナイト 半貴石 バリウム鉱 貴石 タリウム鉱 タンタル鉱 ハフニウム鉱 レニウム鉱

して政令で定める物品 とされているものを含む。)と 物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。)と おる取引の対象とされる蓋然性が高いもの(先物取引に類似料であつて、その価格の変動が著しいために先物取引に類似三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材三

の価格の水準を総合的に表した数値をいう。 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品

五十五条第一項の認可に係るものをいう。たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百市場で取引すべきものとして定款で定める一又は二以上の商品のこの法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品

う。 七十八条の許可又は第百五十五条第一項の認可に係るものをいで定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款

引をいう。 準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取8 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基

る商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてい当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授

- 5 -

済することができる取引

- 引の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取定価格」という。)と将来の一定の時期における現実の当該二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(以下「約二
- 約する取引 「約定指数」という。) と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を当該商品指数」という。) と将来の一定の時期における現実の三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値(以下
- がこれに対して対価を支払うことを約する取引という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方の取引を成立させることができる権利(以下「オプション」四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げ
- 第一号に掲げる取引
- 定めるものを含む。)第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の
- めるものを含む。) パー 前号に掲げる取引 (これに準ずる取引で商品取引所の定
- 一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号にこの法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上
- 項第三号に掲げる取引 当該上場商品指数に係る前二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る前に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引
- 定める取引をすることとしたものを含むものとする。り、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号にに定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところによいこ「商品市場における取引」には、前項各号

10

- 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引
- 含まれる商品指数に係る第八項第三号に掲げる取引 その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに
- に係る同号に掲げる取引というでは、当該上場商品に係る第八項第四号イ又は口に掲げる取引
- その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに

る同号に掲げる取引含まれる商品指数に係る第八項第四号ハに掲げる取引に係

- 該当するものを除く。以下この号において同じ。) 当該上場商品の売買取引 (第八項第一号に掲げる取引に
- 約する取引 という。)を相手方が当事者の一方に「実物オプション」という。)を相手方が当事者の一方に「実物オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上
- 八項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第
- の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の
- おける取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。12 この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品市場に

13

- 項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。引受業を営むことについて第百六十七条又は第百七十三条第一、この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務
- う商品取引債務引受業の相手方となる者をいう。の規定により与えられた資格に基づき、商品取引清算機関の行この法律において「清算参加者」とは、第百七十四条第一項

15

- この法律において「商品清算取引を成立させることを条件な引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の取引に対して、
- 商品市場における取引
- 前号に掲げる行為の委託の取次ぎ
- 前号に掲げる行為の委託の取次ぎ商品清算取引の委託の取次ぎ

兀

- う。 ける取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受ける営業をいける取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受ける営業をいて、この法律において「商品取引受託業務」とは、商品市場にお
- 可を受けた者をいう。 営むことについて第百九十条第一項の規定により主務大臣の許当 この法律において「商品取引員」とは、商品取引受託業務を

第二章 商品取引所

第一節 総則

(業務の制限)(平一六法四三・全改)

(名称又は商号) (平一六法四三・全改)

- 文字を用いなければならない。第四条 商品取引所は、その名称又は商号中に「取引所」という
- あると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。商品取引所でない者は、その名称又は商号中に商品取引所で

(市場の開設の制限) (平一六法四三・全改)

- ならない。 で定める開設期限を経過した商品市場を含む。) を開設しては第五条 商品取引所は、定款で定める商品市場以外の市場(定款
- 以上の商品市場を開設してはならない。 商品取引所は、一種の上場商品又は上場商品指数について二

六法一五九・一部改正) (商品市場類似施設の開設の禁止)(平一六法四三・全改、平一

券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規む。)について先物取引に類似する取引をするための施設(証第六条 何人も、商品又は商品指数(これに類似する指数を含

てはならない。

ではならない。

ではならない。

ではならない。

ではならない。

ではならない。

ではならない。

ではならない。

ではならない。

はならない。

「何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をして

第二節 会員商品取引所

第一款 設立

(法人格) (平一六法四三・全改)

第七条 会員商品取引所は、法人とする。

ない。 2 会員商品取引所は、営利の目的をもつて業務を行つてはなら

(住所) (平一六法四三・全改)

第八条 会員商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地に

(設立の許可) (平一六法四三・全改)

可を受けなければならない。 第九条 会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許

(設立要件) (平一六法四三・全改)

ならない。
に会員になろうとする二十人以上の者が発起人とならなければ
第十条 会員商品取引所を設立するには、開設する商品市場ごと

発起人の過半数を占めなければならない。 じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における。 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応

(以下「売買等」という。)を業として行つている者買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用に含まれる物品(以下「上場商品構成物品」という。)の売上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品

二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場 指数対象物品」という。)の売買等を業として行つている者 商品指数に係る商品指数の対象となる物品(以下「上場商品

(定款)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正)

第十一条 印しなければならない。 面をもつて作成されているときは、これに署名し、又は記名押 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書

前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなけ

ればならない。

事業

名称

事務所の所在地

七六 五. 会員の加入及び脱退に関する事項 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法

信認金及び取引証拠金に関する事項

兀 三

会員たる資格に関する事項

会員に対する監査及び制裁に関する事項 会員の経費の分担に関する事項

九 八

役員の定数、任期及び選任に関する事項 会員総会に関する事項

受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規

商品市場に関する次に掲げる事項

上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類 上場商品又は上場商品指数

事業年度 取引の決済の方法

律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならな 公告方法(会員商品取引所が公告(この法律又は他の法 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項

いものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下

3 るべき報酬の額は、定款に記載し、又は記録しなければ、その 会員商品取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受け

- 10 -

効力を生じない。

- a 第一項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その た情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代 で主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成す で主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成す ることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録さ れた情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代 れた情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代 れた情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代 れた情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代 れた情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代 れた情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代 れた情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代

- かを定款で定めることができる。 事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれる 会員商品取引所は、公告方法として、当該会員商品取引所の
- 官報に掲載する方法
- 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方
- 他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることが法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方会員商品取引所が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする

(電磁的記録)(平一八農水経産令三・一部改正)

る物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができ規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに第一条 商品取引所法(以下「法」という。)第十一条第五項に

(電子署名) (平一八農水経産令三・全改)

- 記名押印に代わる措置は、電子署名とする。 お第十一条第五項に規定する主務省令で定める署名又は
- いずれにも該当するものをいう。ことができる情報について行われる措置であって、次の要件の第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録する前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録(法第十一条
- とを示すためのものであること。 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであるこ
- ることができるものであること。 | 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認す

る方法のいずれかを定めることができる。できない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げ

- 間、継続して電子公告による公告をしなければならない。各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの公員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の
- 当該期間を経過する日公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告
- 過する日 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経

9

- 載し、又は記録することができる。じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記は、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生は、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生

(加入の申込み)(平一七法八七・全改)

しなければならない。め、その会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知第十二条 発起人は、会員商品取引所の設立に際して、あらかじ

- 定款に記載し、又は記録した事項
- 二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 出資の払込みの方法、期限及び場所
- の申込みを取り消すことができること。
 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入
- る者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。理事長は、会員商品取引所の成立後にその会員になろうとす

2

- 一成立の年月日
- 一 定款に記載し、又は記録した事項
- 四 出資の払込みの方法 三 役員の氏名及び住所
- 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 3 会員商品取引所の会員になろうとする者(発起人を含む。) 会員商品取引所の会員になろうとする商品市場における上場商品は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数い。
- 4 会員商品取引所の会員になろうとする者は、同項の書面を交付したものとみなす。 この場合において、当該会員になろうとすて、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供あつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供あって主務省令で定めるところにより、発起人の承諾を得する者は、同項の書面を交付したものとみなす。

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

(平一八政一八○・追加)

一 法第十二条第四項 大に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(法第年)条の二 次に掲げる規定に規定する電磁的方法の種類及び内容を提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
一 法第十二条第四項

法第百三十条第三項

三・追加) (商品取引所法施行令に係る電磁的方法) (平一八農水経産令

- 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
- 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるも
- イルに記録する方法し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファし、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファる電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信い 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係
- 該情報を記録する方法者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当報を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける報を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受けるが、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ
- ファイルへの記録の方式るファイルへの記録の方式るファイルに情報を記録したものを交付する方法報を確実に記録しておくことができる物をもって調製する気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情

(電磁的方法)(平一八農水経産令三・追加)

用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主第二条の三 法第十二条第四項に規定する電子情報処理組織を使

		(創立総会)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正) 第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募第十三条 発起人は、創立総会までに出資の全額の払込みを終了しなければならない。 3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。 4 創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。
もの イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る 電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法 に記録された情報の内容を電気通信回線を通じて送信し、 に記録された情報の内容を電気通信回線を通じて持報の 提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける 者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該 情報を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 することにより書面を作成することができるものでなければならない。	2 前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	
電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げる務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。		

- その議決権の三分の二以上で決する。の全額の払込みが終了した者に限る。)の半数以上が出席し、の全額の払込みが終了した者に限る。)の半数以上が出席し、
- 十項の規定は、適用しない。合には、第八項において準用する第五十九条第八項本文及び第合には、第八項においてその延期又は続行について決議があつた場
- り、議事録を作成しなければならない。 7 創立総会の議事については、主務省令で定めるところによ

) 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は 別立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、 八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、 第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第 第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第 第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第 第八百三十五条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定(これ らの規定中監査役に係る部分を除く。)は創立総会の決議の不 存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ らの規定中監査役に係る部分を除く。)は創立総会の決議の不 存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ に規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項 各号に掲げる事項についての登記がされているときにあって と読み替えるものと 取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものと する。

8

(許可の申請) (平一六法四三・全改)

の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなけ第十四条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、第九条の許可

(創立総会の議事録)(平一八農水経産令三・追加)

作成については、この条の定めるところによる。 第二条の四 法第十三条第七項の規定による創立総会の議事録の

- ければならない。 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しな
- ければならない。
- 創立総会が開催された日時及び場所
- 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 創立総会に出席した発起人及び役員の氏名又は名称
- 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五.四

議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

ればならない。

名称

三 二 事務所の所在地

上場商品又は上場商品指数

役員の氏名及び住所 会員の氏名又は商号若しくは名称及び会員が取引をする商

兀

理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、 品市場における上場商品又は上場商品指数

を添付しなければならない。

(許可の申請書の添付書類)

るもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前 三月以内に作成されたものに限る。)とする。 法第十四条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げ

二 会員の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本 誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからヲ 店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場 第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イ 国人である場合を除く。)及びその者が法第十五条第二項 号イ及び口に該当しない旨の官公署の証明書(その者が外 等」という。)、履歴書、その者が法第十五条第二項第一 書)又はこれに代わる書面(以下これらを「住民票の写し 明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明 あり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証 行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号に 市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を 請に係る会員商品取引所が開設しようとする一以上の商品 までのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申 ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを からルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面 十二条第一項に規定する住民票の写し(その者が外国人で より作成したその者の純資産額に関する調書 役員の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第

三 過半数の発起人が、それぞれ法第十条第二項各号に掲げる 者に該当することを誓約する書面

加入申込証

出資の払込みがあったことを証する書面

創立総会の議事録

七六五

開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取

(許可の基準及び意見の聴取)(平一六法四三(平一六法一四七) 平一七法八七・一部改正

第十五条 主務大臣は、第九条の許可の申請が次に掲げる基準に 適合していると認めるときは、許可をしなければならない。 物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当である 引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成 構成物品等」という。)の取引の状況に照らし、当該先物取 場商品構成物品又は上場商品指数対象物品(以下「上場商品 つ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正か

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて することが適当であることとして政令で定める基準に適合す 況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引 引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状 は、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取 2

平一六政二五九・一部改正) (設立の許可等の基準)(平二政三五四・全改、平一一政八○

第二条 種類の売買等を業として行つている者であることとする。 年以上継続して当該上場商品に係る上場商品構成物品の売買等 係る上場商品に係る商品市場の会員になろうとする者のうち一 を業として行つているものの過半数が当該上場商品の大部分の 前項の規定は、法第八十条第一項第四号の政令で定める基準 法第十五条第一項第二号の政令で定める基準は、申請に

引の取引量の見込みを記載した書面

- 八 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあって は、上場商品構成物品(法第十条第二項第一号に規定する 取引をすることが適当である旨を明らかにすることができ 上場商品構成物品をいう。以下同じ。)を一の商品市場で
- 九 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開 ることができる書面 対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにす 設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の
- 容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が 発生した場合の対処方法を記載した書類 する場合には、当該電子情報処理組織の概要、 商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用 設置場所、
- 十一 その他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているか どうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書

象となる物品の大部分が共通していること。 設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対三 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開

確保し、及び委託者を保護するため十分であること。確保し、及び委託者を保護するため十分であること。と款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員のの他の事項が適当であつて、商品市場におけるその預託と関する事項そののの事項が適当であつて、商品市場における取引の公正をの他の事項が適当であつて、商品市場における取引監視委員の強定が法令に違反せず、かつ、定款、業引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業引監視委員会に対している。

るように組織されるものであること。
五 当該申請に係る会員商品取引所がこの法律の規定に適合す

はならない。
当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をして当する場合には、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これら発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

に取り扱われている者破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様

と同様に取り扱われている者

受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者を含む。)に処せられ、その執行の終わつた日又は執行をむ。)又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令による刑禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含

五条において準用する場合を含む。)の規定により第九条三十六条第一項若しくは第三百四十条第一項(第三百四十項若しくは第二項、第二百三十五条第三項若しくは第二百年 第百五十九条第一項若しくは第二項、第百八十六条第一

のは、「取引参加者」と読み替えるものとする。について準用する。この場合において、前項中「会員」とある

員」とあるのは、「会員等」と読み替えるものとする。る基準について準用する。この場合において、第一項中「会第一項の規定は、法第百四十六条第一項第三号の政令で定め

3

は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又他の行政処分を含む。ト及びチにおいて同じ。)により商の規定による命令(これに相当する外国の法令によるその

第百六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令

日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消し り当該許可等を取り消された場合において、その取消しの 機関、 取消しの日前三十日以内に当該商品取引所、商品取引清算 四十二条第一項の許可を取り消された場合において、その 開設者(第三百三十一条第三号に規定する第二種特定施設 商品取引員が第二百三十五条第三項若しくは第二百三十六 年を経過しない者 を受けた法人がこの法律に相当する外国の法令の規定によ から五年を経過しないもの又は外国において同種の許可等 む。)の規定により第三百三十二条第一項若しくは第三百 条第一項(第三百四十五条において準用する場合を含 開設者をいう。以下この号において同じ。)が第三百四十 百三十一条第二号に規定する第一種特定施設開設者をい れた場合若しくは法人である第一種特定施設開設者(第三 条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消さ 項の規定により第百六十七条の許可を取り消された場合、 により第九条若しくは第七十八条の許可を取り消された場 商品取引所が第百五十九条第一項若しくは第二項の規定 商品取引清算機関が第百八十六条第一項若しくは第二 一種特定施設開設者の役員であつた者で当該取消しの日 以下この号において同じ。)若しくは第二種特定施設 商品取引員若しくは第一種特定施設開設者若しくは

の日から五年を経過しないもの

- ト 法人である商品取引所の会員等又は商品取引所に相当すト 法人である商品取引所の会員等が第百六十条第一項の規定又はこれの外国の施設の会員等が第百六十条第一項の規定又はこれた場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内れた場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないもの
- 員でその解任の日から五年を経過しないもの相当する外国の法令の規定による命令により解任された役第四項若しくは第二百三十六条第二項の規定又はこれらに第百五十九条第三項、第百六十条第一項、第百八十六条
- を受けた後一年を経過しない者れに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令れに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令又はこん 第三百二十八条第一項の規定による裁判所の命令又はこ
- 会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者
- のでその法定代理人がイからヌまでのいずれかに該当するもでその法定代理人がイからヌまでのいずれかに該当するも、 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項につする者のあるもの 法人でその役員のうちにイからルまでのいずれかに該当

いて虚偽の記載があるとき。

- 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設工物の正とを同号の基準とし、当該生物取引を公正かつ円滑請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は商品市場の開設で第三号の基準の適用は、当該存続期間又は商品市場の開設で第三号の基準の適用は、当該存続期間又は商品市場の開設で第三号の基準の適用は、当該存続期間又は商品市場の開設を表する。
- 主務大臣は、第三百五十二条(第三号に係る部分に限る。)

- ば、第九条の許可をしてはならない。の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなけれ
- 5 主務大臣は、第九条の許可の申請が第一項各号に適合してい はならない。
- 取を行うことを要しない。 正当な理由がないのに意見の聴取に応じないときは、意見の聴6 前項の場合において、主務大臣は、意見の聴取をされる者が
- らない。 取する事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければな取する事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければな主務大臣は、第五項の通知をする場合においては、意見を聴
- 認めるときは、この限りでない。 ただし、主務大臣が意見の聴取をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると 第五項の意見の聴取は、公開により行わなければならない。
- 出頭を求めて鑑定をさせることができる。は参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人にめるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくめるときは、第五項の意見の聴取を行うため必要があると認

10

- ない。

 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設はいる。)の規定による公示があつた日から四月以内に、申請があつた場合においては、第三百五十二条(第三号に係る部期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申
- は、その期間満了の日に第九条の許可があつたものとみなす。11 主務大臣が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたとき

(成立の時期及び届出)(平一六法四三・全改)

2 会員商品取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣に

その旨を届け出なければならない。

(理事長への事務引継)(平一六法四三・全改)

第十七条 発起人は、第九条の許可があつたとき(第十五条第十 事長に引き継がなければならない。 一項の規定による場合を含む。)は、遅滞なく、その事務を理

(会社法の準用) (平一七法八七・全改)

第十八条 会社法第五十三条から第五十六条までの規定は、 商品取引所の発起人について準用する。

四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除 読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定 第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と く。)の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴 えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百

及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条 百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十 (第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)

3

(責任追及等の訴えの提起の請求方法) (平一八農水経産令三

第三条の二 法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二 項において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十 掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法に よる提供とする。 六号)第八百四十七条第一項の主務省令で定める方法は、次に

- 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)(平一八農水経産令三・

第三条の三 法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二 項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の 出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。 主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提

請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

した資料を含む。)

会員商品取引所が行った調査の内容(次号の判断の基礎と

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合におい 定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、 その理由 て、責任追及等の訴え(会社法第八百四十七条第一項に規

立の無効の訴えについて準用する。 九条まで並びに第八百四十六条の規定は、 (役員又は会員の氏名等の変更)(平一六法四三・全改) 会員商品取引所は、第十四条第一項第四号又は第五号 会員商品取引所の設

で定める書類を添付しなければならない。 を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。 に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令

るもの(官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前 三月以内に作成されたものに限る。)とする。 法第十九条第二項の主務省令で定める書類は、 次に掲げ

- 項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号 国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二 号イ及び口に該当しない旨の官公署の証明書(その者が外 住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一 イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、その者の
- 二 変更の届出が新たに会員となった者に係るときは、その者 のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからヲまで の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の その者の純資産額に関する調書 法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には 係る会員商品取引所が開設する一以上の商品市場において に法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約 所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごと 会員となった日前三十日以内に様式第一号により作成した
- 三 変更の届出が会員が取引をする商品市場における上場商品 様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書 法により決済を行う場合には変更の届出日前三十日以内に 又は上場商品指数の追加に係るときは、その者が取引をす することを誓約する書面及び法第百五条第一号に掲げる方 る商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当

(設立の登記)

(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改

- 23 -

正

第二十条 2 前項の登記には、 ればならない た日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなけ 会員商品取引所の設立の登記は、第九条の許可があつ 次に掲げる事項を登記しなければならな

目的

三 二 名称

兀 事務所の所在地

存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事

公告方法

六

五.

出資の総額

七

代表権を有する者の氏名、住所及び資格 出資一口の金額及びその払込みの方法

旨のものであるときは、次に掲げる事項 第十一条第六項の定款の定めが電子公告を公告方法とする

法務省令で定めるもの 定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて 電子公告により公告すべき内容である情報について不特

は、その定め 第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるとき

ければならない。 る事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しな 会員商品取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従た

3

(従たる事務所の設立の登記) (平一六法四三・全改)

第二十一条 会員商品取引所の成立後従たる事務所を設けたとき たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を は三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従 所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において は、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務 設けたことを登記しなければならない

2 管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の

従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)(平一六法四三・全改)

第二十二条 会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、第二十二条 会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に、第二十条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる 事務所を移転したときは、第二十二条 会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、第二十二条 会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、

足りる。事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる

(変更の登記)(平一六法四三・全改)

事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなけ事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなけ事は、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる第二十三条 第二十条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたと

3 第二十条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項の第二十条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項ののの所在地においては四週間以内に、従たる事規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了

七法八七・一部改正)(職務執行停止の仮処分等の登記)(平一六法四三・全改、平一

(登記の管轄) (平一六法四三・全改)

の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれら第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その事務所

2 各登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。 の支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

(設立の登記の申請)(平一六法四三・全改)

証する書面を添付しなければならない。 びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を二十六条 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並

(変更の登記の申請)(平一六法四三・全改)

(設立の無効の登記の手続)(平一七法八七・全改)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分第二十八条 会社法第九百三十七条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の設立の無効の訴えに係第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分

(商業登記法の準用)(平一七法八七・全改)

する。 項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものと

第二款 会員

(会員たる資格)(平一六法四三・全改)

第三十条 会員商品取引所の会員たる資格を有する者は、次に掲 げる者に限る。

業として行つている者 定款で定めるものを含む。次項において同じ。)の売買等を 該上場商品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物で 構成物品等の主たる原料若しくは材料となつている物又は当 当該会員商品取引所の上場商品構成物品等(当該上場商品

格の形成に資するものとして政令で定める要件に該当する者 前二号に掲げる者のほか、上場商品構成物品等の公正な価

> ・一部改正) (会員の資格の要件)(平一一政八〇・全改、平一六政二五九

| 第三条 法第三十条第一項第三号の政令で定める要件は、 号のいずれかに該当することとする 次の各

- る登録その他の行政処分を含む。) を受けている者である 当該外国の法令の規定による同種の許可(当該許可に類す において法第百九十条第一項の規定による許可に相当する しくは代理を引き受ける業務を営むことについて当該外国 る取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若 商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似す
- 二 当該商品取引所の上場商品構成物品等について店頭商品先 二項の規定による届出をした者であること。 物取引を営業として行うことについて法第三百四十九条第
- 三次のいずれかに該当する者であること。

- 項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律 国証券会社 (昭和四十六年法律第五号) 第二条第二号に規定する外 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九
- 信用金庫及び信用金庫連合会
- 法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行 信用協同組合及び中小企業等協同組合法 (昭和二十四年

「有真り場合において、目売くが放くめるときは、そり目売くの日から三月を経過する日までに、被相続人が前項第一号に該当する者であつた場合には被相続人が取引をしていた商品市場当する者であつた場合には被相続人が取引をしていた商品市場の死亡の時から三月を経過する日までに、被相続人が前項第一号に該の日から三月を経過する日までに、被相続人が前項第一号に該の元とき、被相続人が高項第一号に該の日から三月を経過する日までに、被相続人が被相続人の死亡の元

項の規定を適用する。 全員の同意をもつて選定された一人の相続人に対してのみ、同全員の同意をもつて選定された一人の相続人に対してのみ、同

(欠格条件) (平一六法四三・全改)

当する者は、会員となることができない。 第三十一条 第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該

人と同一の法人とみなす。(第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びヲに係る部分に(第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びヲに係る部分に

(出資) (平一六法四三・全改)

第三十二条 会員は、出資一口以上を持たなければならない。

出資は、金銭以外の財産ですることができない。

2

4 会員商品取引所の債務に対する会員の責任は、第三十四条の3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

う協同組合連合会

- 労働金庫及び労働金庫連合会
- 農林中央金庫
- 商工組合中央金庫
- 組合連合会条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十
- 第七項に規定する外国保険会社等保険会社及び保険業法(平成七年法律第百五号)第二条

IJ

第六十六号)第二条第八項に規定する商品投資顧問業者商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律

ヌ

額の負担のほか、その出資額を限度とする。規定による経費の負担及び第四十五条第三項の規定による損失

∓女王〉 **(議決権及び選挙権)**(平一六法四三・全改、平一七法八七・一

2

を有する者でなければ、代理人となることができない。を行うことができる。この場合においては、定款で定める資格のた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権つよ員は、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知のあ

り行うことができる。 をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法によをもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法による書面

みなす。 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者と

る。 代理権を当該電磁的方法により証明することができたえて、代理権を当該電磁的方法により証明することが定款で定められているときは、当該書面の提出にければならない。この場合において、電磁的方法により議決権ければならない。この場合において、電磁的方法により議決権

(経費の賦課)(平一六法四三・全改)

員に経費を賦課することができる。第三十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、会

用する。
2 第三十二条第五項の規定は、前項の経費の払込みについて準

(加入) (平一六法四三・全改)

ものは、その会員商品取引所成立の時に会員となる。 ようとする者でその引き受けた出資の全額の払込みが終了した第三十五条 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入し

| 2 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとす

第五条 削除

込みを取り消したものとみなす。終了しない者については、会員商品取引所成立の時に加入の申る者で会員商品取引所成立の時までに前項に規定する払込みを

- 3 成立後の会員商品取引所に加入しようとする者は、定款で定 成立後の会員商品取引所に加入しようとする者は、定款で定 成立後の会員商品取引所が加入 金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時又は 会員の持分の全部若しくは一部の譲受け及び会員商品取引所が加入 会員の持分の全部若しくは一部の譲受け及び会員商品取引所が加入 は が しょうとする者は、定款で定 に 会員となる。
- 人を拒んではならない。 所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加ま、会員商品取引所は、会員たる資格を有する者が会員商品取引

(持分の譲渡)(平一六法四三・全改)

- は、加入の例によらなければならない。
 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするとき
- を承継する。 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利及び義務

3

2

(持分の承継) (平一六法四三・全改)

第三十七条 会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺第三十七条 会員が死亡した場合において、承をおは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についてのときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についてのときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についてのときは、その相続人又は受遺第三十七条 会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺

る。 お分についての被承継人の権利及び義務を承継することができつき会員商品取引所の承諾を得て、被承継人の持分並びにそのする者であるときは、その者は、定款で定める期間内に加入にする員が死亡した場合において、相続人等が会員たる資格を有る。

等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。 4 第一項又は第二項の場合において、相続人等が数人あるときは、被承継人の死亡の時において会員になつたものとみなす。 は、での相続人等全員の同意をもつて選定された一人の相続人 第一項又は第二項の場合において会員になったものとみなす。 は、その相続人等が被承継人の持分並びにその持分 3 前項の規定により相続人等が被承継人の持分並びにその持分

(持分の共有禁止)(平一六法四三・全改)

第三十八条 会員は、持分を共有することができない。

(取引に係る権利及び義務の承継)(平一六法四三・全改)

(会員たる地位の承継)(平一六法四三・全改)

又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。第四十条 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人

(任意脱退) (平一六法四三・全改)

を脱退することができる。 第四十一条 会員は、三十日前までに予告して、会員商品取引所

その期間は、一年を超えることができない。 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、

(当然脱退) (平一六法四三・全改)

一 第三十条第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたのほか、次に掲げる事由によつて脱退する。第四十二条 会員は、前条及び第四十四条第一項に規定する場合

- 一その者が取引をする商品市場のすべてが第七十条の規定こと。
- より閉鎖されたこと。 一 その者が取引をする商品市場のすべてが第七十条の規定に

兀

五. 除名

(除名) (平一六法四三・全改)

第四十三条 会員の除名は、第九十九条第五項の規定によつてす 六十一条に定める会員総会の決議によつてするものとする。 る場合及び第百六十条第一項の規定による主務大臣の命令によ つてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第 前項の場合においては、 会員商品取引所は、その会員総会の

会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を を与えなければならない。 記載した書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会

つてその者に対抗することができない (持分の差押えによる脱退)(平一六法四三・全改、平一七法八 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをも

第四十四条 会員の持分を差し押さえた債権者は、その会員を脱 退させることができる。ただし、会員商品取引所及び会員に対 し三十日前までに予告しなければならない。

七・一部改正)

し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失 前項ただし書の予告は、同項の会員が、同項の債権者に対

2

ても、その効力を有する。 会員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対し

3

(持分の払戻し)(平一六法四三・全改)

第四十五条 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その

員商品取引所の財産によつて定める。 持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における会

2

担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。 は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負 つて債務を完済することができないときは、会員商品取引所 前項の持分を計算するに当たり、会員商品取引所の財産をも

3

4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わな

- 32 -

いときは、時効によつて消滅する。

る。 は、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができは、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる 脱退した会員が会員商品取引所に対する債務を完済するまで

第三款 機関

(役員) (平一六法四三・全改)

第四十六条 会員商品取引所に、次の役員を置く。

理事長 二人2

二人以上

(理事長及び理事の権限)(平一六法四三・全改)

理する。 理事長は、会員商品取引所を代表し、その事務を総

- きは、理事長及び理事の過半数で決する。 会員商品取引所の事務の執行は、定款に別段の定めがないと

(監事の権限) (平一六法四三・全改)

第四十八条 監事は、会員商品取引所の事務を監査する。

- し、会員総会にその意見を報告しなければならない。監事は、理事長が会員総会に提出しようとする書類を調査

3

(役員の欠格条件) (平一六法四三・全改)

当する者は、会員商品取引所の役員となることができない。第四十九条 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該

2 会員商品取引所の役員が前項に規定する者に該当することと

なつたときは、その職を失う。

(役員の選任)(平一六法四三・全改)

おいて、会員になろうとする者が選挙する。て、会員が選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会にて、会員が選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会におい第五十条 会員商品取引所の役員は、次項の規定により選任され

の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。 2 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数

(会員商品取引所と役員との関係) (平一七法八七・追加)

規定に従う。第五十条の二 会員商品取引所と役員との関係は、委任に関する

(役員の任期)(平一六法四三・全改)

第五十一条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間

えることができない。会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超い設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総

2

(仮理事及び仮監事) (平一六法四三・全改)

任することができる。 において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選第五十二条 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がない場合

(理事長及び理事の責任)(平一六法四三・全改)

責めに任ずる。 事長又は理事は、会員商品取引所に対して連帯して損害賠償の第五十三条 理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理

第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。は、会員総会の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたとき

2

(役員の解任の請求)(平一六法四三・全改)

後員は、その職を失う。 で会員の三分の二以上の同意があつたときは、その請求に係る所会員の三分の二以上の同意があつたときは、その請求に係るの解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する会員総会において、その請求につき、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役

を請求するときは、この限りでない。
令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法監事の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は

を理事長に提出してしなければならない。第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面

3

ればならない。
お一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、第一項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、第一項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、

について準用する。第五十九条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合

(役員の兼職禁止) (平一六法四三・全改)

地位を占めてはならない。 第五十五条 会員商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の

理事長又は理事は、その者が理事長又は理事と兼ねてはなら員商品取引所の使用人又は理事長若しくは理事と兼ねてはなら員商品取引所の監事と、監事は、その者が監事となつている会理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となっている会

(理事の自己契約等の禁止)(平一六法四三・全改

長又は理事との訴訟についても、また同様とする。は、監事が会員商品取引所を代表する。会員商品取引所と理事第五十六条 会員商品取引所が理事長又は理事と契約をするとき

八七・一部改正) (定款等の備置き及び閲覧等)(平一六法四三・全改、平一七法

第五十七条 会員商品取引所は、定款及び業務規程を会員商品取第五十七条 会員商品取引所は、定款及び業務規程を会員商品取

- い。

 「、その謄本を五年間従たる事務所に備え置かなければならなに、その謄本を五年間従たる事務所に備え置かなければならなる。
- は記録しなければならない。3 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載し、又
- 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 一 加入年月日
- 出資口数、出資金額及びその払込年月日
- 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

兀

- 商品取引員であるときは、許可年月日
- 会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。る。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ
- 第一項又は第二項の書面の閲覧の請求
- 第一項又は第二項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求がされているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主一 第一項又は第二項の書面の作成に代えて電磁的記録の作成

経産令三・全改)

に表示する方法とする。 に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面次条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次

- 十三条第三項において準用する場合を含む。) 法第五十七条第四項第三号(法第七十七条第二項及び第九
- 法第六十八条の二第三項第三号
- 法第百二十三条第二項第三号
- 法第百二十五条第二項第三号

兀

- 法第百四十四条第二項第三号
- 法第百四十四条の二第六項第三号

七六五

法第百四十四条の四第五項第三号

法第百四十四条の三第二項第三号

法第百四十四条の五第二項第三号

九八

- 法第百四十四条の十一第三項第三号
- 二 法第百四十四条の十九第三項第三号 法第百四十四条の十二第二項第三号

兀 項を記載した書面の交付の請求 主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて

正当な理由がないのにこれを拒んではならない 会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、

(会社法等の準用)(平一七法八七・全改)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理 規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事につ 事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八 四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第 の責任を追及する訴えについて、民法(明治二十九年法律第八 百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並 長又は理事が」と、 いて、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十 五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条の 十九号)第五十五条並びに会社法第三百四十九条第四項及び第 びに第八百五十一条を除く。)の規定は理事長、理事及び監事 項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事 「他の役員等も」とあるのは「監事も」

(電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法)

(平一八農水経産令三・全改)

第七条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める電磁的方法 定めるものとする。 は、第二条の三第一項各号に掲げるもののうち、商品取引所が

- 十三条第三項において準用する場合を含む。 法第五十七条第四項第四号(法第七十七条第二項及び第九
- 法第六十八条の二第三項第四号
- 法第百二十三条第二項第四号
- 法第百二十五条第二項第四号
- 法第百四十四条の二第六項第四号 法第百四十四条第二項第四号

七六

五. 兀

法第百四十四条の四第五項第四号 法第百四十四条の三第二項第四号

八

- 法第百四十四条の五第二項第四号
- 法第百四十四条の十一第三項第四号 法第百四十四条の十二第二項第四号
- 法第百四十四条の十九第三項第四号

- 37 -

的読替えは、政令で定める。るのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあ

(会員総会の招集)(平一六法四三・全改

一回通常会員総会を招集しなければならない。 第五十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度

により、いつでも臨時会員総会を招集することができる。理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところ

3

- らない。

 会員が総会員の五分の一以上の者の同意をもつて、会議の目の五分の一以上の者の同意をもつて、会議に提出しましたときは、理事長は、その請求があった日から二十日以内に、臨時会員総会を招集しなければな
- は、当該書面を提出したものとみなす。

 は、当該書面を提出したものとみなす。

 は、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することがで定められているときは、同項の規定による書面の提出に定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に定款で定められているときは、同項の規定により議決権を行うことが前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが
- された時に当該理事長に到達したものとみなす。事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がより行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理が項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)に

5

- ・ 前項の場合において、監事の職務を行う者がないとき、又は監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないときは、第三監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないとき、又は
- だし、第二項、第三項、第六項及び前項に規定する招集につい対して、書面をもつて招集の通知を発しなければならない。た8 会員総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に

経産令三・一部改正) (法第五十九条第五項の主務省令で定める方法) (平一八農水

の三第一項第二号に掲げる方法とする。 第八条 法第五十九条第五項の主務省令で定める方法は、第二条

ては、定款でこの期間を短縮することができる。

9 なければならない。 前項の通知には、 会議の目的たる事項を記載し、 又は記録し

10 得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合 知の発出に代えて、 において、当該通知を当該電磁的方法により発した会員総会を 招集する者は、 会員総会を招集する者は、第八項の規定による書面による通 同項の規定による書面による通知を発したもの 政令で定めるところにより、 会員の承諾を

(会員総会の招集の通知に係る電磁的方法) (平一六政二五九

全改、平一八政一八〇・一部改正

第四条 会員総会を招集する者は、法第五十九条第十項の規定に 方法による承諾を得なければならない。 務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該会員に対し、 より電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、主 その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的

員が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでな の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該会 知を受けない旨の申出があつたときは、当該会員に対し、招集 会員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通 前項の規定による承諾を得た会員総会を招集する者は、当該

(承諾の手続において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

(平一八農水経産令三・一部改正)

第九条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類 及び内容は、次に掲げる事項とする。

使用するもの 第二条の三第一項イ又は口に掲げる方法のうち、送信者が

二 ファイルへの記録の方式

(会員総会の決議事項) (平一六法四三・全改)

第六十条 この法律に特別の定めがあるもののほか、 事項は、会員総会の決議を経なければならない 次に掲げる

- 定款の変更
- 二 貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び 損失処理案の承認
- 経費の賦課及び徴収の方法
- 五. 合併

兀 三

解散

- 会員の除名

t

その他定款で定める事項

(会員総会の特別決議事項) (平一六法四三・全改)

第六十一条 前条第一号及び第四号から第六号までに掲げる事項 多数による決議を経なければならない。 は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の

(会員総会の議事)(平一六法四三・全改

第六十二条 会員総会の議事は、この法律又は定款に特別の定め がある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、会員総会において選任する。
- 3 議長は、会員として会員総会の決議に加わる権利を有しな
- し、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。 じめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただ4 会員総会においては、第五十九条第八項の規定によりあらか
- 5 会員総会の議事録には、出席した監事も署名しなければなら

(延期又は続行の決議)(平一七法八七・追加)

ない。 議があつた場合には、第五十九条第八項本文の規定は、適用し第六十二条の二 会員総会においてその延期又は続行について決

(議事録)(平一七法八七・追加)

ところにより、議事録を作成しなければならない。 第六十二条の三 会員総会の議事については、主務省令で定める

(議事録)(平一八農水経産令三・追加)

作成については、この条の定めるところによる。 第九条の二 法第六十二条の三の規定による会員総会の議事録の

- ければならない。 会員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しな
- ければならない。 会員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでな
- における当該出席の方法を含む。)理事長、理事、監事又は会員が会員総会に出席をした場合理事長、理事、監事又は会員が会員総会に出席をした場合
- 二 会員総会の議事の経過の要領及びその結果
- 法第四十八条第三項による監事の意見の概要

Ξ

- 会員総会に出席した理事長、理事又は監事の氏名
- 議長の氏名

六 五 四

議事録の作成に係る職務を行った理事長又は理事の氏名

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、

第八百三十

(会社法の準用) (平一七法八七・全改)

四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三

十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十

所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとす 規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各 用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに 決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準 第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、会員総会の 本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引 号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、 七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条

第四款

(損失てん補準備金)(平一六法四三・全改)

第六十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、 事業年度の剰余金の百分の十以上を損失てん補準備金として積六十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、毎 み立てなければならない。 取

り崩してはならない。 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、

2

(剰余金の配当禁止)(平一六法四三・全改

第六十五条 会員商品取引所は、剰余金の分配をしてはならな

(決算関係書類等の作成)(平一七法八七・全改)

第六十六条 会員商品取引所は、主務省令で定めるところによ り、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余 を作成しなければならない。 金処分案又は損失処理案(以下 「決算関係書類等」という。)

2 る。 決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成することができ

(会計慣行のしん酌) (平一八農水経産令三・全改)

第十条 次条から第二十六条までの規定の用語の解釈及び規定の その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。 適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

第十条の二 法第六十六条第一項の決算関係書類等については、 次条から第二十条までに定めるところによる。 (決算関係書類等の記載事項等) (平一八農水経産令三・追加)

(貸借対照表の原則) (平一八農水経産令三・一部改正)

第十一条 貸借対照表は、会員商品取引所の財産状態を明らかに を正しく表示するものでなければならない。 純資産を記載し、又は記録し、会員その他の利害関係者にこれ するため、事業年度の終わりにおけるすべての資産、負債及び

(貸借対照表の様式)

第十二条 貸借対照表の様式は、勘定式によるものとする。

(貸借対照表の区分)(平一八農水経産令三・全改)

第十三条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなけれ として、出資の部の名称を用いることができる。 ばならない。ただし、必要がある場合には、純資産の部の名称

- 一資産
- 二負債

三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は 負債を示す適当な名称を付さなければならない。

(資産の部の区分)(平一八農水経産令三・全改)

第十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならな く。)は、適当な項目に細分しなければならない。 い。この場合において、各項目(第二号に掲げる項目を除

- 一 流動資産
- 二 固定資産
- 三 繰延資産
- ければならない。 らない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しな 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければな
- 有形固定資産
- 無形固定資産
- 三 投資その他の資産
- 3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するも のとする。

一次に掲げる資産

流動資産

イ 現金及び預金(一年内に期限の到来しない預金を除

のを除く。)をいう。) て発生する取引をいう。以下この条から第十六条の八ま 一年内に弁済を受けることができないことが明らかなも 債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で でにおいて同じ。)に基づいて発生した手形債権(破産 ための営業活動において、経常的に又は短期間に循環し 受取手形(通常の取引(会員商品取引所の事業目的の

ハ 売掛金 (通常の取引に基づいて発生した事業上の未収 金(当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生 当該未収金を除く。)をいう。) ことができないことが明らかなものである場合における 債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受ける

売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証

製品、副産物及び作業くず

の不動産を含む。)

商品(販売の目的をもって所有する土地、

建物その他

半製品(自製部分品を含む。)

原料及び材料(購入部分品を含む。)

仕掛品及び半成工事

消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であ

って、相当な価額以上のもの 金を除く。)をいう。) きないことが明らかなものである場合における当該前渡 他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることがで 前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金(当該

前払費用であって、一年内に費用となるべきもの

未収収益

次に掲げる繰延税金資産

(1) 関連する繰延税金資産 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に

特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であ

って、一年内に取り崩されると認められるもの

その他の資産であって、一年内に現金化できると認め

二 次に掲げる資産(ただし、イからトまでに掲げる資産につ いては、事業の用に供するものに限る。) 有形固定資産

イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備 坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物を 構築物(ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、

ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等 いう。)

船舶及び水上運搬具

の搬送設備その他の付属設備

鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具

へ 工具、器具及び備品(耐用年数一年以上のものに限

ト 土地

る。)

チ 建設仮勘定(イからトまでに掲げる資産で事業の用に

供するものを建設した場合における支出及び当該建設の

目的のために充当した材料をいう。)

その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資

次に掲げる資産 無形固定資産

産とすべきもの

特許権

借地権(地上権を含む。)

商標権

実用新案権

鉱業権 意匠権

漁業権(入漁権を含む。)

ソフトウェア

産とすべきもの その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資

次に掲げる資産 投資その他の資産

関係会社(会社計算規則(平成十七年法務省令第十三

ない有価証券当する株式を除く。以下同じ。)その他流動資産に属し当する株式を除く。以下同じ。)その他流動資産に属し条の六において同じ。)の株式(売買目的有価証券に該号)第二条第三項第二十三号の関係会社をいう。第十六

出資金

ハ 長期貸付金

- ニ 次に掲げる繰延税金資産
- 資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連す(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の
- ② 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産である繰延税金資産
- その他の資産であって、投資その他の資産に属する資って、一年内に取り崩されると認められないもの
- その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無産とすべきもの
- 五 繰延資産として計上することが適当であると認められるも形固定資産又は繰延資産に属しないもの

繰延資産

- じ。)。 日をいう (以下この条から第十六条の八までにおいて同日をいう (以下この条から第十六条の八までにおいて同表の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の4 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照
- 日。以下同じ。)の翌日末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その二 事業年度に係る貸借対照表 事業年度の末日(事業年度の一 成立の日における貸借対照表 会員商品取引所の成立の日

(負債の部の区分)(平一八農水経産令三・全改)

ばならない。い。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなけれい。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならな第十五条(負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならな

二 固定負債

一流動負債

のとする。 2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するも

次に掲げる負債 流動負債

- いう。)
 イ 支払手形(通常の取引に基づいて発生した手形債務を
- う。 ハ 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金をい
- ニ 引当金(資産に係る引当金及び一年内に使用されないう。)

と認められるものを除く。)

- 般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一
- へ 未払費用
- 卜 前受収益
- チ 次に掲げる繰延税金負債
- 関連する繰延税金負債(1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に
- って、一年内に取り崩されると認められるもの② 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であ

リ その他の負債であって、一年内に支払又は返済される

二 次に掲げる負債 固定負債と認められるもの

社債

- 口 長期借入金
- ニ 次に掲げる繰延税金負債
- 資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連す(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の
- って、一年内に取り崩されると認められないもの② 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であ

る繰延税金負債

- ホ のれん
- その他の負債であって、流動負債に属しないもの

(純資産の部の区分)(平一八農水経産令三・全改)

会員出資の名称を用いることができる。 ない。ただし、必要がある場合には、会員資本の名称として、第十六条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければなら

- 会員資本
- 二 評価・換算差額等
- ことができる。
 らない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分する
 会員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければな
- 一出資金
- 加入金
- 資本剰余金
- 法定準備金

四 三

利益剰余金

五.

な名称を付した項目に細分しなければならない。

評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当

二 繰延ヘッジ損益

一 その他有価証券評価差額金

土地再評価差額金

(貸倒引当金等の表示)(平一八農水経産令三・追加)

第十六条の二 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合の第十六条の二 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のの資産に対する控除項目として、貸倒引当金にか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金にか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金にか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金にか、当該各資産に係る引当金は、次項の規定による場合の第十六条の二 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合の第十六条の二 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合の

(有形面定資金こ対する咸価賞切累計額の表示)(平一八農水石の控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

経産令三・追加)

第十六条の三 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項

の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する

- 47 -

として一括して表示することを妨げない。ばならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しなけれ

産の金額として表示することができる。資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定

経産令三・追加)

形固定資産の金額として表示しなければならない。 及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有子の控除後の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額から直接控除しているときは、計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、計額を当該有形固定資産の金額として表示しなければならない。

- を妨げない。
 を妨げない。
 を妨げない。
 を妨げない。
 を妨げない。
 を妨げない。
 を妨げない。
 を妨げない。
 を妨げない。
 を妨げない。
- 表示することができる。
 表示することができる。
 表示することができる。

(無形固定資産の表示) (平一八農水経産令三・追加)

ならない。
の控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければの控除残高を当該各無形固定資産の金額から直接控除し、そ損失累計額は、当該各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損第十六条の五 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損

(関係会社株式等の表示)(平一八農水経産令三・追加)

関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。第十六条の六 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は

(繰延税金資産等の表示)(平一八農水経産令三・追加)

示しなければならない。
近税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表値に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰第十六条の七 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負

はならない。 固定資産に属する繰延税金資産又は固定負債に表示しなけれては繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産繰延税金資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する

(繰延資産の表示) (平一八農水経産令三・追加)

して表示しなければならない。 産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額と第十六条の八 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資

(損益計算書の原則)

く表示するものでなければならない。 するため、一会計期間に属するすべての収入とすべての支出と第十七条 損益計算書は、会員商品取引所の収支状況を明らかに

(平一八農水経産令三)

第十八条 削除

(損益計算書の区分等)

名称を付した科目に細分しなければならない。 あってはその性質、支出にあってはその目的に従って、適当な第十九条 損益計算書には収入の部及び支出の部を設け、収入に

又は記録しなければならない。

 前項の支出の部には、当期剰余金又は当期損失金を記載し、

(業務報告書) (平一八農水経産令三・一部改正)

業務の概要

- 取引及び市況の概要
- 三 会議の概要

会員に関する事項

兀

(会計帳簿の作成) (平一八農水経産令三・全改)

第二十一条 会員商品取引所は、次項及び次条から第二十六条ま

でに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成し

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければな なければならない。

(資産の評価) (平一八農水経産令三・全改)

- 第二十二条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段 ればならない。 の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなけ
- 2 償却すべき資産については、事業年度の末日において、相当 の償却をしなければならない。
- 当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める 価格を付さなければならない。 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において
- すると認められるものを除く。) く低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著し 事業年度の末日におけ
- 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生 価から相当の減額をした額 じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原
- 除しなければならない。 おいてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日に
- 他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができ 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時

- 管管事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い
- 期保有目的の債券を除く。) 市場価格のある資産(子会社及び関連会社の株式並びに満
- 時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその

(負債の評価) (平一八農水経産令三・全改)

- うない。の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければな第二十三条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段
- の時価又は適正な価格を付すことができる。
 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時
- 引当金を含む。) の発生に備えて、その含む。以下この号において同じ。) の発生に備えて、その含む。以下この号において同じ。) の発生に備えて、その会む。以下この号において同じ。) の発生に備えて、その
- 、き引当金をいう。)をする場合における事業年度の末日において繰り入れるをする場合における事業年度の末日において繰り入れる退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給退職一時金、退職給付引当金(使用人が退職した後に当該使用人に
- 場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる」返品調整引当金(常時、販売する棚卸資産につき、当べき引当金をいう。)
- 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債

当金をいう。)

時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその

(出資金の額) (平一八農水経産令三・全改)

第六十条の七まで及び第六十条の九から第六十条の十一までの第二十四条 会員商品取引所の出資金の額は、第六十条の五から

上するものと定めた額が増加するものとする。該各号に定める額の範囲内で会員商品取引所が出資金の額に計規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当

- て得た額(零未満である場合にあっては、零)びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額の合計額を減じの債権が資産として計上されていた場合を除く。) イ及会員が出資の履行をした場合(履行をした出資に係る次号
- 当家会員が愛丁しと出資こより会員商品取引所に対し財産に該当する場合における当該財産を除く。)の価額払込み又は給付がされた財産(当該財産がロに規定する払誘会員が履行した出資により会員商品取引所に対し
- 込み又は給付の直前の帳簿価額の合計額 当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し 当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し 当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し 当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し 当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し
- めた額 出致の履行の受領に係る費用の額のうち、会員商の 当該出資の履行の受領に係る費用の額のうち、会員商
- た場合 当該債権の価額 請求する権利に係る債権を資産として計上することと定め二 会員商品取引所が会員に対して出資の履行をすべきことを
- 《通新品文―千)出版会)頁は、て)子子に掲げら場合に表の額とするものと定めた場合 当該資本剰余金の額の全部又は一部を出資金
- 一 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをすり、当該各号に定める額が減少するものとする。会員商品取引所の出資金の額は、次の各号に掲げる場合に限
- 出資につき出資金の額に計上されていた額以下の額に限で、出資金の額から減ずるべき額と定めた額(当該会員ので、出資金の額から減ずるべき額と定めた額(当該会員の当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の拡戻しをする場合 当該脱退する会員の出資につき出資金の額に計上

る。)

権を資産として計上しないことと定めた場合 当該債権に三 会員商品取引所が資産として計上している前項第二号の債

つき出資金に計上されていた額

- ものと定めた額に相当する額の額とするものと定めた場合 当該資本剰余金の額とする (会員商品取引所が出資金の額の全部又は一部を資本剰余金)
- の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額損失のてん補に充てる場合 会員商品取引所が出資金の額

(資本剰余金の額)(平一八農水経産令三・全改)

- り、当該各号に定める額が増加するものとする。での規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限から第六十条の七まで及び第六十条の九から第六十条の十一ま第二十五条 会員商品取引所の資本剰余金の額は、第六十条の五
- 掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額の債権が資産として計上されていた場合を除く。) イに一 会員が出資の履行をした場合(履行をした出資に係る次号
- に掲げる額を減じて得た額・ 前条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額からハ
- 当該出資の履行に際して出資金の額に計上した額
- た場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額請求する権利に係る債権を資産として計上することと定め二 会員商品取引所が会員に対して出資の履行をすべきことを
- 前条第一項第二号に定める額
- 当該決定に際して出資金の額に計上した額
- ものと定めた額 当該資本剰余金の額とする 会員商品取引所が出資金の額の全部又は一部を資本剰余金
- の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額1 損失のてん補に充てる場合 会員商品取引所が出資金の額

五 その他資本剰余金の額を増加させることが適切な場合

に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。 会員商品取引所の資本剰余金の額は、次の各号に掲げる場合

- る場合 当該脱退する会員の出資につき資本剰余金の額に 計上されていた額 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをす
- 二 会員商品取引所が会員に対して出資の払戻しをする場合 当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の価額から当該 出資金の額を減少する額を減じて得た額 出資の払戻しをする場合において前条第二項の規定により
- 三 会員商品取引所が資産として計上している前項第二号の債 権を資産として計上しないことと定めた場合 つき資本剰余金に計上されていた額 当該債権に
- と定めた額に相当する額 の額とするものと定めた場合 会員商品取引所が資本剰余金の額の全部又は一部を出資金 当該出資金の額とするもの
- 五 その他資本剰余金の額を減少させることが適切な場合

(利益剰余金の額) (平一八農水経産令三・全改)

- 第二十六条 会員商品取引所の利益剰余金の額は、第六十条の五 り、当該各号に定める額が増加するものとする。 での規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限 から第六十条の七まで及び第六十条の九から第六十条の十一ま 当期剰余金額が生じた場合 当該当期剰余金額
- 二 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをす る場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

(零未満である場合には、零)

- び資本剰余金の額に計上されていた額の合計額 当該持分の払戻しを受けた会員の出資につき出資金及
- 当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額
- 三 その他利益剰余金の額を増加させることが適切な場合 適
- 一 当期損失金額が生じた場合 当該当期損失金額 出資の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額に相当する額 に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。ただし、 会員商品取引所の利益剰余金の額は、次の各号に掲げる場合 利益剰余金の額からは控除しないものとする。

(決算関係書類等の提出等)(平一七法八七・全改)

(決算関係書類等の承認及び報告)(平一七法八七・全改)

く。) は、通常会員総会の承認を受けなければならない。第六十八条 決算関係書類等(財産目録及び業務報告書を除

ばならない。 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会に報告しなけれ

備え置かなければならない。 員総会の会日の二週間前の日から五年間、その主たる事務所に第六十八条の二 会員商品取引所は、決算関係書類等を、通常会

会員商品取引所は、決算関係書類等の写しを、通常会員総会でない。 会員商品取引所は、決算関係書類等が電磁的記録でかなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録でかなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録でかなければならない。ただし、決算関係書類等の写しを、通常会員総会でない。

> (零未満である場合には、零) る場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額二 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをす

イ 当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額

び資本剰余金の額に計上されていた額の合計額ロ 当該持分の払戻しを受けた会員の出資につき出資金及

当該合計額 及び口に掲げる額の合計額が零未満である場合に限る。) 三 会員が出資の履行をする場合(第二十四条第一項第一号イ

切な額 の他利益剰余金の額を減少させることが適切な場合 適

(電磁的記録の備置きに関する特則)(平一八農水経産令三・

- 3 会員及び会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならなは、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならなができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をすることて、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすること、 会員及び会員商品取引所の債権者は、会員商品取引所に対し
- 該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 法により表示したものの閲覧の請求は、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方は、当該電磁的記録に記録されて事項を主務省令で定める方決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているとき
- 項を記載した書面の交付の請求主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事」前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて

(貸借対照表の公告)(平一七法八七・追加

ければならない。 まり、通常会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しな第六十八条の三 会員商品取引所は、主務省令で定めるところに

第五款 解散及び清賞

第六十九条 会員商品取引所は、次に掲げる事由によつて解散す法四三))・全改、平一七法八七・一部改正)

- 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生
- 一会員総会の決議
- 該合併に限る。第七十一条及び第七十二条において同じ。) 合併(合併により当該会員商品取引所が消滅する場合の当
- 四 破産手続開始の決定
- 五 設立の許可の取消し
- 六 会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこ

(貸借対照表の公告)(平一八農水経産令三・追加)

において明らかにしなければならない。 る公告をする場合には、当期純剰余又は純損失の額を当該公告第二十六条の三 会員商品取引所が法第六十八条の三の規定によ

(一部の商品市場の閉鎖)(平一六法四三・全改)

の認可の申請をしなければならない。 引をする会員の数が十人以下となつたときは、前条第六号に掲引をする会員の数が十人以下となつたときは、前条第六号に掲第七十条 会員商品取引所は、その開設する商品市場において取

以) (平一六法四三(平一六法七六(平一六法四三))・全(清算人) (平一六法四三))・全

ときは、この限りでない。
ただし、会員総会において他人を選任したその清算人となる。ただし、会員総会において他人を選任した場開始の決定による解散の場合を除いては、理事長及び理事が第七十一条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手

(残余財産の分配)(平一七法八七・追加)

第七十一条の二 残余財産は、会員の出資口数に応じて分配しな 第七十一条の二 残余財産は、会員の出資口数に応じて分配しな

4枚) **(解散の登記)**(平一六法四三(平一六法七六(平一六法四三))・

以正) **(清算結了の登記)**(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部

第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十七第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十七年では、近日の水ののではにおいては三週間以内に、従たるのでは、近には、近には、近には、 第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十七年では、第七十七年では、第七十七年では、第七十七年では、第七十二年では、第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十七年では、第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したと

(解散の登記の申請)(平一六法四三・全改)

第七十四条 会員商品取引所の解散の登記の申請書には、解散の

い。 でき清算人であることを証する書面を添付しなければならなば事が清算人でない場合においては、会員商品取引所を代表す理事が清算人でない場合においては、会員商品取引所を代表すべき

てする。
2 会員商品取引所が主務大臣の設立の許可の取消しの処分によ
2 会員商品取引所が主務大臣の設立の許可の取消しの処分によ

・一部改正) ・一部改正)

あつたことを証する書面を添付しなければならない。七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認が第七十五条 第七十三条の規定による登記の申請書には、第七十

(会員商品取引所の合併の認可等)(平一六法四三(平一六法七 (会員商品取引所の合併を除く。)は、主務大臣の認可を第七十六条 会員商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併 (平一六法四三)・全改、平一七法八七・一部改正)

- 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生
- 会員総会の決議
- 破産手続開始の決定

と。 四 会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこ

(会社法等の準用等)(平一七法八七・全改

第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第七十七条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除

(会員商品取引所の合併に係る認可申請)

- 一 合併の理由を記載した書面
- 一 会員総会の議事録
- 直前事業年度の決算関係書類等

(財産目録) (平一八農水経産令三・追加)

は、この条の定めるところによる。 四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録について第二十七条の二 法第七十七条第一項において準用する会社法第

十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十五条、第四百九十二条第一項、第八百七十五条、第八百七十六条に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十二条(第四条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算につい条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算につい条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算につい条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算につい条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算につい条第二項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、

(会員商品取引所の清算人について準用する法及び会社法の規

定の読替え)(平一八政一八〇・追加)

清算人について法第五十五条第一項の規定を準用する場合にお第四条の二 法第七十七条第二項の規定により会員商品取引所の

前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格 を付すことが困難な場合を除き、法第七十七条第一項において 準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号に において準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号に において準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号に において準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号に において準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号に において準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号に において進用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。) を付すことが困難な場合を除き、法第七十七条第一項において において を付すことが困難な場合を除き、法第七十七条第一項において において は、その処分価格を である。)

2

できる。 できる。 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなけれ 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなけれ

一資産

二負債

三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表) (平一八農水経産令三・追加)

- ては、この条の定めるところによる。 四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表につい 第二十七条の三 法第七十七条第一項において準用する会社法第
- ない。 2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければなら
- 3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなける 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなけ
- 資産
- 二負債
- 三 純資産
- 4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の

並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百 み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め 務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるの 案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事 産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分 れぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財 は会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、そ 二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定 び第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第 六十一条、第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条及 七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第 「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条 一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読 2

- 3 会員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対 意見を求め、 又は調査を嘱託することができる。
- とができる。 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるこ
- 散の登記について準用する。 商業登記法第七十一条第一項の規定は、 会員商品取引所の解

5

4

第三節 株式会社商品取引所

(株式会社商品取引所の許可)(平一六法四三・全改)

第七十八条 株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣 の許可を受けなければならない

(許可の申請) (平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改

第七十九条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項 を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 商号
- 資本金の額
- 本店、支店その他の営業所の所在地

兀 \equiv 上場商品又は上場商品指数

> いては、同項中「会員商品取引所の役員」とあるのは「会員商 品取引所の清算人」と、「他の商品取引所の役員」とあるのは 「他の商品取引所の役員又は清算人」と読み替えるものとす

定を準用する場合においては、同条中「役員等が」とあるのは ついて会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十条の規 「監事」と読み替えるものとする。 「会員商品取引所の清算人が」と、 法第七十七条第二項の規定により会員商品取引所の清算人に 「他の役員等」とあるのは

五 役員の氏名及び住所

2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数六 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が

を添付しなければならない。理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類明現の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処

(許可の申請書の添付書類)(平一七農水経産令九・平一八農

の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請第二十八条 法第七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次

登記事項証明書

該当しないことを誓約する書面 二 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも

三 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

ルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イから役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し

当しないことを誓約する書面沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、

イ 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該商品次に定める者に該当することを誓約する書面 半数の者が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の過

して行っている者項第一号に規定する売買等をいう。以下同じ。)を業と市場における上場商品構成物品の売買等(法第十条第二

- 項第二号に規定する上場商品指数対象物品をいう。)の商品市場における上場商品指数対象物品(法第十条第二日場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該
- 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録

売買等を業として行っている者

- 確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類七 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の
- 引の取引量の見込みを記載した書面、開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取
- 適当である旨を明らかにすることができる書面は、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが九 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあって
- ることができる書面対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにす対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにす設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数を開き、二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開
- 常が発生した場合の対処方法を記載した書類所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場ー 商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使
- 「どうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書とうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書十二 その他法第八十条第一項に掲げる基準に適合しているか
- 類のほか、次に掲げる書類とする。
 なって定める書類は、前項各号(第六号を除く。)に掲げる書がいては、同条第二項の主務がいずの申請書を提出する場合においては、同条第二項の主務株式会社商品取引所になるため法第七十九条第一項の規定によれ、公社商品取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して
- 議した株主総会の議事録 一 従前の目的を変更して株式会社商品取引所になることを決
- 法務省令第十二号)第二条第三項第十二号(イに係る部分 二 直前事業年度の計算書類等(会社法施行規則(平成十八年

E) (許可の基準等)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改

準に適合していると認めるときは、許可をしなければならな第八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基

額以上のものであること。
許可申請者が株式会社でその資本金の額が政令で定める金

イ 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引をじ、それぞれ次に定める基準に適合していること。二 申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応

つ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場にしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、か

市場における上場商品指数対象物品の売買等を業として行市場における上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場において取り、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品であること。

つている者であること。

であること。 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ 申請に係る上場商品で、新聞の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当 場商品構成物品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該 場商品構成物品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正か

こと。 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて 上場商品権成物品の売買等を業として行つている者の取け、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取け、上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて

五 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開

(株式会社商品取引所の最低資本金の額)(平一六政二五九・

びその附属明細書に限る。)に規定する計算書類等をいう。以下同じ。)」

象となる物品の大部分が共通していること。設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対

- を有するものであること。

 ・許可申請者が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成
- 適合するように組織されるものであること。
 許可申請者が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に
- 次に掲げる機関を置くものであること。
- 取締役会
- 監査役会又は委員会

会計監査人

- してはならない。 主務大臣は、前項の規定にかかわらず、同条の許可をに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可を主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次の各号のいずれか
- 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項につヲのいずれかに該当する者であるとき。 許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又は

3

いて虚偽の記載があるとき。

があることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びとの他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の東京では、第一項第三号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、当該基準並びがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準がびいる。

設期限までの間について判断して行うものとする。に同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又は開

可について準用する。 4 第十五条第四項から第十一項までの規定は、第七十八条の許

(定款) (平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正)

各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録のければならない。

- 取引参加者に対する監査及び制裁に関する事項
- 項 務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事 一 商品市場外における取引参加者間の契約に対する定款、業
- 三 商品市場に関する次に掲げる事項

上場商品又は上場商品指数

上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類

取引の決済の方法

は記録するものとする。
期限を定めたときは、その存続期間又は開設期限を記載し、又期限を定めたときは、その存続期間又は商品市場の開設か、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設株式会社商品取引所の定款には、前項に規定する事項のほ

2

(株式会社商品取引所の取引参加者)(平一六法四三・全改)

格を与えることができる。 株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところに第八十二条 株式会社商品取場の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該株式会社商品取場の区分に応じ、当該各号に定める者に、次の各号に掲げる商品市第八十二条 株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところに

- 上場商品に係る商品市場 次に掲げる者
- 定款で定めるものを含む。)の売買等を業として行つてい該上場商品構成物品を主たる原料若しくは材料とする物で構成物品の主たる原料若しくは材料となつている物又は当当該商品市場における上場商品構成物品(当該上場商品
- 商品取引員

二五九・旧第五条繰下・一部改正)
(取引参加者の資格の要件)(平一一政八○・全改、平一六政

の関係に関し政令で定める要件に該当するものげる者であつて当該商品市場における上場商品構成物品とハ イ及びロに掲げる者のほか、第三十条第一項第三号に掲

二 上場商品指数に係る商品市場 次に掲げる者

イ

して行つている者というでは、対して行っている者で定めるものを含む。)の売買等を業と物又は当該上場商品指数対象物品を主たる原料若しくは材物とする物で定款で定めるものを含む。)の売買等を業と物とする物で定款で定めるものを含む。)の売買等を業と料とする物でである。

商品取引員

- 品との関係に関し政令で定める要件に該当するもの げる者であつて当該商品市場における上場商品指数対象物ハ イ及びロに掲げる者のほか、第三十条第一項第三号に掲
- ・ 合并を予告しらば、スは合并により設立されては、対策い。 のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならなのいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならな

2

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項

(取引参加者の地位の承継)(平一六法四三・全改)

地位を承継する。
する法人又は合併により設立された法人は、その取引参加者の第八十三条 取引参加者につき合併があつたときは、合併後存続

(取引資格の喪失) (平一六法四三・全改)

条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失することがで第八十四条 取引参加者は、三十日前までに予告して、第八十二

きる。

・ 育三を育一号に掲げる要件に変当する手であること。る要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。第六条 法第八十二条第一項第一号ハ及び第二号ハの政令で定め

- 第三条第一号に掲げる要件に該当する者であること。
- 条第二項の規定による届出をした者であること。品先物取引を営業として行うことについて法第三百四十九当該商品市場における上場商品構成物品等について店頭商
- こと。 第三条第三号イからヌまでのいずれかに該当する者である

- 2 し、その期間は、一年を超えることができない 前項の予告期間は、業務規程で延長することができる。ただ
- 3 由によつて、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資 格を喪失する。 取引参加者は、第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事
- たこと。 第八十二条第一項各号のいずれにも該当しないこととなつ
- 一 その者が取引をする商品市場のすべてが第九十五条の規定 により閉鎖されたこと。
- 三 死亡又は解散
- 取引資格の取消し

第八十五条 株式会社商品取引所は、第七十九条第一項第三号、 出書を主務大臣に提出しなければならない。 第五号又は第六号に掲げる事項(本店の所在地を除く。)につ いて変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届 (役員又は取引参加者の氏名等の変更)(平一六法四三・全改)

2 で定める書類を添付しなければならない。 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令

(役員又は取引参加者の氏名等の変更届出書の添付書類) 伞

八農水経産令三・一部改正)

第二十九条 法第八十五条第二項の主務省令で定める書類は、 の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。 に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、変更の届出

- る場合に応じ、それぞれ次に定める書面 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げ
- する書面 第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約 住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の
- 記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二 項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登

ハ 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合

- いことを誓約する書面 並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しな 第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書 該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条
- 変更の届出が新たに取引参加者となった者に係るときは、

(議決権の保有制限)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(株主第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(株主第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(来主部いて同じ。)の百分の五を超える議決権(取得又は保有の態様おいて同じ。)の百分の五を超える議決権(取得又は保有の態様おいて同じ。)の百分の五を超える議決権(取得又は保有の態様おいて同じ。)の百分の五を超える議決権(取得又は保有の態様おいて同じ。)の百分の五を超える議決権(取得又は保有しての条において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有しての条において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有しての条において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有しての条において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有しての条において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有している。

成したその者の純資産額に関する調書

成したその者の純資産額に関する調書

成したその者の純資産額に関する調書

成したその者の純資産額に関する調書

成したその者の純資産額に関する調書

成したその者の純資産額に関する調書

成したその者の純資産額に関する調書

第一号により作成したその者の純資産額に関する調書場商品又は上場商品指数の追加に係るときは、その者が取りをする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからことを誓約する書面及び法第百五条第一号に掲げる方法にことを誓約する書面及び法第百五条第一項第一号イからことを誓約する書面及び法第百五条第一項第一号イから引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イから引をする商品市場における上三変更の届出が取引参加者が取引をする商品市場における上三

る議決権から除く議決権)(平一八農水経産令三・一部改正)(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有す

に掲げる議決権とする。

- ものを除く。)
 ものを除く。)
 ものを除く。)
 ものを除く。)
 は保有する議決権とみなされるを営む者が自ら取得し、又は保有する議決権(法第八十六条第三式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第三式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第三式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第三
- 取引所の株式に係る議決権有する代理権に基づき取得し、又は所有する株式会社商品二 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその
- たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をしたに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当取引所の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品工 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品

2 象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超 保有することとなるときには、適用しない。 総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権を取得し、又は の他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所の えて、これを保有してはならない。 会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える部分の対 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合そ ただし、当該株式

> 号)第二条第九項に規定する証券会社をいう。別表第四に 項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したとき れるものを除く。) 信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなさ 条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定により当該 当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六 商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する 外国証券会社をいう。別表第四において同じ。)に委託し 法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する おいて同じ。)又は外国証券会社(外国証券業者に関する て行った場合に限る。)において当該取得をした株式会社 証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五

場合(当該株式会社商品取引所が会社法第百五十六条第一

相続人が遺産分割を了していないものに限る。)に係る議 純承認(単純承認をしたものとみなされる場合を含む。) 引所の株式(当該相続人(共同相続の場合を除く。)が単 若しくは限定承認をした日までのもの又は当該株式の共同 相続人が相続により取得し、又は所有する株式会社商品取

五 株式会社商品取引所が自己の株式の消却を行うために取得 又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権

(取得等の制限の適用除外)

第三十一条 法第八十六条第二項の主務省令で定める場合は、 に掲げる場合とする。

- 同じ。)の数に増加がない場合 第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において 保有する株式会社商品取引所の対象議決権(法第八十六条
- 二 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式会社商品取引 所の対象議決権を取得し、又は保有する場合
- 項第一号に掲げる行為により取得し、 う。)を営む者が業務として株式会社商品取引所の対象議 決権を取得し、又は保有する場合(証券取引法第二条第八 証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をい 又は保有する場合を

- 3 するものとみなす。 は、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有 次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用について
- 二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関 係にある者が株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又 は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保 を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権 又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限 式会社商品取引所の対象議決権を行使することができる権限 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、

有する対象議決権

(特別の関係)(平一六政二五九・追加、平一八政一八〇・一

第七条 法第八十六条第三項第二号の政令で定める特別の関係 は、次に掲げる関係とする。

- 保有者」という。)の関係 使することを合意している者(以下この条において「共同 は保有し、又は当該株式会社商品取引所の対象議決権を行 共同で株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、若しく
- 二 夫婦の関係
- 三 法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以 該法人(以下この条において「被支配法人」という。)と る者(以下この条において「支配株主等」という。)と当 おいて同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有してい 三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に い株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第 ができる事項の全部につき議決権を行使することができな 下この条及び第十九条第二号において同じ。)の議決権 ついての議決権を含む。以下この条及び第十九条第二号に (株式会社にあつては、株主総会において決議をすること

2 それぞれ当該法人の支配株主等とみなして前項の規定を適用す を超える議決権を保有している場合には、 共同保有者が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十 被支配法人とその支配株主等の他の被支配法人との関係 当該共同保有者は、

3

る議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該

夫婦が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超え

を取得し、又は保有する場合 営む者が当該業務として株式会社商品取引所の対象議決権 証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(発行済株式の総数等の縦覧) (平一六法四三・全改)

第八十七条 株式会社商品取引所は、主務省令で定めるところに 務省令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。 より、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の主

> 4 法人の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。 の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に 第一項の規定を適用する。 は、当該他の法人も、当該支配株主等の被支配法人とみなして 支配株主等とその被支配法人が合わせて他の法人の総株主等

(公衆縦覧の事項等)

第三十二条 法第八十七条の主務省令で定める事項は、当該株式 会社商品取引所の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数と

式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによ 又は総株主の議決権の数に変更があった場合における発行済株 ることができる。 株式の転換又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数

行済株式の総数をもって、第一項の発行済株式の総数とみなす において、その登記が行われるまでの間は、登記されている発 ことができる。 株式会社商品取引所の発行済株式の総数に変更があった場合

を本店に備えて置き、 なければならない。 株式会社商品取引所は、第一項に定める事項を記載した書面 その営業時間中これを公衆の縦覧に供し

(資本金の額の減少の認可申請)(平一八農水経産令三・全改)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本金の額を減少しよ

主務省令で定めるところにより、

主務大臣の

(資本金の減少の認可等)(平一六法四三・全改、平一七法八七

うとするときは、

・一部改正

認可を受けなければならない。

第三十三条 株式会社商品取引所は、法第八十八条第一項の規定 による資本金の額の減少について認可を受けようとするとき なければならない。 は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出し

- 資本金の額を減少する理由を記載した書面
- 二 資本金の額の減少の方法を記載した書類
- 三 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する

直前事業年度の貸借対照表

五. 兀 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告

2 きは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なけ ればならない。 株式会社商品取引所は、 その資本の額を増加しようとすると

一部改正) (仮取締役、仮監査役等) (平一六法四三・全改、平一七法八七

第八十九条 主務大臣は、株式会社商品取引所の取締役、代表取 合において、必要があると認めるときは、 締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行う者がない場 締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することが 仮取締役、仮代表取

二項及び第三項並びに第四百一条第三項及び第四項(同法第四 含む。)の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。 百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を 会社法第三百四十六条第二項及び第三項、第三百五十一条第

(主務大臣の嘱託登記) (平一六法四三・全改)

を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済 事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合 それがないことを証する書面 又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するお し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済 にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに (同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する

部について株券を発行していないことを証する書面 規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全 株券発行会社にあっては会社法第二百十九条第一項本文の

(資本金の額の増加の届出) (平一八農水経産令三・全改)

第三十四条 株式会社商品取引所は、法第八十八条第二項の規定 届出書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければ による資本金の額の増加について届出をしようとするときは、 ならない。

取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する

二 資本金の額の増加の方法を記載した書類

増資後に想定される貸借対照表

- 72 -

る書面を添付しなければならない。
に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証すに、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証す

(役員等の兼職禁止)(平一六法四三・全改

員の地位を占めてはならない。 第九十一条 株式会社商品取引所の役員は、他の商品取引所の役

る。 前項の規定は、株式会社商品取引所の清算人について準用す

(役員の欠格条件) (平一六法四三・全改)

ついて準用する。第九十二条第四十九条の規定は、株式会社商品取引所の役員に

七法八七・一部改正) (業務規程等の備置き及び閲覧等)(平一六法四三・全改、平一

するのでは、またでは、またいでは またいでは、またいではでは、またいでは、またいではでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいではでは、またいではでは、またいではでは、またいではでは、またいではでは、またいではでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいで

- を記載し、又は記録しなければならない。 取引参加者名簿には、各取引参加者について次に掲げる事項
- 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 取引資格取得年月日
- 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により四 商品取引員であるときは、許可年月日

3

式会社商品取引所の営業時間内」と、同項ただし書中「会員商債権者」と、「会員商品取引所の事業時間内」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権

社商品取引所」と読み替えるものとする。た」と、同条第五項中「会員商品取引所」とあるのは「株式会品取引所の定めた」とあるのは「株式会社商品取引所の定め

ればならない。

、株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなけするには、当該株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の

止) **(許可の失効)**(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改

るときは、第七十八条の許可は、効力を失う。 第九十四条 株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当す

- ↑別しに 耳髪)とB ことととし、 こまを)とB こ後ま定款で定めた株式会社商品取引所としての存続期間の満了
- したとき。
 一 分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡
- つたとき。
 三 取引参加者の数がすべての商品市場について十人以下とな

解散したとき。

Ŧi.

る。)を無効とする判決が確定したとき。より設立される者が株式会社商品取引所であるものに限取引所であるものに限る。)又は新設分割(当該新設分割に取引所であるものに限る。)又は新設分割(当該新設分割に

旨を主務大臣に届け出なければならない。ときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、そのときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その前項第二号、第三号又は第五号の規定により許可が失効した

(一部の商品市場の閉鎖)(平一六法四三・全改)

(株式会社商品取引所の解散の決議等に係る認可申請)

平一

(株式会社商品取引所の合併の認可等)(平一六法四三・全改)

ば、その効力を生じない。第九十六条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなけれ

- 株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議
- (第百四十五条第一項の合併を除く。) 株式会社商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併

2 株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解 と 株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解

第四節 商品市場における取引

(取引資格) (平一六法四三・全改)

またまでは、100円を行っています。100円であって、100円であって、第八十二条第一項各は、当該会員商品取引所の会員であって、第八十二条第一項各第九十七条 会員商品取引所の開設する商品市場における取引

- い。 該商品市場における取引参加者でなければすることができなは、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当
- 託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。 3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委

(相互決済結了取引取決めに係る取引資格)(平一六法四三・全

条、第百一条第一項、第百九条第一項、第百十三条第一項(第式会社商品取引所にあつては、業務規程。次条第一項、第百第九十八条 前条の規定にかかわらず、商品取引所は、定款(株

八農水経産令三・一部改正)

- 解散又は合併の理由を記載した書面
- №日 二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する
- 三 直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書

(解散の届出の適用除外)

合は、法第百四十五条第一項の合併を行う場合とする。 第三十六条 法第九十六条第二項ただし書の主務省令で定める場

できる。できる。

2 前項に規定する相互決済結了取引取決めをいう。の取引をすることを、相互に認めるための取決めをいう。の取引をすることを、相互に認めるための取決を結了させるためには、といるに規定する相互決済結了取引取決めとは、当該商品取引所の会員等所及び他の商品取引所が、それぞれ、他の商品取引所の商品市場においていない取引について、当該商品取引所の商品市場を含む。以下この項においてにいない取引について、当該商品取引所の商品市場をは、当該商品取引所の商品市場に規定する相互決済結了取引取決めとは、当該商品取引の取引をすることを、相互に認めるための取決めをいう。

3

第一項の規定に基づき商品取引所により取引資格を与えられ 第一項の規定に基づき商品取引所により取引資格を与えられ

(会員等の純資産額) (平一六法四三・全改)

(会員等の純資産額の最低額の算定基準)

円滑な履行の確保を考慮して定めなければならない。 当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を第三十七条 商品取引所は、法第九十九条第一項の規定により、

- 2 商品取引所は、前項の規定により会員等の純資産額の最低額と お他の会員等の純資産額の最低額より多い額となるようにしなが他の会員等の純資産額の最低額別所の商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額
- 3 会員等の純資産額が前二項の規定による最低額を下回ることればならない。
- 4 前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の4 前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の4 前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の4 前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の
- ならない。 第三項の場合において、会員又は取引参加者の純資産額が前 原に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以 項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以 第三項の場合において、会員又は取引参加者の純資産額が前
- その旨を本人に通知しなければならない。
 引資格の取消しを行つたときは、その理由を示し、遅滞なく、き、又は前項の規定により会員の除名若しくは取引参加者の取き、又は前項の規定により会員の除名若しくは取引を停止したと
- り計算しなければならない。 債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところによ 第一項から第五項までの純資産額は、資産の合計金額から負

産令三・一部改正) (純資産額の計算基準)(平一七農水経産令九・平一八農水経

第三十八条 法第九十九条第七項(法第百七十五条第三項、第百九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百二十二条第四項 及び第二百九十四条第二項において準用する場合を含む。)の 規定により純資産額を計算するときは、様式第一号により作成 した純資産額に関する調書の資産の部に計上されるべき金額の 合計額(法第二百十一条第四項において準用する場合にあって は、第一号から第十七号までに掲げる資産の額を合計した額を 除き、それ以外の場合にあっては、第一号及び第五号に掲げる 資産の額を合計した額を除く。)から負債の部に計上されるべき金額の 合計額(法第二百十一条第四項において準用する場合にあって は、第一号から第十七号までに掲げる負債の額を合計 にあっては第十八号から第二十号までに掲げる負債の額を合計 にあっては第十八号から第二十号までに掲げる負債の額を合計 にあっては第十八号がら第二十号までに掲げる負債の額を合計 にあっては第十八号がら第二十号までに掲げる負債の額を合計

・ 「こう」となって、こうことででいる。 債の額を除く。)を控除するものとする。

委託者未収金及び長期未収債権(委託者未収金に相当するものに限る。第五号において同じ。)並びに委託者先物取り差金(流動資産に属するものに限る。)の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金該委託者の計算による商品市場における取引であって決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。第五号において同じ。)及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分

二前渡金

二 前払費用

のうち一般賃倒引当金に該当するもの四 貸倒引当金(流動資産に属する資産に係るものに限る。)

五 貸倒引当金のうち委託者未収金及び長期未収債権の合計額五 貸倒引当金のうち委託者未収金及び長期未収債権の合計額を超える場合における当該超える

ち短期劣後債権に該当するもの、 有価証券、短期貸付金、投資有価証券及び長期貸付金のう

的に保有しているものに限る。)段を受け入れている場合であって、当該商品取引員が意図段を受け入れている場合であって、当該商品取引員が意質行したもの(商品取引員が当該他の会社から資本金調達手行したもの(商品取引員が当該他の会社又は第三者が発

八のれん

九 借地権

十削除

十一 ソフトウェア

十三 投資有価証券及び長期貸付金のうち長期劣後債権に該当十二 第八号から前号までに掲げるもの以外の無形固定資産

| するもの

十五 操延兑金資産(固定資産と属十四 長期前払費用

十五 繰延税金資産 (固定資産に属する資産に関連するものに

六 繰延資産

する第三者の債務の金額のうちいずれか少ない額各号に掲げるものを除く。) の帳簿価額又はこれを担保と十七 資産のうち第三者のために担保に供されているもの(前

八 商品取引責任準備金

前頁の場合とおいて、司頁第四号及び第十八号から第二十号相当する額を累積的に減価したものに限る。)(残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに(残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残二十 社債及び長期借入金のうち長期劣後債務に該当するもの

第一項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日におまでに掲げるものの額(同項第十九号に掲げるものにあっては基本的項目の額が基本的項目の額の合計額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第二十号に掲げるものにあっては基本的項目の額がら前項第一号から第三号まで及び第五号から基本的項目の額がら前項第一号から第三号まで及び第五号からまでに掲げるものの額(同項第十九号に掲げるものにあっては事業の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号を計項の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号を計項の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号を計算の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号を計算の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号を計算を行う日において、同項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、同項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、同項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、同項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、同項の資産及び負債の額は、利益では、利益では、同項の資産及び負債の額は、利益では、同項の資産及び負債の額は、利益では、同項の資産及び第一個では、同項の資産額の可能のでは、同項の資産及び第一個では、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の資産額の可能のでは、同項の可能のでは、同意のでは、可能のでは、同意のでは、同意のでは、同意のでは、同意のでは、同意のでは、同意のでは、同意のでは、同意のでは、同意のでは、同意の

金のうちいずれか大きい額。)を評価額とする。
常一項の場合(法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、当該それぞれの保証債失保証債務の額の二十五パーセントに相当する額(債務保証損失保証債務の額の二十五パーセントに相当する額(債務保証損失保証債務の額の二十五パーセントに相当する額(債務保証損失保証債務の額の二十五パーセントに相当する額(債務保証損失別当金のうちいずれか大きい額。)を評価額とする。

価した価額によらなければならない。

いて、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評

- 次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。金(元利金の回収について劣後的内容を有する特約が付された社債をいう。次項において同じ。)又 は劣後特約付社債(元利金の回収について劣後的内容を有する特約が付された を銭の消費貸借による貸付金をいう。次項において同じ。)又 特約が付された社債をいう。次項において同じ。)又 特別が付された (元利金の回収について劣後的内容を有する特約が付された (元利金の回収について劣後的内容を有するものをいう。
- 担保が供されていないこと。
- 上五年以内のものであること。
 二 契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が二年以
- 有するものをいう。付金又は劣後特約付社債であって、次に掲げる性質のすべてを付金又は劣後特約付社債であって、次に掲げる性質のすべてを第一項第十三号に規定する長期劣後債権とは、劣後特約付貸
- 担保が供されていないこと。

- 担保が付されていないこと。
- 医前弁済等を行うことができるものであること。 ・ 期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるもの期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるもの期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるもの期限前弁済又は期限前償還(以下この条において「期限前三期限前弁済又は期限前償還(以下この条において「期限前
- 劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であって、次に掲げる性第一項第十九号及び第二十号に規定する長期劣後債務とは、元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。 十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該四 商品取引員がその元利金の支払を行うことにより法第二百

質のすべてを有するものをいう。

- 担保が付されていないこと。
- 超えるものであること。
 一 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を

期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前

- 弁済等を行うことができるものであること。について主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前り、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うこと弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであ
- 金の支払を行わない旨の特約が付されていること。一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該利一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該利力を対している。
- ら控除しなければならない。 定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額か定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に
- う。以下同じ。)である場合 当該劣後特約付借入金の額じ。)又は関連会社(同条第五項に規定する関連会社をい正十九号)第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第
- である場合 当該劣後特約付社債の額含む。次号において同じ。)が自己、子会社又は関連会社二 劣後特約付社債の保有者(信託財産をもって保有する者を
- ばならない。 し又はこれに準ずる書類を添付して、主務大臣に提出しなけれ 取引員は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写 取引の事項第三号の承認を受けようとする商品
- 商号
- 二 許可年月日又は許可更新年月日
- 期限前弁済等の額(外貨建てである場合にあっては、期限

(会員等の数)(平一六法四三・全改)

ることができる。 該商品市場において取引をする会員等の数の最高限度を設定す 該商品市場において取引をする会員等の数又は委託を受けて当 第百条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、当

(信認金)(平一六法四三・全改

な引導等は、前負の言思をと真任した後でよければ、筋品可易なければならない。
対し、当該会員等が取引をする商品市場ごとに信認金を預託し第百一条 会員等は、定款で定めるところにより、商品取引所に

- において取引をしてはならない。
 会員等は、前項の信認金を預託した後でなければ、商品市場
- いて売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場にお3 信認金は、有価証券(国債証券、地方債証券並びに特別の法

前弁済等の額及びその円換算額

- 債務又は長期劣後債務の額及びその円換算額)劣後債務の額(外貨建てである場合にあっては、短期劣後労後債務の額(外貨建てである場合にあっては、短期劣後債務又は長期
- 期限前弁済等を行う理由
- 期限前弁済等の予定日
- の資本金調達その他の具体的措置の内容 る純資産額規制比率をいう。以下同じ。)を維持するためて 十分な純資産額規制比率(法第二百十一条第一項に規定す
- 上落大豆は、第七頁第三号又は第八頁第三号の承忍をした八 期限前弁済等を行った後の純資産額規制比率の推定値
- 審査しなければならない。 主務大臣は、第七項第三号又は第八項第三号の承認をしようなときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資とするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資
- ること。 分な純資産額規制比率を維持することができると見込まれ分な純資産額規制比率を維持することができると見込まれ当該期限前弁済等を行った後において当該商品取引員が十
- 二 当該期限前弁済等の額以上の額の資本金調達を行うこと。

(充用有価証券)(平一六政二五九・追加)

ついては、商品取引所が定款(株式会社商品取引所にあつてるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものに第八条 法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げ

(有価証券及び倉荷証券の充用価格)

倉荷証券の充用価格は、国債証券については時価の九割五分以十九条第六項において準用する場合を含む。)の有価証券及び第三十九条 法第百一条第三項又は法第百三条第五項(法第百七

有価証券をいう。)をもつて、これに充てることができる。

は、 日本銀行の発行する出資証券 業務規程)で定めるところにより指定するものに限る。

下において、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債

以下において、株券、社債券又は受益証券については時価の七 券又は日本銀行の発行する出資証券については時価の八割五分

- 特別の法律により法人の発行する債券
- 証券取引所の開設する市場において売買取引されている株
- 四 証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券 登録原簿に登録されている株券
- 五. する株券(前二号の株券を除く。) 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)による銀行の発行

はならない

する場合には商品取引清算機関)が定める最高限度額を超えて

規定する受益証券 信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)第二条第二項に 百九十八号)第二条第十二項に規定する受益証券及び貸付 第三号又は第四号の株券を発行する会社の発行する社債券 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第

引所(法第百七十九条第六項において法第百三条第五項を準用 管を証せられている上場商品の時価の七割以下において商品取 割以下において、倉荷証券については当該倉荷証券によって保

用する場合には商品取引清算機関)は、遅滞なく、 は倉荷証券について充用価格の最高限度額を定めた後におい 取引所(法第百七十九条第六項において法第百三条第五項を準 て、時価が当該最高限度額を下回ることとなったときは、商品 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債 て法第百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関)が 前項の規定により商品取引所(法第百七十九条第六項におい 日本銀行の発行する出資証券、 株券、社債券、 受益証券又

により当該最高限度額を変更しなければならない。

(業務規程) (平一六法四三・全改)

を相殺してはならない。

た会員等に対する債権と当該会員等に対する信認金に係る債務

商品取引所は、商品取引債務引受業を行うことにより取得し

第百二条 商品取引所にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項を 商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項(会員 商品取引所は、その業務規程において、その開設する 4

託した者(次項及び第百八条第二項において「取引委託者」と

商品取引員である会員等に対して商品市場における取引を委

めるところにより算出した価格を超えてはならない。

前項の有価証券の充用価格は、時価を参酌して主務省令で定

6

て弁済を受ける権利を有する

についての当該会員等の信認金について、他の債権者に先立つ いう。)は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場

等でない取引委託者の有する権利は、会員等である取引委託者

前項の優先弁済を受ける権利が互いに競合するときは、会員

の有する権利に対し優先する

除く。)に関する細則を定めなければならない。

- 取引参加者に関する事項
- 信認金に関する事項
- 取引証拠金に関する事項
- 兀 数又はオプション(実物オプションを含む。 商品市場における取引の対象とする商品たる物品、商品指

六 五 取引の期限

- 取引の開始及び終了
- 七 取引の停止
- 取引の契約の締結及びその制限に関する事項
- 受渡しその他の決済の方法

九 八

前各号に掲げる事項のほか、取引に関し必要な事項

(取引証拠金) (平一六法四三・全改)

第百三条 号に掲げる方法による決済を行う商品市場における取引に限 り、第二条第十項第一号ニに掲げるものを除く。以下この条に 取引証拠金の預託を受けなければならない。 の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、 おいて同じ。)について、主務省令で定めるところにより、次 商品取引所は、商品市場における取引(第百五条第一

- る。)を行う場合 当該会員等 の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限 場合又は会員等がその受託した商品市場における取引(次項 会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う
- 一 会員等がその受託した商品市場における取引(その委託の う。)から受託したものを除く。)を行う場合(前号に掲げ 取次ぎを受託した者(以下この条において「取次者」とい いう。次項において同じ。) 市場における取引を委託した者であつて取次者でないものを る場合を除く。) 当該取引の委託者(会員等に対して商品
- たものに限る。)を行う場合(第一号に掲げる場合を除 定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託し 会員等がその受託した商品市場における取引(第三項の規

兀 会員等がその受託した商品市場における取引(取次者から

(取引証拠金の預託方法)

第四十条 商品取引所は、法第百三条第一項の規定に基づき取次 各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けな 者(同項第二号に規定する取次者をいう。以下この条から第四 ければならない。 託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 の条から第四十三条までにおいて同じ。)から取引証拠金の預 取次委託者(同項第四号に規定する取次委託者をいう。以下こ をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。)又は 十三条までにおいて同じ。)、委託者(同号に規定する委託者

- 取引を受託した会員等 法第百三条第一項第二号又は第三号に規定する場合 当該
- 二 法第百三条第一項第四号に規定する場合 取次者及び当該取引を受託した会員等 当該取引に係る
- ものとしなければならない 次証拠金の額の範囲内に限る。)に対する返還請求権を有する 取引証拠金(当該各号に定める者が預託した委託証拠金又は取 の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該 算において商品市場における取引を行う場合を除く。)は、次 取次者から取引証拠金の預託を受けるとき(会員等が自己の計 商品取引所は、法第百三条第一項の規定に基づき会員等又は
- 会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引所

者)の承諾を得て、その者をして、当該会員等に委託証拠金を(以下この条において「取次委託者」という。) 当該取引の委託の取次ぎを委託した者で定めるところにより、委託者又は取次者(当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けていない取次者から受託したものである場合にあつては、取次委託の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者」という。)

2

預託させることができる。

に取引証拠金を預託した場合 当該委託者

- 欠委任当 ている者に限る。) 又は取次委託者から取次証拠金の預託でいる者に限る。) 又は取次委託者から委託証拠金の預託 一 会員等が取次者(取次委託者から取次証拠金の預託を受け
- 引所に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けて商品取

(委託証拠金の預託に係る委託者等の同意)

ての書面による同意を得なければならない。 等から、自己に対して当該委託証拠金を預託させることについきいう。)をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者という。)をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者という。)をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者、取次者又は取次委託者(以下この条において「委託者等」

- て当該委託証拠金の預託を受けなければならない。場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を代理人として委託証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から商品市て委託証拠金を預託させるときは、当該取次委託者をし
- 等の書面による同意を得たものとみなす。
 等の書面による同意を得たものとみなす。
 等の書面による同意を得たものとみなす。
 等の書面による同意を得たものとみなす。
 な人えて、第六項で定めるところにより、当該委託者等の承諾を代えて、第六項で定めるところにより、当該委託者等の承諾をでしたができる。この場合において、当該委託者等の書面による同意にとる委託者等の書面による同意にいる。
- もの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げる
- ルに記録する方法 と 会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイし、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該会員等の使に記録された当該委託者等の同意に関する事項を電気通口 会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

4 定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならな ができる。 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、第一項の規

3 いて、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得 て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させること 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託につ

等の同意に関する事項を記録する方法

- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもって調製するファ イルに委託者等の同意に関する事項を記録したものを得る
- ならない。 力することにより書面を作成することができるものでなければ 前項各号に掲げる方法は、委託者等がファイルへの記録を出
- 線で接続した電子情報処理組織をいう。 子計算機と、委託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回 第三項の「電子情報処理組織」とは、会員等の使用に係る電
- 掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法 による承諾を得なければならない。 るときは、あらかじめ、当該委託者等に対し、その用いる次に 会員等は、第三項の規定により委託者等の同意を得ようとす
- 第三項各号に掲げる方法のうち会員等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 申出があったときは、当該委託者等の同意を電磁的方法によっ 面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の よる承諾をした場合は、この限りでない。 て得てはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定に 前項の規定による承諾を得た会員等は、当該委託者等から書

(取次証拠金の預託に係る取次委託者の同意等)

第四十二条 取次者は、法第百三条第三項の規定により、取次委 ら、自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての 託者をして取次証拠金を預託させるときは、当該取次委託者か 書面による同意を得なければならない。

委託者の書面による同意について準用する。 前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による取次

(商品取引所における取引証拠金の分別管理)

第四十三条 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取 引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごと、か つ、会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の

財産と分別して管理しなければならない。

- の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金の計算において商品市場における取引を行うときに、同項ー 法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が自己
- 基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金 比証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に 上た商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委 出策百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が受託
- 引証拠金 の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取二 法第百三条第一項第二号又は第四号に掲げる場合に、同項
- づき取次者から預託を受けた取引証拠金 法第百三条第一項第三号に掲げる場合に、同項の規定に基
- らない。

 さ、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければなき、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理されるものを除を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除2.商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金
- らかなものに限る。) 銀行への預金(取引証拠金であることがその名義により明
- 二 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に 「 信託業務を営む金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託記可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託
- 三国債の保有
- 3 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券等(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券のある方法により当該充用有価証券等の区分に応じ、当該各号に定は、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等の関係によりを開発している。

蔵して保管される有価証券等を除く。次号において同

商品取引所が保管することにより管理する有価証券等(混

> 三 商品取引所が保管することにより管理する有価証券等(混 る者のための口座については商品取引所の自己の口座と区 有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等を預託す 蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同 ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法 を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直 分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ち 自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することに 各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が 券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直 所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分さ に判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託 より管理する方法 商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又 充用有価証券等の保管場所については固有有価証

一 商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する

することにより管理する方法

券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託をう。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証証券等(以下この条において「固有有価証券等」とい財産である有価証券等その他の充用有価証券等以外の有価

充用有価証券等の保管場所については自己の固有

受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管

有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等の保管場

(取引証拠金の預託に代わる契約)

ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

7 第二項又は第三項の場合において、第二項の会員等又は第三不の旨を当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、不可の取次者(以下この項及び第九項において「会員等又は取次下この条において「銀行等」という。)と当該会員等又は取次下この条において「銀行等」という。)と当該会員等又は取次下に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、第二項又は第三項の場合において、第二項の会員等又は第三不の旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

下この条において「銀行等」という。) は、次に掲げるものと第四十四条 法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関(以

一銀行

する。

- 二 信用協同組合
- 二信用金庫

兀

- 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 同組合及び農業協同組合連合会 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協
- る。)
 「信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二年託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二
- 保険会社
- 次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。
 取次者をいう。以下この条において同じ。) は、銀行等と法第取次者をいう。以下この条において同じ。) は、銀行等と法第
- であること。
 であること。
 であること。
- 対する債権を相殺することを禁止するものであること。 一 当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等又は取次者に
- 三月以上の期間にわたって有効な契約であること。
- 四 会員等又は取次者は、あらかじめ主務大臣及び商品取引所四 会員等又は取次者は、あらかじめ主務大臣及び商品取引所四 会員等又は取次者は、あらかじめ主務大臣及び商品取引所

げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければな

の変更を含む。)に係る承認を受けようとするときは、次に掲

- 89 -

存する間に限り、当該契約において当該商品取引所に預託され8 前項の場合において、当該商品取引所は、当該契約の効力の

· らない。

- 二 当該契約の内容
- 関する事項 当該契約につき担保を供する場合にあっては、当該担保に
- 届出をしようとする商品取引所の名称又は商号
- 申請に係る契約の内容が第二項各号に掲げる要件に適合すいると認めるときは、同項の承認をしなければならない。主務大臣は、前項の承認の申請が次に掲げる要件に適合して
- 二 当該契約の相手方である銀行等が当該契約を履行するのにるものであること。

必要な資力及び信用を有すること。

- を主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。き(当該契約を変更したときを含む。)は、その契約書の写して、会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約を締結したと
- しなければならない。
 きは、その事実を証する書面を主務大臣及び商品取引所に提出きは、その事実を証する書面を主務大臣及び商品取引所に提出会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約を解除したと

定の準用)(商品取引清算機関に係る取引証拠金の預託に代わる契約の規

については、その預託を猶予することができる。ることとなつている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部

9 商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又はまにより預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべた者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は

(上場商品の格付)(平一六法四三・全改)

項は、業務規程で定めなければならない。 第百四条 上場商品の格付の方法、格付表その他格付に関する事

- 品取引所は、これに従わなければならない。上場商品の等級について定められた国定規格があるときは、商力項の場合において、商品市場における取引のために、当該
- 格付に従わなければならない。 会員等は、商品取引所が業務規程で定めるところにより行う

4

3

い。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。前項の格付人は、商品取引所の使用人としなければならな

5

(取引の決済)(平一六法四三・全改)

より行わなければならない。により、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法に第百五条 商品市場における取引の決済は、定款で定めるところ

- 商品取引所を経て行う方法
- 三 商品取引清算機関が商品市場における取引に基づく債務のする商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法二 商品取引所が第百七十三条第一項の承認を受けてその開設

(取引の決済の繰延べの禁止)(平一六法四三・全改)

引受けを行う方法(前号に掲げる方法を除く。

合を除くほか、その履行期を繰り延べて決済してはならない。を行う商品取引清算機関を含む。)につき生じた事由による場を行う商品取引所(前条第三号に掲げる方法による決済を行う商の他商品取引所(前条第三号に掲げる方法による決済を行う商第百六条 商品市場における取引は、商品取引所の格付の遅延そ

(取引の臨時的開始等の届出)(平一六法四三・全改)

(債務不履行による損害賠償)(平一六法四三・全改)

第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法によ第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法によ第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法によ第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法によ第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法によ第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法によ第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法によりに表立って弁済を受ける権利を有する。

員等又は商品取引清算機関の権利に対して優先する。権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信認金についての会第百一条第五項の規定による取引委託者が優先弁済を受ける

(特別担保金)(平一六法四三・全改)

託させることができる。
して、当該会員等が取引をする商品市場ごとに特別担保金を預して、当該会員等が取引をする商品市場ごとに特別担保金を預おいて、商品取引所は、定款で定めるところにより、会員等を第百九条 第百五条第一号に掲げる方法による決済を行う場合に

及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、る債権に関し、前条第一項の規定により同項に規定する信認金、会員等は、商品市場における取引に基づく債務の不履行によ

2

る。保金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有すいないの相手方たる会員等の当該商品市場についての特別担

3 会員等は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員等の当該商品市場についての特別担保金について、その特別担保金の額に応じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額に、その会員等の当該商品市場についての特別担保金の額に応じて、等の当該商品市場についての特別担保金の額に応じて、乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限策では、前項の規定により同項の特別担保金について弁済る。

求償権を有する。 会員等は、第二項に規定する取引の相手方たる会員等に対し、 ・ 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の

(信認金等の運用方法)(平一六法四三・全改)

を運用することができない。 法によるほか、信認金又は特別担保金として預託を受けたもの 第百十条 商品取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方

(総取引高等の公表)(平一六法四三・全改)

に、その会員等に通知し、公表しなければならない。 の開設する商品市場における次に掲げる事項について、速やか第百十一条 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、そ

毎日の総取引高

(信認金等の運用方法)

げるものとする。 て準用する場合を含む。) の主務省令で定める方法は、次に掲第四十六条 法第百十条 (法第百八十条第五項において読み替え

- 地方債の保有
- 二 次に掲げる金融機関への預け金又は郵便貯金
- イ銀行
- 口 信用協同組合
- 信用金庫
- 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 業協同組合及び農業協同組合連合会業として預金又は貯金の受入れをすることができる農
- 信託業務を営む金融機関への信託

三

(総取引高等の通知等)

務規程に定める方法により、その会員等に通知し、公表しなけと、かつ、上場商品又は上場商品指数の種類ごとに区分し、業公表を行おうとするときは、商品市場における取引の種類ご第四十七条 商品取引所は、法第百十一条の規定による通知及び

もの(以下「約定価格等」という。)であつて主務省令で定める二(取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定指数二)取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定指数

(相場及び取引高報告書の提出等)(平一六法四三・全改)

> 額又は約定価格等及び最終の対価の額又は約定価格等とする。 額又は約定価格等(法第百十一条第二号に規定する約定価格 等をいう。以下同じ。)による競売買の方法により取引を行う 商品市場にあっては、当該商品市場における毎日の成立した対 価の額又は約定価格等とし、個別に形成される対価の額又は約 定価格等による競売買の方法により取引を行う商品市場にあっ ては、当該商品市場における毎日の成立した対 は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又 は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又 は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又 は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等とする。

ればならない。

(相場及び取引高報告書の提出等)

は、別表第一により、かつ、遅滞なくしなければならない。 及び取引高報告書を作成し、かつ、主務大臣に提出するとき第四十八条 商品取引所が法第百十二条第一項の規定により相場

2 法第百十二条第二項の主務省令で定める要件は、次の各号の表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる数量とする。
該商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当
該商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当
ま第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に
第四十九条
法第百十二条第二項の主務省令で定める数量は、別

いずれかに該当することとする。

- 商品市場における一の会員等の一の取引の期限に係る自己商品市場における一の会員等の一の取引の期限に係る自己を、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の計算による取引であって決済を結了していないものの数の計算による取引であって決済を結了していないもの数の計算による取引である。
- 四欄に掲げる上場商品又は上場商品指数の種類ごと、か欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二による取引であって決済を結了していないものの数量が別二 商品市場における一の取引の期限に係る一の委託者の計算

六法四三・全改) (脱退前又は取引資格の喪失前にした取引の決済の結了)(平一

第百十三条 会員が会員商品取引所から脱退した場合又は取引参第百十三条 会員が会員商品取引所の取引資格を喪失した場合においた。以下この条において「承継者」という。)又は他の会員等には、以下この条において「承継者」という。)又は他の会員等に会、商品取引所は、定款で定めるところにより、本人若しくはその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継したその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継したるの決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した場合において「承継者」という。)又は他の会員等に関る。以下この条において同じ。)をして当該取引の決済を結び、以下この条において同じ。)をして当該取引の決済を結び、以下この条において同じ。)をして当該取引の決済を結び、以下この条において同じ。)をして当該取引の決済を結び、以下この条において同じ。)をして当該取引の決済を結び、対している。

的の範囲内において、会員又は取引参加者とみなす。参加者であるものを除く。)は、当該取引の決済を結了する目が頂の場合においては、本人又はその承継者(会員又は取引

との間には委任契約が成立しているものとみなす。の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該会員等の一項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引

3

(取引の停止の場合における取引の決済の結了)(平一六法四三

数量を超えること。
つ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第六欄に掲げる

ばならない。 商品取引所は、法第百十二条第二項の規定により報告すると

3

れに代わるもの 会員等又は委託者の氏名若しくは商号若しくは名称又はこ

二 商品市場における会員等の自己の計算による取引又は委託

- 三 前項第二号に該当する場合にあっては、当該委託者から取数量 数量であって決済を結了していないものの
- 引の委託を受けた商品取引員の商号 前項第二号に該当する場合にあっては、当該委託者から取

第百十四条 前条の規定は、会員等の商品市場における取引がこ 場合に準用する。 の法律又は商品取引所の定款で定めるところにより停止された

(帳簿の区分経理及び保存)(平一六法四三・全改

場における取引について、その他の取引と帳簿上区分して経理 ばならない。 し、かつ、帳簿その他業務に関する書類を保存しておかなけれ

第百十五条 会員等は、主務省令で定めるところにより、商品市

第百十六条 何人も、商品市場における取引に関し、次に掲げる (仮装取引、なれ合い取引等の禁止)(平一六法四三・全改)

行為をしてはならない。

- 上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をするこ
- 二 仮装の取引をし、又は偽つて自己の名を用いないで取引を
- 三 自己のする取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の 額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させるこ

(帳簿の区分経理等)

第五十条 会員等は、法第百十五条の規定により、商品市場にお ける取引とその他の取引とについて、帳簿その他業務に関する 書類を別にして区分経理しなければならない。

- 帳簿その他業務に関する書類を商品市場ごとに作成しなければ ならない。 会員等は、商品市場における取引について別表第三に定める
- る。 前項の帳簿その他業務に関する書類の保存期間は、十年とす

(電磁的方法による保存)

第五十一条 前条第二項の帳簿その他業務に関する書類の内容 る。この場合において、会員等は、当該記録が滅失し、又はき が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚に 損することを防止するために必要な措置を講じなければならな 定する帳簿その他業務に関する書類の保存に代えることができ その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにし よって認識することができない方法をいう。第百十四条におい て保存されるときは、当該記録の保存をもって前条第三項に規 て同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機

- 上、当該取引の申込みをすること。とのできる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の
- おける相場を変動させるべき一連の取引をすること。 繁盛であると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場に四 単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が
- をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。 五 前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託
- 変動すべき旨を流布すること。
 商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて
- 虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。商品市場における取引をする場合に、重要な事項について

成された対価の額又は約定価格等により当該商品市場における第百十七条 前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形のでは、のでは、のでは、前条の規定に違反した者の人物では、のでは、のでは、対して、対

城する。 があつた時から三年間これを行わないときは、時効によつて消違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に 害を賠償する責めに任ずる。

取引又はその委託をした者が当該取引又は委託につき受けた損

(会員等の取引の制限)(平一六法四三・全改)

の他の方法により過当な数量の取引が行われ若しくは行われる の他の方法により過当な数量の取引が行われ若しくは行われる され若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場 における秩序を維持し、かつ、公益を保護するため必要がある と認めるときは、会員等に対し、商品市場において、買占め、売崩しそ 第百十八条 主務大臣は、商品市場において、買占め、売崩しそ

(受託契約準則) (平一六法四三・全改)

げる事項に関する細則を定めなければならない。 第百十九条 商品取引所は、その受託契約準則において、次に掲

商品市場における取引等(商品清算取引を除く。第三号に

おいて同じ。)の受託の条件

二 受渡しその他の決済の方法

(紛争の処理)(平一六法四三・全改)

で定めるところにより、仲介を行うものとする。

引員又は委託者から仲介の申出があつたときは、紛争処理規程
引員又は委託者から仲介の申出があつたときは、紛争処理規程
配引に関して会員等の間、商品取引員の間又は商品取引員と委
第百二十条 商品取引所は、当該商品取引所の商品市場における

に関する細則を定めなければならない。 2 商品取引所は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項

仲介の申出手続

仲介の方法

前二号に掲げる事項のほか、仲介に関し必要な事項

第五節 組織変更

(会員商品取引所から株式会社商品取引所への組織変更)(平一

六法四三・全改)

商品取引所になることができる。 第百二十一条 会員商品取引所は、その組織を変更して株式会社

1、**(組織変更計画)**(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改

ならない。
年成して、会員総会の決議によつて、その承認を受けなければ作成して、会員総会の決議によつて、その承認を受けなければにおいて「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を第百二十二条 会員商品取引所は、前条の組織変更(以下この節

第六十一条の規定は、前項の決議について準用する。

更後の株式会社(以下「組織変更後株式会社商品取引所」とい第一項の会員総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変

3

4 会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員商品取

う。)の定款を示してしなければならない

(仲介の処理状況の報告書の提出)

に主務大臣に提出するものとする。 ついての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までを行ったときは、毎月末日現在における当該仲介の処理状況に第五十二条 商品取引所は法第百二十条第一項の規定により仲介

第五十三条 削除(平一八農水経産令三)

ばならない。 引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなけれ

- 地及び発行可能株式総数 一組織変更後株式会社商品取引所の目的、商号、本店の所在に対した。
- の定款で定める事項 一 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社商品取引所
- 査人の氏名又は名称 三 組織変更後株式会社商品取引所の取締役の氏名及び会計監
- 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項
- 又は名称 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与の氏名る場合 組織変更後株式会社商品取引所が会計参与設置会社であ
- 式会社商品取引所の監査役の氏名定めがある株式会社を含む。)である場合 組織変更後株役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の
- つては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあ取得する組織変更後株式会社商品取引所の株式の数(組織変五 組織変更をする会員商品取引所の会員が組織変更に際して
- の割当てに関する事項 の割当てに関する事項 品販引所の会員に対する前号の株式
- 銭を交付するときは、その額又はその算定方法更をする会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金組織変更後株式会社商品取引所が組織変更に際して組織変
- 組織変更後株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額にの会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項前号に規定する場合には、組織変更をする会員商品取引所
- 「効力発生日」という。) 組織変更がその効力を生ずべき日(以下この節において

関する事項

一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

(組織変更をする会員商品取引所の事前開示事項) (平一八農

(平一七法八七・全改)

所に備え置かなければならない。 第百二十三条 組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の前日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務 事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務 事項を記載し、前条第一項の第百二十三条 組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の

- 前項の書面の閲覧の請求
- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 法により表示したものの閲覧の請求前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
- 項を記載した書面の交付の請求主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事主務省ので定めるものにより提供することの請求又はその事1 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
- い。 あつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならなあつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならなが、組織変更をする会員商品取引所は、前項の規定による請求が

3

(債権者の異議)(平一七法八七・全改)

一組織変更をする旨

できない。

ければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることが

水経産令三・全改)

事項は、次に掲げる事項とする。 第五十四条 法第百二十三条第一項に規定する主務省令で定める

- 組織変更計画の内容
- じ。)の債務の履行の見込みに関する事項規定する組織変更後株式会社商品取引所をいう。以下同二 組織変更後株式会社商品取引所(法第百二十二条第三項に
- 項に変更が生じたときは、変更後の当該事項記録を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事法第百二十三条第一項の規定により同項の書面又は電磁的

- による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告同項の規定による公告を、官報のほか、第十一条第六項の規定3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする会員商品取引所が二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- なす。 は、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみは、当該債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたとき

ことを要しない。方法によりするときは、

前項の規定による各別の催告は、する

おそれがないときは、この限りでない。 は権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若変更をしても当該債権者に対し、弁済し、若変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若変更をしても当該債権者を害するならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するならない。

法八七・全改) (**組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)**(平一七

書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。 する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関第百二十五条 組織変更後株式会社商品取引所は、組織変更の効第百二十五条 組織変更後株式会社商品取引所は、組織変更の効

更後株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつで2 組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変

農水経産令三・全改

事項は、次に掲げる事項とする。 第五十五条 法第百二十五条第一項に規定する主務省令で定める

- 組織変更の効力が生じた日
- 規定による手続の経過組織変更をする会員商品取引所における法第百二十四条の
- る事項をする会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関すをする会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項とはののである。
- 法第百三十四条第一項の登記をした日がされた事項(組織変更契約の内容を除く。)品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録法第百二十三条第一項の規定により組織変更をする会員商

Ŧi.

取引所の定めた費用を支払わなければならない。第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社商品も、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は

- 前項の書面の閲覧の請求
- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
- 項を記載した書面の交付の請求 主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
- い。 あつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならなる 組織変更後株式会社商品取引所は、前項の規定による請求が

(会員への株式の割当て)(平一七法八七・全改)

の割当てを受けるものとする。ところにより、組織変更後株式会社商品取引所の株式又は金銭第百二十六条(会員商品取引所の会員は、組織変更計画の定める

読替えは、政令で定める。一会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百七十四条条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条一会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百七十四条

ける場合について準用する会社法の規定の読替え)(会員商品取引所の会員が組織変更に際し株式等の割当てを受

(平一八政一八〇・追加)

号」と読み替えるものとする。 「第八百七十四条第四八百七十一条の規定を準用する場合においては、同条第二号中八百七十一条の規定を準用する場合においては、同条第二号中第八条の二 法第百二十六条第二項の規定により同条第一項の規

(会計慣行のしん酌)(平一八農水経産令三・追加)

第五十五条の二 次条から第五十五条の五までの規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければなら業分が規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企

(組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき

額)(平一八農水経産令三・追加)

第百二十七条 組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計

(資本金として計上すべき額)

(平一七法八七・全改)

上すべき額については、

主務省令で定める。

織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額は、第五十五条の三 法第百二十七条に規定する主務省令で定める組

(資本準備金として計上すべき額等)(平一七法八七・全改)

第百二十八条 で定める。 その他組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令 組織変更に際して資本準備金として計上すべき額

(組織変更における株式の発行)(平一七法八七・全改)

第百二十九条 会員商品取引所は、第百二十六条第一項の規定に ければならない。 株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合 においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めな よる株式の割当てを行うほか、組織変更に際して、組織変更後 この条の規定により発行する株式(以下この節において 「組織変更時発行株式」という。)の数(種類株式発行会社

において同じ。) にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この節

一 組織変更時発行株式の払込金額(組織変更時発行株式一株 と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額を

組織変更の直前の会員商品取引所の出資金の額とする。

(組織変更に際しての計算に必要な事項)(平一八農水経産令

第五十五条の四 織変更に際しての計算に必要な事項は、次条に定めるところに 法第百二十八条に規定する主務省令で定める組

(組織変更後株式会社商品取引所の株主資本)(平一八農水経

産令三・追加)

第五十五条の五 会員商品取引所が組織変更をする場合には、 価額を変更することはできない。 該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿

会社商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額 会員商品取引所が組織変更をする場合には、組織変更後株式

資本準備金の額

二 その他資本剰余金の額 の加入金及び資本剰余金の額の合計額 組織変更の直前の会員商品取引所

利益準備金の額

の法定準備金及び利益剰余金の額 その他利益剰余金の額 組織変更の直前の会員商品取引所

いう。以下この節において同じ。)又はその算定方法

- 当該財産の内容及び価額 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに
- の財産の給付の期日 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(組織変更時発行株式の申込み等)(平一七法八七・全改

ればならない。 中込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなけ第百三十条 会員商品取引所は、組織変更時発行株式の引受けの

- 組織変更後株式会社商品取引所の商号
- 前条各号に掲げる事項
- 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

して通知すべき事項)(平一八農水経産令三・追加)(組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対

で定める事項は、次に掲げる事項とする。第五十五条の六 法第百三十条第一項第四号に規定する主務省令

- 取引所が種類株式発行会社である場合を除く。)が発行す式の総数(組織変更後株式会社商品取引所(組織変更後株式会社商品の発行可能種類株式総数を含む。) の発行可能種類株式総数を含む。) 組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行 は 組織変更後株式会社商品取引所が発行することができる株
- 社である場合にあっては、各種類の株式の単元株式数)株式数(組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会は一単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元

- 交付したものとみなす。

 交付したものとみなす。

 さ。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができで定めるところにより、会員商品取引所の承諾を得て、同項の前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令
- う。)に通知しなければならない。
 二項の申込みをした者(以下この節において「申込者」といあつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第あったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第
- 項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所) 会員商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二

- 百四十五条第一号若しくは第二号に規定する定款の定めイ 会社法第百三十九条第一項、第百四十条第五項又は第
- 会社法第百六十四条第一項に規定する定款の定め
- 会社法第百六十七条第三項に規定する定款の定め
- 規定する定款の定め会社法第百六十八条第一項又は第百六十九条第二項に
- 会社法第百七十四条に規定する定款の定め
- 会社法第三百四十七条に規定する定款の定め
- る定款の定め会社法施行規則第二十六条第一号又は第二号に規定す
- 氏名又は名称及び住所並びに営業所株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その
- 対して通知することを請求した事項で、当該組織変更後株式会社商品取引所に対して組織変更で、当該組織変更後株式会社商品取引所に対して組織変更で、当該組織変更後株式会社商品取引所に対して組織変更を第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。)であった意に定められた事項(会社法第二百三条第一項第一号か

その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。又は連絡先を当該会員商品取引所に通知した場合にあつては、

であつた時に、到達したものとみなす。
6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきその場別又に選絡外」にあてて発すれた反とる

(組織変更時発行株式の割当て)(平一七法八七・全改)

第百三十一条 会員商品取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少すること時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少すること時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

式の数を通知しなければならない。
に、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株に、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株

(組織変更時発行株式の引受け)(平一七法八七・追加)

変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人とな変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人とな第百三十一条の二 申込者は、会員商品取引所の割り当てた組織

(出資の履行) (平一七法八七・追加)

第百三十一条の三 組織変更時発行株式の引受人(第百二十九条第百三十一条の三 組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければれの組織変更時発行株式の払込みの取扱いの場所において、それぞる銀行等をいう。)の払込みの取扱いの場所において、それぞる銀行等をいう。)の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の引受人(第百二十九条第百三十一条の三 組織変更時発行株式の引受人(第百二十九条

- しなければならない。

 「は織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付限る。」は、第百二十九条第四号の期日に、それぞれの組織変限る。」は、第百二十九条第四号の期日に、それぞれの組織変
- 又は前項の規定による給付(以下この節において「出資の履)組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み

3

相殺することができない。行」という。)をする債務と会員商品取引所に対する債権とを

- 主となる権利を失う。
 は、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株
 5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないとき

(株主となる時期)(平一七法八七・追加

(引受けの無効又は取消しの制限) (平一七法八七・追加

に係る意思表示については、適用しない。 項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当て第百三十一条の五 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一

2 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更時発行株式 張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式 の引受けの無効を主 は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受した後 と 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の

(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号及び第第百三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第第日三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第

二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二の場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第は、第百二十九条第三号に規定する場合について準用する。こる部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定

社法の規定の読替え)(平一八政一八〇・追加)(金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会

第八条の三 法第百三十一条の六の規定により法第百二十九条第第八条の三 法第百三十一条の六の規定により法第百二十九条第二号と、第五号及び第七号」と、「申立人及び当該各号に定める者(同条第二号及び第七号」と、「申立人及び当該各号に定める者(同条第二号及び第七号」と、「申立人及び当該各号に定める者(同条第二号を第五号及び第七号」とあるのは「当該各号に定める者」と読み替えるもめる者)」とあるのは「当該各号に定める者」と読み替えるものとする。

(検査役が提供する電磁的記録)(平一八農水経産令三・追加)(検査役が提供する電磁的記録)(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク(電が条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク(電が急いに)が表別では、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク(電が定める電磁的記録とする。

農水経産令三・追加)(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)(平一八

- 107 -

項中「第百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第二百十二条第二項中「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取とあるのは「南品取引所法第百二十九条第一項第三号又は第二百二十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」とあるのは「商品取引所法第三号」とあるのは「商品取引所法第三号」とあるのは「商品取引所法第三号」とあるのは「商品取引所法第三号」とあるのは「商品取引所法第三号」とあるのは「商品取引所法第三号」とあるのは「商品取引所法第三号」とあるのは「商品取引所法第三号」とあるのは「第三号」とあるのは「第三号」とあるのは「第三号」とあるのは「第三号」とあるのは「第三号」とあるのは「第三号」とあるのは「第三号」とあるのは「第三号」とあるのは「第三号」といいます。

(組織変更の認可)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部

れた事項の提供を受ける者が定めるものとする。は、電磁的方法のうち、同項により同項の電磁的記録に記録さる会社法第二百七条第六項に規定する主務省令で定める方法第五十五条の八 法第百三十一条の六において読み替えて準用す

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)(平一八

農水経産令三・追加)

- 買取引の成立価格) 買取引の成立価格) では、その後最初になされた売品に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場における最終の価格(当該価額決定日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売に売買取引の成立価格)

(平一八農水経産令三・追加)

るものは、次に掲げる者とする。 る会社法第二百十三条第一項第二号に規定する主務省令で定め第五十五条の十 法第百三十一条の六において読み替えて準用す

- 価額の決定に関する議案を提案した取締役株主総会に法第二百七条第一項に規定する現物出資財産の
- 会社の取締役を除く。) 一前号の議案の提案の決定に同意した取締役(取締役会設置
- きは、当該取締役会の決議に賛成した取締役 三 第一号の議案の提案が取締役の決議に基づいて行われたと

改正

の効力を生じない。第百三十二条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、

そ

で定める書面を添付しなければならない。則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程、受託契約準織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準前項の申請書には、組織変更計画の内容を記載した書面、組

は、(組織変更認可の申請書の添付書類)(平一八農水経産令三・

請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。次に掲げる書面(官公署が証明する書面の場合には、認可の申第五十六条 法第百三十二条第三項の主務省令で定める書面は、

- 組織変更の理由及び内容を記載した書面
- 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- しないことを誓約する書面 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人である
- る書面 び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約すび法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約す 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及 組織変更後株式会社商品取引所の役員が法人である場
- ハ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人又は法へ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人又は法 化でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及び口に該当しない旨が 加速 (1) が (1) が
- 組織変更計画を承認した会員総会の議事録
- 直前事業年度の決算関係書類等
- 現に存する純資産額を証する書面

五四

- 発行するときは、次に掲げる書面法第百二十九条第一項の規定により組織変更時発行株式を
- 組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面
- 第一項の規定による払込みがあったことを証する書面金銭を出資の目的とするときは、法第百三十一条の三

金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げ

第百三十三条 る基準に適合していると認めるときは、認可をしなければなら 組織変更後株式会社商品取引所の資本金の額が第八十条第 一項第一号の政令で定める金額以上であること。 主務大臣は、 前条第一項の認可の申請が次に掲げ

- (認可基準)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正)
- 一 組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契 争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方 法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、 約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が 受託契約準則、

- (1) 載した書面及びその附属書類 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記
- 価格を証する書面 七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場 法第百三十一条の六において準用する会社法第二百 法第百三十一条の六において準用する会社法第二百
- 証明を記載した書面及びその附属書類 七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する
- について記載された会計帳簿 七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権 法第百三十一条の六において準用する会社法第二百
- 容)並びに保有する議決権の数を記載した書面 店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内 法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本 と並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に 確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類 者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託 対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権 それがないことを証する書面 したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するお 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の 法第百二十四条第二項の規定による公告及び催告をしたこ 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

委託者を保護するため十分であること。適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及びを定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項がを定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度

- てこの法律の規定に適合するように組織されるものであるこ 組織変更後株式会社商品取引所が株式会社商品取引所とし
- 認可をしてはならない。 に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれか
- 二 申請書又はこれに添付すべき書面のうちに重要な事項につき。 二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があると 1 組織変更後株式会社商品取引所の役員のうちに第十五条第
- について準用する。 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可

3

いて虚偽の記載があるとき

す。 当該組織変更の時に、第七十八条の許可を受けたものとみない 前条第一項の認可を受けて組織変更が行われた株式会社は、

5

組織変更をする会員商品取引所が開設していた商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたも引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場(同一の上場商品で、)において取引をしようとする者は、組織変更後株式会社商品取いて取引をしていた会員であつて、組織変更後株式会社商品取いて取引をしていた会員であつて、組織変更後株式会社商品取いて取引をしていた商品市場において取引をしていた商品市場において取引をしていた商品市場において取引をしていた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた商品市場においていた商品市場において取引を対していた商品市場において取引を対していた。

(登記) (平一七法八七・全改)

織変更の効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地第百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、組

においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地にお なければならない。 いては会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をし は解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店につい いては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所について ては設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店につ

- 付しなければならない。 九条及び第四十六条に定める書面のほか、 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十 次に掲げる書面を添
- 組織変更計画書
- 組織変更をする会員商品取引所の組織変更会員総会の議事

承諾したことを証する書面 む。)である場合にあつては、 するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含 会社商品取引所が監査役設置会社(監査役の監査を会計に関 組織変更後株式会社商品取引所の取締役(組織変更後株式 取締役及び監査役)が就任を

する純資産額を証する書面 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存

を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与又は会計監査人

七 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する

項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載す 又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがない 済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと 議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済 にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異 る日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によつてした場合 ことを証する書面 第百二十四条第二項の規定による公告及び催告(同条第三 若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁

九 第百二十九条の規定により組織変更に際して株式を発行し

たときは、次に掲げる書面

- 1 株式の引受けの申込みを証する書面
- 項の規定による払込みがあつたことを証する書面ロ 金銭を出資の目的とするときは、第百三十一条の三第一
- 書面 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる
- した書面及びその附属書類(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載
- 第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を第九項第三十一条の六において準用する会社法第二百七条証する書面

(3)

(2)

て記載された会計帳簿第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権につい第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権につい

記載した書面及びその附属書類

員商品取引所の組織変更の登記について準用する。 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の会ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

3

(組織変更の効力の発生等)(平一七法八七・全改)

2 組織変更をする会員商品取引所は、組織変更の効力が生じた遅い日に、株式会社商品取引所となる。 第百三十二条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか第百三十五条 組織変更をする会員商品取引所は、効力発生日又

日に、第百二十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項につ

いての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみ

- 生じた日に、第百二十二条第四項第六号に掲げる事項について3 組織変更をする会員商品取引所の会員は、組織変更の効力が
- いない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。4 前三項の規定は、第百二十四条の規定による手続が終了して

の定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

(平一七法八七)

第百三十六条 削除

(組織変更の無効の訴え)(平一七法八七・全改)

(政令への委任)(平一六法四三・全改)

変更に関し必要な事項は、政令で定める。第百三十八条。この法律に定めるもののほか、商品取引所の組織

第六節 合併

第一款 総則

(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正)

第百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式

ない。 は、合併をする商品取引所は、合併契約を締結しなければなら 会社商品取引所と合併をすることができる。この場合において

「新設合併消滅商品取引所」という。)の権利義務の全部を合めて、合併により消滅する商品取引所(以下この節において「吸収合併存続商品取引所」という。)に承継させるものをいう。収合併存続商品取引所」という。)の権利義務の全部を合併後存続する商品取引所(以下この節において「吸収合併消滅商品取引所」という。)の権利義務節において「吸収合併であつて、合併により消滅する商品取引所(以下このをいう。以下同じ。)又は新設合併(商品取引所(以下この節において「吸収合併であつて、合併により消滅する商品取引所(以下この 古歌音の という。)の権利義務の全部を合いて、合併により消滅する商品取引所(以下この権利義務の全部を合いて、合併により消滅する商品取引所(以下この権利義務の全部を合いて、合併により消滅するの権利義務の全部を合いて、合併により消滅する商品取引所(以下この権利義務の全部を合いて、合併により消滅する。)の権利義務の全部を合いる。

各号に定める者でなければならない。設立商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該設立商品取引所」という。)に承継させるものをいう。以下同設立商品取引所」という。)に承継させるものをいう。以下同

- 商品取引所と会員商品取引所とが合併する場合 会員
- 株式会社商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合二 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合

第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併

法八七・全改)(会員商品取引所との吸収合併契約)(平一七

ければならない。 る場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めな第百四十条 会員商品取引所と会員商品取引所とが吸収合併をす

- 及び住所 及び住所 の名称において「吸収合併消滅会員商品取引所」という。)の名称 会員商品取引所である吸収合併消滅商品取引所(以下この節 節において「吸収合併存続会員商品取引所」という。)及び
- 「効力発生日」という。) 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下この節において
- 三 前二号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約事項)

(平一八農水経産令三・追加)

は、次に掲げるものとする。 第五十六条の二 法第百四十条第三号の主務省令で定める事項

- 吸収合併消滅会員商品取引所の会員が吸収合併に際して吸収合併存続会員商品取引所の会員に対して割り当てるその持合併消滅会員商品取引所の会員に対して割り当てるその持て代わる当該吸収合併存続会員商品取引所の会員となるときは、当該吸収収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員が吸収合併に際して吸収の表している。
- 消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭一 吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併に際して吸収合併

法八七・全改) (会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約) (平一七

三 前二号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所

を交付するときは、その当該金銭の額又はその算定方法

の会員に対する第一号の出資及び前号の金銭の割当てに関

第百四十一条 会員商品取引所と会員商品取引所とが新設合併を する場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定め なければならない。

- 称及び住所 節において「新設合併消滅会員商品取引所」という。)の名 会員商品取引所である新設合併消滅商品取引所(以下この
- 一 会員商品取引所である新設合併設立商品取引所(以下この 節において「新設合併設立会員商品取引所」という。)の目 名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員商品取引所の 定款で定める事項
- 及び監事となる者の氏名

新設合併設立会員商品取引所の設立に際して理事長、

、理事

前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

Ŧ.

(会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約事項)

(平一八農水経産令三・全改)

第五十七条 法第百四十一条第五号の主務省令で定める事項は、 次に掲げるものとする。

- その口数の算定方法並びに当該新設合併設立会員商品取引 所の出資金、加入金及び損失てん補準備金の額に関する事 代わる当該新設合併設立会員商品取引所の出資の口数又は 消滅会員商品取引所の会員に対して割り当てるその持分に 新設合併設立会員商品取引所が新設合併に際して新設合併
- 一 新設合併消滅会員商品取引所の会員に対する前号の出資の 割当てに関する事項 新設合併消滅会員商品取引所の会員に対して支払う金銭を
- 定めたときは、その当該金銭の額

一七法八七・全改)(会員商品取引所と株式会社商品取引所との吸収合併契約)(平

定めなければならない。 併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を第百四十二条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合

- 名称及び住所う。)の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員商品取引所のう。)の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員商品取引所」といこの節において「吸収合併存続株式会社商品取引所(以下株式会社商品取引所である吸収合併存続商品取引所(以下
- は、当該株式等についての次に掲げる事項合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる株合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる株二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併に際して吸収二
- 準備金の額に関する事項
 並びに当該吸収合併存続株式会社商品取引所の資本金及びは、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法は、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法あるときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつてあるときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつて当該株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式で
- 算定方法当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその
- 会員に対する同号の株式等の割当てに関する事項前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の
- 効力発生日

五.

前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(会員商品取引所と株式会社商品取引所との新設合併契約)(平

一七法八七・全改)

定めなければならない。 併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を第百四十三条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合

- う。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数この節において「新設合併設立株式会社商品取引所」とい二 株式会社商品取引所である新設合併設立商品取引所(以下
- 名又は名称 なる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏四 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役と
- 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項
- 新設合併設立株式会社商品取引所が監査役設置会社(監て会計参与となる者の氏名又は名称の会別の一新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際しある場合が設立株式会社商品取引所が会計参与設置会社で
- 合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名名がある株式会社を含む。)である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名
- 新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設 る資本金及び準備金の額に関する事項 の資本金及び準備金の額に関する事項 の資本金及び準備金の額に関する事項 の資本金及び準備金の額に関する事項 の資本金及び準備金の額に関する事項
- に対する前号の株式の割当てに関する事項会社商品取引所の株主(新設合併消滅商品取引所を除く。)新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式
- 新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該際とさは、新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に新設合併消滅株式会社商品取引所が新株予約権を発行して
- 株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数株予約権者に対して新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権の新はが減株式会社商品取引所の新株予約権の新

又はその算定方法

- 社債の金額の合計額又はその算定方法
 株予約権であるときは、新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継が当該新株予約権が新株予約権付社債に付された新商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新商品が設置がある。
- 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社商品取引又はその算定方法 株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額が、 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新
- 所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立所の新株での新権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立所の新株では高品取引所の発行する種類の株式の内容に応併消滅株式会社商品取引所の発行する種類の株式の内容に応け消滅株式会社商品取引所の新株であるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に
- び当該株式の種類取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及

掲げる事項を定めることができる。

一 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の数)に応じて新設定めがある場合にあつては、各種類の株式の数)に応じて新設合件消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除け消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除け消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除け消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除け消滅商品取引所及び前項第二号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社商品取引でめば、新設合併設立株式会社商品取引にある場合にあっては、各種類の株式の数)に応じて新設合作設立株式会社商品取引にある場合にあっては、各種類の株式の数別の株式の数別の株式の数別の株式の数別の株式の数別の株式の数別の株式の数別の株式を交付することを内容とする場合である場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある。

第四款 会員商品取引所の合併の手続

るものでなければならない。

(吸収合併消滅会員商品取引所の手続)(平一七法八七・全改) (吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又以記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなけは記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

経産令三・全改) (吸収合併消滅会員商品取引所の事前開示事項) (平一八農水

は、次に掲げる事項とする。 吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所である場合にあって第五十八条 法第百四十四条第一項の主務省令で定める事項は、

- に関する事項がない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性めがない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性がないよりである。(当該定
- 二 吸収合併存続会員商品取引所についての次に掲げる事項 じた事象の内容に限る。) 場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生 る日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる 項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生ず る事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条第四 併存続会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与え 要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合 ては、吸収合併存続会員商品取引所の成立の日)後に重 び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容 度とする。以下同じ。)に係る財産目録、貸借対照表及 あっては会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年 業年度のうち最も遅いものとし、株式会社商品取引所に つき法第六十八条の承認を受けた場合における当該各事 に係る法第六十六条第一項に規定する決算関係書類等に 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっ 最終事業年度(会員商品取引所にあっては各事業年度

たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新日能の日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな

る。)の履行の見込みに関する事項商品取引所の債務(法第百四十四条第五項において準用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併について異る法第百二十四条第一項の規定により吸収合併について異の出し、の収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員四、吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員

各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事 法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後、前

経産令三・全改) **(吸収合併消滅会員商品取引所の事前開示事項)**(平一八農水

っては、次に掲げる事項とする。 吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所である場合にあ第五十九条 法第百四十四条第一項の主務省令で定める事項は、

と)の相当性に関する事項め(当該定めがない場合にあっては、当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこ法第百四十二条第二号及び三号に掲げる事項についての定

引所の定款の定め 引所の定款の定め 当所の株式であるときは、当該吸収合併存続株式会社商品取同じ。)の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引同じ。)の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引の会員に対して交付する株式

「 吸収合併存続株式会社商品取引所についての次に掲げる事

所の成立の日における貸借対照表の内容)がない場合にあっては、吸収合併存続株式会社商品取引イ 最終事業年度に係る計算書類等の内容(最終事業年度

 1 前項の書面の閲覧の請求2 吸収合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、の定めた費用を支払わなければならない。

じ。)があるときは、当該臨時計算書類等の内容二条第三項第十三号の臨時計算書類等をいう。以下同も遅いもの)とする臨時計算書類等(会社法施行規則第

器終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限務の負担その他の当該吸収合併存続株式会社商品取引所務の負担その他の当該吸収合併を続株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条第四項の会員総会の日のけ、その内容(法第百四十四条第四項の会員総会の日のは、その内容(法第百四十四条第四項の会員総会の日のは、その内容(法第百四十四条第四項の会員総会の日の財産の処分、重大な債額新たな最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債額新たな最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債額新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。

吸収合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を除く。)において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条がる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなるずる日までの間に新たな最終事業年度の末日後に生じ場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じ場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じます。

に限る。)の履行の見込みの有無に関する事項て異議を述べることができる債権者に対して負担する債務用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併につい用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式

| | 各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事 | 各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事

- 122 -

- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
- 項を記載した書面の交付の請求 主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
- 3 つたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 吸収合併消滅会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、 吸収合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があ
- ならない。 会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければ 第百二十四条の規定は、吸収合併消滅会員商品取引所につい
- て準用する。

6

- の合意により、効力発生日を変更することができる。 である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日まで 効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日 吸収合併消滅会員商品取引所は、吸収合併存続商品取引所と 前項の場合には、吸収合併消滅会員商品取引所は、変更前の
- 効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用す 第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の

に、変更後の効力発生日を公告しなければならない

(吸収合併存続会員商品取引所の手続)(平一七法八七・追加)

第百四十四条の二 吸収合併存続会員商品取引所は、次項の会員 める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる 事務所に備え置かなければならない。 経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定 総会の日の十日前の日から吸収合併の効力が生じた日後六月を

(吸収合併存続会員商品取引所の事前開示事項)(平一八農水

経産令三・追加)

第五十九条の二 法第百四十四条の二第一項の主務省令で定める 事項は、次に掲げるものとする

- めがない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性 に関する事項 第五十六条の二各号に掲げる事項についての定め(当該定
- 二 吸収合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を除 く。)についての次に掲げる事項
- 借対照表とともに作成された損益計算書の内容 最終事業年度に係る財産目録、 貸借対照表及び当該貸

最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっ

4 3 て準用する。 第百二十四条の規定は、

2 会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければ 吸収合併存続会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、

吸収合併存続会員商品取引所につい

後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日

> な最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。) 事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新た の日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終 容(法第百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前 状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内 負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の において同じ。)後に重要な財産の処分、重大な債務の ては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日。第四号

る。)が法第七十七条第一項において準用する会社法第四 百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表 吸収合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所に限

事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。) 容(法第百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の 務の負担その他の当該吸収合併存続会員商品取引所の財産 年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終 日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業 の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内 商品取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債 (最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続会員 吸収合併存続会員商品取引所において最終事業年度の末日

用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併につい 商品取引所の債務(法第百四十四条の二第三項において準 て異議を述べることができる債権者に対して負担する債務 に限る。)の履行の見込みに関する事項 吸収合併が効力を生じた日以後における吸収合併存続会員

項に変更が生じたときは、変更後の当該事項 吸収合併の効力が生じた日までの間に、前各号に掲げる事 法第百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後

(吸収合併存続会員商品取引所の事後開示事項)(平一八農水

第五十九条の三 法第百四十四条の二第四項の主務省令で定める 経産令三・追加)

事項は、次に掲げるものとする。

録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合

- 備え置かなければならない。 から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所にから六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に
- 第一項又は前項の書面の閲覧の請求
- 第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令

で定める方法により表示したものの閲覧の請求

- 又はその事項を記載した書面の交付の請求法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方
- つたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。吸収合併存続会員商品取引所は、前項の規定による請求があ

第百四十四条の三 新設合併消滅会員商品取引所は、第四項の会(新設合併消滅会員商品取引所の手続)(平一七法八七・追加)

- 一 吸収合併の効力が生じた日
- 項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経二 吸収合併消滅会員商品取引所における法第百四十四条第五
- の経過 第三項において準用する法第百二十四条の規定による手続 第三項において準用する法第百二十四条の規定による手続 三 吸収合併存続会員商品取引所における法第百四十四条の二

吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消

- 法第百四十四条第一項の規定により吸収合併消滅会員商品項 (国本の) (国本
- ハ 法第百四十七条第一項の変更の登記をした日された事項(吸収合併契約の内容を除く。)

取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録が

前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併消滅会員商品取引所の事前開示事項) (平一八農水

経産令三・追加)

第五十九条の四 法第百四十四条の三第一項の主務省令で定める

備え置かなければならない。 電流での間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項 日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項 員総会の日の十日前の日から新設合併設立商品取引所の成立の

にあっては、次に掲げる事項とする。事項は、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所である場合

- する事項
 一 第五十七条各号に掲げる事項についての定めの相当性に関
- イ 最終事業年度に系る財産目録、貸借対照表及び当該貸事項 除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる二 他の新設合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を
- 借対照表とともに作成された損益計算書の内容最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸
- 他の新設合併消滅会員商品取引所において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条の三第四象が生じたときは、その内容(法第百四十四条の三第四象が生じたときは、その内容(法第百四十四条の三第四の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立会員商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年の末日後に生じた事業の内容に限る。)
- 四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表限る。) が法第七十七条第一項において準用する会社法第一 他の新設合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所に
- 四 当該新設合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を限く。以下この号において同じ。)において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅会員商品取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅会員商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象あっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)
- 新設合併設立会員商品取引所の債務(他の新設合併消滅会五 新設合併設立会員商品取引所の成立の日以後における当該

に関する事項 員商品取引所から承継する債務を除く。)の履行の見込み

(近日本省成金属) (おおうでは、できないでは、できている。) (おおり) (おおり) (おおり) (おいり) (お

(新設合併消滅会員商品取引所の事前開示事項)(平一八農水

場合にあっては、次に掲げる事項とする。事項は、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所である第五十九条の五 法第百四十四条の三第一項の主務省令で定める

- いての定めの相当性に関する事項法第百四十三条第一項第六号及び第七号に掲げる事項につ
- の次に掲げる事項 商品取引所を除く。以下この号において同じ。)について 商品取引所を除く。以下この号において同じ。)について 他の新設合併消滅商品取引所(清算株式会社及び清算会員
- の内容 最終事業年度に係る計算書類等又は財産目録、貸借対照表とした作成された損益計算書照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書
- ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日)後の日 とする臨時決算日がある場合にあって は、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日)後の日 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっ
- 、他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の末日後 大日(最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合 大日(最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合 大名(大田) での間に新たな最終事業年度が存することと が立の日までの間に新たな最終事業年度が存することと が立の日までの間に新たな最終事業年度が存することと がなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の 大田の新設合併消滅商品取引所の が生じたと が立の日までの間に新たな最終事業年度の 大田の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 大田の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 大田の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 大田の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 大田の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 大田の新設合

号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員商品取引所 次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四 消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、 の定めた費用を支払わなければならない。 法により表示したものの閲覧の請求 前項の書面の閲覧の請求 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 新設合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併
- 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
- 項を記載した書面の交付の請求 主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて

に生じた事業の内容に限る。)

- 第七十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定 商品取引所に限る。)が会社法第四百九十二条第一項(法 により作成した貸借対照表 他の新設合併消滅商品取引所(清算株式会社又は清算会員
- 事業の内容に限る。) 取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたと 併消滅会員商品取引所の成立の日)後に重要な財産の処 除く。以下この号において同じ。)において最終事業年度 合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた 日の十日前の日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立 きは、その内容(法第百四十四条の三第四項の会員総会の 分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅会員商品 の末日(最終事業年度がない場合にあっては、当該新設合 の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場 当該新設合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を
- 併消滅商品取引所から承継する債務を除く。)の履行の見 込みに関する事項 当該新設合併設立株式会社商品取引所の債務(他の新設合 新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日以後における
- 六 法第百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日 後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の 当該事項

- | 4 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、| つたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。| 3 新設合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があ
- 新設合併契約の承認を受けなければならない。
 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、
- て準用する。 5 第百二十四条の規定は、新設合併消滅会員商品取引所につい

(新設合併設立会員商品取引所の手続)(平一七法八七・追加)

ついては、適用しない。 第二節第一款 (第七条、第八条、第十一条第三項、第四項及び第五項前段、第十六条第一項、第十九条、第二十一条から第二十五条まで並びに第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立に 発力を (第七条、第八条、第十一条第第百四十四条の四 第二節第一款 (第七条、第八条、第十一条第

品取引所が作成する。 2 新設合併設立会員商品取引所の定款は、新設合併消滅会員商

3

は電磁的記録を作成しなければならない。

東として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又併消滅会員商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、

- をその主たる事務所に備え置かなければならない。 省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日から六月間、
- 次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四設立会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、5 新設合併設立会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併

経産令三・追加)

事項は、次に掲げるものとする。 第五十九条の六 法第百四十四条の四第三項の主務省令で定める

- 一 新設合併の効力が生じた日
- 条の規定による手続の経過 二 法第百四十四条の三第五項において準用する法第百二十四
- 項 滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事 三 新設合併により新設合併設立会員商品取引所が新設合併消
- 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(新設合併設立会員商品取引所の事後開示事項)(平一八農水

経産令三・追加)

の定めた費用を支払わなければならない。 号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員商品取引所

- 前項の書面の閲覧の請求
- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
- 項を記載した書面の交付の請求主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事工 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
- つたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。6 新設合併設立会員商品取引所は、前項の規定による請求があ

第五款 株式会社商品取引所の合併の手続

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手続

、七・追加) (**吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)**(平一七法

- 面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における当該吸収合併存続株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書の内容をの他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書の対している。
- 該株主総会の日の二週間前の日の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当吸収合併契約について株主総会(種類株主総会を含む。)
- 二項の公告の日のいずれか早い日 第百四十四条の八第一項の規定による通知の日又は同条第
- 規定による催告の日のいずれか早い日 第百四十四条の十第二項の規定による公告の日又は同項の

農水経産令三・追加)(吸収合併存続株式会社商品取引所の事前開示事項)(平一八

事項は、次に掲げるものとする。 第五十九条の八 法第百四十四条の五第一項の主務省令で定める

- と)の相当性に関する事項定め(当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこかにあっては、当該定めがないことができる。
- く。) についての次に掲げる事項 一 吸収合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を除
- 借対照表とともに作成された損益計算書の内容・最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸

2 社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。 又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会 つでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号 合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、い 前項の書面の閲覧の請求 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収
- 法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方

新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限

- る。)が法第七十七条第一項において準用する会社法第四 百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表 吸収合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所に限
- 吸収合併存続株式会社商品取引所において次に掲げる事項 年度の末日後に生じた事象の内容に限る。) 存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業 合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が 四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収 響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十 収合併存続株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影 に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸 ては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日)後 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっ
- 立の日における貸借対照表 度がないときは、吸収合併存続株式会社商品取引所の成 吸収合併存続株式会社商品取引所において最終事業年
- に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する 会社商品取引所の債務(法第百四十四条の十第一項の規定 により吸収合併について異議を述べることができる債権者 吸収合併の効力が生ずる日以後における吸収合併存続株式
- 六 法第百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い る事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項 日後吸収合併の効力が生じた日までの間に、前各号に掲げ

項を記載した書面の交付の請求主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事の前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて

い。 があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならな 3 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求

(吸収合併契約の承認等)(平一七法八七・追加)

2 次に掲げる場合には、取締役は、前頃の株主総会において、承認を受けなければならない。 生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の第百四十四条の六 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発

- 一 吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅その旨を説明しなければならない。一 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、
- という。)を超える場合という。)を超える場合という。)を超える場合において「承継資産額」という。)が吸収合併存続株式会社において「承継債務額」という。)が吸収合併存続株式会社において「承継債務額」という。)が吸収合併存続株式会社の品取引所が承継する吸収合併消滅吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅

(資産の額等) (平一八農水経産令三・追加)

二号に掲げる額を減じて得た額とする。 務の額として主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第第五十九条の九 法第百四十四条の六第二項第一号に規定する債

- 照表の負債の部に計上すべき額対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対吸収合併の直後に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借
- 照表の負債の部に計上すべき額 対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対 一 吸収合併の直前に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借
- 額を減じて得た額とする。主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる法第百四十四条の六第二項第一号に規定する資産の額として
- 照表の資産の部に計上すべき額対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対吸収合併の直後に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借
- 二項第二号の金銭の額を減じて得た額照表の資産の部に計上すべき額から法第百四十四条の六第財刑表の作成があったものとする場合における当該貸借対 の収合併の直前に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借

- み及合并序続またな比別品及一所で重負ま式を行会とごから 一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなけ 一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなけ ればならない。本継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産に吸収合併存続
- 吸収合併存続株式会社商品取引所が種類株式発行会社である 場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交渉制限株式であつて、会社法第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主に係る株式の種類別に区分された種類株主を構成員は、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員は、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員は、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員は、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員は、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員は、当該種類株主総会において議決権を行使することい。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することい。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することい。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。
- する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。 する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。この場合において当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において議決権を当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において議決権を当たる当との他の要件を定款で定めることを妨げない。
- 前項の規定は、第四項の種類株主総会について準用する。

、 **(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)**(平一七法八七・追

あつて、吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社(会社法に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これに掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これに掲げる額の第二号に掲げる額に対する場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の定款で定めた場合にあつて、吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社(会社法

同じ。)でないときは、この限りでない。第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下この節において

次に掲げる額の合計額

- 純資産額をいう。)を乗じて得た額資産額(会社法第百四十一条第二項に規定する一株当たり収合併存続株式会社商品取引所の株式の数に一株当たり純収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸
- 銭の額の合計額 ・ 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金
- 令で定める方法により算定される額 吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額として主務省

(純資産の額) (平一八農水経産令三・追加)

第五十九条の十 法第百四十四条の七第一項第二号に規定する主第五十九条の十 法第百四十四条の七第一項第二号に規定する主第五十九条の十 法第百四十四条の七第一項第二号に規げる額 一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額 一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額 を減じて得た額(当該額が五百万円を下回る場合にあっては、
を減じて得た額(当該額が五百万円を下回る場合にあっては、
を減じて得た額(当該額が五百万円を下回る場合にあっては、
を減じて得た額(当該額が五百万円を下回る場合にあっては、
五百万円)をもって吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額とする方法とする。

- 一資本金の額
- 二 資本準備金の額
- 一利益準備金の額

兀

- 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額
- る評価・換算差額等に係る額は、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日)におけは、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日)におけ五 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあって
- 新株予約権の帳簿価額
- 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

(株式の数)(平一八農水経産令三・追加)

2

前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株

式

きるものに限る。)を有する株主が次条第一項の規定による通

(前条第一項の株主総会において議決権を行使することがで

する旨を吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知したとき知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対

る。 令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とす第五十九条の十一 法第百四十四条の七第二項に規定する主務省

る株主総会において議決権を行使することができることを | 特定株式 (法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係 |

合併契約の承認を受けなければならない。 は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収

3 前条第五項の規定は、 前項の株主総会について準用する。

(株主に対する通知)(平一七法八七・追加)

第百四十四条の八 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発 事項を含む。)を通知しなければならない 条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する 生日の二十日前までに、その株主に対し、吸収合併をする旨並 びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所(第百四十四

2 てこれに代えることができる。 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつ

> 立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を 定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知を 立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の 旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数 数から吸収合併存続株式会社商品取引所に対して当該行為 反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数 対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に 当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する 要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総 した特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反 に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が 法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係る決議が成

旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の

の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない

割合を減じて得た割合)を乗じて得た数に一を加えた数

法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係る決議が成

株主をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権

として当該株主総会に出席した当該特定株主(特定株式の

数に三分の一(当該株主総会の決議が成立するための要件

めがある場合にあっては、当該一定の割合)を乗じて得た 決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定 として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議 数に二分の一(当該株主総会の決議が成立するための要件

内容とする株式をいう。以下この条において同じ。)の総

定款で定めた数

- 吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社である場合
- 項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場 吸収合併存続株式会社商品取引所が第百四十四条の六第一
- 3 替えは、 九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をす び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第 る場合について準用する。 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及 政令で定める。 この場合において、必要な技術的読

(株式買取請求) (平一七法八七・追加)

第百四十四条の九 合併存続株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正 な価格で買い取ることを請求することができる。 吸収合併をする場合には、反対株主は、吸収

- おける当該各号に定める株主をいう。 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合に
- の決議を要する場合 次に掲げる株主 吸収合併をするために株主総会(種類株主総会を含む。)
- 該吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、 株主総会において議決権を行使することができるものに限 当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主(当該 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当
- 当該株主総会において議決権を行使することができない
- 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3

定める。 び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について 係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及 に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八 第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分

(吸収合併をする場合の株式買取請求について準用する会社法

の規定の読替え)(平一八政一八〇・追加)

第八条の四 の規定による請求について会社法第七百九十七条第五項及び第 おりとする。 場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のと 八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)の規定を準用する 法第百四十四条の九第三項の規定により同条第一項

替える会社法の規定 読み替	
読み替えられる字句	
読み替える字句	

読み

(債権者の異議) (平一七法八七・追加)

第七百九十七条第五項

第一項

第八百七十二条第四号

第八百七十条各号

第八百七十条第四号

商品取引所法第百四十四条の九第一

項

第百四十四条の十 吸収合併存続株式会社商品取引所の債権者 て異議を述べることができる は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、吸収合併につい

を下ることができない。 る場合にあつては、当該社債管理者を含む。)には、各別にこ 百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。)があ れを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月 に公告し、かつ、知れている債権者(社債管理者(会社法第七 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報

吸収合併をする旨

吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

として主務省令で定めるもの 吸収合併存続株式会社商品取引所の計算書類に関する事項

(計算書類に関する事項)(平一八農水経産令三・追加)

第五十九条の十二 法第百四十四条の十第二項第三号に規定する める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に定 主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項 併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第一項又 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合

該公告が掲載されている頁 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当 は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるも

が掲載されている頁 いるときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をして

ハ 電子公告により公告をしているときは、 十一条第三項第二十九号イに掲げる事項 会社法第九百

を執っている場合 社商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会 会社法第九百十一条第三項第二十七号

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3

債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたとき告は、することを要しない。告は、することを要しない。信報の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九

せることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなけれ若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさ合併存続株式会社商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、合併存続株式会社商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、なす。

要な技術的読替えは、政令で定める。 とる公告をする場合について準用する。この場合において、必 九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により第二項の規定に が第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第 び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第 るおそれがないときは、この限りでない。

ばならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害す

判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁・第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者

に掲げる事項

度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会三 吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第三

- 吸収合併存続株式会社商品取引所が清算株式会社である場い場合 その旨

吸収合併存続株式会社商品取引所につき最終事業年度がな

この規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内で 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則第六編第二

述べることができる期間を伸長することができる。

- 条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六名部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条(第十一号に係

3・追加) (吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等)(平一七法八

第百四十四条の十一 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存める事項を記載し、又は記録した要収合併消滅会員商品取引所める事項を記載し、又は記録した要収合併消滅会員商品取引所なければならない。

置かなければならない。 た日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備えた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え、吸収合併の効力が生じ

2

合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、い3 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収

(吸収合併存続株式会社商品取引所の事後開示事項) (平一八

農水経産令三・追加)

省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第五十九条の十三 法第百四十四条の十一第一項に規定する主務

- 吸収合併の効力が生じた日
- 過 でおいて準用する法第百二十四条の規定による手続の経項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経一 吸収合併消滅会員商品取引所における法第百四十四条第五
- 四条の十第一項から第五項までの規定による手続の経過項から第七項までを準用する部分に限る。) 及び第百四十の九(同条第三項については、会社法第七百九十七条第五三 吸収合併存続株式会社商品取引所における法第百四十四条

取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録が

法第百四十四条第一項の規定により吸収合併消滅会員商品

- 法第百四十七条第二項の変更の登記をした日
- 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会つでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号

- 前項の書面の閲覧の請求
- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
- 項を記載した書面の交付の請求 主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
- い。があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならながあつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならな、吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続

、1) - 雪田) **(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)**(平一七法

面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。 品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書の内容その本店の構入である。以下この目においている。

- 次条第一項の株主総会の日の二週間前の日
- 二週間前の日 認を受けなければならないときは、当該種類株主総会の日の一 新設合併契約について種類株主総会の決議によつてその承
- 第二項の公告の日のいずれか早い日第百四十四条の十四第一項の規定による通知の日又は同条
- いずれか早い日 二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日の 1 第百四十四条の十七において準用する第百四十四条の十第

農水経産令三・追加)(新設合併消滅株式会社商品取引所の事前開示事項)(平一八一

める事項は、次に掲げる事項とする。 第五十九条の十四 法第百四十四条の十二第一項の主務省令で定

- いての定めの相当性に関する事項法第百四十三条第一項第六号及び第七号に掲げる事項につ
- の次に掲げる事項 商品取引所を除く。以下この号において同じ。) について 商品取引所を除く。以下この号において同じ。) について 他の新設合併消滅商品取引所 (清算株式会社及び清算会員
- 照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書 最終事業年度に係る計算書類等又は財産目録、貸借対

の内容 滅株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表) (最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消

最終事業年度の末日(最終事業年度の ては、他の新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の ては、他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 大日(最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の 重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅商品取 引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたと きは、その内容(法第百四十四条の十二第一項各号に掲 げる日のいずれか早い日後新設合併設立株式会社商品取 引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存する こととなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の こととなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の

により作成した貸借対照表第七十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定商品取引所に限る。)が会社法第四百九十二条第一項(法商品取引所に限る。)が会社法第四百九十二条第一項(法

頃く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事く。当該新設合併消滅株式会社商品取引所(清算株式会社を除し

不 当該新設合併消滅株式会社商品取引所において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併設立株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条の十二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日)後に重要な財産の大況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条の十二第一項各号に掲げる日のいずれか早いでは、当業年度の末日後に生じた事象の内容に限制を表す。

末日後に生じた事業の内容に限る。)

- 前項の書面の閲覧の請求
- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 法により表示したものの閲覧の請求前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
- 項を記載した書面の交付の請求主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事主務省の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
- 、。 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求

3

(新設合併契約の承認)(平一七法八七・追加

- ない。 総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければなら第百四十四条の十三 新設合併消滅株式会社商品取引所は、株主
- 主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行

る。)

- 引所の成立の日における貸借対照表業年度がないときは、当該新設合併消滅株式会社商品取口 当該新設合併消滅株式会社商品取引所において最終事
- 込みに関する事項供消滅商品取引所から承継する債務を除く。)の履行の見 供消滅商品取引所から承継する債務を除く。)の履行の見 当該新設合併設立株式会社商品取引所の債務(他の新設合 、新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日以後における
- 後の当該事項い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更法第百四十四条の十二第一項各号に掲げる日のいずれか早

する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。は、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要たる多数をもつて行わなければならない。この場合において回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当

- 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一引の株主総会(種類株式発行会社の株主総会を除く。)の決議項の株主総会(種類株式発行会社の株主総会を除く。)の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならは、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならは、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければなられば、
- 新設合併消滅株式会社商品取引所の株式の全部又はて交付する新設合併消滅株式会社商品取引所の株式の全部又はて交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又はて交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該護港制限株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該譲渡制限株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該譲渡に係る株式の種類が立たが、当該の株式の種類株式会社商品取引所が種類株式発行会社である種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存種類株主総会において、
- なければならない。

 なければならない。

 なければならない。

 なければならない。

 なければならない。

 なければならない。

(株主等に対する通知)(平一七法八七・追加)

権質権者(同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権、式質権者をいう。)並びにその新株予約権者及び登録新株予約登録株式質権者(会社法第百四十九条第一項に規定する登録株第百四十四条の十四 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前条

又は商号及び住所を通知しなければならない。併消滅商品取引所及び新設合併設立株式会社商品取引所の名称質権者をいう。)に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合

- できる。
 2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることが

(株式買取請求)(平一七法八七・追加

式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株第百四十四条の十五 新設合併をする場合には、次に掲げる株主

- いて議決権を行使することができるものに限る。)会において当該新設合併に反対した株主(当該株主総会にお併消減株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総合が減株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会を新設合併契約を承認するための株主総会(種類株主総会を
- る。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。この場合において、必要な技術的読替えば、政令で定める。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係るの)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係るの)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。この場合において、必要な技術的読替えば、政令で定める。

の規定の読替え)(平一八政一八〇・追加)

	読み替える会社法の規定
第一項	読み替えられる字句
商品取引所法第百四十四条の十五第一項	読み替える字句

第百四十四条の十七 第百四十四条の十の規定は、新設合併消滅(準用規定)(平一七法八七・追加)						(新株予約権買取請求)(平一七法八七・追加) 第百四十四条の十六 新設合併をする場合には、新設合併消滅株第百四十四条の十六 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社市品取引所の新株予約権の新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。 2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十二条本文、第八百七十二条及び第一名。)、第八百七十二条本文、第八百七十二条及び第一名。)、第八百七十二条本文、第八百十二条本文、第八百七十二条本文、第八百七十二条本文、第八百七十二条本文、第八百七十二条本文、第八百七十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本文,第八百十二十二条本文、第八百十二条本文、第八百十二条本、第八百十二十二条本、第八百十二条本,第八百十二条本、第八百十二条本,以前由,以前的,以前,以前的,以前的,以前的,以前的,以前的,以前的,以前的,以前的,
	第八百七十二条各号	第八百九条第五項	F / Sep = r	育し百し各等丘頁	読み替える会社法の規定	第八百六条第五項 第二項 第三項 第八百六条第五項 第八百七十二条第四号 第八百七十二条第五項及び第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
	第八百七十条各号	分に応じ、当該各号に定める時次の各号に掲げる新株予約権の区	前項	第三項	読み替えられる字句	第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 前項
	第八百七十条第四号	区 新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日	同条第二項	商品取引所法第百四十四条の十四第一項	読み替える字句	第八百七十条第四号

株式会社商品取引所について準用する。

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続

(株式会社商品取引所の設立の特則)(平一七法八七・追加)

品取引所が作成する。新設合併設立株式会社商品取引所の定款は、新設合併消滅商

八七・追加) **(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)**(平一七法

第百四十四条の十九 新設合併設立株式会社商品取引所は、その第百四十四条の十九 新設合併により新設合併設立株式会社商の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載の新設合併により新設合併設立株式会社商第百四十四条の十九 新設合併設立株式会社商品取引所は、その第

農水経産令三・追加)(新設合併設立株式会社商品取引所の事後開示事項)(平一八

める事項は、次に掲げるものとする。 第五十九条の十五 法第百四十四条の十九第一項の主務省令で定

- 新設合併の効力が生じた日
- 規定による手続の経過 一 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定める

五項において準用する法第百二十四条の規定 新設合併消滅会員商品取引所 法第百四十四条の三第

- 新設合併消滅株式会社商品取引所法第百四十四条の十五第一項及び第二項(会社法第八百八条第五項から第十五第一項及び第二項(会社法第八百八条第五項から第七項までを準用する部分に限る。)、法第百四十四条の十七において準用する法第百四十四条の十七において準用する法第百四十四条の十七において準用する法第百四十四条の上において準用する法第百四十四条の上のでは、

- 社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 合併設立株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、い合併設立株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、い新二号のでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号のでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号のでは、当該の目標を表して、のは、
- 前項の書面の閲覧の請求
- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 法により表示したものの閲覧の請求前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方
- 項を記載した書面の交付の請求主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事」前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
- い。
 があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならながあつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならな、新設合併設立株式会社商品取引所は、前項の規定による請求

第六款 合併の効力の発生等

(合併の認可)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改

の効力を生じない。
(合併後存続する者又は合併により設立される者が商品取引所(合併後存続する者又は合併により設立される者が商品取引所第百四十五条。商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併

| 2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する商品取引

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(新設合併設立株式会社商品取引所の事後開示事項)(平一八

農水経産令三・追加)

ならない。

ならない。

ならない。

ならない。

ならない。

ならない。

ならない。

- 名称又は商号
- 三 事務所又は
- 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在地
- 上場商品又は上場商品指数

兀

役員の氏名及び住所

五.

- る商品市場における上場商品又は上場商品指数ハ 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び会員等が取引をす
- 付しなければならない。 及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程3 前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後

(合併認可の申請書の添付書類)(平一八農水経産令三・一部

の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。に掲げる書面(官公署が証明する書面の場合には、認可の申請第六十条 法第百四十五条第三項の主務省令で定める書面は、次

- 合併の理由を記載した書面
- イ 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される一 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- 商品取引所の役員が法人である場合 当該役員の登記事 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される 号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する 書面 悪の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一
- ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを本店の所在地を記載した書面、会員が取引をする商品市場一 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は

とを誓約する書面

にその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないこ項第一号イ及び口に該当しない旨の官公署の証明書並び員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二

合併を行う各商品取引所の合併総会(会員商品取引所にあいている)一号に掲げる方法により決済を行う場合には認いの申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者が期設しようとする一以上の商品市場において法品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法の者の純資産額に関する調書一号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書号イからハまでのいずれからいまでは、

法第八十二条第一項第一号イからハまで若しくは同項第二誓約する書面又は取引参加者が取引をする商品市場ごとに

かできる書面(会員商品取引所にあっては最終事業年度の合併を行う各商品取引所の財産及び収支の状況を知ることの

う。)の議事録その他必要な手続があったことを証する書

七百九十五条第一項又は第八百四条第一項の株主総会をい

四十四条の十三第一項、会社法第七百八十三条第一項、第商品取引所にあっては、法第百四十四条の六第一項、第百又は第百四十四条の三第四項の会員総会をいい、株式会社

っては、法第百四十四条第四項、第百四十四条の二第二項

大 法第百四十四条第五項、第百四十四条の二第三項及び第百 四十四条の三第五項において準用する場合を含む。)、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告(第百二十四条第三項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該者に対し弁済を受けさせることを目的として相当の財産を債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を

(認可基準)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正) (認可基準)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正) (認可基準)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正)

の政令で定める金額以上であること。合併後の商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号

二 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正か二 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引所を合併により存続すること又は当該先物取引をおる商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品権成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をするによること。

は、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取三 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて

それがないことを証する書面 信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するお

おける取引に関する業務の承継の方法を記載した書面七 合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場に

(合併後の商品取引所が株式会社商品取引所である場合に確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面確保の状況がでは当該従業員の配置の状況を記載した書面

引の取引量の見込みを記載した書面 開設しようとする商品市場における合併後一年間の先物取

fi をすることが適当である旨を明らかにすることができる書をすることが適当である旨を明らかにすることができる書場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引場合に係る商品市場を開設しようとする

とを明らかにすることができる書面上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通しているこて商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以て商品に際して二以上の商品指数を一の上場商品指数とし

ること。することが適当であることとして政令で定める基準に適合すすることが適当であることとして政令で定める基準に適合す況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状

- 象となる物品の大部分が共通していること。設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数を開口 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開
- 出 合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反 生ず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程 理、会員等の資格、会員等の数の最高限度を定めた場合にお 理、会員等の資格、会員等の数の最高限度を定めた場合にお けるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商 品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護する 品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護する ため十分であること。
- 人的構成を有するものであること。
 合併後の商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる
- 引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承八 合併後の商品取引所において、合併により消滅する商品取適合するように組織されるものであること。
- 認可をしてはならない。 に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれか

継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

- イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。合併後の商品取引所の役員のうちに第十五条第二項第一号
- いて虚偽の記載があるとき。 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項につ
- に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている前条第一あつては、株式会社商品取引所としての存続期間)又は商品市金、主務大臣は、商品取引所の存続期間(株式会社商品取引所に

は開設期限までの間について判断して行うものとする。 の他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該左続期間又 をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引 成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすお 成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすお があることに該当しないことを同号の基準とし、当該生物取引 並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該先物取引 が以ことを同号の基準とし、当該生物取引 が以ことを同号の基準とし、当該生物取引 が以ことを同号のとする。

「第三号」とあるのは、「第六号」と読み替えるものとする。可について準用する。この場合において、第十五条第十項中項十五条第五項から第十一項までの規定は、前条第一項の認

(吸収合併の登記)(平一七法八七・全改

げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。 世じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては三週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以間以内に、近たる事務所及び支店の所在地においては三週間以間以内に、支店の所在地における変更の登記をし、吸内合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併ない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存ない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存ない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存ない。ただし、支店の所在地における事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(新設合併の登記)(平一七法八七・追加)

は三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、第百四十七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合におい

ければならない。この場合における第二十条第二項の適用につ 記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしな 所についての設立」とする。 いては、同項中「前項」とあるのは、 「新設合併設立商品取引

- 第百四十四条の三第四項の会員総会の決議の日
- 二 第百四十四条の三第五項において準用する第百二十四条の 規定による手続が終了した日
- 新設合併消滅商品取引所が合意により定めた日
- 第百四十五条第一項の認可を受けた日

掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所及び本店の所在 散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記 地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地に 立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に をしなければならない。 おいては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設

- 第百四十四条の十三第一項の株主総会の決議の日
- は、当該決議の日 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するとき
- 項の公告をした日から二十日を経過した日 第百四十四条の十四第一項の規定による通知又は同条第二
- 手続が終了した日 第百四十四条の十七において準用する第百四十四条の十の
- 前項各号に掲げる日

Ŧi.

(合併の効力の発生等)(平一七法八七・全改)

第百四十八条 四十五条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日 て有する権利義務を含む。第三項において同じ。)を承継す の行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づい に、吸収合併消滅商品取引所の権利義務(当該商品取引所がそ 吸収合併存続商品取引所は、効力発生日又は第百

できない。 の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することが 吸収合併消滅商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併

2

- 商品取引所の権利義務を承継する。 新設合併設立商品取引所は、その成立の日に、新設合併消滅
- 4 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所若しくは新設合併消滅会員商品取引所の成立の日に、生じた日又は新設合併設立株式会社商品取引所の株主は、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、当該各号に定める事項についての定めに従い、次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会
- 第百四十二条第二号イ 同条第三号に掲げる事項
- 一 第百四十三条第一項第六号 同項第七号に掲げる事項
- 設立株式会社商品取引所の成立の日に、消滅する。新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権は、新設合併

(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正

のとみなす。は、当該設立の時に、第九条又は第七十八条の許可を受けたも第百四十九条 第百四十五条第一項の認可を受けて設立された者

所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。 一合併後の商品取引所の商品市場(政令で定める同種の商品市場を含む。)を場と同一の商品市場(政令で定める同種の商品市場を含む。)を場と同一の商品市場(政令で定める同種の商品市場を含む。)を場と同一の商品市場(政令で定める同種の商品市場を含む。)を場と同一の商品市場(政令で定める同種の商品市場を割がした。)を

六条の三繰上、平一六政二五九・旧第六条繰下・一部改正、平**(同種の商品市場)**(平七政七八・追加、平一一政八○・旧第

商品市場は、次に掲げる商品市場とする。 第九条 法第百四十九条第二項及び第四項の政令で定める同種の

八政一八〇・一部改正)

- 引のすべてを行う商品市場とおいて行われていた種類の取した商品取引所の商品市場において行われていた種類の取の上場商品に含み、当該上場商品構成物品ごとに当該消滅の上場商品に係る商品市場の上場商品構成物品のすべてをそ上場商品に係る商品市場にあつては、合併によつて消滅し上場商品
- において行われていた種類の取引のすべてを行う商品市場品指数構成指数ごとに当該消滅した商品取引所の商品市場いう。)のすべてをその上場商品指数に含み、当該上場商品指数(以下この号において「上場商品指数に含まれる商滅した商品取引所の商品市場の上場商品指数に含まれる商二 上場商品指数に係る商品市場にあつては、合併によつて消二 上場商品指数に係る商品市場にあつては、合併によつて消

4

より商品市場を開設する場合には、適用しない。

第五条第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定に

市場において成立した取引であつて決済を結了していないもの

吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品

は、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場(政令

3

た取引とみなす。 で定める同種の商品市場を含む。)において同一の条件で成立し

(一に満たない端数の処理等) (平一七法八七・全改)

第百五十条 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八 十三条第一項の新設合併について準用する。この場合におい 第八百七十六条の規定は、第百四十二条の吸収合併及び第百四 百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百 て、必要な技術的読替えは、政令で定める。 七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び

る。

場合について準用する会社法の規定の読替え)(平一八政一八 〇・追加) (会員商品取引所の会員が合併に際し株式等の割当てを受ける

第九条の二 法第百五十条の規定により法第百四十二条の吸収合 三十四条第二項及び第八百七十一条の規定を準用する場合にお 併及び法第百四十三条第一項の新設合併について会社法第二百 けるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす

第四号第八百七十四条	各号 第八百七十四条	第八百七十一条第二号
主務省令	法務省令	第二百三十四条第二項
読み替える字句	字句字句の表示を	規定

における市場価格)(平一八農水経産令三・追加) (株式の発行等により一に満たない株式の端数を処理する場合

第六十条の二 法第百五十条において読み替えて準用する会社法 第二百三十四条第二項に規定する主務省令で定める方法は、 四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。 の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもっ て法第百五十条において読み替えて準用する会社法第二百三十 次

- 当該取引によって売却する価格 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれ か高い額
- 最初になされた売買取引の成立価格) 日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後 の価格(当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却 売却日における当該株式を取引する市場における最終
- け等に係る契約における当該株式の価格 の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付 及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。 において準用する場合を含む。)に規定する公開買付け 第二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二第二項 売却日において当該株式が公開買付け等(証券取引法

(株券等の提出)(平一七法八七・全改)

第百五十一条 会社法第二百十九条第一項(第六号に係る部分に 用する。 項までの規定は、 限る。)、第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十 三条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第二項から第四 この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定 新設合併消滅株式会社商品取引所について準

2 び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九 会社法第九百四十条第一項 (第一号に係る部分に限る。)及

百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定はおいて準用する同法第二百十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百九十三条第一項第三号に掲げる表によいで準用する。)及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる表により前項において準用する場合を含む。)の規定による公告をする場合について、それで定める。この場合において、必要な技術的読替えば、政権が関係を含む。)の規定による公告をする場合について、それで定める。この場合において、必要な技術的読替えば、政権により前項において準用する。この場合において、必要な技術的読替えば、政権により前項において準用

(商業登記法の準用) (平一七法八七・全改)

第百五十二条 商業登記法第七十九条、第八十条(第二号、 第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替え 総会の議事録」と、 持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがあ の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が 条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者 意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる 号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同 第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七 併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合に 号、第九号及び第十号を除く。)、第八十二条及び第八十三条 るものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 る書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員 る場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証す る会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一 手続)があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をす とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一条 及び主たる事務所」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」 おいて、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称 の規定は、第百三十九条第二項第一号に掲げる場合における合 第九号及び第十号を除く。)、第八十一条(第三号、第六 同法第八十二条第二項から第四項まで及び

引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)(平(会員商品取引所と会員商品取引所との合併による会員商品取

八政一八〇・追加)

規定規定る商業登記法の	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	定により準用する同法第百二十四条第二項商品取引所法第百四十四条の二第三項の規
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	商品取引所法第百五十四条第二項
第八十条第八号	含む。) 含む。)	商品取引所法第百五十四条第二項

2 号を除く。)及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第 員商品取引所の合併会員総会の議事録」と読み替えるものとよ 五号中「本店」とあるのは「本店又は事務所」と、同条第七日 員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条 のは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八 商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する。 百三十九条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員 続)があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅や 続)があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅? この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とある 十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中 (定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる) (定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによるモ 「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意 商業登記法第七十九条、第八十条(第六号、第九号及び第十 「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同

第八十一条第八号 む。 同法第八百十条第三項 八百十三条第二項において準用する場合を含 | 定により準用する同法第百二十四条第二項 会社法第八百十条第二項 同法第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条 において準用する場合を含む。 二項において準用する場合を含む。 (同法第八百十三条第二項 (第三号を除き、 同法第 同条第三項 商品取引所法第百四十四条の三第五項の規 同条第三項

品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する商業(会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併による会員商

登記法の規定の読替え)(平一八政一八〇・追加)

第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について商業登記法第八十条及び第八十三条の規定を準用する場合における合併による会員商品取引所係的読替えは、次の表のとおりとする。

_			する	条 手 意 号	分第 会 手
_	第八十条第四号	第八十条第三号		第八十条第二号	規定
	会社法第四百四十五条第五項	会社法第七百九十九条第二項	同条第四項	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文	読み替えられる字句
	商品取引所法第百五十四条第二項	商品取引所法第百四十四条の十第二項	同条第二項	文商品取引所法第百四十四条の七第一項本	読み替える字句

るほか、

必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え)(平一七法八七・全改)

に係る部分に限る。)及び第二項、第八百七十条(第十五号に係に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は第百三十九条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項に第二項ただし書を除く。)、第八百四十六条並びに第九百三十九条第一項(第七号及び第八号で、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)及び第二十二条第三項(第七号及び第八号に限る。)及び第二十二条第三項(第七号及び第八号に限る。)及び第二十二条第三項(第七号及び第八号に限る。)

第八十三条第二項		第八十一条第八号	第八十一条第六号		第八十条第八号
本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければ	おいて準用する場合を含む。)同法第八百十条第三項(同法第八百十三条第二項に	百十三条第二項において準用する場合を含む。)会社法第八百十条第二項(第三号を除き、同法第八	会社法第八百四条第一項及び第三項	二項において準用する場合を含む。) 一項において準用する場合を含む。)	む。) 第七百九十三条第二項において準用する場合を含 会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法
る登記所に送付しなければ主たる事務所又は本店の所在地を管轄す	用する同法第百四十四条の十第三項り準用する同法第百二十四条の十七の規定により準同法第百四十四条の十七の規定により準の単元を開きまる同法第百四十四条の三第五項の規定によ	二項により準用する同法第百四十四条の十第二項及び同法第百四十四条の十七の規定により準用する同法第百二十四条第規定により準用する同法第百二十四条第	及び第四項商品取引所法第百四十四条の十三第一項	同条第三項	により準用する同法第百二十四条第二項商品取引所法第百四十四条第五項の規定

のとする。

改正)(政令等への委任)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部

に関し必要な事項は、政令で定める。 第百五十四条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併

しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。 2 合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際

三・追加)

条の十二までに定めるところによる。める合併に際しての計算に関し必要な事項は、次条から第六十第六十条の三 法第百五十四条第二項の規定により主務省令で定

(会計慣行のしん酌)(平一八農水経産令三・追加)

計の基準その他の会計慣行をしん酌しなければならない。 及びその適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会第六十条の四 次条から第六十条の十二までの規定の用語の解釈

会員資本)(平一八農水経産令三・追加)(時価で評価する場合における吸収合併存続会員商品取引所の

第六十条の五 吸収合併(法第百四十条の吸収合併をいう。以下第六十条の五 吸収合併(法第百四十条の吸収合併を続会員商品取引所が承継する財産(以下「吸収合併対価」という。)の母部の取得原価を吸収合併に際して吸収合併存続会員商品取引所が承継する財産(以下「吸収合併対価」という。)の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定するよととすべき場合において同じ。)により吸収合併を続会員商第六十条の五 吸収合併(法第百四十条の吸収合併をいう。以下第六十条の五 吸収合併(法第百四十条の吸収合併をいう。以下

(以下「吸収合併後出資金額」という。) 次に掲げる額 吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の出資金の額

の合計額

- 金の額(以下「吸収合併直前出資金額」という。) イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の出資
- の合計額 (以下「吸収合併後加入金額」という。) 次に掲げる額 以下「吸収合併後加入金額」という。) 次に掲げる額
- 金の額(以下「吸収合併直前加入金額」という。)イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の加入
- 契約の定めに従い定めた額額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併、吸収合併対価時価から前号口に掲げる額を減じて得た
- イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の資本口に掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額額(以下「吸収合併後資本剰余金額」という。) イ及び三 吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の資本剰余金の

剰余金の額(以下「吸収合併直前資本剰余金額」とい

- 吸収合併対価時価
- 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額
- (以下「吸収合併直前法定準備金額」という。) 併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の法定準備金の額額(以下「吸収合併後法定準備金額」という。) 吸収合吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の法定準備金の

産令三・追加) 産令三・追加)

第六十条の六 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員商品取引所 における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、 吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、 持定準備金及び利益剰余金についても吸収合併消滅会員商品取 引所における吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、 法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算すべきと きは、吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に さば、吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に さば、吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に さば、吸収合併後の吸収合併を続会員商品取引所の次の各号に として計算すべきと きば、吸収合併後の吸収合併を続会員商品取引所の次の各号に

- 吸収合併後出資金額 次に掲げる額の合計額
- 吸収合併直前出資金額
- 金の額

吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資

- 二 吸収合併後加入金額 次に掲げる額の合計額
- 吸収合併の直前の吸収の収合併直前加入金額
- 金の額 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の加入
- 吸収合併後資本剰余金額 次に掲げる額の合計額
- 吸収合併直前資本剰余金額
- 吸収合併後法定準備金額 次に掲げる額の合計額

兀

- 吸収合併直前法定準備金額
- 『情念》頁 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の法定
- 吸収合併後利益剰余金額 次に掲げる額の合計額

五.

- 及収合併直前利益剰余金額
- 剰余金の額 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の利益
- (その他の場合における会員資本)(平一八農水経産令三・追
- 第六十条の七 前二条の規定を適用することにより会員資本を計

は、当該各号に定める額とする。 において、吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に掲げる額算することができない場合又は計算することが適切でない場合

一 吸収合併後出資金額 次に掲げる額の合計額

吸収合併直前出資金額

- に従い定めた額(零以上の額に限る。)で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めは、零)をいう。以下この条において同じ。)の範囲内は、零)をいう。以下この条において同じ。)の範囲内は、零)をいう。以下この条において同じ。)の範囲内は、零)を対して得た額(当該額が零未満である場合にあってを減じて得た額(等以上の額に限る。)
- 引所の出資以外の吸収合併対価が存しない場合にあっの吸収合併対価の帳簿価額(吸収合併存続会員商品取の吸収合併存続会員商品取引所における吸収合併直前に限る。)に付すべき価額から吸収合併対象財産(負債限る。)に付すべき価額から吸収合併対象財産(負債に、吸収合併対象純資産額(吸収合併対象財産(資産に
- 吸収合併後加入金額 次に掲げる額の合計額

ては、零)

吸収合併直前加入金額

- 契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併会員払込出資変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た会員払込出資変動額が零以上の額であるときは、当該
- 吸収合併直前資本剰余金額

らハに掲げる額を減じて得た額

吸収合併後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額か

- 1942日育安助頁
- 会員払込出資変動額
- 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額
- 吸収合併後利益剰余金額 次に掲げる額の合計額 吸収合併後法定準備金額 吸収合併直前法定準備金額

五.

- 吸収合併直前利益剰余金額
- 併対象純資産額 吸収合併対象純資産額が零未満であるときは、吸収合

(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併する場合

の法務省令の適用)(平一八農水経産令三・追加)

第六十条の八 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合 併をする場合における会社計算規則第二編第二章第二節第一款 及び第二款並びに第三章第四節第一款の規定の適用について のは「利益剰余金の額」とする。 のは「法定準備金の額」と、「その他利益剰余金の額」とある 額」とあるのは「加入金の額」と、「その他資本剰余金の額」 本剰余金及び利益剰余金」とあるのは「吸収合併の直前の出資 は、同規則第六十一条第一項中「吸収合併の直前の資本金、資 とあるのは「資本剰余金の額」と、「利益準備金の額」とある 「資本金の額」とあるのは「出資金の額」と、 . 加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金」と、 「資本準備金の

(時価等で評価する場合における新設合併設立会員商品取引所

の会員資本)(平一八農水経産令三・追加)

第六十条の九 新設合併(法第百四十一条の新設合併をいう。以 う。)(新設合併取得会員商品取引所(新設合併消滅会員商品 算定する方法をもって測定することとすべき場合において、新 取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下この条におい 員商品取引所をいう。以下同じ。)の財産を除く。以下この条 商品取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会 設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員 取引所のうち、一の会員商品取引所の有する財産に付された新 員商品取引所が承継する財産(以下「新設合併対象財産」とい 下第六十条の十一までにおいて同じ。)により新設合併設立会 よるものと定めたときは、この限りでない。 に定める額とする。ただし、新設合併契約により次項の規定に 設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号 に際して新設合併設立会員商品取引所が新設合併消滅会員商品 において同じ。)の全部の取得原価を新設合併対価(新設合併 て同じ。)の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に

新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金の額(以下 「設立時出資金額」という。) る。)に付すべき価額から新設合併対象財産(負債に限 新設合併対象純資産額(新設合併対象財産(資産に限 次に掲げる額の合計額

あな合併対面持面(所及合併対面)持面とり也適切なる。)に付すべき価額を減じて得た額(新設合併削減会助る場合にあっては、零)の範囲内で、新設合併消減会ある場合にあっては、零)の範囲内で、新設合併消減会ある場合にあっては、零)の範囲内で、新設合併消減会したの額に限る。)

ロ 新設合併対価時価(新設合併対価の時価その他適切な 方法により算定された新設合併対価の価額をいう。以下 この条において同じ。) (新設合併設立会員商品取引所 の出資に係るものであって、新設合併取得会員商品取引 所以外の新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する ものに限る。以下この項において同じ。) の範囲内で、 新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従 い定めた額(零以上の額に限る。)

零未満である場合にあっては、零) 「設立時加入金額」という。) イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併減会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。) イ及びロに掲げる額の合 「設立時加入金額」という。) イ及びロに掲げる額の合

新設合併対価時価

設立時出資金額

得と領(以下「設立時資本剰余金額」という。) イ及び口に掲げる額の合計額からハ及びニに掲げる額の合計額を減じて(以下「設立時資本剰余金額」という。) イ及び口に掲二 新設合併設立会員商品取引所の設立時の資本剰余金の額

1 新設合併対価時価

零未満である場合にあっては、零)

イ 新設合併対象純資産額(当該新設合併対象純資産額が

設立時出資金額

設立時加入金額

五 新設合併設立会員商品取引所の設立時の利益剰余金の額四 新設合併設立会員商品取引所の設立時の法定準備金額四 新設合併設立会員商品取引所の設立時の法定準備金の額

資産額) 対象純資産額が零未満であるときは、当該新設合併対象純(以下「設立時利益剰余金額」という。) 零(新設合併

- 引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立会員商品取
- イ 新設合併取得会員商品取引所の新設合併の直前の出資一 設立時出資金額 次に掲げる額の合計額
- ロ 新設合併対価時価(新設合併設立会員商品取引所の出口 新設合併対価時価(新設合併設立会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定の所に係るものであって、新設合併取得会員商品取引所以資に係るものであって、新設合併取得会員商品取引所以資に係るものであって、新設合併設立会員商品取引所の出口 新設合併対価時価(新設合併設立会員商品取引所の出口
- 二 設立時加入金額 次に掲げる額の合計額
- 金の頌 新設合併取得会員商品取引所の新設合併の直前の加入
- 設立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)額の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併額の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併
- イ 新設合併取得会員商品取引所の新設合併の直前の資本に掲げる額を減じて得た額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ三 設立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ
- 新設合併対価時価

剰余金の額

- 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額
- 合併の直前の法定準備金の額設立時法定準備金額(新設合併取得会員商品取引所の新設)
- 合併の直前の利益剰余金の額設立時利益剰余金額、新設合併取得会員商品取引所の新設
- も新設合併対価として考慮するものとする。ときは、当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきものを3 前二項に規定する場合において、新設合併に係る費用がある
- (出資金等も引き継ぐ場合における会員資本) (平一八農水経

産令三・追加)

取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合にお取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合にお取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合にお減会員商品取引所における新設合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金についても全部の新設合併消滅会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 品取引所の出資金の額の合計額設立時出資金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商
- 品取引所の加入金の額の合計額 設立時加入金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商
- 員商品取引所の資本剰余金の額の合計額 設立時資本剰余金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会

|へ |(その他の場合における会員資本)(平一八農水経産令三・追

当該各号に定める額とする。合には、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は計算することができない場合又は計算することが適切でない場所、十条の十一前二条の規定を適用することにより会員資本を

- 設立時出資金額 次に掲げる額の合計額
- ・ 会員資本承継消滅会員商品取引所をいう。以下この ・ 会員資本承継消滅会員商品取引所がこの号に規定する会員資 本承継消滅会員商品取引所がこの号に規定する会員資 本承継消滅会員商品取引所となることを定めたときにお する当該新設合併消滅会員商品取引所をいう。以下この といる当該新設合併消滅会員商品取引所をいう。以下この 会において同じ。)の出資金の額

非会員資本承継消滅会員商品取引所(新設合併消滅会

員商品取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併対象財産(資産に限る。)に付すべき価額から新設合併対象財産(資産に限る。)に付すべき価額から新設合併対象財産(資産に限る。)に付すべき価額から新設合併対象財産(資産に限る。)に付すべき価額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。)(当該新設合併対象財産(負債に限る。)に付すべき価額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。)(当該新設合併対象財産(負債に限る。)に付すべき価額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。)(当該新設合併対象対資産額が零未満である場合にあっては、零)の範囲内で、新設合併対価が存しないの額に限る。)

設立時加入金額 次に掲げる額の合計額

加入金の額 一会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併の直前の

- ロ 非会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併対象純
 立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ設立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額を減じて得た額
 設立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額を減じて得た額
 設立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ
 設立時資本利余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ
 おの定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)
- 資本剰余金の額 名員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併の直前の
- にあっては、零) 資産額(当該新設合併対象純資産額が零未満である場合 非会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併対象純
- 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額
- 新設合併の直前の法定準備金の額設立時法定準備金額、会員資本承継消滅会員商品取引所の

Ŧi.

- 利益剰余金の額 会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併の直前の設立時利益剰余金額 次に掲げる額の合計額
- 非承継消滅会員商品取引所の新設合併対象純資産額が「益剰余金の額

零未満であるときは、当該新設合併対象純資産額

第七節 監

正)(定款の変更)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正)

けなければ、その効力を生じない。 第百五十五条 商品取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受

ばならない。 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書

の法務省令の適用)(平一八農水経産令三・追加)

第六十条の十二 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設 額」とあるのは「利益剰余金又はその他利益剰余金の額」とす 額」と、「その他資本剰余金の額」とあるのは「資本剰余金又 と、「資本準備金の額」とあるのは「加入金又は資本準備金の 金」と、「資本金の額」とあるのは「出資金又は資本金の額」 資金、資本金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余 款及び第五款並びに第三章第六節第二款の規定の適用について はその他資本剰余金の額」と、 の資本金、資本剰余金及び利益剰余金」とあるのは「直前の出 とあるのは「出資金又は資本金の額」と、第七十八条中「直前 はその他利益剰余金」と、同規則第七十七条中「資本金の額」 準備金」とあるのは「直前の法定準備金又は利益準備金」と、 金の額」と、「直前の資本準備金」とあるのは「直前の加入金 は、「直前の資本金の額」とあるのは「直前の出資金又は資本 合併をする場合における会社計算規則第二編第二章第二節第一 又は資本準備金」と、 「直前の資本剰余金又はその他資本剰余金」と、「直前の利益 「法定準備金又は利益準備金の額」と、 「直前のその他利益剰余金」とあるのは「直前の利益剰余金又 「直前のその他資本剰余金」とあるのは 「利益準備金の額」とあるのは 「その他利益剰余金の

(定款変更認可の申請書の添付書類)(平一八農水経産令三・

する。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものと第六十一条 法第百五十五条第二項の主務省令で定める書類は、

イ 変更の理由を記載した書面変更の申請が商品市場の開設に係る場合 次に掲げる書面

新旧条文の対照表

ったことを証する書面 会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があ

新たに開設しようとする商品市場ごとに当該商品市場

- を開設しようとする商品取引所の会員等であって当該商品取引所の会員等になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとする者であって当該商品取引所の会員等になろうとする者において取引をしようとする者であっては、その出資の全額の払込みが終了した者に限る。)の合計数が二十人以上であることを証する書面 たっては当該商品市場について法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面、株式会社商品取引所の取引参加者及び取引参加者になろうとする者にあっては法第八十二条第一項第一号イからへまでのいずれかに該当することを誓約する書面、株式会社商品取引所の取引参加者及び取引参加者になろうとする者にあっては法第八十二条第一項第一号イからへまでのいずれかに該当することを誓約項第二号イからへまでのいずれかに該当することを誓約項第二号イからへまでのいずれかに該当することを誓約の方式を表示します。
- することを誓約する書面びに第二十八条第一項第五号イ及び口に定める者に該当半数の者が当該商品市場について法第十条第二項各号並半数の者が当該商品市場について法第十条第二項各号並する書面
- とを誓約する書面 条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないこ 該商品市場において取引をしようとするものが法第十五 該商品取引所の会員等になろうとする者であって当
- る者の純資産額に関する調書り作成したニに規定する会員等及び会員等になろうとすっては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号によ第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合にあ新たに開設しようとする一以上の商品市場において法
- っては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をする、 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあ間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

新たに開設しようとする商品市場における開設後一年

ことが適当である旨を明らかにすることができる書面

らかにすることができる書面 指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品ル 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場

二 変更の申請が商品市場における上場商品若しくは上場商品

号において同じ。) 又は取引の種類の変更に係る場合 次指数の範囲の変更 (廃止又は範囲の縮小を除く。以下この

イ 変更の理由を記載した書面に掲げる書面

新旧条文の対照表

ったことを証する書面 会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があ

る調書 内に様式第一号により作成した会員等の純資産額に関す 内に様式第一号により作成した会員等の純資産額の最低額 商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額 あいた場合にあっては、認可の申請の日前三十日以 を変更した場合にあっては、認可の申請の日前三十日以 を変更した場合にあっては、認可の申請の日前三十日以 を変更に係る商品市場において法第百五条第一号に

取引の取引量の見込みを記載した書面当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物

である旨を明らかにすることができる書面場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当上場商品の範囲の変更の場合にあっては、二以上の上

かにすることができる書面指数の対象となる物品の大部分が共通している旨を明ら指数の範囲の変更の場合にあっては、当該二以上の商品指数の一の上場商品指数とする上場商品

イ 変更の理由を記載した書面

限の廃止若しくは変更に係る場合

次に掲げる書面

しての存続期間の廃止若しくは変更又は商品市場の開設期

会員商品取引所の存続期間若しくは株式会社商品取引所と

新旧条文の対照表

ったことを証する書面会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があ

当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物

- 3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつ3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつ
- ・ 当該商品市場を開設しようとする会員商品取引所の会員であつて当該商品市場において取引をしようとする者であつて当該商品市場において取引をしようとする者であつて当上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定める者であること。
- 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準
- 第15年11年20日 | 1987年 |
- 前号イに掲げる基準
- 中請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正申請に係る上場商品でよい支障を及ぼし、又は及ぼすお取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物の他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物の他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物の土場商品推動の先物取引を公正申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正
- 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準
- く。以下この条において同じ。)又は会員商品取引所の存続しくは上場商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除三 商品市場(期限付商品市場を除く。)における上場商品若

取引の取引量の見込みを記載した書面

- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書面
- 新旧条文の対照表

変更の理由を記載した書面

ったことを証する書面会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があ

条第一項第一号から第四号までに掲げる基準期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの 第十五

- の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の
- ・ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正 が流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるこ び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるこ び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるこ で流通に著しい支障を及ぼし、以は をする会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設 をする会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設 をする会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設 をする会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設 とに該当しないこと。
- 前各号に掲げるもの以外のもの 第十五条第一項第四号に口 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

可をしなければならない。

「主務大臣は、株式会社商品取引所から第一項の認可の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応あった場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応あった場合において、当該申請がから第一項の認可の申請が

第八十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準商品市場の開設に係るもの(次号に掲げるものを除く。)

期限付商品市場の開設に係るもの 次に掲げる基準

・ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正 即引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物 取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物 取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物 取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物 取引を公正

の 第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準しての存続期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもしくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所と

は商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しく四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の

1 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことそかつ円滑にするために十分な取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそ等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそかつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないこと。

五 前各号に掲げるもの以外のもの 第八十条第一項第六号にロ 第八十条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

掲げる基準

又は商品市場の開設期限までの間について判断して行うものと、二号ロ及びハ(第十五条第一項第四号に係る部分を除く。)、前項第二号イ及びロ(第八十条第一項第六号に係る部分を除く。)並びに前項第四号イ及びロ(第八十条第三項第四号に係る部分を除く。)、前項第二号イ及びロ(第八十条第一項第四号に係る部分を除第三項第四号に係る部分を除第三項第四号に係る部分を除第三項第四号に係る部分を除第三項第四号に係る部分を除名。)、前項第二号和公司。

いては、当該各号に定める規定を準用する。 6 第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものにつ

商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項 商品市場の開設者しくは商品市場に関する第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変第十三条若しくは商品市場に関する第十一条第二項 しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更 第十五条第五場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の一 期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上

項から第十一項までの規定

- 勘案しなければならない。
 お該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について当該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について当該商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限
- ない。
 日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはなら日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはなら二条(第八号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた二条(第八号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた。
 まが大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場商品指

(業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委

員会規程の変更)(平一六法四三・全改)

受けなければ、その効力を生じない。 規程又は市場取引監視委員会規程の変更は、主務大臣の認可を第百五十六条 商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理

ばならない。 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書

認可をしなければならない。 応じて当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号に掲げる区分に

3

- 二 株式会社商品取引所に係るもの 第八十条第一項第六号にる基準 会員商品取引所に係るもの 第十五条第一項第四号に掲げ
- 第十五条第五項から第九項までの規定は、株式会社商品取引掲げる基準
- の第一項の認可について準用する。所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更又は廃止について所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更又は廃止について

(報告徴収及び立入検査) (平一六法四三・全改)

第百五十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると

員会規程の変更認可の申請書の添付書類)(業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委

次に掲げるものとする。 第六十二条 法第百五十六条第二項の主務省令で定める書類は、

- 変更の理由を記載した書面
- 二 新旧条文の対照表
- する書面 定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証

のある物件を検査させることができる。務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係務市とくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係の事務もしくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出認めるときは、商品取引所若しくはその会員等に対し、その業認めるときは、商品取引所若しくはその会員等に対し、その業

- 2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員 2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該会員等を立ち会管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち会管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等が所有し、又は預 かせて当該上場商品を検査することができる。
- 第一頁を下停二頁の見巨こよる左人食室の権限は、BP長室証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す
- のために認められたものと解釈してはならない。 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査

(業務改善命令) (平一六法四三・全改)

- とを命ずることができる。 とを命ずることができる。 とを命ずることができる。 とを命ずることができる。 とを命ずることができる。 とを命ずることができる。 とを命ずることができる。 とを命ずることができる。
- 求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出をいて必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意主務大臣は、前項の規定による命令を行おうとする場合にお

(商品取引所に対する監督上の処分)(平一六法四三・全改)

(商品取引所に係る検査職員の身分証明書

き身分証明書は、様式第二号による。 第六十三条 法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべ

この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分(以下この条、次条及び第百六十五、いてする主務大臣の処分(以下この条、次条及び第百六十五、対し、は定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等者しくは定款その他の規則を遵守させるために当該商品取引所がこの法律等」という。)若しくは定款その他の規則を遵守させるために当該商品取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使の他必要な措置をすることを怠つたとき。 第九条若しくは第七十八条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

正当な理由がないのに商品市場を開設することができることなった日から三月以内に全部若しくは「部の商品市場をに係る商品市場にあっては同項第三号に掲げる取引に係る市場における先物取引(上場商品に係る商品市場にあっては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。)を停止したとき、又に保る商品市場にあつては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。)を停止したとき、又に定都でしては「部の商品市場における先物取引が第十五条は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条は全部若しくは第八十条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなったとき。 第九条若しくは第七十八条の許可又は定款の変更の認可を取り消すこと。

主務大臣は、第九条若しくは第七十八条の許可若しくは第百を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。 の状況が公益上有害であると認めるとき。 三月以内の期間の 帯品取引所の行為又はその開設する商品市場における取引

命ずることができる。

取引監視委員会規程について当該重要事項に係る部分の変更を取引監視委員会規程について当該重要事項に係る部分の変更をは定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程若しくは市場にとを発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又

ついて虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているはこれらの書面の添付書類の記載事項のうちに、重要な事項に五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可の申請書又

のあつたことを発見したとき、又は商品取引所の役員がこの法と、主務大臣は、不正の手段により商品取引所の役員になつた者

3

任を命ずることができる。 律等に違反したときは、当該商品取引所に対し、当該役員の解

- ・ 前を第二頁の見至は、第一頁から第三頁はでの見至によるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。 き、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。 ただし、主務大臣が当該処分の名あて人とな任の命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わな任 前三項の規定による許可若しくは認可の取消し又は役員の解す。前三項の規定による許可若しくは認可の取消し又は役員の解す。
- 分について準用する。

 ・ 前条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による処
- ができない。 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすること (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすること

(会員等に対する監督上の処分)(平一六法四三・全改)

第百六十条 主務大臣は、会員又は取引参加者がこの法律等に違策百六十条 主務大臣は、会員不は取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨若しくは六月以内の取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨若しくは六月以内の取引者しくはその商品清算取引の委託を停止すべき旨を命じ、取引若しくはその商品清算取引の委託を停止すべき旨を命じ、正係るものであるときは、当該会員若しくは取引参加者がこの法律等に違当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができる。

聞について準用する。 取引参加者の取引資格の取消し又は役員の解任の命令に係る聴取引参加者の取引資格の取消し又は役員の解任の命令に係る聴て、前条第四項の規定は前項の規定による会員の除名若しくは2 第百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分につい

第八節 雑則

三・全改、平一七法八七・一部改正)

者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用の職務を行うべき者)若しくは使用人又はこれらの職にあつた第百六十一条。商品取引所の役員(役員が法人であるときは、そ

してはならない。

正)(登記の期間)(平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正)

書の到達した日から起算する。 可を要するものの登記の期間については、その許可書又は認可第百六十二条 登記すべき事項でのうち、主務大臣の許可又は認

(平一七法八七)

第百六十三条 削除

(登記の効力) (平一六法四三・全改)

ない。 した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができ第百六十四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記を

(制裁規程)(平一六法四三・全改)

第百六十五条 商品取引所は、その定款において、会員又は取引第百六十五条 商品取引所は、その定款における取引の定款、業務規定背反する行為をしたときは、当該会員又は取引取引の香義則に背反する行為をしたときは、当該会員又は取引を加者に対し、過怠金を科し、若しくは当該商品取引所の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは子の商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限し、又は当該商品取引がの全部がよいて、会員又は取引等百六十五条 商品取引所は、その定款において、会員又は取引第百六十五条 商品取引所は、その定款において、会員又は取引第百六十五条 商品取引所は、その定款において、会員又は取引第百六十五条 商品取引所は、その定款において、会員又は取引

(市場取引監視委員会) (平一六法四三・全改)

第百六十六条 商品取引所は、市場取引監視委員会規程においる要件に該当する委員により組織される市場取引監視委員定める要件に該当する委員により組織される市場取引監視委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く旨を定める (以下この条において「委員会」という。)を置く旨を定めるでければならない。

(市場取引監視委員会委員の要件)

の承認を受けたときは、この限りでない。 次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、主務大臣第六十四条 法第百六十六条第一項の主務省令で定める要件は、

- ないこと。
 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当し
- 上場商品構成物品等をいう。以下同じ。)の取引に関係の二 上場商品構成物品等(法第十五条第一項第一号に規定する

2 委員会は、商品市場における取引の方法、管理その他商品取 変量会社にあつては、代表執行役)に対して意見を述べることでいて、理事長又は代表取締役(委員会等

定めなければならない。 会の組織及び権限に関する事項その他主務省令で定める事項を会の組織及び権限に関する事項その他主務省令で定める事項を

第三章 商品取引清算機関等

第一節 商品取引清算機関

(**許可**) (平一六法四三・追加)

株式会社でなければ、営んではならない。 第百六十七条 商品取引債務引受業は、主務大臣の許可を受けた

E) **(許可の申請)**(平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改

項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。第百六十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事

商号

二 資本金の額

本店、支店その他の営業所の所在地

行われる商品市場商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が

役員の氏名及び住所

五.

| 2 前項の申請書には、定款、業務方法書その他主務省令で定め

ある事業者団体と関係を持っていないこと。

(市場取引監視委員会規程)

次に掲げるものとする。 第六十五条 法第百六十六条第三項の主務省令で定める事項は、

- 委員の身分保障に関する事項
- 二 委員の職務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

市場取引監視委員会の意見に関する事項

(商品取引清算機関の許可申請書の添付書類)(平一八農水経

|第六十六条||法第百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、

産令三・一部改正)

- 179 -

請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。 次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申

- 登記事項証明書
- 直前事業年度の計算書類等及びその附属証明書 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面
- 以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ)の氏 る議決権をいう。以下この号において同じ。)の百分の十 主要株主(総株主の議決権(法第八十六条第一項に規定す

名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有す

る議決権の数を記載した書面

- う。)の概要を記載した書面 をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をい う。)の議決権(令第七条第一項第三号に規定する議決権 他の団体をいう。)及び子法人等(商品取引清算機関が総 株主等(令第七条第一項第三号に規定する総株主等をい 定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その 親法人等(商品取引清算機関の総株主の議決権(前号に規
- 該当しないことを誓約する書面 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも
- 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- ルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面 等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イから 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し
- 当しないことを誓約する書面 沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、
- 商品取引債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員 及び口に該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が 同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約す の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票
- 九 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録 の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書

(許可の基準)(平一六法四三・追加)

らない。
「お基準に適合していると認めるときは、許可をしなければな第百六十九条 主務大臣は、第百六十七条の許可の申請が次に掲

- 許可申請者が株式会社であること
- こと。 取引債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分である 正 定款及び業務方法書の規定が法令に違反せず、かつ、商品

- ヲのいずれかに該当する者であるとき。
 許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又は

をしてはならない。

- 可について準用する。 第十五条第五項から第九項までの規定は、第百六十七条の許

- 又は本店の所在地を記載した書面 十 清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所
- により作成したその者の純資産額に関する調書十一 清算参加者が許可の申請の日前三十日以内に様式第一号

十二 商品取引債務引受業において電子情報処理組織を使用す

十三 その他法百六十九条第一項に掲げる基準に適合している生した場合の対処方法を記載した書類 生した場合の対処方法を記載した書類 といいる は、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容

書面 その他法百六十九条第一項に掲ける基準に適合している かどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した

(業務の制限) (平一六法四三・追加)

主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 と認められるものについて、主務省令で定めるところにより、 と認められるものについて、主務省令で定めるところにより、 と認められるものについて、主務省令で定めるところによいて と認められるものについて、主務省令で定めるところによいて の乗りでない。 ただし、商品取引債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがない 引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがない。 と認められるものについて、主務省令で定めるところにより、 自己の乗りでない。

大臣に届け出なければならない。
止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務を廃

(変更の届出)(平一六法四三・追加

第百七十一条 商品取引清算機関は、第百六十八条第一項第二第百七十一条 商品取引清算機関は、第百六十八条第一項第二

(兼業の承認申請)

承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。 より承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した第六十七条 商品取引清算機関は、法第百七十条第一項の規定に

- 承認を受けようとする業務の種類
- 二 当該業務の開始予定年月日
- らない。 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければな
- 一 当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 当該業務の運営に関する社内規則
- 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した

書面

(兼業業務の廃止の届出)

提出しなければならない。 まる届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を第六十八条 商品取引清算機関は、法第百七十条第二項の規定に

- 19 法第百七十条第一項の規定に基づき承認を受けた業務の種
- 二 当該業務を廃止した年月日

(資本金の額等の変更の届出) (平一八農水経産令三・一部改

Í

しなければならない。届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出第六十九条 商品取引清算機関は、法第百七十一条の規定による

- 一変更の内容
- 二 変更年月日
- に定める書類を添付するものとする。 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号
- 法第百六十八条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変
- 二 法第百六十八条第一項第五号に掲げる事項の変更 第六十

第六十六条第一号に掲げる書類

(役員の欠格条件)(平一六法四三・追加) (商品取引所による商品取引債務引受業)(平一六法四三・追加) (商品取引所による商品取引債務引受業)(平一六法四三・追加) (商品取引所による商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務を営むこを受けて商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務を営むことができる。 2 前項の承認を受けようとする商品取引所は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 名称又は商号 一 名称又は商号 一 名称又は商号 一 名称又は商号 を添付しなければならない。 を添付しなければならない。

書類)(平一八農水経産令三・一部改正)(商品取引所の商品取引債務引受業等の兼業承認申請書の添付

六条第一号及び第七号に掲げる書類

一 商品取引債務引受業を所掌する組織及び人員配置を記載しに掲げるものとする。 第七十条 法第百七十三条第三項の主務省令で定める書類は、次

- 二 商品取引債務引受業の開始後三年間における収支の見込みた書面
- 一 会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があったを記載した書面
- ことを証する書面ことを証する書面
- 清算参加者が承認の申請の日前三十日以内に様式第一号に又は本店の所在地を記載した書面清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所
- した場合の対処方法を記載した書類と、当該電子情報処理組織に異常が発生及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量はり作成したその者の純資産額に関する調書

4

(第二号に係る部分に限る。) 及び第三項の規定は、第一項の

第百六十九条第一項(第一号に係る部分を除く。)、第二項

承認について準用する。

(清算参加者)(平一六法四三・追加)

第百七十四条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところ 品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格 により、業務方法書で定める要件に該当する者に対し、当該商 を与えることができる。

算参加者が業務方法書で定められた純資産額に関する要件を満 資格の取消しを行わなければならない たさないものとなつた場合には、当該清算参加者を相手方とす る債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算参加者としての 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清

(業務方法書) (平一六法四三・追加)

第百七十五条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところ により、その業務を行わなければならない。

- 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 行われる商品市場 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が
- 一 清算参加者の要件に関する事項(清算参加者の純資産額に 関するものを含む。

三 商品取引債務引受業として行う債務の引受け及びその履行

- に関する事項 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項 (取引証拠金
- に関するものを含む。)
- 商品清算取引に関する事項

五.

その他主務省令で定める事項

(業務方法書の記載事項)

第七十一条 法第百七十五条第二項第六号の主務省令で定める事 項は、次に掲げるものとする

- 商品取引債務引受業に附帯する業務に関する事項
- 商品取引債務引受業に関連する業務に関する事項
- 引に係る基本契約においては、会員等が清算参加者を代理 参加者が当該商品清算取引の受託をしたこととする旨 当該会員等が商品清算取引の申込みをし、かつ、当該清算 して商品市場における取引を成立させようとするときは、 商品清算取引を行う清算参加者と会員等の間の商品清算取

準用する。 第九十九条第七項の規定は、前項第二号の純資産額について

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務)(平一六

法四三・追加、平一七法八七・一部改正)

(不当な差別的取扱いの禁止)(平一六法四三・追加)

当な差別的取扱いをしてはならない。 第百七十七条 商品取引清算機関は、特定の清算参加者に対し不

(商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置)(平

六法四三・追加)

(取引証拠金)(平一六法四三・追加)

第百七十九条 商品取引清算機関は、商品市場における取引(その商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる商品市場における取引に限り、第二条第十項第一号ニに掲げるものを除ところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号ところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号ところにより、次の各号に掲げる場合のを発力を表する。

イ 会員等が自己の計算において商品市場における取引を行合(次号に掲げる場合を除く。) 次のイからニまでに掲げ合(次号に掲げる場合を除く。) 次のイからニまでに掲げ清算参加者である会員等が商品市場における取引を行う場

あっては、清算預託金及びその管理方法に関する事項四 法第百八十条第一項に規定する清算預託金を定める場合に

(取引証拠金の預託方法) (平一七農水経産令九・一部改正)

(同号二に規定する清算取次者に対する委託者をいう。以下こに基づき取次者(同写四に規定する取次委託者(同号四に規定する取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、清算取次者(同号四に規定する取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、清算算取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、清算算取次者において同じ。)、清算算取次委託者(同号四に規定する清算取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は清算取次者に対する委託者をいう。以下の条及び次条において同じ。)又は清算取次者に対する委託者をいう。以下に基づき取次条において同じ。)又は清算取次者に対する委託者をいう。以下に基づき取次者に対する委託者をいう。以下に基づき取次者に対する委託者をいう。以下に基づき取次者に対する委託者をいう。以下に基づき取次者に対する委託者をいう。以下に基づき取次者をいう。以下に基づき取ります。以下に基づき取ります。

- ものに限る。)を行う場合 当該会員等(次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したう場合又は会員等がその受託した商品市場における取引
- □ 会員等がその受託した商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないける場合を除く。) 当該取引の委託者(会員等に対してげる場合を除く。) 当該取引の委託者(会員等に対していう。)から受託したものを除く。)を行う場合(イに掲いる場合を除く。)から受託した商品市場における取引(その委託した商品市場における取引(その委託した商品市場における取引(その委託」会員等がその受託した商品市場における取引(その委託」会員等がその受託した商品市場における取引(その委託」会員等がその受託した商品市場における取引(その委託」という。
- く。) 当該取次者 託したものに限る。) を行う場合(イに掲げる場合を除 規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受 規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受
- (以下この条において「取次委託者」という。) 場合を除く。) 当該取引の委託の取次ぎを委託した者ら受託したものに限る。)を行う場合(イ及びハに掲げる 会員等がその受託した商品市場における取引(取次者か

清算参加者がその受託した商品清算取引を行う場合 次の

委託証拠金の預託を受けている会員等から受託した商品清清算取引を行う場合又は清算参加者が次項の規定に基づき清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品までに定める者

算取引を行う場合 当該会員等

- 清算参加者がその受託した商品清算取次委託者」とい次者を除く。以下この条において「清算取次委託の取次ぎを委託した者(清算取次者のを除く。)を行う場合(イに掲げる場合を除く。)たものを除く。)を行う場合(イに掲げる場合を除く。)たものを除く。)から受託した会員等から受託したものを除く。以下この条において、消算参加者がその受託した商品清算取引(その委託の取う。)
- (イに掲げる場合を除く。) 当該清算取次者ら受託した会員等から受託したものに限る。)を行う場合に基づき清算取次証拠金の預託を受けている清算取次者かに基づき清算を加者がその受託した商品清算取引(第四項の規定

ない。

る者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならる者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めの条及び次条において同じ。)から取引証拠金の預託を受ける

- 該取引を受託した会員等 法第百七十九条第一項第一号ロ又はハに規定する場合 当
- に係る取次者及び当該取引を受託した会員等二 法第百七十九条第一項第一号ニに規定する場合 当該取引
- 参加者 等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算 等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算 法第百七十九条第一項第二号イに規定する場合 当該会員
- 清算参加者 法第百七十九条第一項第二号ロ又はハに規定する場合 当 法第百七十九条第一項第二号ロ又はハに規定する場合 当
- 五 法第百七十九条第一項第二号ニに規定する場合 当該商品 法第百七十九条第一項第二号ニに規定する場合 当該商品 法第百七十九条第一項第二号ニに規定する場合 当該商品
- 商品取引清算機関は、法第百七十九条第一項の規定に基づき
 商品取引清算機関は、法第百七十九条第一項の規定に基づき
 商品市算取引を行う場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合
 商品清算取引を行う場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合
 の区分に応じ、当該各号に定める者が当該取引証拠金(当該各号に定める者が当該取引証拠金(当該各号に定める者が当該取引証拠金の消託を受ける
- 算機関に取引証拠金を預託した場合 当該委託者会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清
- 当該取次委託者
 ・ 当該取次委託者
 ・ 公員等が取次者(取次委託者から政託証拠金の預託でいる者に限る。)又は取次委託者から委託証拠金の預託 一 会員等が取次者(取次委託者から取次証拠金の預託を受け
- 二 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けて商品取

おいて「清算取次者に対する委託者」という。) 会託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者(以下この条に(イ及びハに掲げる場合を除く。) 当該商品清算取引のら受託した会員等から受託したものに限る。)を行う場合ニ 清算参加者がその受託した商品清算取引(清算取次者か

2 会員等は、商品市場における取引の受託又は商品清算取引の 2 会員等は、商品市場における取引の受託を取次者(当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者 の、前項第一号に掲げる場合においては委託者又は取次者(当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者 取次委託者又は清算取次者(当該商品清算取引が、第四項の規取次委託者又は清算取次者(当該商品清算取次者においては清算取次委託者又は清算取次者がら受けていない清算取次者(当該商品清算取次者に対する委託者 から受けていない清算取次者の預託を清算取次者に対する委託者 から受けていない清算取次者がら受託したものである場合にあから受けていない清算取次者から受託したものである場合にあっては、清算取次者に対する委託者)の承諾を得て、それらの者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

ができる。
て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることて、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることいて、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得る取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託につ

に清算取次証拠金を預託させることができる。 に対する委託者の承諾を得て、その者をして、当該清算取次者の受託について、主務省令で定めるところにより、清算取次者は、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎ

品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取四 会員等が清算取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者

→ 会員等が清算取次者(清算取次者に対する委託者から清算)が考ま者

者に対する委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引取次証拠金の預託を受けている者に限る。)又は清算取次

清算機関に取引証拠金を預託した場合

当該清算取次者に

対する委託者

金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託し清算取次者が清算取次者に対する委託者から清算取次証拠

た場合 当該清算取次者に対する委託者

(委託証拠金等の預託に係る委託者等の同意等)

せることについての書面による同意を得なければならない。 次者若しくは清算取次者に対する委託者(以下この条において次者若しくは清算取次者に対する委託者(以下この条において法託者、取次者若しくは取次委託者又は清算取次委託者、清算取託者、政済者等」という。) をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者等から、自己に対して当該委託者、清算取

2 会員等は、法第百七十九条第二項の規定により取次委託者をときは当該取次者を代理人として、助清算取次者に対する委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該消算取次者に対する委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該消算取次者に対する委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該東次委託者がら商品市して委託証拠金の預託を受託した清算取次者を代理人として、取次ぎの委託の取次ぎを受託した消算取次者を代理人として、国際により取次委託者をといる。

による同意を得なければならない。自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての書面自己に対して当該取次証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から、 取次者は、法第百七十九条第三項の規定により、取次委託者

算取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得は、当該清算取次者に対する委託者から、自己に対して当該清次者に対する委託者をして清算取次証拠金を預託させるとき次者に対する委託者をして清算取次証拠金を預託させるとき

るのは、「第百七十九条第一項」と読み替えるものとする。て準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあ5 第百三条第四項の規定は、第一項の商品取引清算機関につい

委託者の書面による同意について準用する。項の規定による委託者等、取次委託者及び清算取次者に対する項の規定による委託者等、取次委託者及び清算取次者に対する。

5

なければならない。

(商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理)

管理しなければならない。 管理しなければならない。 管理しなければならない。 管理しなければならない。 管理しなければならない。 管理しなければならない。 管理しなければならない。 管理しなければならない。 管理しなければならない。 管理しなければならない。

- 証拠金に基づき当該会員等から預託を受けた取引に、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引が自己の計算において商品市場における取引を行うとき法第百七十九条第一項第一号イに掲げる場合のうち会員等
- 項の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた三 法第百七十九条第一項第一号ロ又はニに掲げる場合に、同規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基ニ 法第百七十九条第一項第一号イに掲げる場合のうち会員等
- 定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金| 法第百七十九条第一項第一号ハに掲げる場合に、同項の規取引証拠金
- 証拠金(次号の取引証拠金を除く。)に、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引に、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引が自己の計算において商品市場における取引を行うとき、法第百七十九条第一項第二号イに掲げる場合のうち会員等
- 規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項のが受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基法第百七十九条第一項第二号イに掲げる場合のうち会員等
- 委託者から預託を受けた取引証拠金項の規定に基づき清算取次委託者又は清算取次者に対する項の規定に基づき清算取次委託者又は清算取次者に対する法第百七十九条第一項第二号ロ又は二に掲げる場合に、同

定に基づき清算取次者から預託を受けた取引証拠金八 法第百七十九条第一項第二号ハに掲げる場合に、同項の規

- 法により当該取引証拠金を管理しなければならない。は、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方る法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときる品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用す
- らかなものに限る。) 銀行への預金(取引証拠金であることがその名義により明
- その名義により明らかなものに限る。) てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることが務の兼営等に関する法律第五条の四の規定により元本の補二 信託業務を営む金融機関への金銭信託(金融機関の信託業

国債の保有

- る法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等を 十九条第六項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等(法第百七 おいて「有価証券等」という。)をいう。以下この条において おいて「有価証券等」という。)をいう。以下この条において おいで、)を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区 分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を 管理しなければならない。
- 等(混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において等(混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において等(混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において、清算機関が保管場所と明確に区分し、かつ、当該充等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充等」という。)の保管場所と明確に及りで理する有価証券等が、表面により管理する方法

6 中「第二項の会員等又は第三項の取次者」とあるのは「第百七 第二項の委託証拠金、第三項の取次証拠金及び第四項の清算取 までの場合について準用する。この場合において、同条第七項 次証拠金について準用する。 清算取次者」と、同項及び同条第九項中「会員等又は取次者」 十九条第二項の会員等、同条第三項の取次者又は同条第四項の 第百三条第七項から第九項までの規定は、第二項から第四項 第百三条第五項及び第六項の規定は、第一項の取引証拠金、

(清算預託金) (平一六法四三・追加)

と読み替えるものとする。

までの規定中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」

とあるのは「会員等又は取次者等」と、同条第七項から第九項

第百八十条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところに を受けたときは、その損害を与えた清算参加者の清算預託金に より、清算参加者をして、商品取引清算機関に対する債務の履 行を担保するために、清算預託金を預託させることができる。 商品取引清算機関は、清算参加者の債務の不履行により損害

> であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより 管理する方法

三 商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券

(混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において 充用有価証券等の保管場所については清算機関

固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員

同じ。)

- 己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係 等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員 預託する者のための口座については商品取引清算機関の自 理する有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等を 係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管 等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に することにより管理する方法 商品取引清算機関が第三者をして保管させることにより管
- 管理する方法 帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより

ついて、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

- 3 以外の清算参加者の清算預託金について、その清算預託金の額 に応じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。 ついて弁済を受け、なお不足があるときは、同項の清算参加者 商品取引清算機関は、前項の規定により同項の清算預託金に
- 4 清算参加者は、第二項に規定する損害を与えた清算参加者に対 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の 求償権を有する。
- 機関」と読み替えるものとする。 において、同条中「商品取引所」とあるのは、 第百十条の規定は、清算預託金について準用する。この場合 「商品取引清算

一部改正) (未決済債務等の決済)(平一六法四三・追加、平一七法八七・

第百八十一条 別清算手続、破産手続、 引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。 が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、 決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者 の手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未 の決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれら ものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)について 参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有する 債務を引き受けた対価として当該商品取引清算機関が当該清算 合における未決済債務等(当該清算参加者が行つた商品市場に 該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく おける取引の相手方から当該商品取引清算機関が引き受けた当 商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特 再生手続又は更生手続が開始された場 当該商品取

2 定する請求権は破産財団に属する財産、再生債務者財産又は更 生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産とする。 商品取引清算機関の有する前項に規定する請求権は破産債 再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規

(定款又は業務方法書の変更の認可)(平一六法四三・追加)

商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更

第百八十二条

(定款又は業務方法書の変更認可申請) (平一八農水経産令三

第七十五条 商品取引清算機関は、法第百八十二条の規定により

一部改正

- 191 -

ければ、その効力を生じない。 は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けな

第百八十三条 商品取引清算機関の商品取引債務引受業の廃止又 生じない。 は解散の決議は、 主務大臣の認可を受けなければ、その効力を

(解散等の認可) (平一六法四三・追加)

(報告徴収及び立入検査)(平一六法四三・追加)

申請書を主務大臣に提出しなければならない。 認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可

- 変更の内容
- 二 変更予定年月日
- 2 らない。 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければな
- 一 変更の理由を記載した書面
- 二 新旧条文の対照表
- 三 定款の変更認可申請書にあっては、株主総会(法第百七十 ことを証する書面 あっては、会員総会)の議事録その他必要な手続があった 三条第一項の規定に基づく承認を受けた会員商品取引所に
- 則で定める変更の手続を完了したことを証する書面 業務方法書の変更認可申請書にあっては、定款その他の規

(定款又は業務方法書の変更認可基準)

第七十六条 主務大臣は、法第百八十二条の規定に基づく認可申 正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければな 請があったときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適

(商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

(平一八農水経産令三・一部改正)

第七十七条 商品取引清算機関は、法第百八十三条の規定による 商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようと に提出するものとする。 するときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣

- 廃止又は解散の理由を記載した書面
- 二 株主総会(法第百七十三条第一項の規定に基づく承認を受 他必要な手続があったことを証する書面 けた会員商品取引所にあっては、会員総会)の議事録その
- 直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書 商品取引債務引受業の結了の方法を記載した書面

(業務改善命令) (平一六法四三・追加)

立入検査について準用する。

第百八十五条 主務大臣は、商品取引債務引受業の適正かつ確実第百八十五条 主務大臣は、商品取引清算機関に対し、定款、業務方法書その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営又は財の他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営又は財の他の規則の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることがで産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督上の処分)(平一六法四三・追加)

第百八十六条 主務大臣は、商品取引清算機関がこの法律、この 法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分 といできる。 (以下この条において「この法律等」という。)に違反した場合において、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため 必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引清算機関に がし、第百六十七条の許可若しくは第百七十条第一項ただし書 若しくは第百七十三条第一項の承認を取り消し、又は六月以内 の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ とができる。

2 主務大臣は、第百六十七条の許可、承認又は認可を取り消取について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けて項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可、承百七十条第一項ただし 主 主務大臣は、第百六十七条の許可、第百七十条第一項ただし

3 第百七十三条第一項の承認を受けた商品取引所が第九条若し

(商品取引清算機関に係る検査職員の身分証明書)

第三号による。 七条第三項の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第七十八条 法第百八十四条第二項において準用する法第百五十

その承認は、効力を失う。若しくは第九十四条第一項各号のいずれかに該当するときは、若しくは第七十八条の許可を取り消されたとき又は第六十九条各号

対し、当該役員の解任を命ずることができる。役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引清算機関のつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引清算機関の主務大臣は、不正の手段により商品取引清算機関の役員にな

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)(平一六法四三・追加)

聴聞について準用する。
許可、承認若しくは認可の取消し又は役員の解任の命令に係る
処分について、第百五十九条第四項の規定は前条の規定による
第百八十七条 第百五十八条第二項の規定は前二条の規定による

第二節 雑則

9) **(取引の決済の結了に関する規定の準用)**(平一六法四三・追

(政令への委任)(平一六法四三・追加)

商品取引清算機関等に関し必要な事項は、政令で定める。第百八十九条 第百六十七条から前条までに定めるもののほか、

第四章 商品取引員

第一節 許可等

(商品取引受託業務の許可)(平一〇法四二・全改、平一六法四

三・旧第百二十六条繰下・一部改正

なければ、営んではならない。 第百九十条 商品取引受託業務は、主務大臣の許可を受けた者で

間の経過によつて、その効力を失う。
前項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期

(許可の条件)(平一○法四二・全改、平一六法四三・旧第百二

を保護するため必要な最小限度のものでなければならない。
2 前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者む。以下同じ。)には、条件を付することができる。
第百九十一条 前条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含

(許可の申請)(平一○法四二・全改、平一六法四三(平一六法四三))・旧第百二十八条繰下・一部改正)一二四(平一六法四三))・旧第百二十八条繰下・一部改正)

一商号

二 純資産額

本店、支店その他の営業所の名称及び所在地

役員の氏名及び住所

四 三

五 その他主務省令で定める事項

(商品取引員の許可申請書の記載事項)(平一八農水経産令三

•一部改正)

項は、次に掲げるものとする。 第七十九条 法第百九十二条第一項第五号の主務省令で定める事

資本金の額

一 商品市場における取引等の受託を行う商品市場

る。)の受託に係る取引の別における取引等(同項第二号又は第四号に掲げるものに限における取引等(同項第二号又は第四号に掲げるものに限る。)の受託に係る取引と商品市場三号に掲げるものに限る。)の受託に係る取引と商品市場における取引等(法第二条第十六項第一号又は第一

定する商品先物取引協会をいう。以下「協会」という。)加入する商品先物取引協会(法第二百四十一条第一項に規託者保護基金をいう。以下同じ。)の名称記者保護基金(法第二百九十六条に規定する委

2 前項の申請書には、定款、会社の登記事項証明書、貸借対照 2 前項の申請書には、定款、会社の登記事項証明書、貸借対照

令三・一部改正)

に限る。)とする。 曹類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたもの曹類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたもの第八十条 法第百九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次第八十条

- 定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)
- 二 登記事項証明書
- 一 直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書
- 四削除
- 該当しないことを誓約する書面 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも
- 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- いことを誓約する書面十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しな等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第
- 当しないことを誓約する書面沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該口 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、
- も該当しないことを誓約する書面署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれに 器の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれに か写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が の写し等
- その者の純資産額に関する調書
 ・許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した
- 親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制合及び申請者との関係(主要株主が申請者の役職員又はおかっては、所有する議決権の議決権の総数に対する住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する。以下この号において同じ。)の数の上位の表決権をいう。以下この号において同じ。)の数の上位の表決権をいう。以下にの号において同じ。)の数の上位の表決権をいう。以下に対して、当該主要株主が十人に満たない場合に、主要株主(ただし、当該主要株主が十人に満たない場合に、主要株主(ただし、当該主要株主が十人に満たない場合に、

限る。)を記載した書面子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。)、

- り作成した登録外務員等に関する調書九 組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号によ
- ・過去五年以内に、商品取引受託業務及び第八十七条に規定する特定業務(以下「商品取引受託業務等」という。)にする特定業務(以下「商品取引受託業務等」という。)に関して禁錮以上の刑(外国において商品取引受託業務等に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。)だ処せられ、又は法の規定に基づく処分を受刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受刑を含む。)に処せられ、又は当該職員の氏名、生年月日、住けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、理由及びその内容を記載した書面という。)に
- 十二 様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定品取引受託業務等に係る経歴書の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。)の商十一 使用人(商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所
- する兼業業務の概要に関する調書十二 様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定
- 十四 様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書十三 様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定
- 商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載したおける商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に務の概要に関する調書
- 書面並びにこれらの根拠を記載した書面 おける純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した おける純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した おいる
 おいる純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した
 書面並びにこれらの根拠を記載した書面

て準用する。

十九条繰下・一部改正 (許可の基準)(平一○法四二・全改、平一六法四三・旧第百二

第百九十三条 主務大臣は、第百九十条第一項の許可の申請が次 項の許可をしてはならない。 の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、 許可申請者が株式会社(外国の法令に準拠して設立された 同

3 第九十九条第七項の規定は、第一項第二号の純資産額につい

- 場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量 及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生 した場合の対処方法を記載した書類 商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する
- する規定を含むものとする。) (当該業務に関する商品取引員における責任体制を明確化 様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う 商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則

組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載し

- 二十 劣後特約付借入金を借り入れている場合にあっては、 の契約書の写し
- 二十一 劣後特約付社債を発行している場合にあっては、その 法第百九十条第二項の許可の更新を受けようとする場合にお 目論見書又はこれに準ずるものの写し
- 掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ける法第百九十二条第二項の主務省令で定める書類は、前項に 十二条に規定する事故をいう。)、紛争及び苦情 様式第十号により作成した顧客との間に生じた事故 (以下
- 二 商品取引受託業務の収支の実績を記載した書類

「事故等」という。)の発生状況及びその処理状況を記載

改善措置の内容を記載した書類 の監査に基づき処分を受けた場合にあっては、監査を行っ た機関名、監査の時期、処分年月日及び処分の内容並びに 協会、委託者保護基金、商品取引所及び商品取引清算機関

有するもの)であること。 法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を

- の見込みが良好であること。 りる財産的基礎を有し、かつ、その商品取引受託業務の収支二 許可申請者がその商品取引受託業務を健全に遂行するに足
- 委託者の保護に欠けるおそれがないこと。 信用を有するとともに、その商品取引受託業務を営むことがすることができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的三 許可申請者がその商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行
- | ヲのいずれかに該当する者でないこと。 |四|| 許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又は
- いて虚偽の記載がないこと。

 ・申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項につ

2

行するに足りる財産的基礎を有しないものとする。用に当たつては、その者は、その商品取引受託業務を健全に遂主務省令で定める額を下回る場合には、前項第二号の規定の適主所可申請者の純資産額が委託者の保護のため必要な額として

(処分の手続)(平一○法四二・全改、平一六法四三・旧第百三

十条第一項の許可について準用する。 第百九十四条 第十五条第五項から第九項までの規定は、第百九

八七・一部改正) (届出事項) (平一○法四二・全改、平一六法四三))・旧第百三十二条繰下・一部改正、平一七法六(平一六法四三)(平一○法四二・全改、平一六法四三(平一六法七

務大臣に提出しなければならない。なつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主第百九十五条 商品取引員は、次に掲げる場合に該当することと

- げる事項を変更したとき。 第百九十二条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲
- 二 商品取引受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 四 その他主務省令で定める場合に該当するとき。

(純資産額の基準額)

億円とする。 第八十一条 法第百九十三条第二項の主務省令で定める額は、

|第八十二条||法第百九十五条第一項第四号の主務省令で定める場||(届出事項)(平一八農水経産令三・一部改正)

ならない。
全 前項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければ

合は、次に掲げる場合とする。

- 行われた事実を知った場合 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが
- 更した場合 一定款 (外国法人である場合には、定款に準ずる書面) を変
- 主要株主に異動があった場合
- 合又は兼業業務を廃止した場合第八十条第一項第十二号に掲げる調書の内容を変更した場
- た場合又は支配関係が消滅した場合第八十条第一項第十三号に掲げる調書の内容に変更を生じ
- 4 第八十条第一項第十四号に掲げる調書の内容を変更した場
- のについて弁済又は償還をした場合を含む。)特約付社債について期限前償還をした場合(期限のないも下 劣後特約付借入金について期限前弁済をした場合又は劣後几 劣後特約付借入金の契約内容を変更した場合 発行した場合
- に限る。)とする。証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの(官公署がに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類は、次の各号法第百九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号
- ては、当該場合に該当することを証する書面) 株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっ 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定に 法第百九十二条第一項第一号に掲げる事項を変更した場合
- 二 法第百九十二条第一項第四号に掲げる事項を変更した場合場合 登記事項証明書一の二 法第百九十二項第一項第三号に掲げる事項を変更した
- 登記事項証明書

次に掲げる書類

- 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書(1) 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員

)いずれにも該当しないことを誓約する書面及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでの

- 第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条② 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の
- 三 資本金の額をを変更した場合 次に掲げる書類

方法並びに変更の理由を記載した書面変更前及び変更後の資本金の額、変更年月日、変更の

登記事項証明書

商品市場における取引等の受託を行う商品市場又は受託に

- 及び変更の理由を記載した書面場の名称又は受託に係る商品市場における取引等の種類場の名称又は受託に係る商品市場における取引等の受託を行う商品市掲げる書類
- する書面取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証及び変更の理由を記載した書面
- 協会に加入又は脱退した場合 次に掲げる書類

五.

- 加入又は脱退した協会の名称を記載した書面
- りる背面 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証
- 次に掲げる書類では、休止し、又は再開した場合では、
- が若しくは再開の年月日及び休止又は再開した理由を記が若しくは再開の年月日及び休止又は再開した時、休止の期間又は開イー営業を開始、休止又は再開した旨、休止の期間又は開

ti

行った場合 次に掲げる書類

- イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立 てを行った年月日及びその申立ての理由を記載した書面
- てに係る書面の写し 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立
- 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる書類
- 商号若しくは名称及びその申立ての理由を記載した書面 てが行われた年月日、その申立てを行った者の氏名又は 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立
- 前項第二号に掲げる場合 てに係る書面の写し 次に掲げる書類

破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立

- イ 定款の変更の内容、当該変更の年月日及び変更の理由 を記載した書面
- 新旧条文の対照表
- ハ 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証 する書面
- 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類
- 動のあった年月日を記載した書面 総数に対する割合及び当該商品取引員との関係並びに異 議決権をいう。以下この号において同じ。) の議決権の 在地、所有する議決権(法第八十六条第一項に規定する は、当該株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所 主要株主でない者が主要株主となった場合にあって
- 異動後の主要株主一覧表
- 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる書類
- 止の理由及び変更又は廃止の日を記載した書類 商品取引員の商号、変更又は廃止の内容、変更又は廃
- する書面 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証
- 十二 前項第五号に掲げる場合 次に掲げる書類 イ 商品取引員の商号、法第百九十六条第二項に規定する 支配関係を持つに至った他の法人(以下第八十五条及び

又は名称、変更又は消滅の内容、変更又は消滅の理由及 第八十六条において「支配関係法人」という。)の商号 七法八七・一部改正 部改正、平一六法四三・旧第百三十三条繰下・一部改正、平 (兼業業務等の届出)(平一〇法四二・全改、平一三法一二九・

第百九十六条 商品取引員は、商品市場における取引の業務及び の兼業業務を廃止したときも、同様とする。 ならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はそ るところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければ 商品取引受託業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務(以下 「兼業業務」という。)を営もうとするときは、主務省令で定め

び変更又は消滅の日を記載した書類

- する書面 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証
- 十三 前項第六号に掲げる場合 理由及び変更の日を記載した書類 る特定業務を行う者の商号又は名称、 商品取引員の商号、 変更の内容、 変更に係 変更の
- 前項第七号に掲げる場合 次に掲げる書類
- 変更の理由及び変更年月日を記載した書面
- 前項第八号に掲げる場合で劣後特約付借入金を借り入れ 変更後の第八十条第一項第十八号に掲げる規則の写し

た場合 次に掲げる書類

- 契約書の写し
- た書類

現在及び借入後の借入残高並びに借入の理由を記載し

- 前項第八号に掲げる場合で劣後特約付社債を発行した場
- 次に掲げる書類
- 目論見書又はこれに準ずるものの写し
- 現在及び発行後の発行残高並びに発行の理由を記載し
- 前項第九号に掲げる場合 次に掲げる書類
- 変更契約書の写し
- 契約条件の変更箇所及び変更理由を記載した書類
- 前項第十号に掲げる場合 次に掲げる書類
- 期限前弁済又は期限前償還をした金額及び年月日
- 期限前弁済又は期限前償還をした後の残高

(兼業業務の届出) (平一八農水経産令三・一部改正)

第八十三条 商品取引員は、法第百九十六条第一項の規定により 業業務の開始の日の二十日前までに、提出しなければならな 兼業業務を営もうとする旨の届出をするときは、様式第十一号 により作成した当該兼業業務の概要に関する届出書を、当該兼

前項の届出をした商品取引員は、その兼業業務の内容を変更

提出しなければならない。は廃止後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書をしようとするときはあらかじめ、その兼業業務を廃止したとき

- 商品
- 一 変更又は廃止の内容
- 二 変更又は廃止の理由
- 変更又は廃止の日

兀

- しなければならない。
 、次の各号に掲げる届出書には、次の各号に定める書面を添付
- 第一項の届出書 定款
- ったことを証する書面 第二項の届出書 取締役会の議事録その他必要な手続があ

(実質的支配が可能な関係)

次の各号に掲げるものとする。 第八十四条 法第百九十六条第二項の主務省令で定める関係は、

- 半数を占めるその法人に対する関係の法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過商品取引員の営む業務に従事し、又は従事していた者が他
- 二 商品取引員が、他の法人の総株主等(令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。)の議決権(令第七条第一時に規定する総株主等をいう。)の議決権(令第七条第一時に規定する総株主等をいう。)の議決権(令第七条第一項第三十分ので緊密な関係を維持するその法人に対する関係に対して、)の議決権(令第七条第一項第三十分の表表)。)
- 上に相当する議決権を保有するその法人に対する関係一 商品取引員が、他の法人の総出資者の議決権の二分の一以

(支配関係の届出) (平一八農水経産令三・一部改正)

届出書を提出しなければならない。
は、様式第十二号により作成した支配関係法人の概要に関するは、様式第十二号により作成した支配関係法人の概要に関するときの法人に対する支配関係を持つに至った旨の届出をするとき第八十五条 商品取引員は、法第百九十六条第二項の規定により

前項の届出書には、当該支配関係法人の定款(外国法人であ

3 場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行 出た事項に変更が生じたときも、同様とする。 する事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならな あるときは、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員 うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引 又は前項に規定する支配関係を持つている法人の業務が商品市 い。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその届け の財産の状況に影響を及ぼすおそれがある当該業務の運営に関 き受ける業務その他の主務省令で定める業務に該当するもので 前二項の場合において、商品取引員が営もうとする兼業業務

> 前事業年度の計算書類等を添付しなければならない る場合には、定款に準ずる書面)及び登記事項証明書並びに直

(平一八農水経産令三・一部改正)

第八十六条 なければならない。 書に記載すべき事項に変更を生じたとき、又は支配関係が消滅 したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出し 前条の届出をした商品取引員は、同条第一項の届出

- 商品取引員の商号
- 支配関係法人の商号又は名称
- 変更又は消滅の内容
- 変更又は消滅の理由

兀

変更又は消滅の日

ったことを証する書面を添付しなければならない。 前項の届出書には、取締役会の議事録その他必要な手続があ

(特定業務の届出)

第八十七条 法第百九十六条第三項の主務省令で定める業務 下「特定業務」という。)は、次に掲げるものとする。 以

- る取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若 しくは代理を引き受ける業務 商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似す
- 二 外国為替取引であって、あらかじめ当事者間で約定された 通貨の価格と将来の一定の時期における現実の通貨の価格 それらの取引を行うことの委託を受け、若しくはその媒 の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他 これに類似する取引を顧客を相手方として行う業務、又は 、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

(平一八農水経産令三・一部改正)

第八十八条 定業務の概要に関する届出書を同条第一項又は第二項の規定に 特定業務の届出をするときは、様式第十三号により作成した特 ょり届出書を提出する際に併せて提出しなければならない。 前項の届出をした商品取引員は、同項の届出書に記載すべき 商品取引員は、法第百九十六条第三項の規定により

2

(廃業の届出等)(平一六法四三(平一六法七六(平一六法四三))

第百九十七条 商品取引員が次の各号のいずれかに該当すること 内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 となつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以

商品取引受託業務を廃止したとき。 その商品取引員

二 合併により消滅したとき。 員であつた者 その商品取引員を代表する役

三 破産手続開始の決定により解散したとき。 四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したと その破産管財

五. 分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継させた その清算人

とき。 その商品取引員

商品取引員 商品取引受託業務の全部又は一部を譲渡したとき。

> 各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならな 法人の業務に該当するものであるときは変更後遅滞なく、次の 引員の業務に該当するものであるときはあらかじめ、支配関係 事項の変更の場合には、当該変更に係る特定業務が当該商品取

商品取引員の商号

変更に係る特定業務を行う者の商号又は名称

三 変更の内容

五四 変更の日 変更の理由

(廃業等の届出) (平一八農水経産令三・一部改正)

第八十九条 法第百九十七条第一項の規定により届出を行う者 は、次の表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項 を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に 提出しなければならない

届出事項	記載事項	添付書類
商品取引受託業務を廃止したとき	二 廃止の理由	一 株主総会の議事録その 他必要な手続があったこ とを証する書面 ど債務の清算の方法を記 び債務の清算の方法を記
合併により消滅したとき	二 合併年月日 商号 一 合併の相手方の	の承継方法を記載した書面務の合併後存続する法人へ委託者に対する債権及び債
ときときの発覚の決定により解散した	月日 申立てを行った年 一 破産手続開始の	二 委託者に対する債権及の決定の公告の写し 裁判所の破産手続開始

は、その日の三十日前までに、主務省令で定めるところによるに再項第五長にあっては方書により設立される法人が商品取引受託業務のを承継させたとき、同項第六号にあつては商品取引員の第百九十条第一項の許可は、その効力を失う。 は、当該商品取引員の第百九十条第一項の許可は、その効力を失う。 ない、当該商品取引員の第百九十条第一項の許可は、その対力を失う。	商品取引員が前項各号のいずれかに該当することとなつ

理由により解散したとき合併及び破産手続開始の決定以外の	日決 解解 定破 数数 数	百十九条第一百十九条第一
理由により解散したとき	二解散の理由	た 佐 ・ け 7、 △ 一
又は一部を承継させたとき分割により商品取引受託業務の全部	二 分割の年月日	記載した書面窓託者に対する債権及び債
譲渡したとき商品取引受託業務の全部又は一部を	二譲渡年月日	記載した書面務の譲渡先への引継方法を務の譲渡先への引継方法を

(平一八農水経産令三・一部改正)

事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告により行う第九十条 法第百九十七条第三項の規定による公告は、官報、時

該公告の開始後一月を経過する日までの間、継続して電子公告2 商品取引員が前項の電子公告により公告をする場合には、当

つきやすい場所に掲示しなければならない。り、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目に

に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
4 商品取引員は、前項の規定による公告をしたときは、直ち

る財産を遅滞なく返還しなければならない。

武者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有すける取引を速やかに結了し、かつ、商品取引受託業務に関し委は、当該商品取引員が行つた委託者の計算による商品市場におは、当該商品取引員は、第三項の規定による公告をした場合において

5

第二節 業務

十六条の二繰下)

2 商品取引員以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識に、主務省で定める標識を掲げなければならない。第百九十八条 商品取引員は、営業所ごとにその見やすい箇所

を掲示してはならない。

百三十六条の三繰下・一部改正)

取引受託業務を営ませてはならない。 第百九十九条 商品取引員は、自己の名義をもつて、他人に商品

(外務員の登録) (平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百

による公告をしなければならない。

- 3 法第百九十七条第三項の規定による公告及び営業所での掲示 法第百九十七条第三項の規定する委託者の計算による商品市場にお には、同条第五項に規定する委託者の計算による商品市場にお ら預託を受けた財産及びその計算による公告及び営業所での掲示
- 商品取引員の商号
- 一許可年月日
- 三 該当事由
- 四 該当事由の発生予定年月日
- 添付するものとする。前項の届出書には、第二項に規定する方法を記載した書面を

(商品取引員の標識)

四号による。 四号による。 法第百九十八条第一項に規定する標識は、様式第十

三十六条の四繰下・一部改正)

- はならない。 「登録外務員」という。)以外の者に外務員の職務を行わせて2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員(以下
- らない。 第一項の規定により登録を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければな
- 登録申請者の商号及びその代表者の氏名
- 氏名、生年月日及び住所登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
- 所属する営業所の名称

役員又は使用人の別

- 引員及び営業所の商号及び名称並びにその行つた期間行つたことのある者については、その所属していた商品取一 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を
- 書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。前項の申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴

4

(登録申請書の添付書類)

限る。)とする。 類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに規定する場合を除き、次に掲げるもの(官公署が証明する書第九十二条 法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項

- 登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等
- 外務員が外国人である場合を除く。)) いずれにも該当しないことを誓約する場合にあっては官公署の証明書(当該誓約する書面(法第十五条第二項第一号イ及び口に該当しいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が二 登録を受けようとする外務員が法第二百一条第一項各号の二
- る同条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとす法第二百条第七項の登録の更新を受けようとする場合におけ識及び経験を有することを証する書面 受託又は委託の勧誘を公正かつ的確に行うことができる知三 登録を受けようとする外務員が商品市場における取引等の

5 録しなければならない。 に氏名、生年月日その他主務省令で定める事項を登録原簿に登 おいては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ち 主務大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合に

一 前項各号に掲げる書面

二 顧客との間に生じた事故等の発生状況及びその処理状況を 記載した書面

(外務員登録原簿の記載事項)

第九十三条 法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に 掲げるものとする。

- 登録番号
- 登録の年月日

登録申請者の商号

- 外務員についての次に掲げる事項
- 住所
- 所属する営業所の名称
- 役員又は使用人の別
- その行った期間 所属していた商品取引員の商号及び営業所の名称並びに 外務員の職務を行ったことのある者については、その
- ときは、その処分の日、 法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じた 理由及び期間
- の処分の日及び理由 第二百五条の規定による登録の抹消を行ったときは、そ 法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法

第二百一条 主務大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の

旧第百三十六条の六繰下・一部改正)

(外務員の登録の拒否)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・

期間の経過によつて、その効力を失う。

第一項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その

き書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しく いずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべ

は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しな

6

遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなけれ

主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、

ばならない。

る。

- 210 -

ければならない。

- 者 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する
- 三 登録申請者以外の商品取引員に属する外務員として登録され、その取消しの日から五年を経過するまでの者二 第二百四条第一項の規定により外務員の登録を取り消さ
- になって、 100mm mm mm での規定は、前項の規定による第十五条第五項から第九項までの規定は、前項の規定によるれている者
- 登録の拒否について準用する。

(外務員の権限)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百

判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方品市場における取引等の受託又は委託の勧誘に関し、一切の裁第二百二条 外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商三十六条の七繰下・一部改正)

旧第百三十六条の八繰下・一部改正)
(外務員についての届出)(平一○法四二・追加、平一六法四三

が悪意であつたときは、この限りでない。

務大臣に届け出なければならない。 ずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を主第二百三条 商品取引員は、登録外務員について、次の各号のい

- あつたとき。
 第二百条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更が
- に該当することとなつたとき。 引所に相当する外国の施設に係る部分に限る。) のいずれかついては、この法律に相当する外国の法令の規定又は商品取二 第十五条第二項第一号イからルまで(同号ニからリまでに
- つたとき。 三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととな

の手段によりなされたことを発見したとき、又は登録外務員が第二百四条 主務大臣は、登録外務員について、その登録が不正

の停止を命ずることができる。 又は当該登録外務員に対し、二年以内の期間を定めてその職務 次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、

- に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたと 消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定 第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取 第十五条第二項第一号イからルまで(同号ニについては、
- 二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく 不適当な行為をしたと認められるとき。
- 商品取引員に通知しなければならない きは、書面により、その旨を当該外務員について登録を受けた 主務大臣は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたと
- 3 消しに係る聴聞について準用する。 て、第百五十九条第四項の規定は第一項の規定による登録の取 第百五十八条第二項の規定は第一項の規定による処分につい

旧第百三十六条の十繰下・一部改正 (外務員の登録の抹消)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・

第二百五条 主務大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿 につき、外務員に関する登録を抹消する。

- 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
- 業務を廃止したとき 外務員の所属する商品取引員が解散し、 又は商品取引受託
- 三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととな つた事実が確認されたとき。

第二百六条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第二 追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十一繰下・一部改正) (商品先物取引協会による外務員の登録事務)(平一〇法四二・

関する事務であつて当該協会に所属する商品取引員の外務員に う。)に、第二百条、第二百一条及び前三条に規定する登録に ら第二百八条まで及び第二百三十九条において「協会」とい 百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会(以下この条か

係るもの(以下この条及び第二百八条において「登録事務」と

(協会による外務員登録事務)

第九十四条 法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各 員に係るものを行わせるものとする 号に掲げる登録に関する事務であって当該協会に所属する協会

- 法第二百条第三項の規定による登録申請書の受理
- 法第二百条第五項の規定による登録
- 法第二百条第六項、 法第二百一条第二項において準用する

いう。)を行わせることができる。

- ととしたときは、当該登録事務を行わないものとする。 2 主務大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせるこ
- 大臣の認可を受けなければならない。は、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、主務3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたとき
- 「第一項の規定により登録事務を行う協会は、第二百条第五項 第一項の規定による登録、第二百三条の規定による処分 (登録の取消しを除 変更、第二百四条第一項の規定による処分 (登録の取消しを除 変更、第二百四条第一項の規定による登録の (登録の取消しを除 で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なけれ 第一項の規定により登録事務を行う協会は、第二百条第五項
- 「同項に規定する措置をすることを命ずることができる。「日項に規定するため必要かつ適当であると認めるときは、工管をしない場合において、商品市場における秩序を維持し、又置をしない場合において、商品市場における秩序を維持し、又置をしない場合において、商品市場におり登録事務を行う協会に所属を務大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属
- て準用する。 て準用する。

よる通知 法第十五条第五項及び第七項並びに法第二百四条第二項に

- 法第二百一条第一項の規定による登録の拒否
- 法第二百三条の規定による届出の受理
- 亭止の命令 法第二百四条第一項の規定による登録の取消し及び職務の
- の規定による聴聞は報告の提出又は鑑定人の鑑定及び法第百五十九条第四項項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しく項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しく
- 法第二百五条の規定による登録の抹消

(外務員の登録に関する届出)

主務大臣に提出しなければならない。 ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、第九十五条 協会は、法第二百六条第四項の規定による届出をし

- 外務員の所属する協会員の商号及び営業所の名称
- 当該外務員の氏名、生年月日及び住所
- 処理した登録事務の内容及び処理した日
- の抹消である場合には、その理由前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の命令又は登録

第百三十六条の十二繰下)(登録手数料の納付)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧

らない。

らない。

のは、外務員の登録を受けようとする商品取引員は、政令第二百七条 外務員の登録を受けようとする商品取引員は、政令

2

入とする。 前項の登録手数料で協会に納められたものは、当該協会の収

(審査請求)(平一〇法四二・追加、

平一六法四三・旧第百三十

2

(商品取引員が占有する商品等の処分の制限)(平一〇法四二・

の他処分してはならない。
を得ないで、委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、そ者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意第二百九条 商品取引員は、委託者から預託を受けて、又はその追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十四繰下)

・一部改正)・一部改正)・一部改正、平一七法八七法四三・旧第百三十六条の十五繰下・一部改正、平一七法八七法四三・追加、平一六

の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者第二百十条 商品取引員は、商品取引受託業務により生じた債務

部改正、平一六政二五九・旧第九条繰下・一部改正)(登録手数料の額)(平一一政八〇・追加、平一五政五七・一

千七百円とする。 第十条 法第二百七条第一項の規定による登録手数料の額は、二

面項の登録手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請 前項の登録手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納め書に、登録手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納め書に、登録手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納め書に、登録手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請金をもつて納めることができる。

(登録手数料の納付方法)

(受託に係る財産の分離保管等の措置)

に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭及び有価証券(倉第九十七条 法第二百十条の主務省令で定めるものは、次の各号

から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものをに属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを財産」という。)については、その保全のため、商品取引員の財産」という。)については、その保全のため、商品取引員のその他の財産から分離して信託会社等に信託すること、委託者保護基金(第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。)に預託することその他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

三十八条第三項において同じ。)とする。荷証券を含む。以下この条、次条第一項及び第四項並びに第百

- 去第写三条第一頁の見定こまづき商品取引所ご頁化された はる取引であって決済を結了していないものに係る差益金 ける取引であって決済を結了していないものに係る差益金 に相当する金銭(当該委託者の計算による商品市場にお 計算に属する金銭(当該委託者の計算による商品市場にお できるものに限る。)
- 二 法第百三条第一項の規定に基づき商品取引所に預託された工 法第百三条第一項の規定に基づき商品取引清算機関に預託された取引証拠金(委託者で同時二に規定する取次委託者をいう。)又は取次委託者でいう。)、取次委託者で同時二に規定する取次委託者をいう。)、以取次委託者で同時二に規定する取次委託者をいう。)、取次委託者で同時二に規定する取次委託者をいう。)、取次委託者で同時に。)、清算取次委託者をいう。)、取次委託者で同時に。)、清算取次委託者をいう。)、取次委託者で同時に。)、清算取次委託者をいう。)、取次委託者で同時に。)、清算取次委託者をいう。)、取次委託者をいて同じ。)、清算取次委託者をいう。)、取次委託者をいう。)、取次委託者をいう。)、取次委託者をいう。)、取次委託者をいう。)、取次委託者をいう。)、取次委託者をいう。)、取り証拠金(同号二に規定する責算取次者に対する委託者をいう。次の規定に基づき商品取引所に預託された、関系の、)に相当する金銭及び有価証券
- の。 三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるも
- る金銭及び有価証券 当該委託証拠金に相当すをいう。ロにおいて同じ。) 当該委託証拠金に相当すを受託した取次者(同条第一項第二号に規定する取次者を受託した取次者(同条第一項第二号に規定する取次ぎる金銭及び有価証券
- る。)に相当する金銭及び有価証券取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限定委託証拠金を預託した取次者。当該委託証拠金(当該証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき取次委託者から取次
- 託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取入、法第百七十九条第二項の規定に基づき委託証拠金を預

に相当する金銭及び有価証券 (同条第一項第一号口に規定する次ぎを受託した取次者(同条第一項第二号口に規定する清算取次者をいう。ホにおいて同じ。) 又は同条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する清算取次者に対する委定に基づき委託証拠金を預託する清算取次者に対する委定に基づき委託証拠金を預託する清算取次者に対する委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した取次者(同条第一項第一号口に規定する次ぎを受託した取次者(同条第一項第一号口に規定する次ぎを受託した取次者(同条第一項第一号口に規定する次ぎを受託した取次者(同条第一項第一号口に規定する

内に限る。)に相当する金銭及び有価証券(当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲員等に委託証拠金を預託した取次者(当該委託証拠金取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき取次委託者から

金銭及び有価証券 と (当該清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受け、同条第二する委託者から清算取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した清算取次者 当該季託証拠金の額の範囲内に限る。) に相当する 会銭及び有価証券

する。 2 前項の場合において、有価証券の価額は、時価によるものと

一 信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託する契約(以者資産保全措置」という。)は、次に掲げるものとする。第九十八条 法第二百十条の主務省令で定める措置(以下「委託

(次に掲げる要件を満たすものに限る。)。下この号において「信託契約」という。)を締結すること

信託契約は、商品取引員を委託者とし、信託会社又は

取引員に対し商品市場における取引等を委託した者(以信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品

- に係る信託管理人を同一の者とする。)及び委託者保護 に係る信託管理人を同一の者とする。)及び委託者保護 としら指定された者(商品取引員が委託者資産保全措置としら指定された者(商品取引員が委託者資産保全措置としら指定された者(商品取引員の役職員のうちから指定された者(商品取引員の役職員のうちから指定された。)を元本の受下この号において「取引委託者」という。)を元本の受下この号において「取引委託者」という。)を元本の受
- 金のみを信託管理人とすること。 (法第三百四条に規定する通知商品取引員をいう。以下何と第三百四条に規定する通知商品取引員をいう。以下の規定にかかわらず、商品取引員が通知商品取引員

理人とすること。

保護基金に限る。以下この条において同じ。)を信託管基金(当該商品取引員が会員として加入している委託者

- する場合は、この限りではない。の四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とだし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条に 財産の運用を次の方法に限る金銭信託とすること。た
- 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- この1311をごうごうのでは、主務大臣の指定する銀行その他の金融機関への預金
- その他主務大臣の定める方法
- ること。
- 信託契約の解除又は一部の解除は、次に掲げる場合に すること。
- を講じている額を控除した額をいう。) を超過する場引員の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置(1) 信託財産の元本の評価額が信託必要額(当該商品取

の解除又は一部の解除を行おうとする場合合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約

- の解除又は一部の解除を行おうとする場合② 他の委託者資産保全措置に変更するために信託契約
- を行おうとする場合機関に預託するために信託契約の解除又は一部の解除いての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算いての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算
- 除又は一部の解除を行おうとする場合は受渡し決済代金の支払いを行うために信託契約の解は受渡し決済代金の支払いを行うために信託契約の解る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又る商品市場における取引に係
- 場合
 に属する金銭又は有価証券を当該取引委託者に支払うに属する金銭又は有価証券を当該取引委託者に支払う取引委託者から預託を受けた又は取引委託者の計算
- 又は一部の解除を行おうとする場合 引委託者に対する権利の実行のために信託契約の解約(6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品取引員の取
- らないものとすること。 者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはな信託契約の変更は、あらかじめ信託管理人である委託
- 手 信託契約に係る元本の受益権の行使は、商品取引員が 手 信託契約に係る元本の受益権の行使は、商品取引員が ま金がすべての取引委託者について一括して行使するも な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護 基金がすべての取引委託者について一括して行使するも のであること。この場合において、当該信託契約は、そ のであること。この場合において、当該信託契約は、そ のであること。この場合において、当該信託契約は、そ のであること。この場合において、当該信託契約は、そ のであること。この場合において、当該信託契約は、そ のであること。この場合において、当該信託契約は、そ のであること。この場合において、当該信託契約は、そ のであること。この場合において、当該信託契約は、そ
- 二 委託者保護基金に預託する契約を締結すること(次に掲げ業務規程で定める要件 イからチまでに掲げるもののほか、委託者保護基金のリーイからチまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の
- イ 委託者保護基金に預託された財産(以下この号においる要件を満たすものに限る。)。

によるものとすること。
て「預託財産」という。)のうち有価証券の価額は、時価

- を除き、次に掲げる場合とすること。 項託財産の払出しを行える場合は、ハに規定する場合
- しを行おうとする場合当該超過額に相当する金額の範囲内で預託財産の払出いる額を控除した額をいう。)を超過する場合に、保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じ保全対象財産の評価額が預託必要額(当該商品取引員の
- の払出しを行おうとする場合他の委託者資産保全措置に変更するために預託財産
- 合

 「預託するために預託財産の払出しを行おうとする場の取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関の取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関の取引について
- (4) 委託者の計算による商品市場に対うために預託財産し決済代金の支払いを行うために預託財産の払出しを行おうとする場合
 を行おうとする場合
 を行おうとする場合
- 託者に対する権利の実行のために預託財産の払出しを選託手数料の徴収その他受託に係る商品取引員の委産の払出しを行おうとする場合

行おうとする場合

産を充てることができること。 商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった 「委託者債務」という。)の円滑な弁済のために必要と 「委託者債務」という。)の円滑な弁済のために必要と 「委託者債務」という。)の円滑な弁済のために必要と 「委託者債務」という。)の円滑な弁済のために必要と に代わって行う当該商品取引員の委託者債務の弁済(以下この項において「代位弁済」という。)に当該預品取引員の有する委 に代わって行う当該商品取引員の委託者債務の弁済(以下この項において「代位弁済」という。)に当該預託財 下この項において「代位弁済」という。)に当該預託財 下この項において「代位弁済」という。)に当該預託財 下この項において「代位弁済」という。)に当該預託財 下この項において「代位弁済」という。)に当該預託財

ハの場合において、当該商品取引員は、委託者保護基

のみ払出しを行うことができること。 金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余について

イからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の

業務規程で定める要件

委託」という。)。 すものに限る。第百三十九条第一項第三号において「保証 契約」という。)を締結すること(次に掲げる要件を満た この号及び第百三十九条第一項第三号において「保証委託 一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約(以下 金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は 次に掲げる金融機関に対して委託するものであるこ

(2) (1) と

- 銀行
- 信用協同組合
- (3) 信用金庫
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会 業として預金又は貯金の受入れをすることができる 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

(6)

信託会社(信託業法第二十一条第二項の規定に基づ

- 総理大臣の承認を受けた者に限る。) き、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣 保険会社
- いものとすること。 護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならな 保証委託契約の解除又は変更は、あらかじめ委託者保
- 二 商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった ハ あらかじめ、イに掲げる金融機関が保証委託契約に基 号において「支払保証限度額」という。)を定めるこ 当該委託者保護基金は、保証委託契約を締結したイに掲 場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委 託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、 づき委託者保護基金に支払うべき額の限度額(以下この

げる金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当

該委託者債務の弁済に必要と認められる額を当該委託者

と。保護基金に対して支払うことを指示することができるこ

業務規程で定める要件ホーイからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の

済委託」という。)。
前二号に掲げる措置のほか、委託者保護基金に対し、商品即引員が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品取引取引員が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品取引取引員が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品取引取引員が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品取引取引員が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品取引取引責に掲げる措置のほか、委託者保護基金に対し、商品

らないものとすること。 者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはなれば在済委託契約の解除又は変更は、あらかじめ委託

定めること。
(以下この号において「代位弁済限度額」という。)を
ってその委託者債務の代位弁済を行うべき額の限度額
あらかじめ、委託者保護基金が当該商品取引員に代わ

業務規程で定める要件イからハまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の

商品取引員は、第一頁各号こ掲げる契約を解除しようとする する残高証明書を添付するものとする。 はならない。ただし、信託契約を変更した場合にあっては、当 ばならない。ただし、信託契約を変更した場合にあっては、当 にときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなけれ たときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなけれ たときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなけれ ならない。ただし、質託契約を締結し、又は変更し

商品取引員は、商品市場における取引につき、委託者から預らない。ときは、その三十日前にその旨を主務大臣に届け出なければなときは、その三十日前にその旨を主務大臣に届け出なければな

(純資産額規制比率)(平一六法四三・追加)

第二百十一条 商品取引員は、純資産額の、その商品市場におい第二百十一条 商品取引員は、純資産額規制比率」という。)定した額に対する比率(以下「純資産額規制比率」という。)定した額に対する比率(以下「純資産額規制比率」という。)

- 銀行
- 二 信用協同組合
- 三 信用金庫
- 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

兀

- 同組合及び農業協同組合連合会 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協
-) 言毛が土又よ言毛養务を含い食機関する大十一号)第一条第五号に掲げる者の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八)貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第
- 信託会社又は信託業務を営む金融機関
- 保険会社

(危険に対応する額の算出)

の合計額とする。
の合計額とする。
の合計額とする。

掲げる場合とする。 (純資産額規制比率の届出) (平一八農水経産令三・一部改正)

二 純資産額規制比率が百四十パーセント以上に回復した場合一 純資産額規制比率が百四十パーセントを下回った場合掲げる場合とする。

商品取引員は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、毎月

- 末の様式第十五号により作成した純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。
- 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に

公衆の縦覧に供しなければならない。 一月を経過した日から三月間、すべての営業所に備えて置き、ける純資産額規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から 商品取引員は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日にお

する。 第九十九条第七項の規定は、第一項の純資産額について準用

「富卜二条(南岳文川景は、南岳市易ごおける文川等のなぜと百三十六条の十六繰下・一部改正) (**のみ行為の禁止)**(平一○法四二・追加、平一六法四三・旧第

い。

の相手方となつて取引を成立させてはならないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならな受けたときは、その委託に係る商品市場における取引等をしな第二百十二条 商品取引員は、商品市場における取引等の委託を

旧第百三十六条の十七繰下)

対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。第二百十三条 商品取引員並びにその役員及び使用人は、顧客に

旧第百三十六条の十八繰下・一部改正)

応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書号に掲げる場合を除く。) 純資産額規制比率の状況を維一純資産額規制比率が百四十パーセントを下回った場合(次
- 体的措置に関する計画書 資産額規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具資産額規制比率が百二十パーセントを下回った場合 純
- に届け出なければならない。
 第一項第二号に該当することとなった商品取引員は、法第二
- 適切に把握しなければならない。 商品取引員は、毎営業日ごとに、純資産額規制比率の状況を

第二百十四条 商品取引員は、 次に掲げる行為をしてはならな

- ることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して その委託を勧誘すること。 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ず
- 二 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部 その委託を勧誘すること。 若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、
- 三 商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定 定めるものを除く。)。 又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で を受けないでその委託を受けること(委託者の保護に欠け、 価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示

(顧客の指示を受けるべき事項)

第百一条 法第二百十四条第三号の主務省令で定める事項は、 のとおりとする。

- 上場商品又は上場商品指数の種類
- 二 取引の種類及び期限
- 兀 五. 売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項 対価の額又は約定価格等(指値又は成行の別を含む。)
- その他これに準ずる事項 取引をする日時又は受託契約(法第二百十七条第一項に規 新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別

定する受託契約をいう。以下同じ。)の有効期間

(適用除外行為)

第百二条 法第二百十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取 引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるも のは、次に掲げるものとする。

- る取引等の委託を受ける行為 及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得 品取引員が定めることができるものとして商品市場におけ た上で、同条第三号及び第四号に掲げる事項については商 受託業務に相当する業務を営む者から前条第一号、第二号 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において商品取引
- 上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義を この条(口を除く。)において同じ。)の百分の五十以 主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権 (令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下 当該商品取引員が、外国の法人その他の団体の総株

(以下この条において「外国子会社」という。) もって所有している場合における当該法人その他の団体

当該商品取引員が、外国の法人その他の団体に総株主

- (大学)</li
- に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有の他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権の、小に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体が、外国の他の法人その地の団体が、外国の他の法人そのといる場合における当該他の法人その他の団体が、外国の他の法人そのといる場合による。
- 二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 計居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二 計)。
- 2 前項第一号において、当該商品取引員及びその外国子会社又は当該商品取引員の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品取引員の外国親会社とみなす。

3

している場合における当該他の法人その他の団体

四 商品市場における取引につき、顧客から第二条第八項第一四 商品市場における取引については当該委託に係る対価の額より有利な対価の額(買付けについては当該委託に係る対価の額より有利な対価して、当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的と当該委託に係る取引の考における対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より有別な対価の額をいう。)で同号に掲げる取引をすること。

ハ 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚え含む。)を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。意思(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の

ことをしないで勧誘すること。ある旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認する客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘で客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等につき、その勧誘に先立つて、顧

させるような仕方でその委託を勧誘すること。

ることを勧めること。

は大を減少させる取引をいう。)の数量及び期限を同一にす損失を減少させる取引をいう。)の数量及び期限を同一にすとこれらの取引と対当する取引(これらの取引から生じ得るとこれらの取引と対当する取引(これらの取引から生じ得るの。 顧客に対し、特定の上場をはいるでは、

取引の公正を害するものとして主務省令で定めるものその受託に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は九 前各号に掲げるもののほか、商品市場における取引等又は

理体制をあらかじめ整備しなければならない。欠け、又は取引の公正を害することのないよう、十分な社内管行為に基づいて行う商品市場における取引等が委託者の保護に

(禁止行為)

の各号に掲げるものとする。 第百三条 法第二百十四条第九号の主務省令で定める行為は、

- 延させること。 対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅 委託者資産の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者に
- と。 させて、委託者の利益を害することとなる取引をするここがで、委託者の利益を害することとなる取引をすることをなる取引を対当
- て取引をすること(受託契約準則に定める場合を除三 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとし

(適合性の原則) (平一六法四三・追加)

業務を営まなければならない。

・ で、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託の照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠

(受託契約準則への準拠)(平一六法四三・追加)

らない。
のいては、商品取引所の定める受託契約準則によらなければなのいては、商品取引所の定める受託契約準則によらなければな第二百十六条 商品取引員は、商品市場における取引等の受託に

六法四三・旧第百三十六条の十九繰下・一部改正)(受託契約の締結前の書面の交付)(平一○法四二・追加、平一

第二百十七条 商品取引員は、商品市場における取引等の受託を

< ∵
•

- 偽って、商品取引所に報告すること。 け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を四 商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付四
- の利益を提供することを約して勧誘すること。 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、特別
- 単位を告げないで勧誘すること。
 ののののであれて、一番品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、取引
- 続き当該取引を行うことを勧めること。より決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引きは、商品市場における取引等の委託につき、転売又は買戻しに
- 商品市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品と。と。 は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をするこは重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をして、 商品市場における取引等の委託につき、虚偽の表示をして、
- 客から受けること。
 客から受けること。
 客から受けること。
 客から受けること。
 を取引等における取引等から生じ得る損失を減少させるの見付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等いるのの委託を、その取引等を理解していない顧います。

らない。

國客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければなとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、大十九条第五号において「受託契約」という。)を締結しよう内容とする契約(以下この条から第二百十九条まで及び第三百内容とする契約(以下この条から第二百十九条まで及び第三百

- う。)の額に比して著しく大きい旨 当該受託契約に基づく取引(第二条第八項第四号に掲げる 取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。)が、当該取引に 基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。)が、当該受託契約に 基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。)が、当該受託契約に 基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。)が、当該受託契約に を又は清算取次証拠金(次号において「取引証拠金等」とい 金又は清算取次証拠金(次号において「取引証拠金等」とい 金又は清算取次証拠金(次号において「取引証拠金等」とい
- なるおそれがある旨り、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることと取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがある。商品市場における相場の変動により当該受託契約に基づく
- 主務省令で定める事項前三号に掲げるもののほか、当該受託契約の概要その他のして政令で定めるもの

あつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものと

前二号に掲げるもののほか、当該受託契約に関する事項で

(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)

は、次に掲げるものとする。第百四条 法第二百十七条第一項第四号の主務省令で定める事項

- 商品取引員の商号、住所及び代表者の氏名
- 号、住所及び代表者の氏名 で 商品市場における取引等の委託を受ける商品取引員の商 で 選託を行おうとする商品取引員にあっては、その受託した で 一 で の に 限る。以下この号において同じ。)の 四号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。)の 二 商品市場における取引等(法第二条第十六項第二号及び第二 高
- 委託者が商品取引員に連絡する方法

兀

託者が指示すべき事項の種類及び期限、数量、対価の額又は約定価格等その他委の種類及び期限、数量、対価の額又は約定価格等その他委上場商品又は上場商品指数の種類、商品市場における取引

の種類及び額並びにその徴収及び返還の時期

取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金

2 載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 り提供することができる。この場合において、当該書面に記載 通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものによ で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記 商品取引員は、 前項の規定による書面の交付に代えて、政令

、情報通信の技術を利用する方法)(平一六政二五九・追加)

第十一条 いて「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又 項に規定する情報通信の技術を利用する方法(以下この条にお 項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定め るところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同 商品取引員は、法第二百十七条第二項の規定により同

> 八七六 委託手数料の額及び徴収の時期

法第二百十四条各号に掲げる行為に関する事項

法第二百十五条に規定する適合性の原則

取引の手続に関する事項

九

定する協会員が遵守すべき事項 市場における取引等の受託又は委託の勧誘に係る規則に規 協会の定める商品取引受託業務に関する規則その他の商品

十一 顧客が商品取引受託業務に関する苦情の相談をする際の 電話番号その他の連絡先

十二 商品取引受託業務に関する商品取引員との紛争(以下こ の項において「紛争」という。)の処理に関する事項

十三 紛争の類型その他の紛争の発生を回避するために顧客が 受託契約を締結するに当たって注意すべき事項

紛争の件数の照会に関する事項

商品市場における取引等の概要

登録外務員の所属する商品取引員の住所及び連絡先 顧客を担当する登録外務員の氏名及び連絡先並びに当該

日本工業規格2八三〇五に規定する十四ポイント以上の大きさ の文字及び数字を用いて記載しなければならない。 ればならない。ただし、次に掲げる事項にあっては、枠の中に に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなけ 法第二百十七条第一項の書面には、日本工業規格2八三○五

う旨及び法第二百十七条第一項各号に掲げる事項について 説明する義務を負う旨 商品取引員は、顧客に対し、当該書面を交付する義務を負

二 当該書面の内容を十分に読むべき旨

法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三 前項第七号及び第十一号に掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第百五条 法第二百十七条第二項(法第三百四十九条第八項にお 法は、次に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」と いて読み替えて準用する場合を含む。)の主務省令で定める方 いう。)とする。

電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲

を交付したものとみなす。すべき事項を当該方法により提供した商品取引員は、当該書面すべき事項を当該方法により提供した商品取引員は、当該書面

は電磁的方法による承諾を得なければならない。

ない。

よりファイレを自己の管理する電子計算幾こ備えて置イ「商品取引員等(商品取引員又は商品取引員との契約にげるもの

顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とき、これを顧客又は商品取引員の用に供する者をいう。よりファイルを自己の管理する電子計算機に備えて置よりファイルを自己の管理する電子計算機に備えて置

る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え

ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この

記載すべき事項(以下この条において「記載事項」とい

四 商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第二百十七条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合に供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

て顧客の閲覧に供する方法客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じ客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じ

を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法う。以下この条において同じ。)に記録された記載事項覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいに備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧ファイル(商品取引員等の使用に係る電子計算機

確実に記録しておくことができる物をもって調製するファニー 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を

前頁各号こ曷げる方去よ、欠こ曷げる甚集こ齒今イルに記載事項を記録したものを交付する方法

- なければならない。 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するもので
- ことにより書面を作成できるものであること。 顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力する
- 閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。 電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対しは閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対しは閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客ファイル又 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる方法(顧客の使用に係る二 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる方法(顧客の使用に係る
- ものであること。
 ルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録する
 川を閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録する
 川頂第一号ニに掲げる方法にあっては、顧客が閲覧ファイ
- 四 前項第一号ハ又は二に掲げる方法にあっては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出し、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場し、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第十一条第一項に規定する方法による合、顧客の承諾(令第十一条第一項に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。
- に記録された記載事項 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイル

1) **(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)**(平一六法四三・追

第二百十八条 商品取引員は、受託契約を締結しようとする場合において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商品取引員は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法によつてしてはならない。に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、当該顧客から書この限りでない。

要である旨通知した場合はこの限りでない。受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不

3

た電子情報処理組織をいう。
お明月等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続しは取引員等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は商使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は商

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、商品取引員が使用す容は、次に掲げる事項とする。 用する場合を含む。)の規定により示すべき方法の種類及び内第百六条 令第十一条第一項(令第十二条において読み替えて準

二 ファイルへの記録の方法るもの

(専門知識及び経験を有する顧客)

掲げる者とする。

- 一商品取引員
- 証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家
- 六十六号)第二条第五項に規定する商品投資販売業者及び一 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第
- 外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

同条第八項に規定する商品投資顧問業者

料となっている物又は当該上場商品構成物品等を主たる原引が、その者が売買等を業として行っている上場商品構成物品等の当たる原料若しくは材物品等(当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材地品等(当該上場商品構成物品等を主たる原料となっている物又は当該上場商品構成物品等を主たる原刊を表現の場合では、一個の場合の場合では、

2 商品取引員は、顧客に対し前項の規定により説明をしなけれる。 商品取引員は、顧客に対してがのたときは、これによつて当場げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当る。

・旧第百三十六条の二十繰下・一部改正)(取引の方法の別の明示)(平一〇法四二・追加、平一六法四三

らない。十六項各号のいずれに該当するかの別を明らかにしなければなけ、あらかじめ、顧客に対し自己が行う行為につき、第二条第第二百十九条 商品取引員は、受託契約を締結しようとするとき

第百三十六条の二十一繰下・一部改正)

知しなければならない。
知しなければならない。
知しなければならない。
知しなければならない。
知しなければならない。
知しなければならない。
知しなければならない。
知しなければならない。

を含む。)に係るものである場合に限る。)料若しくは材料とする物で商品取引所の定款で定めるもの

(説明の方法)

第百八条 商品取引員は、法第二百十八条第一項の規定する書面を交付し当該顧客に対し法第二百十七条第一項に規定する書面を交付し当該顧客に対し法第二百十七条第一項の規定により顧

て当該顧客が理解できるように説明をしなければならない。解できるように説明をした後、同項第四号に掲げる事項につい条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について顧客が理条第一項定規定する場合において、商品取引員は、法第二百十七

(取引の成立の際の通知すべき事項)

に掲げるものとする。 第百九条 法第二百二十条第一項の主務省令で定める事項は、次

- 成立した取引の種類ごとの数量
- 成立した取引の種類ごとの対価の額又は約定価格等
- 成立した取引につき、顧客の指示を受けた日時
- 六 成立した全 五 商品市場に

三

成立した全部の取引の委託手数料の合計額商品市場における取引に係る差金の合計額

2 第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面によるの」と読み替えるものとする。この場合において、同条第二項中「顧」とあるのは「委託者」と、「提供する」とあるのは「通知をした」とあるのは「重知で交付したもの」とあるのは「通知した」とあるのは「通知した」と、「当該書面を交付したもの」とあるのは、前項の規定による書面によるの」と読み替えるものとする。

旧第百三十六条の二十二繰下・一部改正)

備金を積み立てなければならない。
り、商品市場における取引等の取引高に応じ、商品取引責任進第二百二十一条 商品取引員は、主務省令で定めるところによ

規定の準用)(平一六政二五九・追加)(取引の成立の通知等に係る情報通信の技術を利用する方法の

のとする。

「顧客」とあるのは「特定業者」と読み替えるもいだいて、前条中「商品取引員」とあるのは「店頭商品先物取において、前条中「商品取引員」とあるのは「店頭商品先物取のとする。

七 第五号に掲げる額から、前号に掲げる額を控除した額

定の準用)(取引の成立の通知に係る情報通信の技術を利用する方法の規

《正》 (**商品取引責任準備金の積立て)**(平一八農水経産令三・一

れか低い金額とする。 品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいず第百十一条 法第二百二十一条第一項の規定により積み立てる商

次のイ、ロ、ハ及びニに掲げる金額の合計額

万分の三に相当する金額 取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額の十 取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額の十 ロー各事業年度における法第二条第八項第二号に規定する

ハ 各事業年度における法第二条第八項第三号に規定する 取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額の十 万分の三に相当する金額

計額の万分の三に相当する金額 取引(自己の計算による取引を除く。)の対価の額の合 各事業年度における法第二条第八項第四号に規定する

二 次のイ、ロ、ハ及びニに掲げる金額の合計額と千万円との いずれか大きい金額からホに掲げる金額を控除した金額 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開

分の六・二五に相当する金額 月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同 じ。)の最も多い事業年度における当該取引金額の十万 合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の る取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額 始した各事業年度のうち法第二条第八項第一号に規定す (これらの事業年度のうち一年に満たないものがある場

二五に相当する金額 最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・ る取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額の 始した各事業年度のうち法第二条第八項第二号に規定す 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開

个 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開

二五に相当する金額 始した各事業年度のうち法第二条第八項第三号に規定す 最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・ る取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額の

六・二五に相当する金額 合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の る取引(自己の計算による取引を除く。)の対価の額の 始した各事業年度のうち法第二条第八項第四号に規定す 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開

既に積み立てられた商品取引責任準備金の金

(商品取引事故)

| 第百十二条 | 法第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故

し、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただ託に関して生じた事故であつて主務省令で定めるものによる損

三十六条の二十三繰下) (**帳簿の作成等)**(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百

存しなければならない。
て、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保第二百二十二条 商品取引員は、商品市場における取引につい

たものとする。
に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしに関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしに関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼし、商品市場における取引等の受託につき、商品取引員の代表は、商品市場における取引等の受託につき、商品取引員の代表

- **耐客の同意を得ずに、当該顧客の計算により商品市場にお**

- 五 その他法令に違反する行為を行うこと。と。

顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤るこ

(帳簿の作成)

い。

京百十三条 商品取引員は、法第二百二十二条の規定により、商第百十三条 商品取引員は、法第二百二十二条の規定により、商

- でない。

 「商品取引員は、商品取引受託業務を行う営業所において、この限りが項の規定により帳簿を作成する営業所においては、この限りの内容に応じ必要なものを作成しなければならない。ただし、表第五に定める帳簿のうち注文伝票及びその商品取引受託業務表行う営業所において、別
- 別表第五に定める帳簿は、十年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第百十四条 別表第五に定める帳簿の内容が、電磁的方法により第百十四条 別表第五に定める帳簿の内容が、電磁的方法により第百十四条 別表第五に定める帳簿の内容が、電磁的方法により

百三十六条の二十四繰下) (帳簿の区分経理)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第

第二百二十三条 委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければな て、主務省令で定めるところにより、自己の計算による取引と 商品取引員は、 商品市場における取引につい

(報告書の提出)(平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改

第二百二十四条 月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。 めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三 商品取引員は、事業年度ごとに、主務省令で定

2 は財産の状況に関する報告書を主務大臣に提出しなければなら で定めるところにより、当該商品取引員の商品取引受託業務又 商品取引員は、 前項に規定する事業報告書のほか、主務省令

(帳簿の区分経理等

第百十五条 商品取引員は、法第二百二十三条の規定により、 取引とについて、帳簿を別にして区分経理しなければならな いて同じ。)について、自己の計算による取引と委託者の計算 るものに限る。)の受託に係る取引と商品市場における取引等 による取引及び商品市場における取引等(法第二条第十六項第 表第五に定める帳簿(先物取引計算帳を除く。以下この条にお 一号に掲げるもの(商品清算取引を除く。)又は第三号に掲げ (同項第二号又は第四号に掲げるものに限る。) の受託に係る

(事業報告書の作成等) (平一八農水経産令三・全改)

第百十六条 法第二百二十四条第一項の規定により商品取引員が 提出する事業報告書は、様式第十五号の二により作成しなけれ ばならない。

付しなければならない。 前項の事業報告書には、 計算書類等及びその附属明細書を添

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第百十七条 法第二百二十四条第二項の規定により商品取引員 は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間内に、 務大臣に提出しなければならない。 主

- 六月ごとに様式第一号により作成した純資産額に関する調 調書の作成日から三月
- 一 一月ごとに様式第十六号により作成した法第二百十条の規 の対象となる月の翌月の二十日 定による受託に係る財産の分離保管等に関する調書 報告
- 三 一月ごとに様式第十号により作成した事故等の発生状況及 びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の

に係る財務の状況を記載した月計残高試算表及び様式第十

第三節 合併、分割及び事業の譲渡

(合併の認可)(平一六法四三・追加)

受けなければ、その効力を生じない。 (合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社第二百二十五条 商品取引員を全部又は一部の当事者とする合併第二百二十五条 商品取引員を全部又は一部の当事者とする合併

- まならない。 と 前項の認可を受けようとする商品取引員は、合併後存続する 単 前項の認可を受けより設立される株式会社(以下この条にお 株式会社又は合併により設立される株式会社(以下この条にお まならない。
- を添付しなければならない。 前項の申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類

期業務報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日八号により作成した商品取引受託業務の状況を記載した定

認められる企業会計の基準に従わなければならない。は、主務大臣の定める会計処理の方法その他一般に公正妥当とは、主務大臣の定める会計処理の方法その他一般に公正妥当とは、主務大臣の定める会計処理の方法を作成する場合において 商品取引員は、前項第一号及び第二号に規定する調書並びに

(合併の認可申請)(平一八農水経産令三・一部改正)

主務大臣に提出するものとする。
を号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書をの合併の認可を受けようとするときは、法第百九十二条第一項の規定によ

- 一 合併予定年月日
- 二 合併の方法

前三月以内に作成されたものに限る。)とする。
げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲

- 合併の理由を記載した書面
- 合併の手続を記載した書面
- ずる書面) 「一合併後の会社の定款(外国法人である場合には、定款に準
- 合併の当事者の登記事項証明書

五 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があっ

部分に限る。)に規定する計算書類等をいう。第百二十条っては、会社法施行規則第二条第三項第十二号(ロに係る年度の計算書類等(当該当事者が持分会社である場合にあた)の当事者(商品取引員を除く。)の直前三年の各事業

七削除

- 誓約する書面 第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを 第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを
- 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- にも該当しないことを誓約する書面その者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれた民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びイ 合併後の会社の役員が外国人である場合 当該役員の
- 項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二合併後の会社の役員が法人である場合 当該役員の登
- までのいずれにも該当しないことを誓約する書面を書、その者が法第十五条第二項第一号イ及び口に該当を書、その者が法第十五条第二項第一号イ及び口に該当を員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履い、 合併後の会社の役員が外国人又は法人でない場合 当
- 合併の当事者の純資産額に関する調書十一認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した
- び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書十二 合併後の会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及
- による刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づく処の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令務等に相当する業務に関して法錮以上の刑(外国において商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑(外国において商品取引受託業十三 過去五年以内に、合併の当事者について商品取引受託業

及びその内容を記載した書面別金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由別金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及日、住所、所属する営業所の名称、当該職員の氏名、生年月分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月分を受けたことのものでは、

では、1年でのでは、1881年では、1881年では、1982年で、1982年に、19

概要に関する調書 一五 合併後の会社における様式第七号により作成した法第 九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書 九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

七条に規定する特定業務の概要に関する調書十七 合併後の会社における様式第八号により作成した第八十

書面

書面

書面

本記事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に入び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に

書面並びにこれらの根拠を記載した書面とび当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度

織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、二十一合併後の会社が商品取引受託業務において電子情報処理

二十二 合併後の会社における様式第九号により作成した内部 確に遂行するための規則(当該業務に関する当該商品取引 る。)

めの管理の体制を記載した書面

管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するた

- 240 -

- ない。 合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはなら4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適
- 当すること。 合併後の会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該

5

合併後の会社(商品取引員が合併後存続する株式会社である

受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有す合併後の会社は、合併により消滅した商品取引員の商品取引たものとみなす。

(新設分割の認可)(平一六法四三・追加

る権利及び義務を承継する。

- た申請書を主務大臣に提出しなければならない。 ついて第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載しう。)について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載しとい設立される株式会社(以下この条において「設立会社」といえ 前項の認可を受けようとする商品取引員は、新設分割により

(新設分割の認可申請) (平一八農水経産令三・一部改正)

書を主務大臣に提出するものとする。 一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請 一項各号に掲げる事項を受けようとするときは、法第百九十二条第第百十九条 商品取引員は、法第二百二十六条第一項の規定によ

- 一 新設分割予定年月日
- 二 新設分割の方法
- 一 新設分割の理由を記載した書面前三月以内に作成されたものに限る。)とする。前三月以内に作成されたものに限る。)とする。2 法第二百二十六条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲

二 新設分割の手続を記載した書面

- 241 -

書面)
書面)
書面)
書面)
書面)
まから素(外国法人である場合には、定款に準ずる

- 新設分割の当事者の登記事項証明書
- 五 新設分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続が
- 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- 者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその設立会社の役員が外国人である場合 当該役員の住民
- 一号ヲに該当しないことを誓約する書面項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第設立会社の役員が法人である場合 当該役員の登記事該当しないことを誓約する書面
- でのいずれにも該当しないことを誓約する書面ない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルま書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当し員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴
- 合に限る。) を記載した書面 社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場び申請者との関係(主要株主が申請者の役職員又は親会 は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及 は 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又 七 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又
- 第五号により作成した登録外務員等に関する調書、設立会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式

合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはなら 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適 設立会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当す ること。

由及びその内容を記載した書面

- 十 設立会社の使用人(商品取引受託業務に関し本店、支店又 る。)の商品取引受託業務等に係る経歴書 は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限
- 十一 設立会社における様式第六号により作成した法第百九十 十二 設立会社における様式第七号により作成した法第百九十 六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書
- 関する調書 六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に
- 十三 設立会社における様式第八号により作成した第八十七条 に規定する特定業務の概要に関する調書
- 商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した 及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に おける商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度
- 十五 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度 及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に 書面並びにこれらの根拠を記載した書面 おける純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した
- 十六 設立会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織 異常が発生した場合の対処方法を記載した書類 場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置
- 十八 設立会社における様式第九号により作成した内部管理に 行するための規則(当該業務に関する当該設立会社におけ 関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管 る責任体制を明確化する規定を含むものとする。 設立会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂

理の体制を記載した書面

- が確実であること。 一 商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込み
- 5 設立会社は、新設分割の時に第百九十条第一項の許可を受け
- いて有する権利及び義務を承継する。商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づ設立会社は、新設分割をした商品取引員の承継の対象となる

(吸収分割の認可)(平一六法四三・追加)

務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 及び第二百三十条において単に「吸収分割」という。)は、主の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割(以下この条第二百二十七条 商品取引員が他の株式会社に商品取引受託業務

- 2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、吸収分割により 2 前項の認可を受けようとする商品取引員にという。)について第百九十二条第 の条において「承継会社」という。)について第百九十二条第 の条において「承継会社」という。)について第百九十二条第 の条において「承継会社」とする商品取引員は、吸収分割により
- を添付しなければならない。 前項の申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類

(吸収分割の認可申請)(平一八農水経産令三・一部改正)

書を主務大臣に提出するものとする。 一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請 る吸収分割の認可を受けようとするときは、法第百九十二条第第百二十条 商品取引員は、法第二百二十七条第一項の規定によ

- 一 吸収分割予定年月日
- 二 吸収分割の方法

前三月以内に作成されたものに限る。)とする。
げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日法第二百二十七条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲

- 吸収分割の理由を記載した書面
- 吸収分割の手続を記載した書面
- 書面) 三 承継会社の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる |
- 吸収分割の当事者の登記事項証明書
- あったことを証する書面 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続が
- 事業年度の計算書類等及びその附属明細書の収分割の当事者(商品取引員を除く。)の直前三年の各
- 二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないこ人 吸収分割の当事者 (商品取引員を除く。) が法第十五条第

とを誓約する書面

九 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

- 該当しないことを誓約する書面者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその
- ない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルま書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当し一号ヲに該当しないことを誓約する書面 一号ヲに該当しないことを誓約する書面 質証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第 項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第 項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第 項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第 項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第
- 吸収分割の当事者の純資産額に関する調書- 認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 十一 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所大一 承継会社の主要株主が申請者の役職員である場合に限る。)を記載した書面
- 式第五号により作成した登録外務員等に関する調書十二 承継会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様
- 世由及びその内容を記載した書面 理由及びその内容を記載した書面 理由及びその内容を記載した書面

る。)の商品取引受託業務等に係る経歴書又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限

- 六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書十五 承継会社における様式第六号により作成した法第百九十
- 関する調書

 一次条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に

 一次条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に
- 十八 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度 に規定する特定業務の概要に関する調書

承継会社における様式第八号により作成した第八十七条

- 書面並びにこれらの根拠を記載した書面とび当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に入び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度
- 異常が発生した場合の対処方法を記載した書類 場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に 装置 全使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置二十 承継会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織
- ける責任体制を明確化する規定を含むものとする。) 遂行するための規則(当該業務に関する当該承継会社にお二十一 承継会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に
- 管理の体制を記載した書面に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するためのに関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための二十二 承継会社における様式第九号により作成した内部管理

ない。合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはなら

- ること。 一 承継会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当す
- が確実であること。

 一 商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込み
- す。 吸収分割の時に第百九十条第一項の許可を受けたものとみな 5 承継会社(商品取引員が承継会社である場合を除く。)は、
- いて有する権利及び義務を承継する。 商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づ商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づ

XEL) **(事業譲渡の認可)**(平一六法四三・追加、平一七法八七・一部

ば、その効力を生じない。
いて「事業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなけれいて「事業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなけれ業務の全部又は一部の譲渡(以下この条及び第二百三十条にお第二百二十八条 商品取引員が他の株式会社に行う商品取引受託

- を添付しなければならない。
 が項の申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類

(事業譲渡の認可申請) (平一八農水経産令三・一部改正)

請書を主務大臣に提出するものとする。第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申第百二十一条 商品取引員は、法第二百二十八条第一項の規定に

- 一 事業譲渡予定年月日
- 二 事業譲渡の方法
- 前三月以内に作成されたものに限る。)とする。げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日法第二百二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲
- 事業譲渡の理由を記載した書面
- 事業譲渡の手続を記載した書面
- 書面) 選受会社の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる
- 事業譲渡の当事者の登記事項証明書

兀

五 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続が

あったことを証する書面

- 事業年度の計算書類等及びその附属明細書 一事業譲渡の当事者(商品取引員を除く。)の直前三年の各
- 十月月
- ないことを誓約する書面 二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当する者で八 事業譲渡の当事者(商品取引員を除く。)が法第十五条第
- 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- 者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその譲受会社の役員が外国人である場合 当該役員の住民

該当しないことを誓約する書面

- 一号ヲに該当しないことを誓約する書面項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第譲受会社の役員が法人である場合 当該役員の登記事
- でのいずれにも該当しないことを誓約する書面書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当し書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当し日、の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴へ 譲受会社の役員が外国人又は法人でない場合 当該役
- 事業譲渡の当事者の純資産額に関する調書- 認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した

- 法令による刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づ外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法託業務等に関して禁錮以上の刑(外国において商品取引受計業務等に関して禁錮以上の刑(外国において商品取引受計三過去五年以内に、事業譲渡の当事者について商品取引受

理由及びその内容を記載した書面当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくはく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生く処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生

る。)の商品取引受託業務等に係る経歴書又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限十四 譲受会社の使用人(商品取引受託業務に関し本店、支店

六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書十五 譲受会社における様式第六号により作成した法第百九十

六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に十六 譲受会社における様式第七号により作成した法第百九十

に規定する特定業務の概要に関する調書十七 譲受会社における様式第八号により作成した第八十七条

関する調書

書面商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載したおける商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、おける商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、おける商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度十八 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度

書面並びにこれらの根拠を記載した書面おける純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度に十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度

異常が発生した場合の対処方法を記載した書類場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織にと使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置 書面並びにこれらの根拠を記載した書面

ける責任体制を明確化する規定を含むものとする。)遂行するための規則(当該業務に関する当該譲受会社にお一十一 譲受会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に

二十三 事業譲渡の当事者(商品取引員を除く。)が劣後特約管理の体制を記載した書面に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための二十二 譲受会社における様式第九号により作成した内部管理

- ない。 合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはなら4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適
- ること。 譲受会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当す
- す。 事業譲渡の時に第百九十条第一項の許可を受けたものとみな事業譲渡の時に第百九十条第一項の許可を受けたものとみな事業の会社(商品取引員が譲受会社である場合を除く。)は、

5

いて有する権利及び義務を承継する。商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づ商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づ譲受会社は、事業譲渡をした商品取引員の譲渡の対象となる

(処分の手続) (平一六法四三・追加)

一項及び前条第一項の認可について準用する。百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第第二百二十九条 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二

E) (**政令への委任)**(平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改

令で定める。 併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡に関し必要な事項は、政第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品取引員の合

第四節 監督

(報告徴収及び立入検査) (平一六法四三・追加)

と認めるときは、商品取引員に対し、その業務若しくは財産に第二百三十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要がある

写し 付借入金を借り入れている場合にあっては、その契約書の

これに準ずるものの写し 付社債を発行している場合にあっては、その目論見書又は二十四 事業譲渡の当事者(商品取引員を除く。)が劣後特約

務に関係のある物件を検査させることができる。職員に、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその

- ることができる。 業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めときは、商品取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認める
- 3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該職員 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商品取引員が所有し、又は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されては預託を受けた上場商品を検査することができる。
- 規定による立入検査について準用する。第百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の

百三十六条の二十五繰下・一部改正)(業務改善命令等)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第

- とができる。
 とができる。
 とができる。
 とができる。
 とができる。
 とができる。
 とができる。
 とができる。
 とができる。
 とができる。
- 取引受託業務の停止を命ずることができる。 対し、三月以内の期間を定めて商品市場における取引又は商品対し、三月以内の期間を定めて商品市場におけて、当該商品取引員に該当するときは、その必要の限度において、当該商品取引員の財 2 主務大臣は、前項に規定する場合において、商品取引員の財
- 負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定め
- 主務省令で定める率を下つた場合流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が

(商品取引員に係る検査職員の身分証明書)

第十九号による。 五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第百二十二条 法第二百三十一条第四項において準用する法第百

(負債比率および流動比率の基準)

る。とは十倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とする率は十倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とす第百二十三条(法第二百三十二条第二項第一号の主務省令で定め

三 商品取引員が、その営む兼業業務又は第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務(これらの業務に規定する支配関係を持つている法人の業務(これらの業務とらなかつたことにより、当該商品取引員の財産の状況が悪とらなかつたことにより、当該商品取引員の財産の状況が悪とらなかつたことにより、当該商品取引員の財産の状況が悪とらなかつたことにより、当該商品取引員が、その営む兼業業務又は第百九十六条第二項

て主務省令で定める場合
又は商品取引受託業務の停止を命ずることが必要な場合とし
、実務の運営につき是正を加えるために商品市場における取引
、明三号に掲げる場合のほか、財産の状況又は商品取引受託

産令三・一部改正)

る場合は、次のとおりとする。 第百二十四条 法第二百三十二条第二項第四号の主務省令で定め

- ある場合 純資産額が第八十一条において定める額を下回るおそれが
- 商品取引員の純資産額が資本金の額を下回った場合
- を講じていない場合
 を講じていない場合
 を講じていない場合
 の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏える場合にはその委託先の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託生の監督とび当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託のの数量に比し過大である場合
- 太 商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する人大 商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する人大 商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する人大 商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する人大 商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する人
- いて準用する。 第三十八条の規定は、前項第一号及び第二号の純資産額につ

により計算しなければならない。
合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところ。
前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の

て準用する。
4 第九十九条第七項の規定は、第二項第一号の純資産額につい

の二十六繰下・一部改正)の二十六繰下・一部改正)

(負債の合計金額等の計算基準)(平一七農水経産令九・一部

部に計上されるべき金額を合計するものとする。
お第二百三十二条第三項の規定により作成した純資産額に関する計算するときは、様式第一号により作成した純資産額(第一号及び第二号に掲げる資産の額を合計した額を除く。)を合計するものとに掲げる資産の額を合計した額を除く。)を合計するものとは、同項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する計算するときは、様式第一号により流動資産の合計金額を

額を超える場合における当該超える部分に係るもの一 貸倒引当金のうち委託者未収金の額が商品市場における取二 貸倒引当金のうち委託者未収金の額が商品市場における取

(資産の国内保有) (平一六法四三・追加

第二百三十四条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は 委託者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、 品取引員に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内にお いて保有することを命ずることができる。 商

(純資産額規制比率についての命令)(平一六法四三・追加)

第二百三十五条 間を定めて商品取引受託業務の停止を命ずることができる。 あると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期 きに限る。)において、委託者を保護するため必要かつ適当で している場合(純資産額規制比率が、百パーセントを下回ると 必要な措置を命ずることができる。 品取引受託業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上 かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商 の規定に違反している場合において、委託者の保護のため必要 主務大臣は、商品取引員が第二百十一条第二項の規定に違反 主務大臣は、商品取引員が第二百十一条第二項

2

3 り、かつ、当該商品取引員の純資産額規制比率の状況が回復す 商品取引員の純資産額規制比率が引き続き百パーセントを下回 じた場合において、その日から三月を経過した日における当該 十条第一項の許可を取り消すことができる。 る見込みがないと認められるときは、当該商品取引員の第百九 主務大臣は、前項の規定により商品取引受託業務の停止を命

(監督上の処分) (平一六法四三・追加)

第二百三十六条 おける取引若しくは商品取引受託業務の停止を命ずることがで 項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて商品市場に に該当する場合においては、当該商品取引員の第百九十条第一 主務大臣は、 商品取引員が次の各号のいずれ

ホ、リ又はヲのいずれかに該当することとなつたとき。 法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。 第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの 第十五条第二項第一号ハ、ニ(第三百三十二条第一項及び

(国内に保有すべき資産)(平一六政二五九・追加)

第十三条 る負債の額に相当する資産の額とする。 政令で定める部分は、主務省令で定めるところにより算定され 法第二百三十四条に規定する商品取引員の資産のうち

(負債の額の算定方法)

第百二十六条 負債の部に計上されるべき負債の額 から非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとす 令第十三条に規定する負債の額は、貸借対照表の (保証債務の額を含む。

- 一 第百九十三条第一項第一号に適合しなくなつたとき。
- 五 この法律(第二百十一条第二項を除く。)、この法律に基四 不正の手段により第百九十条第一項の許可を受けたとき。
- ができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しな、正当な理由がないのに、商品取引受託業務を開始することは第百九十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分又
- 一業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるいとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。ができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しなができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しな

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)(平一六法四三・追加)

をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ず

主務大臣は、商品取引員の役員が前項第五号に該当する行為

ることができる。

て準用する。 で準用する。 で進用する。 で進用する。 で進用する。 で連用する。 では第二項又は前三条の規定による処分について、第 のででは第二項又は前三条の規定による処分について、第 第二百三十七条 第百五十八条第二項の規定は第二百三十二条第

第百三十六条の二十八繰下・一部改正)(取引の決済の結了)(平一○法四二・追加、平一六法四三・旧

- 引員であつた者について準用する。 の各号のいずれかに該当するに至つた場合における当該商品取第二百三十八条 第百九十七条第五項の規定は、商品取引員が次
- より第百九十条第一項の許可を取り消されたとき。第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定に
- 限る。)の規定により第百九十条第一項の許可が効力を失つ営まない場合の当該合併に係る部分に限る。)に係る部分に含まない場合の当該合併に係る部分に限る。)に係る部分に分析の場別号まで(同項第二号にあつては、合併後存続す第百九十条第二項又は第百九十七条第二項(同条第一項第

たとき

- の範囲内において、商品取引員とみなす。は、委託者の計算による商品市場における取引を結了する目的2.前項各号に掲げる場合において、当該商品取引員であつた者
- 語一項の規定にかかわらず、商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため、当該商品取引員であつた者をして商品市場における取引の決済を結了さ取引員であつた者をして商品市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、定款(株式会社商品取り所にあつては、業務規程)で定めるところにより、他の会員引所にあつては、業務規程)で定めるところにより、他の会員等に限る。以下この条において同じ。)をして当該取引の決済を結了させなければならない。
- 間には委任契約が成立しているものとみなす。決済を結了させるときは、当該会員等と当該取引の委託者との決済を結了させるときは、当該会員等と当該取引の委託者との前項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の

一六法四三・旧第百三十六条の三十四繰下・一部改正)(非会員等商品取引員に対する監督)(平一○法四二・追加、平

監督を行わなければならない。

監督を行わなければならない。

監督を行わなければならない。

監督を行わなければならない。

監督を行わなければならない。

六法四三・旧第百三十六条の三十五繰下)
(商品取引員の自主的努力の尊重)(平一○法四二・追加、平一

るよう配慮しなければならない。 は、業務の運営についての商品取引員の自主的な努力を尊重す第二百四十条 主務大臣は、商品取引員を監督するに当たつて

第五章 商品先物取引協会

一節 総則

(目的及び法人格) (平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第

百三十六条の三十六繰下・一部改正)

第二百四十一条 商品先物取引協会 (以下この章及び第八章にお 算取引を除く。以下この章において同じ。)の受託を公正かつ 円滑ならしめ、かつ、委託者の保護を図ることを目的とする。 いて「協会」という。)は、商品市場における取引等(商品清

2 協会は、法人とする。

十六条の三十七繰下) (業務の制限)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三

第二百四十二条 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではな

業務に附帯する業務以外の業務を営んではならない。 協会は、その目的を達成するために直接必要な業務及びその

第二百四十三条 の三十八繰下) 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあ

(住所)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条

の三十九繰下) るものとする。 (名称) (平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条

認されるおそれのある文字を用いてはならない。 の会員(以下この章において「協会員」という。)であると誤 会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 協会に加入しいてない者は、その名称中に商品先物取引協会

第二百四十四条 協会でない者は、その名称中に商品先物取引協

第二節 設立

十六条の四十繰下) (**設立の認可**)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三

第二百四十五条 商品取引員は、協会を設立しようとするとき は、主務大臣の認可を受けなければならない

(定款記載事項)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百

三十六条の四十一繰下・一部改正)

第二百四十六条 ればならない。 協会の定款には、次に掲げる事項を掲載しなけ

- 目的
- 二名称
- 事務所の所在地
- 兀 協会員たる資格に関する事項
- 協会員の加入及び脱退に関する事項

五.

協会員の経費の分担に関する事項

六

- 協会員に対する監査及び制裁に関する事項
- 役員の定数、任期、選任及び構成に関する事項
- 協会員総会に関する事項 協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

九 八 七

十二 商品市場における取引等の受託に関して協会員間又は協

理事会その他の会議に関する事項

その他の紛争の解決に関する事項 会員と顧客との間に生じた紛争についてのあつせん及び調停 会計及び資産に関する事項

十六条の四十二繰下・一部改正 (認可の申請)(平一○法四二・追加、平一六法四三・旧第百三

公告の方法

第二百四十七条 第二百四十五条の認可を受けようとする者は、 ならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければ

- 名称
- 事務所の所在地
- 三 役員の氏名及び住所並びに協会員の商号
- 2 務省令で定める書類を添付しなければならない。 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主

(協会の設立認可申請書の添付書類)

第百二十七条 法第二百四十七条第二項の主務省令で定める書類 は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可 の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。 法第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれ

二 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二 項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その

にも該当しないことを誓約する書面

十六条の四十三繰下・一部改正)(認可の基準)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三

ければならない。の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしな第二百四十八条 主務大臣は、第二百四十五条の認可の申請が次

- め、及び委託者を保護するために十分であること。て、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならして、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならしに違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定に款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令
- 織されるものであること。 一 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組
- いて虚偽の記載がないこと。 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項につ
- かに該当する者がないこと。 役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれヲのいずれかに該当する者でないこと。 コ 認可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又は
- 認可について準用する。 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百四十五条の

(登記) (平一六法四三・追加)

ければならない。 第二百四十九条 協会は、政令で定めるところにより、登記しな

- することによつて成立する。 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記を
- 後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができな3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の

は、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓 五条第二項第一号ハからルまで (その者が外国人の場合に者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第第十

一 設立総会の議事録

三十六条の四十四繰下・一部改正) **(定款等の変更)**(平一○法四二・追加、平一六法四三・旧第百

第二百五十条 協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更 は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければなら 協会は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務

項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣 紛争処理規程を除く。)の作成、変更又は廃止があつたとき も、同様とする。 に届け出なければならない。協会の規則(定款、制裁規程及び 協会は、第二百四十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事

3

て準用する。 第二百四十八条第一項第一号の規定は、 第一項の認可につい

第三節

百三十六条の四十六繰下・一部改正) (協会員たる資格)(平一○法四二・追加、平一六法四三・旧第

第二百五十一条 協会員たる資格を有する者は、 か、商品取引員は何人も協会員として加入することができる旨協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くほ 商品取引員に限

2

を定めなければならない。

3 得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を 又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利 定めなければならない。 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為

協会は、その定款において、協会員に法令及び協会の定款そ

(定款等の変更認可申請書の添付書類)

第百二十八条 は、次に掲げるものとする。 法第二百五十条第二項の主務省令で定める書類

- 変更の理由を記載した書面
- 新旧条文の対照表
- 定款の変更認可申請書にあっては、総会の議事録 制裁規程又は紛争処理規程の変更認可申請書にあっては、

定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証

する書面

なければならない。

ることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行ることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行の他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させ

を若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは協会者については、その者が協会員として加入することを拒取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたこと取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒のある者については、その者が協会員として加入することを拒のある者については、その者が協会員として加入することを拒のある者については、その者が協会員として加入することを拒めることができる。

十六条の四十七繰下)(名簿の縦覧)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三

六条の四十八繰下) (制裁規程)(平一○法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十

第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員が、この法第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員に対し、過怠を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくはの他の金を課し、若しくは定款の定める協会員が、当該協会員が、この法第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員が、この法第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員が、この法第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員が、この法第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員が、この法第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員が、この法第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員が、この法

第四節 機関

の四十九繰下)の四十九繰下)の四十九繰下)に出力が、平一六法四三・旧第百三十六条

及び監事二人以上を置く。第二百五十四条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上

旧第百三十六条の五十繰下)(会長及び理事の権限)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・

十六条の五十一繰下・一部改正)(監事の権限)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三

第二百五十六条 監事は、協会の事務を監査する。

し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調査め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができる。 監事は、いつでも会長若しくは理事に対して事務の報告を求

3

(役員の欠格条件)(平一六法四三・追加)

する。 第四十九条の規定は、協会の役員について準用

第百三十六条の五十三繰下)(仮理事又は仮監事)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧

を選任することができる。 場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事第二百五十八条 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がない

第五節 紛争の解決

十六条の五十四繰下・一部改正)

してその迅速な処理を求めなければならない。 託業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その苦情の内容を通知相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を第二百五十九条 協会は、委託者等から協会員の行う商品取引受

(苦情の処理状況の報告書の提出)

前項の報告書には、半期ごとに、次に掲げる調書を添付し、

- 明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると
- 結果について協会員に周知させなければならない。4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の

・旧第百三十六条の五十五繰下・一部改正)

三・旧第百三十六条の五十六繰下・一部改正) (あつせん及び調停の実施)(平一○法四二・追加、平一六法四

あなよ、この分かと思えましないに、こと場でも重复に引っています。場会員又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、あつせん又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、第二百六十一条 協会は、受託に係る紛争について当事者である

- る細則を定めなければならない。協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関す
- あつせん及び調停の申出手続
- 一 あつせん及び調停の方法
- にいる 前二号に掲げる事項のほか、あつせん及び調停に関し必要

3 協会は、あつせん及び調停の円滑な実施を図るため必要があ

提出するものとする。

- 一 苦情処理状況通知書
- 一 商品取引員別苦情受付処理件数表
- 三 商品取引所別苦情受付件数表

(あっせん・調停委員会委員の要件)

号のいずれにも該当することとする。 第百三十条 法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各

- ないこと。 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当し
- を持っていないこと。 上場商品構成物品等の取引に関係のある事業者団体と関係

(あっせん及び調停の処理状況の報告書の提出)

月の翌月の十日までに主務大臣に提出しなければならない。は調停の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係るは調停を行ったときは、毎月末日現在における当該あっせん又第百三十一条 協会は法第二百六十一条の規定によりあっせん又

求めることができる。

第六節 解散

第二百六十二条 協会は、次の事由によつて解散する。三・旧第百三十六条の五十七繰下・一部改正)(平一○法四二・追加、平一六法七六・一部改正、平一六法四

協会員総会の決議

定款で定めた解散事由の発生

破産手続開始の決定

設立の認可の取消し

い。
さは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならな
とは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならな

は、政令で定める。
前二項に定めるもののほか、協会の解散に関し必要な事項

3

第七節 監督

(報告徴収及び立入検査)(平一○法四二・追加、平一六法四三

立入検査について準用する。 2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による

(業務改善命令) (平一六法四三・追加)

公正かつ円滑ならしめ、又は委託者を保護するため必要かつ適第二百六十四条 主務大臣は、商品市場における取引等の受託を

(協会に係る検査職員の身分証明書)

第二十号による。 五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第百三十二条 法第二百六十三条第二項において準用する法第百

ずることができる。 変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命 変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命 し、当該協会の定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の 当であると認めるときは、その必要の限度において、協会に対

四三・旧第百三十六条の六十繰下・一部改正)

第二百六十五条 主務大臣は、協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは定款その他の規則(以下この条において「この法律等を遵守させるために当該協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該定款により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つた場合において、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の一部の禁止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

ことができる。
ことができる。
ことができる。
ことができる。

ことができる。

ことができる。

主務大臣は、当該協会に対し、当該役員の解任を命ずるに違反したときは、当該協会に対し、当該役員の解任を命ずるに基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分に 上 を発見したとき、又は協会の役員がこの法律、この法律に 上 ができる。

3

| 六法四三・旧第百三十六条の六十二繰下・一部改正) | **徳聞等の方法の特例の規定の準用)**(平一○法四二・追加、平

第二百六十六条 第百五十八条第二項の規定は前二条の規定によ

る処分について、第百五十九条第四項の規定は前条の規定によ

る認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用

雑則

(協会の役員及び職員等の秘密保持義務)(平一〇法四二・追 平一六法四三・旧第百三十六条の六十三繰下)

第二百六十七条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつ た者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、 又は盗用し

てはならない。

三・旧第百三十六条の六十四繰下) (事業概況報告書等の提出)(平一〇法四二・追加、 平一六法四

第二百六十八条 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内 に、次に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画

- 二 前事業年度末における財産目録
- 三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第六章 委託者保護基金等

第一節 定義

(平一六法四三・追加)

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引

員に対し商品市場における取引等(商品清算取引を除く。次項 項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項に規定する商品 業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第五 条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事 投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。)をいう。 において同じ。)を委託した者(商品取引員、証券取引法第二

> 三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第五項に規 げる者とする。 定する商品投資販売業者及び同条第八項に規定する商品投 商品取引員 証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家

前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者 外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

2

商品取引員がその一般委託者の計算において他の商品取引員

(一般委託者から除かれる者) (平一六政二五九・追加

第十四条 法第二百六十九条第一項の政令で定める者は、 次に掲

資顧問業者

兀

五.

に対し商品市場における取引等(第二条第十六項第一号又は第 託者とみなして、この章の規定を適用する。 にかかわらず、当該商品取引員を当該他の商品取引員の一般委 三号に掲げるものに限る。)を委託した場合には、前項の規定

- この章及び第八章において「委託者保護業務」とは、次に掲
- げる業務をいう。
- 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払
- 第三百八条第一項の規定による資金の貸付け
- 三 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び
- 四 第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資す るための業務
- 第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為
- る負担金をいう。第三百二条第二項において同じ。)の徴収 負担金(第三百条第三項及び第三百十四条第一項に規定す
- 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- づいて設立された会員組織の社団をいう。 委託者保護業務を行うことを目的として次節第二款の規定に基 この章及び第八章において「委託者保護会員制法人」とは、

第二節 委託者保護会員制法人

第一款 総則

(法人格) (平一六法四三・追加)

第二百七十条 委託者保護会員制法人は、法人とする。

(名称) (平一六法四三・追加)

第二百七十一条 者保護会員制法人」という文字を用いなければならない。 委託者保護会員制法人は、その名称中に「委託

2

(民法の準用)(平一六法四三・追加)

護会員制法人」という文字を用いてはならない。

委託者保護会員制法人でない者は、その名称中に「委託者保

保護会員制法人について準用する。 第二百七十二条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、委託者

第二款 設立

(設立要件)(平一六法四三・追加

ばならない。 員になろうとする二十以上の商品取引員が発起人とならなけれ 第二百七十三条 委託者保護会員制法人を設立するには、その会

間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。 り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週2 発起人は、定款を作成した後、会員になろうとする者を募

議によらなければならない。 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決

3

創立総会では、定款を修正することができる。

5

ことができる。
ことができる。
ことができる。

・ 第二百八十六条本文の規定は、前項の規定による創立総会のます。・ 第二百八十六条本文の規定は、前項の規定による創立総会のま。

ついて準用する。 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の決議に

(定款記載事項)(平一六法四三・追加)

事項を記載しなければならない。 第二百七十四条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる

目的

二名称

事務所の所在地

会員に関する次に掲げる事項

兀

会員たる資格 会員に対する監査及び制裁 会員の加入及び脱退

七 六 五 運営審議会に関する事項 役員に関する事項 総会に関する事項

九 八 定款の変更に関する事項 財務及び会計に関する事項

解散に関する事項

公告の方法

第二百七十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、その事 (理事長への事務引継)(平一六法四三・追加)

務を理事長に引き継がなければならない。

第二百七十六条 委託者保護会員制法人は、政令で定めるところ (登記) (平一六法四三・追加)

により、登記しなければならない。

て設立の登記をすることによつて成立する。 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の 委託者保護会員制法人は、その主たる事務所の所在地におい

後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができな

第三款

会員

第二百七十七条 者は、商品取引員に限る。 (会員の資格) 委託者保護会員制法人の会員たる資格を有する (平一六法四三・追加)

(脱退) (平一六法四三・追加)

第二百七十八条 委託者保護会員制法人の会員である商品取引員

員制法人を脱退する。は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護会

- よる第百九十条第一項の許可の取消し第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定に具制法人を脱退する。
- 百九十条第一項の許可の失効 一 第百九十条第二項又は第百九十七条第二項の規定による第

第四款機関

(役員) (平一六法四三・追加)

一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。第二百七十九条 委託者保護会員制法人に、役員として、理事長

(役員の権限)(平一六法四三・追加)

業務を総理する。第二百八十条 理事長は、委託者保護会員制法人を代表し、その

- 欠員のときにはその職務を行う。理事は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長を補佐して委託者保護会員制法人の業務を掌を代表し、理事長を補佐して委託者保護会員制法人の業務を掌理事は、定款で定めるところにより、委託者保護会員制法人
- 別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。 委託者保護会員制法人の業務の執行は、この法律又は定款に

3

- 監事は、委託者保護会員制法人の業務を監査する。
- 理事長に意見を提出することができる。 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、

(役員の選任、任期及び解任)(平一六法四三・追加)

- 総会において選任する。 いて選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立第二百八十一条 役員は、定款で定めるところにより、総会にお
- 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。
- 役員は、再任されることができる。
- 書用下る。 第四十九条の規定は、委託者保護会員制法人の役員について

(監事の兼職禁止)(平一六法四三・追加)

第二百八十二条 監事は、理事長、理事、運営審議会の委員又は 委託者保護会員制法人の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)(平一六法四三・追加)

第二百八十三条 委託者保護会員制法人と理事長又は理事との利 益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しな い。この場合には、監事が委託者保護会員制法人を代表する。

(総会) (平一六法四三・追加)

第二百八十四条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業 年度一回通常総会を招集しなければならない

ことができる。 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集する

2

(総会の決議事項) (平一六法四三・追加)

第二百八十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、 臨時総会をいう。以下この章において同じ。)の決議を経なけ 掲げる事項は、総会(前条第一項の通常総会及び同条第二項の ればならない。

- 定款の変更
- 三 二 予算及び資金計画の決定又は変更 決算

五.

前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

査を求め、その結果の報告を請求することができる。 総会は、監事に対し委託者保護会員制法人の業務に関する監

(総会の議事) (平一六法四三・追加)

第二百八十六条 出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。 の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。ただし、前条第一項第一号及び第四号の議事は、 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、そ

(民法の準用)(平一六法四三・追加)

| 第二百八十七条 | 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十二条 | 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十

(運営審議会)(平一六法四三・追加)

- るため、委託者保護会員制法人に運営審議会を置く。第二百八十八条 委託者保護会員制法人の業務の適正な運営を図
- 意見を聴かなければならない。 次に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ、運営審議会の
- 第三百四条の規定により行う認定を行う場合
- 合 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場
- 定を行う場合 定を行う場合 第三百八条第四項の規定による貸付けを行うかどうかの決
- 易含 との他委託者保護業務の運営に関する重要事項を決定する
- 運営審議会は、委員八人以内で組織する。

3

4

学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。 委員は、委託者保護会員制法人の業務の適正な運営に必要な

(職員の任命) (平一六法四三・追加)

する。 第二百八十九条 委託者保護会員制法人の職員は、理事長が任命

第五款 解散及び清算

(解散事由) (平一六法四三・追加)

解散する。 第二百九十条 委託者保護会員制法人は、次に掲げる事由により

- 総会の決議
- ;。 三 主務大臣が第二百九十三条の登録をしないこととしたこ
- 四 第三百二十四条第一項の規定による第二百九十三条の登録

の取消し

(清算人の就任及び選任)(平一七法八七・全改)

第二百九十一条 場合又は総会において他の者を選任した場合は、この限りでな 理事は、その清算人となる。ただし、定款に別段の定めがある 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事長及び 委託者保護会員制法人が解散したときは、合併

(残余財産の処理)(平一六法四三・追加

第二百九十二条 清算人は、委託者保護会員制法人の債務を弁済 り、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入している又は加入 してなお残余財産があるときは、 託者保護基金をいう。)に帰属させなければならない。 することとなる委託者保護基金(第二百九十六条に規定する委 主務省令で定めるところによ

第三節 委託者保護基金

第一款 登録

(委託者保護業務の登録) (平一六法四三・追加)

第二百九十三条 おうとするときは、主務大臣の登録を受けなければならない。 委託者保護会員制法人は、委託者保護業務を行

(登録の申請) (平一六法四三・追加)

第二百九十四条 載した申請書を主務大臣に提出しなければならない 法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記 前条の登録を受けようとする委託者保護会員制

- 名称
- 純資産額
- 事務所の所在地

三

役員の氏名及び住所並びに会員の商号

兀

(残余財産の帰属)

第百三十三条 委託者保護会員制法人(法第二百六十九条第四項 ることとなる委託者保護基金に帰属させなければならない 法人の残余財産をその会員が納付した法第三百十四条第一項に る基準に応じて、当該会員がそれぞれ加入している又は加入す 規定する負担金の累計額その他当該委託者会員制法人の指定す に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。)の清算 人は、法第二百九十二条の規定により、当該委託者保護会員制

(申請書に添付すべき書類)

第百三十四条 法第二百九十四条第一項の規定により登録の申請 月以内に作成されたものに限る。)を添付しなければならな 書類(官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三 をしようとする委託者保護会員制法人は、申請書に次に掲げる

者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五 項第一号イ及び口に該当しない旨の官公署の証明書(その 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二

準用する。 2 第九十九条第七項の規定は、前項第二号の純資産額について

(登録の基準) (平一六法四三・追加)

は、主務省令で定める。
は、主務省令で定める。
の各号のいずれにも適合していると認めるときは、登録をしな第二百九十五条 主務大臣は、第二百九十三条の登録の申請が次

- 純資産額が三十億円以上であること。
- かに該当する者がないこと。 三 役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれ
- 登録について準用する。 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百九十三条の

(変更の届出) (平一六法四三・追加)

を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨制法人(以下この章及び第八章において「委託者保護基金」と第二百九十六条 第二百九十三条の登録を受けた委託者保護会員

(名称) (平一六法四三・追加)

基金」という文字を用いなければならない。 第二百九十七条 委託者保護基金は、その名称中に「委託者保護

| 2 委託者保護基金でない者は、その名称中に「委託者保護基

約する書面は、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓は、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合に

- 二定款
- 三 登記事項証明書
- 四 会員の名簿

五.

その者の純資産額に関する調書登録の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した

金」という文字を用いてはならない。

二款

商品取引員の加入及び脱退

(加入) (平一六法四三・追加)

(加入義務等) (平一六法四三・追加)

その会員として加入しなければならない。第二百九十九条 商品取引員は、いずれか一の委託者保護基金に

- とらなければならない。
 ・ 第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、その許可の
- る。 は、同項の許可を受けた時に、当該委託者保護基金の会員となは、同項の規定により委託者保護基金に加入する手続をとつた者

3

大臣に届け出なければならない。 委託者保護基金を変更した場合には、遅滞なく、その旨を主務 商品取引員は、委託者保護基金に加入した場合又は所属する

(脱退等) (平一六法四三・追加)

す。
ては、なお当該委託者保護基金の会員である商品取引員とみなた者は、第三百三条から第三百十一条までの規定の適用につい第三百条 第二百七十八条の規定により委託者保護基金を脱退し

- きない。

 一商品取引員は、第二百七十八条各号に掲げる事由による場合を除き、その所属する委託者保護基金を脱退することがで又は主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金の会員となる
- ても、当該商品取引員が当該委託者保護基金を脱退するまでに(第二百七十八条の規定により脱退した場合を除く。)におい商品取引員は、その所属する委託者保護基金を脱退した場合

3

第三百三条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当するこ 保護基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。 べき費用の額として業務規程で定めるところにより当該委託者 る。)に要する費用のうち、当該脱退した商品取引員の負担す ととなつた商品取引員のために当該委託者保護基金が行う業務 (第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に限

- る要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはなら 主務大臣は、第二項の承認の申請があつたときは、次に掲げ
- 一 当該商品取引員が、その承認の申請の時においてその脱退 を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行すること が確実と見込まれること。 しようとする委託者保護基金に対し会員として負担する債務
- 二 当該商品取引員が、他の委託者保護基金に会員として加入 する手続をとつていること。

第三款 業務

(業務の制限)(平一六法四三・追加)

第三百一条 委託者保護基金は、委託者保護業務のほか、他の業 務を営むことができない。

(業務規程) (平一六法四三・追加)

第三百二条 委託者保護基金は、委託者保護義務を行うときは、 ばならない。これを変更するときも、同様とする。 その開始前に、業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなけれ

- 業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 業務及びその執行に関する事項
- 負担金に関する事項(その算定方法及び納付に関する事項
- 三 その他主務省令で定める事項

(業務規程の記載事項)

第百三十五条 法第三百二条第二項第三号の主務省令で定める事 項は、次に掲げる事項とする。

に関する事項 法第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二 法第三百七条第四項の規定による補償対象債権(法第三百

六法四三))・追加、平一七法八七・一部改正) (委託者保護基金への通知)(平一六法四三(平一六法七六(平一

第三百三条 委託者保護基金の会員である商品取引員は、次の各 号のいずれかに該当する場合には、直ちに、その旨をその所属 する委託者保護基金に通知しなければならない。

- より第百九十条第一項の許可を取り消されたとき 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定に
- 三 破産手続開始、再生手続開始、 二 第百九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を 失つたとき。 更生手続開始又は特別清算
- の廃止若しくは解散の公告をしたとき。 き、又は第百九十七条第三項の規定による商品取引受託業務 商品取引受託業務の廃止をしたとき若しくは解散をしたと

開始の申立てを行つたとき

- 止の命令(同項第七号に該当する場合に限る。)を受けたと 第二百三十六条第一項の規定による商品取引受託業務の停
- があるものとして政令で定めるとき 前各号に掲げる場合のほか、委託者の保護に欠けるおそれ

〈委託者保護基金への通知)(平一六政二五九・追加)

|第十五条 法第三百三条第一項第六号の政令で定めるときは、 に掲げるときとする。 次

を履行しなかつたとき。 商品取引所又は商品取引清算機関に対する次に掲げる債務

決済のための商品の受渡し

六条第一項に規定する補償対象債権をいう。)の取得に関

三 法第三百八条第一項の規定による資金の貸付けに関する事

び管理に関する事項 法第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及

するための業務に関する事項 法第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資

法第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

に関する事項 その他必要と認める事項

- 3 2 直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。 委託者保護基金は、前項の規定による通知を受けたときは、 手形交換所による取引停止処分を受けたとき。
- 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定に取引員が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。 て次に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を当該商品主務大臣は、委託者保護基金の会員である商品取引員につい
- 二 第二百三十六条第一項の規定により商品取引受託業務の停より第百九十条第一項の許可を取り消したとき。

止を命じたとき(同項第七号に該当する場合に限る。)。

失つたとき。
三 第百九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を

(一般委託者債務の弁済困難の認定) (平一六法四三・追加)

第三百四条 委託者保護基金は、前条第一項又は第三項の規定に 第三百四条 委託者保護基金の会員が同項各号のいずれかに該当することを知つたときを含む。)には、委託者の保護に欠けるお ることを知つたときを含む。)には、委託者の保護に欠けるお それがないことが明らかであると認められるときを除き、当該 通知に係る商品取引員(同条第一項の通知がない場合に当該委
話者保護基金が同項各号のいずれかに該当することを知つた商
品取引員を含む。以下「通知商品取引員」という。)につき、
その一般委託者保護基金は、前条第一項又は第三項の規定に
第三百四条 委託者保護基金は、前条第一項又は第三項の規定に
第三百四条 委託者保護基金は、前条第一項又は第三百四条
第三百四条
第三日四条
第三日回条
第

m) **(認定の公告)**(平一六法四三(平一六法七六(平一六法四三))・

第三百五条 委託者保護基金は、通知商品取引員につき、前条の第三百五条 委託者保護基金は、通知商品取引員につき、前条の第三百五条 委託者保護基金は、通知商品取引員につき、前条の

(委託者保護基金による支払に係る公告事項)(平一六政二五

九・追加)

- 法第三百四条の認定を受けた商品取引員の商号
- 二 法第三百六条第一項の金額の支払期間、支払場所及び支払一 法第三百六条第一項の請求の方法

- 278 -

2 委託者保護基金は、前項の規定により公告した届出期間を可以に係る商品取引員(以下「認定商品取引員」という。)に認定に係る商品取引員(以下「認定商品取引員」という。)に認定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定め規定による公告、第五項の規定により通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した後に、同項の変更することができる。

い。 きは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならなる 委託者保護基金は、前項の規定により届出期間を変更したと

の旨を主務大臣に報告しなければならない。第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、そ第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、そ委託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は

5

管財人は、その旨を委託者保護基金に通知しなければならな同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は一項(同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。)認定商品取引員の破産手続において、破産法第百九十七条第認定商品取引員の破産手続において、破産法第百九十七条第

(補償対象債権の支払)(平一六法四三・追加)

(当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。)であつて現に当該一般委託者が当該認定商品取引員に対して有する債権請求に基づいて、前条第一項の規定により公告した日において第三百六条 委託者保護基金は、認定商品取引員の一般委託者の

方法

基金に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの四 一般委託者が法第三百六条第一項の請求の際に委託者保護

五 その他委託者保護基金が必要と認める事項

(届出期間の変更事由)(平一六政二五九・追加)

る事由とする。
る事由とする。

の規定による公告(同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告

一 法第三百五条第五項の規定による通知

第一項の規定による更生計画認可の決定 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第百九十九条

条第一項の規定による再生計画認可の決定民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百七十四

兀

九・追加) (**円滑な弁済が困難であると認められる債権)**(平一六政二五

当該認定商品取引員による円滑な弁済が困難であると認めるも者保護基金が法第三百六条第一項の政令で定めるところにより該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。) であつて委託第十八条 一般委託者が認定商品取引員に対して有する債権(当

(補償対象債権の評価方法)

該各号に定める金額とする。 より算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当第百三十六条 法第三百六条第一項の主務省令で定めるところに

補償対象債権に係る委託者資産が金銭である場合 当該委

出した金額の支払を行うものとする。象債権」という。)につき、主務省令で定めるところにより算負による円滑な弁済が困難であると認めるもの(以下「補償対責による円滑な弁済が困難であるところにより当該認定商品取引

る債権とする。いと認められる債権又は弁済に著しく日数を要すると認められいと認められる債権又は弁済に著しく日数を要すると認められによる保全義務の履行の状況に照らして完全な弁済ができなのは、当該認定商品取引員の財産の状況及び法第二百十条の規

のは、300 による。 員の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行 員の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行 のまれるのでする。

2

(委託者保護基金による支払の対象から除かれる者) (平一六

政二五九・追加)

者とする。 第十九条 法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる

- を含む。) 法人にあつては、国内における営業所の業務を統括する者法人にあつては、国内における営業所の業務を統括する者認定商品取引員の役員(外国の法令に準拠して設立された
- の百分の五十を超える議決権を保有している関係その他そ二 認定商品取引員が支配関係(他の法人の総株主等の議決権

二 補償対象債権

- 二 補償対象債権に係る委託者資産が証券取引所(外国におい 一 補償対象債権に係る委託者資産が証券取引法第二三年の表において同じ。)に上場されている有価証券である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の証券取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、証券業協会(証券取引法第二条第十三号に規定する証券業協会をいう。)が発表する当該公告をした用の気配相場又は、その日前における最終価格(当該最終価格のうち、委託者保護基金が指定するもの)に基づき算出した金額
- 格)に基づき算出した金額 格)に基づき算出した金額 格)に基づき算出した金額 をいう。以下同じ。)である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の当該補償対象 長権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会(当該 店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されている ときは、委託者保護基金が指定する証券業協会とする。)とさは、委託者保護基金が指定する証券業協会とする。)とさは、委託者保護基金が指定する証券業協会とする。)とさは、委託者資産が店頭売買有価証券(部分公表する最終価格(当該最終価格がないときは、その日が公表する最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該証券業協会が公表した最終価格)に基づき算出した金額
- して合理的な方法により算出した金額 とる最終価格に基づき算出した金額又はこれに準ずるものと 三百五条第一項の規定による公告をした日の公表されていび有価証券以外の財産である場合 委託者保護基金が法第び有価証券以外の財産である場合 委託者保護基金が法第

(実質的支配が可能な関係)

| の各号に掲げるものとする。 | 第百三十七条 | 令第十九条第二号の主務省令で定める関係は、

次

		払をすべき金額とする。
	する。	で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支
	第二十条 法第三百七条第三項の政令で定める金額は、千万円と	3 前条第一項及び第一項の規定により支払をすべき金額が政令
	追加)	のとする。
	(委託者保護基金による支払の最高限度額)(平一六政二五九	つている一般委託者ごとに一般委託者としての地位を有するも
		ついては、当該商品取引員が一般委託者とみなされる起因とな
		とみなされる場合における前条第一項及び前項の規定の適用に
		2 商品取引員が第二百六十九条第二項の規定により一般委託者
		額を控除した金額に相当する金額とする。
		項の規定にかかわらず、同項の規定による金額からその債務の
		て委託者保護基金が同項の規定により支払をすべき金額は、同
		者が当該認定商品取引員に対して債務を負つている場合におい
		第三百七条 前条第一項の請求をした認定商品取引員の一般委託
		(支払金額等) (平一六法四三・追加)
		ない。
		ない事情があると委託者保護基金が認めるときは、この限りで
		届出期間内に請求しなかつたことにつき、災害その他やむを得
		た届出期間内でなければ、することができない。ただし、その
		3 第一項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告し
	五 前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者	
	ての支払を行う場合に限る。)	
	名義をもつて有する委託者資産に係る補償対象債権につい	
	をもつて委託者資産を有している一般委託者(当該他人の	
	他人(仮設人を含む。以下この号におい	
	三(商品取引員こ対して支配関系を有する法人)	
るその法人に対す		
事業活動の主要部		
の五十以下に相当		
項第三号に規定す		
号に規定する総株		
二 商品取引員が、		
半数を占めるその	を有する法人	
の法人の役員の過	して主務省令で定める関係をいう。次号において同じ。)	
一商品取引員の営	の法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものと	

数を占めるその法人に対する関係法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過活人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過商品取引員の営む業務に従事し、又は従事していた者が他

(補償対象債権の取得)(平一六政二五九・追加

第二十一条 法第三百六条第一項並びに第三百七条第一項及び第 支払に係る補償対象債権の金額と同額であるときは、委託者保 三項の規定により委託者保護基金が支払をすべき金額が、当該 護基金は、当該補償対象債権の全部を取得するものとする。

2 のうち、委託者保護基金が指定するものを取得するものとす 金額に満たないときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権 前項の支払をすべき金額が、当該支払に係る補償対象債権の

委託者保護基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支

係る補償対象債権を取得する。 払をした金額に応じ、政令で定めるところにより、当該支払に

4

(返還資金融資) (平一六法四三・追加)

第三百八条 委託者保護基金は、通知商品取引員(認定商品取引 すべてに該当することについて、主務大臣の認定(以下この条 員を除く。)の申込みに基づき、その必要と認められる金額の において「適格性の認定」という。)を受けなければならな いう。)を行うことができる。 の迅速な弁済に必要な資金の貸付け(以下「返還資金融資」と 範囲内において、当該通知商品取引員に対し、一般委託者債務 を行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件の 返還資金融資の申込みを行う通知商品取引員は、当該申込み

済に必要であると認められること。 返還資金融資が行われることが一般委託者債務の迅速な弁

主務大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を当該適 のために使用されることが確実であると認められること。 返還資金融資による貸付金が一般委託者債務の迅速な弁済

格性の認定を受けた商品取引員が所属する委託者保護基金に通

3

知しなければならない。

うかの決定をしなければならない。 みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかど 委託者保護基金は、通知商品取引員から返還資金融資の申込

5 委託者保護基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その

決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

9)(保全対象財産の預託の受入れ及び管理)(平一六法四三・追

預託を受け、これを管理することができる。 り、会員である商品取引員から保全対象財産の全部又は一部の第三百九条 委託者保護基金は、主務省令で定めるところによ

(保全対象財産の預託の受入れ及び管理)

- 一銀行への預金(保全対象財産であることがその名義により法により当該保全対象財産を管理するものとする。委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員で委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員で
- てんの契約をしたものであって、保全対象財産であること務の兼営等に関する法律第五条の四の規定により元本の補二 信託業務を営む金融機関への金銭信託(金融機関の信託業明らかなものに限る。)
- 管理するものとする。 管理するものとする。 管理するものとする。 管理するものとする。 管理するときは、次の各号に掲げる有価証券を 産である有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券を 産びまる有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券を を正者保護基金は、法第三百九条の規定に基づき保全対象財
- 一 委託者保護基金が保管することにより管理する方法 「混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。」 保全対象財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券についてどの会員からかつ、保全対象財産である有価証券についてどの会員からがつ、保全対象財産である有価証券についてどの会員から 預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で 保管することにより管理する方法
- 所と明確に区分させ、かつ、保全対象財産である有価証券価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場する有価証券 当該第三者をして、保全対象財産である有二 委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理

がその名義により明らかなものに限る。)

(迅速な弁済に資するための業務)(平一六法四三・追加)

取引員の信託管理人としての業務その他の主務省令で定める業受けて、一般委託者債務の迅速な弁済に資するため、当該商品第三百十条 委託者保護基金は、会員である商品取引員の委託を

務を行うことができる

- ることにより管理する方法 委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券 る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する を会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係 を会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係 る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する有価証券
- 委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する方法 会話者保護基金が第三者をして、保全対象財産である有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係全対象財産である有価証券に係全対象財産である有価証券に係全対象財産である有価証券に係る持分が直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

(迅速な弁済に資するための業務)

- 基づく信託管理人としての業務 第九十八条第一項第一号に定めるところによる信託契約に
- 行う業務 品取引員に代わって当該商品取引員の委託者債務の弁済を品取引員に代わって当該商品取引員の委託者債務の弁済を正を受けた保全対象財産を原資として、当該預託をした商二 第九十八条第一項第二号及び前条に定めるところにより預
- 該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務原資として、当該保証委託をした商品取引員に代わって当三 保証委託契約に基づき金融機関から支払いを受けた金銭を
- う業務 の一代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした商品 四 代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした商品

する報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主

毎月、前項各号に掲げる業務の状況に関

委託者保護基金は、

(一般委託者の債権の保全) (平一六法四三・追加

切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる。
お資産に係るものに限る。)の実現を保全するために必要な一該通知商品取引員に対して有する債権(当該一般委託者の委託該通知商品取引員に対して有する債権(当該一般委託者が当第三百十一条 委託者保護基金は、通知商品取引員の一般委託者

- 項の行為をしなければならない。 委託者保護基金は、一般委託者のために、公平かつ誠実に前
- をもつて第一項の行為をしなければならない。委託者保護基金は、一般委託者に対し、善良な管理者の注意

(業務の廃止)(平一六法四三・追加)

ば、委託者保護業務を廃止してはならない。第三百十二条 委託者保護基金は、主務大臣の許可を受けなけれ

第四款 負担金

(委託者保護資金) (平一六法四三・追加)

2 委託者保護資金は、第二百六十九条第三項第一号及び第二号下「委託者保護資金」という。)を設けるものとする。 及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てるための資金(以第三百十三条 委託者保護基金は、第二百六十九条第三項第一号

用してはならない。 に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使

(負担金) (平一六法四三・追加)

対し、負担金を納付しなければならない。務規程で定めるところにより、その所属する委託者保護基金に第三百十四条 商品取引員は、委託者保護資金に充てるため、業

できる。

のきころにより、通知商品取引員の負担金を免除することがめるところにより、通知商品取引員の負担金を免除することがいるところにより、通知の規定にかかわらず、業務規程で定

(負担金の額の算定方法等)(平一六法四三・追加)

- 定方法により算定される額とする。第三百十五条前条第一項の負担金の額は、業務規程で定める算
- に定めなければならない。前項の負担金の算定方法は、次に掲げる基準に適合するよう
- 特定の商品取引員に対し差別的取扱いをしないものである金の財政が均衡するものであること。融資に要する費用の予想額に照らし、長期的に委託者保護基第三百六条第一項の支払及び第三百八条第一項の返還資金
- 商品取引員は、負担金を業務規程で定める納期限までに納付こと。一 特定の商品取引員に対し差別的取扱いをしないものである

しない場合には、その所属する委託者保護基金に対し、延滞金

3

計算した金額とする。
付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納を納付しなければならない。

第五款 財務及び会計

(事業年度及び区分経理)(平一六法四三・追加)

とに経理しなければならない。
委託者保護基金は、その会計を主務省令で定める勘定区分ご

(勘定区分)

は、次のとおりとする。 第百四十条 法第三百十六条第二項の主務省令で定める勘定区分

- 第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。)委託者保護資金勘定(法第二百六十九条第三項第一号及び

三 委託者債務代位弁済勘定(前条第一項第四号に掲げる業務

一般勘定

に係る勘定をいう。)

委託者保護基金の会計においては、前項各号に掲げる勘定ご

(予算及び資金計画の提出) (平一六法四三・追加)

ない。これを変更したときも、同様とする。 おっては、登録後遅滞なく)、主務大臣に提出しなければなら 関始前に(第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度の がい。これを変更したときも、同様とする。

勘定を設けて経理するものとする。とに経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益

(予算の内容)

予算とする。 第百四十一条 委託者保護基金の予算は、予算総則及び収入支出

(予算総則)

を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとす第百四十二条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定

- て支出すべき年限及びその必要な理由事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づい事百四十六条の規定による債務を負担する行為について、
- 一 第百四十七条第二項の規定による経費の指定
- 前号に掲げる事項のほか、予算の実施に必要な事項

(収入支出予算)

にあってはその目的に従って区分する。 第百四十三条 収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出

(予算の添付書類)

(予備費)

三 前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

一直前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

けることができる。 による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設第百四十五条 委託者保護基金は、予見することができない理由

(債務を負担する行為)

けるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎第百四十六条 委託者保護基金は、支出予算の金額の範囲内にお 事業年度、予算をもって主務大臣に提出した金額の範囲内にお けるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、 いて、債務を負担する行為をすることができる。

(予算の流用等)

第百四十七条 委託者保護基金は、支出予算については、当該予 分にかかわらず、第百四十条第一項各号に掲げる勘定の予算の 施上適当かつ必要であるときは、第百四十三条の規定による区 算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実 範囲内において相互流用することができる。 委託者保護基金は、予算総則で指定する経費の金額について

できない。 経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することが は、総会の議決を経なければ、それらの経費の間若しくは他の

(資金計画)

第百四十八条 委託者保護基金の資金計画には、次に掲げる事項 に関する計画を掲げなければならない。

- 資金の調達方法
- 資金の使途
- 三 その他必要な事項

2 委託者保護基金は、法第三百十七条後段の規定により資金計 画を変更したときは、当該変更に係る事項及びその理由を記載 した書面を主務大臣に提出しなければならない。

第百四十九条 委託者保護基金は、四半期ごとに、収入及び支出 により、当該四半期経過後一月以内に、主務大臣に報告しなけ については合計残高試算表により、第百四十六条の規定により 負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書 (収入支出等の報告)

ればならない。

(財務諸表等の提出) (平一六法四三・追加)

第三百十八条 委託者保護基金は、事業年度(第二百九十三条の 録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以 以内に、主務省令で定めるところにより、前事業年度の財産目 登録を受けた日を含む事業年度を除く。)の開始の日から三月

(事業報告書)

第百五十条 委託者保護基金の事業報告書には、事業の実績及び 資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第百五十一条 委託者保護基金の決算報告書は、収入支出決算書 及び債務に関する計算書とする。

に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならな 前項の決算報告書には、第百四十二条の規定により予算総則

(収入支出決算書等)

第百五十二条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と 同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載 しなければならない。

イ 収入予算額

収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二支出

支出予算額

予備費の使用の金額及びその理由

流用の金額及びその理由

支出予算現額

不用額 支出決定済額

により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならな 前条第一項の債務に関する計算書には、第百四十六条の規定

主務大臣に提出しなければならない。下この条において「財務諸表等」という。)を作成し、これを

- 添付しなければならない。
 に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を に提出するときは、前項の規定により財務諸表等を主務大臣
- しなければならない。
 る当該委託者保護基金の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供を当該委託者保護基金は、第一項の規定により作成した財務諸表等

(準備金) (平一六法四三・追加)

を、準備金として積み立てなければならない。 第三百十九条 委託者保護基金は、毎事業年度の剰余金の全部

- 充て、又は委託者保護資金に繰り入れることができる。 2 前項の準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のてん補に
- 3 第一項の準備金は、前項の場合を除き、取り崩してはならな

(資金運用の制限)(平一六法四三・追加)

業務上の余裕金及び委託者保護資金を運用してはならない。第三百二十条 委託者保護基金は、次に掲げる方法によるほか、

- 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- 主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他主務省令で定める方法

第六款 監督

(報告徴収及び立入検査)(平一六法四三・追加)

(余裕金等の運用方法)

は、信託業務を営む金融機関への信託とする。 第百五十三条 法第三百二十条第三号の主務省令で定める方法

(会計規程)

計規程を定めるものとする。第百五十四条 委託者保護基金は、その財務及び会計に関し、会

するときも、同様とする。は、主務大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとは、主務大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするとき

その他業務に関係のある物件を検査させることができる。と認めるときは、委託者保護基金若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、委託者保護基金若しくはぞの会員の事務所若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくはその会員の事務が表しくは財産に関し参考となるべき報告若しくはその会員に対し、そ第三百二十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要がある第三百二十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要がある

立入検査について準用する。
2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による

(適合命令)(平一六法四三・追加)

(改善命令) (平一六法四三・追加)

ることができる。 第三百二十三条 主務大臣は、委託者保護基金に対し、委第三百二十三条 主務大臣は、委託者保護基金に対し、委第三百二十三条 主務大臣は、委託者保護基金が第三款の規定に

1) **(委託者保護基金に対する監督上の処分)** (平一六法四三・追

一 第二百九十五条第一項各号に該当しないこととなつたとれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。第三百二十四条 主務大臣は、委託者保護基金が次の各号のいず

反したとき。 二 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違

録の取消しに係る聴聞について準用する。
分について、第百五十九条第四項の規定は前項の規定による登分について、第百五十九条第二項の規定は前二条及び前項の規定による処三 不正の手段により第二百九十三条の登録を受けたとき。

(委託者保護基金に係る検査職員の身分証明書)

第二十一号による。 五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第百五十五条 法第三百二十一条第二項において準用する法第百

第七款 雑則

(役員及び職員等の秘密保持義務)(平一六法四三・追加:

て知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し第三百二十五条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運

(仮理事又は仮監事) (平一六法四三・追加)

仮理事又は仮監事を選任することができる。 職を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、第三百二十六条 主務大臣は、委託者保護基金の理事又は監事の

第四節 雑則

(平一六法四三・追加)

第七章 雑則

せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回され、前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合にのみ発に対し、その行為の禁止を命ずることができる。 護するため必要且つ適当であると認めるときは、主務大臣の申 第三百二十八条 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保

(裁判所の禁止命令)(平一六法四三・旧第百四十三条繰下)

- 更することができる。
 3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変るものとする。
- | 送川子)を書いる。 | 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方
- 5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつ裁判所の管轄とする。

て行う。

六法四三・旧第百四十五条繰下・一部改正 (相場による賭博行為等の禁止)(平二法五二・一部改正、平一

第三百二十九条 とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をしてはならな 商品市場における相場を利用して、差金を授受することを目的 何人も、商品市場における取引によらないで、

第二条第八項第二号又は第三号に掲げる取引

げる取引 第二条第八項第四号ロ又はハに掲げる取引に係る同号に掲

一○法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百四十五条の二繰(委託の媒介等の禁止)(昭四二法九七・追加、平二法五二・平

第三百三十条 の媒介又は代理をしてはならない。 何人も、業として、商品市場における取引の委託

(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外)(平一六法四三・

第三百三十一条 適用しない。 第六条の規定は、次に掲げる施設については、

して政令で定める要件に該当するもの るか又は類似するもの以外のものに限る。以下この条におい 品指数(同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当す 該当しないものに限る。以下この条において同じ。)又は商 て同じ。)について次に掲げる取引のみをするための施設と 商品(第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に

が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類 商品について当該商品の売買等を業として行つている者

等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算 において行う先物取引に類似する取引 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買

次条第一項の許可を受けた者(第三百三十四条から第三百

第二十二条 法第三百三十一条第一号の政令で定める要件は、 十条繰下・

一部改正) ・全改、平一一政八〇・旧第七条繰下、平一六政二五九・旧第

次

に掲げるものとする。 なる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設である として行つている者のみが当該商品又は商品指数の対象と 品又は商品指数をいう。)の対象となる物品の売買等を業 商品又は商品指数(法第三百三十一条第一号に規定する商

二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該 先物取引に類似する取引をする施設であること。

四十一条までにおいて「第一種特定施設開設者」という。) が開設する同項に規定する施設

三 第三百四十二条第一項の許可を受けた者 (第三百四十四条 う。)が開設する同項に規定する施設 及び第三百四十五条において「第二種特定施設開設者」とい

(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可) (平一六法四三・

第三百三十二条 商品(第三百五十二条の規定による公示に係る 項において同じ。)について次に掲げる取引をするための施設 じ。)又は商品指数(同条の規定による公示に係る上場商品指 上場商品に該当しないものに限る。以下この項において同 主務大臣の許可を受けなければならない。 特定商品市場類似施設」という。)を開設しようとする者は、 く。)として政令で定める要件に該当するもの(以下「第一種 数に該当するか又は類似するもの以外のものに限る。以下この (第一号及び第二号に掲げる取引のみをするためのものを除

商品について当該商品の売買等を業として行つている者が その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する 事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法 自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当

いて、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取 を業として行つている者が自己の営業のためにその計算にお 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が 法により行う先物取引に類似する取引 自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方

項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事

氏名又は商号若しくは名称及び住所

法人にあつては、その役員の氏名及び住所

取引の対象となる商品又は商品指数

九・追加) (第一種特定商品市場類似施設の開設の許可) (平一六政二五

第二十三条 法第三百三十二条第一項の政令で定める要件は、 に掲げるものとする。

なる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設(前条 号に規定する方法により、当該商品又は商品指数の対象と として行つている者及び次条に規定する者のみが同項第一 品又は商品指数をいう。)の対象となる物品の売買等を業 商品又は商品指数(法第三百三十二条第一項に規定する商 一号に規定する施設を除く。)であること

二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該 先物取引に類似する取引をする施設であること。

(第一種特定商品市場類似施設の取引方法)

第百五十六条 法第三百三十二条第一項第一号の主務省令で定め 事者間の交渉に基づかず一致する場合に、当該第一種特定施設 取引の相手方となる他の第一種特定施設取引参加者の提示した 取引参加者の提示した取引条件を用いる方法とする。 取引条件と、第一種特定商品市場類似施設を介して行われる当 る方法は、第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件が、

(法第三百三十二条第一項第三号等の政令で定める者)

(平一六政二五九・追加)

第二十四条 法第三百三十二条第一項第三号及び第三百四十二条 第一項第三号の政令で定める者は、第三条第三号イからリまで に掲げる者とする

取引方法

- 五. 条において「第一種特定施設取引参加者」という。)の氏名 市場類似施設における取引に参加する者(以下この項及び次 又は商号若しくは名称 取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第一種特定商品
- として行つている場合の当該商品 請に係る商品指数の対象となる商品に限る。)の売買等を業 第一種特定施設取引参加者が商品(申請に係る商品及び申
- 第一種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日
- 3 を添付しなければならない。 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類 その他主務省令で定める事項

(第一種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書

類) (平一八農水経産令三・一部改正)

第百五十七条 法第三百三十二条第三項の主務省令で定める書類 は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可 の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- ないことを誓約する書面 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当し
- 二 法人にあっては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定 める書面

ルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面 等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イから 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し

- 当しないことを誓約する書面 沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、
- 同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約す 及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票
- 取引方法の詳細な説明を記載した書面 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び
- の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象 に、第一種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品 び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごと 第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及

(許可の基準)(平一六法四三・追加)

- ための施設であること。前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをする
- 似するもの以外のものであること。 数が同条の規定による上場商品指数に該当するか若しくは類上場商品に該当しないものであること又は申請に係る商品指二 申請に係る商品が第三百五十二条の規定による公示に係る
- 方法に適合していること。 申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の
- 一種特定施設取引参加者の過半数を占めること。指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者が第に、当該商品の売買等を業として行つている者又は当該商品に、当該商品の売買等を業として行つている者又は当該商品
- ため必要かつ適当なものであること。 その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保の

誓約する書面となる商品の売買等を業として行っている者であることを

- 組織等の業務執行体制を記載した書面
- 込みを記載した書面第一種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見
- 受開设者こおける責任本制を明確とする規定を含いものと で開設を開発する表表に関する場合には、当該電子情報処理組織 に遂行するための規則(当該業務に関する第一種特定施 の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情 報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書 類 の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情 報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織 に遂行するための規則(当該業務に関する業務において電子 の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情 を開設する業務において電子
- ・ 内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守すする。) 設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものと設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものと
- るための管理の体制を記載した書面 を当に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守する

- 一 午可申请各が停上互条第二頁第一号イからヲまごのゝずルま可をしてはならない。こ 主務大臣は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれか
- て虚偽の記載があるとき。 二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項につい
- について準用する。第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可

(承継)(平一六法四三・追加)

- 第三百三十四条 第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継する。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法し。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法と。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法と。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは合併により設立された法人若しくは合併により設立された法人若しくは合併により設立された法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第二項第一号イからヲまでに該当するときは、この限りでない。
- は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。前項の規定により第一種特定施設開設者の地位を承継した者

(変更の許可等)(平一六法四三・追加)

- 主務大臣の許可を受けなければならない。 項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、第三百三十五条 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二
- 出しなければならない。
 出しなければならない。
 華特定施設開設者は、前項の許可を受けようとするとき
 第一種特定施設開設者は、前項の許可を受けようとするとき

(変更許可の申請書の添付書類)

は、次に掲げるものとする。 第百五十八条 法第三百三十五条第二項の主務省令で定める書類

年間の取引量の見込みを記載した書面変更(廃止を除く。)に係る商品又は商品指数の変更後一

3 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

な説明を記載した書面 取引方法を変更する場合にあっては、当該取引方法の詳細

約する書面
都引の対象となる商品又は商品指数を占めることを誓者が第一種特定施設取引参加者の過半数を占めることを誓商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者又は当該取引の対象となる商品又は商品指数を変更する場合にあっ

(変更の届出の添付書類)(平一八農水経産令三・追加)

ければならない。 は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、変更は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、変更第百五十八条の二 法第三百三十五条第三項の届出をするとき

- る場合に応じ、それぞれ次に定める書面変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げ
- ロ 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面 は民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項
- 項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登
- いことを誓約する書面 新たに就任した役員が外国人及び法人でない場合 当 新たに就任した役員が外国人及び法人でない場合 当
- 一 変更の届出が新たに第一種特定施設取引参加者となった者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主は商品指数に限る。)の売買等を業として行っている場合は商品指数に限る。)の売買等を業として行っている場合は商品指数に限る。)の売買等を業として行っている場合で、適いの当該商品を記載した書面の当該商品を記載した書面の当該商品を記載した書面

(帳簿の作成等)(平一六法四三・追加)

り、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。類似施設における取引について、主務省令で定めるところによ第三百三十六条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場

(施設の廃止の届出等)(平一六法四三・追加)

け出なければならない。 類似施設を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届第三百三十七条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場

したときは、その許可は効力を失う。 第一種特定施設開設者が第一種特定商品市場類似施設を廃止

(報告及び立入検査) (平一六法四三・追加

第三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のため必要がある

(帳簿の作成)

又は商品指数ごとに作成しなければならない。 つき、次に掲げる事項を記載した帳簿を取引の対象となる商品項の規定により、第一種特定商品市場類似施設における取引に第百五十九条 第一種特定施設開設者は、法第三百三十六条第一

- 加者の氏名又は商号若しくは名称毎日の成立した取引の当事者である第一種特定施設取引参
- ・ … ・ は一; 一 毎日の成立した取引の価格その他の取引条件
- 毎日の取引高
- 前項の帳簿は、十年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第百六十条 前条第一項の帳簿の内容が、電磁的方法により記録第百六十条 前条第一項の帳簿の内容が、電磁的方法により記録が減失し、又はき損することを防止するために必は、当該記録が減失し、又はき損することを防止するために必は、当該記録が減失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(帳簿記載事項の報告)

なければならない。 事項を当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に報告し 項の規定により第百五十九条第一項第二号及び第三号に掲げる 第百六十一条 第一種特定施設開設者は、法第三百三十六条第二

ができる。

ができる。

ができる。

の、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることり、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることり、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることり、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

立入検査について準用する。 立入検査について準用する。

(第一種特定施設開設者に係る検査職員の身分証明書)

(平一八農水経産令三・一部改正)

第百六十三条 第百五十八条から前条までの規定は、法第三百四 号及び第三号」とあるのは「第百六十三条において準用する第 参加者」とあるのは「第二種特定施設取引参加者」と、第百六 は「第二種特定商品市場類似施設」と、 定施設開設者」と、「第一種特定商品市場類似施設」とあるの 九条第一項中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特 加者」とあるのは「第二種特定施設取引参加者」と、第百五十 第三号及び第百五十八条の二第二号中「第一種特定施設取引参 三十六条第一項及び第二項並びに第三百三十八条第二項を準用 第二十二号」とあるのは「様式第二十三号」と読み替えるもの 施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、 百五十九条第一項第二号及び第三号」と、前条中「第一種特定 のは「第二種特定施設開設者」と、「第百五十九条第一項第二 開設者」と、第百六十一条中「第一種特定施設開設者」とある 十条中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設 する場合について準用する。この場合において、第百五十八条 十五条において、法第三百三十五条第二項及び第三項、 「第一種特定施設取引

(業務改善命令) (平一六法四三・追加)

あると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要商品の売買等を業として行つている者の利益を害するおそれが営に関し、取引の対象となつている商品指数の対象となる第三百三十九条 主務大臣は、第一種特定施設開設者の業務の運

ずることができる。対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命かつ適当であると認めるときは、当該第一種特定施設開設者に

て準用する。 第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分につい

(許可の取消し等)(平一六法四三・追加)

ことができる。

ことができる。

ことができる。

ことができる。

ことができる。

ことができる。

- く処分に違反したとき。 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づ
- る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。に係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係第百九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消し二 第十五条第二項第一号イからヲまで(同号ニについては、
- 当該施設における取引を停止したとき。 種特定商品市場類似施設を開設せず、又は引き続き三月以上三 正当な理由がないのに、許可を受けてから三月以内に第一
- 条第一項の許可を受けたとき。不正の手段により第三百三十二条第一項又は第三百三十五
- こととなつたとき。 施設が第三百三十三条第一項各号に掲げる基準に適合しない施設が第三百三十三条第一項各号に掲げる基準に適合しない

五.

しに係る聴聞について準用する。て、第百五十九条第四項の規定は前項の規定による許可の取消で、第百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分につい

2

(名簿) (平一六法四三・追加)

2 主務大臣は、第一種特定施設開設者名簿を公衆の縦覧に供し

なければならない。

(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)(平一六法四三・

第三百四十二条 定める要件に該当するもの(以下「第二種特定商品市場類似施 じ。)について次に掲げる取引をするための施設として政令で あつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同 る。以下この項において同じ。)又は商品指数(同条の規定に 上場商品に該当するものであつて、主務省令で定めるものに限 けなければならない。 設」という。)を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受 よる公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するもので 商品(第三百五十二条の規定による公示に係る

九・追加 に掲げるものとする。

(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可) (平一六政二五

第二十五条 法第三百四十二条第一項の政令で定める要件は、 次

- なる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設である 号に規定する方法により、当該商品又は商品指数の対象と として行つている者及び前条に規定する者のみが同項第一 品又は商品指数をいう。)の対象となる物品の売買等を業 商品又は商品指数(法第三百四十二条第一項に規定する商
- 先物取引に類似する取引をする施設であること。 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該

(第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の

指定)(平一七農水経産令一〇・一部改正)

第百六十四条 法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるもの 次に掲げる商品又は商品指数とする。

- くん煙シート (別名RSS)
- 技術的格付けゴム(別名TSR)
- 三 金

兀 銀

白金

パラジウム

七 六 五.

鉄スクラップ

ガソリン ニッケル

十灯油

十一 軽油

十三 アルミニウム

十二 原油

(第二種特定商品市場類似施設の取引方法)

第百六十五条 法第三百四十二条第一項第一号の主務省令で定め 取引の相手方となる他の第二種特定施設取引参加者の提示した 取引参加者の提示した取引条件を用いる方法とする。 事者間の交渉に基づかず一致する場合に、当該第二種特定施設 取引条件と、第二種特定商品市場類似施設を介して行われる当 る方法は、第二種特定施設取引参加者の提示した取引条件が、

2

前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事

法により行う先物取引に類似する取引

自己の営業のためにその計算において、

第一号に規定する方

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が

いて、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取

を業として行つている者が自己の営業のためにその計算にお

商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等

その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する 事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法 自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当

商品について当該商品の売買等を業として行つている者が

- 302 -

項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- | 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

取引の対象となる商品又は商品指数

取引方法

四 三

- 又は商号若しくは名称 条において「第二種特定施設取引参加者」という。)の氏名条において「第二種特定施設取引参加者」という。)の氏名 取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第二種特定商品
- は、等に重告を断って影質以底受り開発の予定を引き として行つている場合の当該商品 として行つている場合の当該商品に限る。)の売買等を業 、 第二種特定施設取引参加者が商品(申請に係る商品及び申
- 七 第二種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日
- 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類八 その他主務省令で定める事項

3

を添付しなければならない。

(第二種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書

類) (平一八農水経産令三・一部改正)

ないことを誓約する書面 は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可第百六十六条 法第三百四十二条第三項の主務省令で定める書類

- める書面 法人にあっては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定
- ルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからイ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し
- 当しないことを誓約する書面沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該ロー役員が法人である場合ー当該役員の登記事項証明書、
- 四 第二種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及取引方法の詳細な説明を記載した書面 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び

(許可の基準) (平一六法四三・追加)

第三百四十三条

主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲

ための施受であること。 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするらない。 じない。

- 引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないこと。 くは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数若し
- 指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者が第に、当該商品の売買等を業として行つている者又は当該商品四 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごと

び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

- 誓約する書面 で、第二種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品に、第二種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品に、第二種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごと
- 組織等の業務執行体制を記載した書面
- 込みを記載した書面 と 第二種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見
- 無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、無力では、までは、<
- する。)
 設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものと設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものと確に遂行するための規則(当該業務に関する第八種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的
- るための管理の体制を記載した書面の部等理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守す

二種特定施設取引参加者の過半数を占めること。

2

かに該当する者であるとき。許可申請者が第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれ

申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項につい

について準用する。 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可て虚偽の記載があるとき。

3

(業務改善命令)(平一六法四三・追加

第三百四十四条 主務大臣は、第二種特定施設開設者の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

て準用する。 第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分につい

(平一六法四三・追加)

三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八三百四十二条第二項第三号又は第四号」と、同条第三項中「第三百四十条及び第三百四十一条の規定は、第三種特定施設開設者第三百四十五条 第三百三十四条から第三百三十八条まで、第三

号」とあるのは「第三百四十二条第二項第一号、第二号、第五 項中「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第二種特定施 名簿」とあるのは「第二種特定施設開設者名簿」と、同条第二 項第一号、第三号及び第四号」とあるのは「第三百四十二条第 場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、 第三百三十七条中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは 設開設者名簿」と読み替えるものとする。 第三百三十五条第一項」と、同項第五号中「第一種特定商品市 三百三十二条第一項又は第三百三十五条第一項」とあるのは とあるのは「第三百四十三条」と、第三百三十六条第一項及び 一項第一号、第三号及び第四号」と、 「第三百三十三条第一項各号」とあるのは「第三百四十三条第 「第三百四十二条第一項又は第三百四十五条において準用する 項各号」と、第三百四十一条第一項中「第三百三十二条第二 項」と、同項第三号中「第一種特定商品市場類似施設」とあ 第六号又は第八号」と、同条第四項中「第三百三十三条」 「第三百四十二条第一項」とあるのは「第三百三十二条第 二種特定商品市場類似施設」と、第三百四十条第一項第二 「第二種特定商品市場類似施設」と、 「第一種特定施設開設者 同項第四号中「第

(商品市場の開設等に係る経過措置)(平一六法四三・追加)

第三百四十六条 商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数第三百四十六条 商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数を場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第一号又は第二号に掲げる施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設については、第六条の規定は適用しない。

2

項の許可を受けたものとみなす。日までの間に限り、当該施設の開設者は、第三百四十二条第一

- 3 第一項の規定は、前項の規定により第三百四十二条第一項のおされる施設の開設について準用する。
- 商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであるときは、この限りでない。
 ただし、当該施設が第三百三十一条第一号に掲げる施設が開設されているときは、当該施設の開設者は第三百三十二条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該施設が第三百三十一条第三号に掲げる施設が開設されているときは、当該をす。ただし、当該施設が第三百三十一条第一号に掲げる施設が開設されているときは、当該施設の開設者は第三百三十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであるときは、この限りでない。

(政令への委任)(平一六法四三・追加)

施設の開設等に関し必要な事項は、政令で定める。か、第一種特定商品市場類似施設及び第二種特定商品市場類似第三百四十七条 第三百三十一条から前条までに定めるもののほ

第三百四十八条 次の各号に掲げる施設に該当するものについて法一〇七・平一二法九六・平一五法五四・一部改正、平一六法一五九・一部改正)

- に類似する施設
 一 証券取引法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場ところによるものとする。
- 開設する同条第三項に規定する金融先物市場に類似する施設二 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所の

第百四十五条の五繰下・一部改正) (店頭商品先物取引)(平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧

第三百四十九条 この条において「店頭商品先物取引」とは、 場商品構成物品等(主務省令で定めるものに限る。以下この条 の営業のためにその計算において行われるものをいう。 条において「特定業者」という。)を相手方として、商品市場 行為又は取引であつて、その相手方たる特定業者にとつて自己 商品市場における相場を利用して自己の計算で行う次に掲げる における取引によらないで、当該上場商品構成物品等について において同じ。)の売買等を業として行つている者(以下この

- 差金を授受することを目的とする行為
- 二 第三百二十九条各号に掲げる取引と類似の取引

で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出な ければならない。店頭商品先物取引を営業として行う者(以下 ようとするときも同様とする。 「店頭商品先物取引業者」という。 店頭商品先物取引を営業として行おうとする者は、主務省令 が届け出た事項を変更し

2

- 氏名又は商号若しくは名称
- 営業所の名称及び位置
- 三 店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市場

兀 その他主務省令で定める事項

(店頭商品先物取引の対象物品) (平一七農水経産令一〇・一

第百六十七条 次に掲げる物品とする。 法第三百四十九条第一項の主務省令で定めるもの

- くん煙シート(別名RSS)
- 技術的格付けゴム(別名TSR)

三

五四 銀

六 白金

パラジウム

七 鉄スクラップ

ニッケル

ガソリン

灯油

十一 軽油

十二 原油

十三 アルミニウム

(店頭商品先物取引の営業の届出)

第百六十八条 店頭商品先物取引を営業として行おうとする者 営業として行おうとする旨の届出をするときは、同項第一号か は、法第三百四十九条第二項の規定により店頭商品先物取引を に、提出しなければならない。 該店頭商品先物取引に関する業務の開始の日の二十日前まで ら第三号まで及び第三項に掲げる事項を記載した届出書を、当

- る事項を記載した届出書を提出しなければならない。 条第二項第一号から第三号まで、次項第一号又は第二号に掲げ る事項を変更しようとするときはあらかじめ、次の各号に掲げ 前項の届出をした店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九
- 変更内容

氏名又は商号若しくは名称

- 次に掲げるものとする。 法第三百四十九条第二項第四号の主務省令で定める事項は、

- ず、店頭商品先物取引を行うことができる。4 店頭商品先物取引業者は、第三百二十九条の規定にかかわら
- うものであること。他の店頭商品先物取引業者を相手方として自己の計算で行
- して行うものであること。等についての同一の商品市場において形成される相場を利用等についての同一の商品市場において形成される相場を利用品構成物品等についての商品市場と同一の上場商品構成物品出いてその相場を利用した上場商二 当該店頭商品先物取引においてその相場を利用した上場商
- には「こうなーにような」であること。 にとつて自己の営業のためにその計算において行われるものにとつて自己の営業のためにその計算において行われるもの三 当該行為又は当該取引の相手方たる店頭商品先物取引業者

6

認しなければならない。 認しなければならない。 認しなければならない。 認しなければならない。 認しなければならない。 認しなければならない。 に頭商品先物取引等」という。 の契約を締結しようとするとさは、主務省令で定めるところにより、当該店頭商品先物取ときは、主務省令で定めるところにより、当該店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引文は店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引又は店頭商品先

- 一 店頭商品先物取引の対象とする上場商品構成物品等の種類
- 二 法人にあってはその代表者の氏名
- 三 店頭商品先物取引に関する業務の開始の日

(店頭商品先物取引等の契約の締結前に確認すべき事項等)

記載された書面を徴して確認しなければならない。 相手方たる特定業者又は店頭商品先物取引業者から次の各号に掲げる事項がためにその計算において当該取引を行うことについて、当該特定業者又は店頭商品先物取引業者が自己の営業の第百六十九条 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引等の

- は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名特定業者又は店頭商品先物取引業者の氏名又は商号若しく
- 市場 一 当該店頭商品先物取引等においてその相場を利用する商品
- 四 当該店頭商品先物取引等の対象とする上場商品構成物品等の種類 当該店頭商品先物取引等の対象とする上場商品構成物品等

る事項を記載した書面を交付しなければならない。においてその相場を利用する商品市場その他の主務省令で定めめ、取引の相手方たる特定業者に対し、当該店頭商品先物取引ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじて 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引の契約を締結して 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引の契約を締結して

るのは「特定業者」と読み替えるものとする。 引員」とあるのは「店頭商品先物取引業者」と、「顧客」とあいて準用する。この場合において、同条第二項中「商品取について準用する。この場合において、同条第二項中 商品取

ければならない。 務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しな9 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引等について、主

の売買等に係る業務の内容

にその計算において当該店頭商品先物取引等を行う旨の誓五 特定業者又は店頭商品先物取引業者が、自己の営業のため

六 書面の作成の日

(店頭商品先物取引の契約の締結前に交付すべき書面の交付

第百七十条 法第三百四十九条第七項の主務省令で定める事項(4)

- 一 店頭商品先物取引業者の氏名又は商号若しくは名称及び住は、次に掲げるものとする。
- 一 特定業者が店頭商品先物取引業者に連絡する方法

所並びに法人にあっては代表者の氏名

(注) 当該店頭商品先物取引の対象となる上場商品構成物品等の四 当該店頭商品先物取引の対象となる上場商品構成物品等の

は約定価格等

・ 当該店頭商品先物取引の種類及び期限、数量、対価の額又

六 売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項

(帳簿の作成等)

事項を記載した帳簿を作成しなければならない。 項の規定により、店頭商品先物取引等の契約ごとに次に掲げる第百七十一条 店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第九

- 第百六十九条各号に掲げる事項
- 前条第五号及び第六号に掲げる事項
- て、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。作成するときは、次の各号に掲げる書面を保存することをもっ店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第九項の帳簿を
- 二 法第三百四十九条第七項の規定により交付すべき書面の写項第一号に掲げる事項 無気により徴すべき書面 第一 法第三百四十九条第六項の規定により徴すべき書面 第一

10 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときなができる。

立入検査について準用する。11 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による

12 主務大臣は、店頭商品先物取引業者が第六項、第七項又は第九項の規定に違反したと認める場合その他の場合において、店頭商品先物取引等の公正が害されるおそれがあると認めるとき頭商品先物取引等の公正が害されるおそれがあると認めるときとができる。

13 主務大臣は、店頭商品先物取引業者がこの法律、この法律に13 主務大臣は、当該店頭商品先物取引業者に対し、三月以内の期したときは、当該店頭商品先物取引業者に対し、三月以内の期間を定めて店頭商品先物取引業者がこの法律、この法律に

し 第一項第二号に掲げる事項

する。 第一項の帳簿又は前項に掲げる書面の保存期間は、十年間と

(電磁的方法による保存)

第百七十二条 前条第一項の帳簿又は同条第二項に掲げる書面の第百七十二条 前条第一項の帳簿又は同条第二項に掲げる書面の機器を開いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、店頭商品先物取引業者は、当該記録が必要に応じ電損することを防止するために必要な措置を講じなければならな損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(店頭商品先物取引業者に係る検査職員の身分証明書)

式第二十四号による。 百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様第百七十三条 法第三百四十九条第十一項において準用する法第

四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平五法八九・平一〇(参考人等の費用の請求)(昭二六法一七六・昭二九法九二・昭 法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百四十六条繰下・一部

第三百五十条 第十五条第九項(第八十条第四項、第百三十三条 第二項、 り、旅費、日当その他の費用を請求することができる。 項において準用する場合を含む。)の規定により出頭又は鑑定 四十五条において読み替えて準用する第三百三十五条第四項に 項、第二百二十九条、第二百四十八条第二項、第二百九十五条 六条第四項、第百六十九条第三項(第百七十三条第四項におい 第三項、第百四十六条第四項、第百五十五条第六項、第百五十 を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところによ 五条において準用する場合を含む。)及び第三百四十四条第二 項、第三百三十九条第二項、第三百四十条第二項(第三百四十 六項、第二百三十七条、第二百六十六条、第三百二十四条第二 十条第二項、第百八十七条、第二百四条第三項、 む。)又は第百五十八条第二項(第百五十九条第五項、第百六 おいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含 て準用する場合を含む。)及び第三百四十三条第三項(第三百 て準用する場合を含む。)、第百九十四条、第二百一条第二 第三百三十三条第三項(第三百三十五条第四項におい 第二百六条第 2 第二十六条 法第三百五十条の規定により、参考人又は鑑定人に

部改正) ○法四二・一部改正、 (発起人等の数の計算) 平一六法四三・旧第百四十七条繰下・ (昭四二法九七・全改、平二法五二・平

第三百五十一条 員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、 百五十五条第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会 条第一項第二号、第九十四条第一項第三号、 以上の商品市場について上場商品構成物品等の売買等を業とし て行つている者は、当該商品市場の一ごとに一人とみなす。 第十条、第六十九条第六号、 第七十条、第八十 第九十五条又は第

(公示) (平一六法四三・追加)

第三百五十二条 主務大臣は、次に掲げる場合は、上場商品又は

> 昭四六政一一二・平二政三五四・平六政三〇三・一部改正、平 改正、平一六政二五九・旧第十一条繰下・一部改正、 一一政八○・旧第八条繰下・一部改正、平一二政三一一・一部 (参考人等に支給する費用)(昭三八政三五六・昭四三政四

は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百

十四号)の例により鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料を支

務大臣(第二十九条第一項の規定により地方農政局長又は経済 給する。 を支給することができる は、前項の規定により支給する費用のほか、相当の額の鑑定料 当該地方農政局長又は当該経済産業局長)が必要と認めるとき 第二項の規定による主務大臣の権限を行つた場合にあつては、 産業局長が法第二百三十七条において準用する法第百五十八条 鑑定人には、鑑定人が鑑定につき特に費用を要した場合で主

(公示事項)

第百七十四条 法第三百五十二条の主務省令で定める事項は、 次

遅滞なく、官報に公示しなければならない。上場商品指数に関する事項その他の主務省令で定める事項を、

に掲げるものとする。

- 一商品市場を開設する者
- 二 上場商品又は上場商品指数
- 三 公示することとなった事由

(標準処理期間)

分を行うよう努めるものとする。 遠した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処 遠した日から当該各号に定める期間内に、当該申請が主務省に到 第百七十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認

- 第三百四十二条第一項の許可 四月 と第二百四十二条第一項の許可、法第七十六条第一項の認可、法第百五十五条第一項の認可、法第百七十三条第一項の認可、法第百五十五条第一項の認可、法第百七十三条第一項の認可、法第百五十五三十二条第一項の許可、法第百七十三条第一項の承認、法第三百三十二条第一項の許可、法第百七十三条第一項の認可、法第百五十五三十二条第一項の許可、法第二百四十二条第一項の許可、四月
- 法第五十九条第七項の承認 十
- 当該申請を補正する期間が項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる期間 出該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要す

- 場合を含む。)。十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定による十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるをしたとき(第十五条第十一項(第八十条第四項及び第百四第九条又は第七十八条の規定による許可又は不許可の処分
- 開設期限を経過したとき。 二 商品市場について第十一条第四項又は第八十一条第二項の
- 申請書の提出があつたとき。 第十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による許可の
- 第百三十二条第一項又は第百四十五条第一項の規定によるの失効があつたとき。の失効があつたとき。まる解散を除く。)又は第九十四条第一項の規定による許可よる解散を除く。)又は第九十四条第一項の規定による許し
- 認可又は不認可の処分をしたとき。 第百三十二条第一項又は第百四十五条第一項の規定による
- (上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限第百五十五条第一項の規定による認可又は不認可の処分認可の申請書の提出があつたとき。 第百三十二条第二項又は第百四十五条第二項の規定による
- 5.5のこ艮5。)の申青書の是出ぶあつここと。 商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。)に係八 第百五十五条第二項の規定による認可(上場商品又は上場五条第十一項の規定による場合を含む。)。

る。)をしたとき(同条第六項第二号において準用する第十

- ものに限る。)の取消しをしたとき。変更の認可(上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係る変更の認可(上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係る定款の第百五十九条第一項第二号又は第二項の規定による定款の定により第九条又は第七十八条の許可の取消しをしたとき。

的読替え等)(平二法五二・追加、平一六法四三・旧第百四十七**(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術**

規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の法人である場合において、当該商品取引員に対するこの法律の第三百五十三条(商品取引員が外国の法令に準拠して設立された

て設立された法人である商品取引員に対する法の規定の適用に第二十七条 法第三百五十三条の規定による外国の法令に準拠し・一部改正、平一六政二五九・旧第十二条繰下・一部改正) ・一部改正、平一六政二五九・旧第十二条繰下・一部改正) ・一部改正、平一六政二五十三条の規定の適用に当たつての技術的読替

ついての技術的読替えは、次の表の通りにする。

適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法六五・昭五三法八七・平二法五二・平一○法四二・平一一法(主務大臣、主務省令及び権限の委任)(昭四二法九七・昭五〇

一六〇・一部改正、平一六法四三・旧第百四十八条繰下・一部

る。 第三百五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとす

(K商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清市場」という。)のみを開設する商品取引所、農林水産省関係商品を上場商品指数とする商品市場(以下「農林水産省関係商品を上場商品指数とする商品市場とする商品市場若しくはそう。以下同じ。)のみを上場商品とする商品市場若しくはそう。以下同じ。)のみを上場商品とする商品市場若しくはそう。以下同じ。)のみを上場商品とする商品市場若しくはそう。以下同じ。)のみを開設する時間が表する。

第百九十三条第三項 第百九十三条第一項第三号 第百九十三条第一項第二号 第百九十二条第一項第四号及 第百九十二条第一項第三号 び第二百三十六条第二項 読み替える法の規定 役員 代理を 本店、 媒介、取次ぎ若しくは 委託を受け、又はその 許可申請者 許可申請者 読み替えられる字句 支店 その媒介、 委託を国内において受け、 本店、 読み替える字句 理を国内において ける営業所 照らして許可申請者の国内にお 許可申請者及びその人的構成に る営業所 許可申請者及びその国内におけ 業務を統括する者 役員及び国内における営業所の 所 国内における主たる営業 取次ぎ若しくは代 又は

なく) 日等したたべい ユードないにし、日等しいでは、一(**農林水産省関係商品の指定)**(平二政三五四・全改、平一一

邻牧正)
・田第九条繰下、平一六政二五九・旧第十三条繰下・一政八○・旧第九条繰下、平一六政二五九・旧第十三条繰下・一

は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物で一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又のは、次に掲げるものとする。

二 第一条第一項第一号から第五号まで、第九号、第十号及び

商品先物取引業者については、農林水産大臣引をするための第一種特定商品市場類似施設の開設者又は農林水産省関係商品市場特定商品市場類似施設の開設者又は農林水産省関係商品市場類似施設若しくは第二種引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種引をするための第一種特定商品のみである商品指数のみについて取り機関、農林水産省関係商品のみ若しくはその対象となる物算機関、農林水産省関係商品のみ若しくはその対象となる物

経済産業省関係商品(商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。)のみを上場商品を物取引等者しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場(以下「経済産業省関係商品市場」という。)のみを開設する商品取引所、経済産業省関係商品市場が経済産業省関係商品のみである商品市場が経済産業省関係商品のみである商品市場が経済産業省関係商品のみである商品指数のおに係る商品取引債務引受業を行うに係る店頭商品先物取引業者については、経済産業省関係商品以外経済産業省関係商品のみを利用した店頭商品先物取引等に係る店頭商品先物取引業者については、経済産業省関係商品以外経済産業省関係商品のうち農林水産省関係商品以外経済産業省関係商品のみを利用した店頭商品先物取引等を行うに係る店頭商品先物取引業者については、経済産業省関係商品以外のものものを対象となる物品が経済産業省関係商品のみを利用した店頭商品先物取引等を行うなどは、経済産業省関係商品のみを利用した店頭商品先物取引等を対象となる。

とする。

権限の一部を地方支分部局の長に行わせることができる。
3 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく

第十四号に掲げる物品

正、平一六政二五九・旧第十四条繰下・一部改正)政八〇・旧第十条繰下・一部改正、平一二政三一一・一部改二政三五四・平六政三〇三・平八政二九四・一部改正、平一一代を受し、昭五三政二八二・平(権限の委任)(昭四六政一一二・全改、昭五三政二八二・平

第二十九条 法第百五十七条第一項及び第二項、第二百三十一条第一項から第三項まで、第二百三十二条第一項及び第二項を登出して次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせあつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせあつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせあつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせあつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせあって、第二百三十一条第二項がない。

主たる事務所又は本店の所在地を管轄する地方農政局長の会員等に関する農林水産大臣の権限 当該商品取引所のの会員等に関する農林水産大臣の権限 当該商品取引所又はそ

第八章

経過措置を含む。)を定めることができる。 に必要とされる範囲内において、所要の経過措置 第三百五十五条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する

その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的

(罰則に係る

(経過措置) (平二法五二・全改、平一六法四三・旧第百四十九

場合においては、

二 経済産業省関係商品市場のみを開設する商品取引所又はそ る地方農政局長及び経済産業局長 当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄す の会員等に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限 主たる事務所又は本店の所在地を管轄する経済産業局長 の会員等に関する経済産業大臣の権限 商品取引所であつて前二号に掲げるもの以外のもの又はそ 当該商品取引所の

第三項において同じ。)の所在地を管轄する地方農政局長 及び経済産業局長 た法人にあつては、国内における主たる営業所。次項及び 当該商品取引員の本店(外国の法令に準拠して設立され

拠して設立された法人にあつては、国内における従たる営業 商品取引員の支店その他の本店以外の営業所(外国の法令に進 済産業局長も行うことができる 長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経 ついては、前項第四号に規定する地方農政局長及び経済産業局 所。以下この条において「支店等」という。)に関するものに 法第二百三十一条第一項から第三項までの規定による権限で

当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うこ 該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、 方農政局長及び経済産業局長は、当該商品取引員の本店又は当 とができる。 入検査(以下この項において「検査等」という。)を行つた地 一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立 前項の規定により商品取引員の支店等に対して法第二百三十

3

商品取引員に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限

一七法八七・一部改正)一七法八七・一部改正、平一部改正、平一六法四三・旧第百五十二条繰下・一部改正、平(昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・

の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す第三百五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下

は暴行若しくは脅迫をした者の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は相場一 商品市場における取引若しくはその受託のため、又は相場

二 第百十六条の規定に違反した者

は当該預合いに応じた者関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又高ため預合いを行つた会員商品取引所の役員若しくは事業に「第百二十九条の規定により発行する株式の払込みを仮装す」

下・一部改正、平一七法八七・一部改正)

る。 の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す第三百五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下

第六条第一項の規定に違反した者

述を行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員(仮について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して虚偽の申払込み若しくは現物出資の給付又は同条第三号に掲げる事項二 第百二十九条の規定により発行する株式の総数の引受け、

取引所の取締役若しくは監査役となるべき者理事及び仮監事を含む。)若しくは検査役又は株式会社商品

- 三 第百六十七条の規定に違反して商品取引債務引受業を営ん取引所の取締役若しくは監査役となるべき者
- んだ者 の規定に違反して商品取引受託業務を営
- 第三百二十八条第一項の規定による命令に違反した者

六法四三・旧第百五十三条繰下・一部改正)(昭二九法九二・昭五○法六五・平二法五二・一部改正、平一

の罰金に処し、又はこれを併科する。用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下においては、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使第三百五十八条 第五条第一項又は第二項の規定に違反した場合

部改正) - 六法四三・旧第百五十四条繰下・一部改正、平一七法八七・「六法四三・旧第百五十四条繰下・一部改正、平一七法八七・昭二九法九二・昭五○法六五・平一○法四二・一部改正、平

東をしたときは、五年以下の懲役に処する。 ある場合にあつてはその職務を収受し、又はその要求若しくは約ずむびに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。) 又は職員事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。) 又は職員第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員(会計参与が法人で

る。 又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴す が項の場合において、収受した賄賂は、没収する。その全部

者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした

3

(平一七法八七・追加)

らの罪を犯した者にも適用する。 第三百五十九条の二 前条第一項の罪は、日本国外においてこれ

2 前条第三項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二

条の例に従う。

下・一部改正)

る。 の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す第三百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下

第二百十条の規定に違反した者

る命令に違反した者
・ 第二百三十二条第二項、第二百四十九条第十三項の規定によする場合を含む。)又は第三百四十九条第十三項の規定によいて準用二、第二百三十二条第二項、第二百三十五条第二項、第二百三

下・一部改正)
・追加、平一六法四三・旧第百五十四条の四繰

る。 の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下

項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出「項若しくは第三項又は第三百四十二条第二項若しくは第三項、第二百二十六条第二項若しくは第三項、第二百二十八条第二項若しくは第三項、第二百二十七条第二項若しくは第二項、第二百二十五条第二項若しくは第三項、第二百二十五条第二項若しくは第三項、第十四条、第七十九条、第百六十八条、第百九十二条第一第十四条、第七十九条、第百六十八条、第百九十二条第一

た者

- 二 第百五十七条第一項、第百八十四条第一項、第二百三十一二 第百五十七条第一項、第三百四十九条第十項の規定による報告を合を含む。)又は第三百四十九条第十項の規定による報告を告を含む。)又は第三百四十九条第一項、第三百二十一条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十一条第一項、第百五十七条第一項、第百八十四条第一項、第二百三十一
- 又は虚偽の届出をした者四、第百九十七条第一項又は第四項の規定による届出をせず、
- 六 第二百十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の公告をした者 第百九十七条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の
- ず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供した者第二百十一条第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せ届出をした者
- 簿を作成した者の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳において準用する場合を含む。)又は第三百四十九条第九項において準用する場合を含む。)又は第三百四十九条第二百二十二条、第三百三十六条第一項(第三百四十五条
- 第二百二十三条の規定に違反した者

第二百二十四条の規定による報告書若しくは第二百六十八

- 書若しくは書類を提出した者条の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告
- 五条第一項の規定による命令に違反した者・一 第二百三十二条第一項、第二百三十四条又は第二百三十

十二 第三百三条第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚

る場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告十三 第三百三十六条第二項(第三百四十五条において準用す偽の通知をした者

をした者

平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十五条繰下(昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・

・一部改正)

る。 の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下

に違反して取引をした者の第六条第二項又は第九十七条第一項若しくは第二項の規定

三 第百十八条の規定による制限に違反した者二 第八十六条第一項又は第二項ただし書の規定に違反した者

第二百条第二項の規定に違反した者

兀

五.

第二百九条又は第二百十二条の規定に違反した者

を用いた者品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字の第二百四十四条第二項の規定に違反して、その名称中に商

七 第三百三十条の規定に違反した者

商品市場における相場を偽つて公示した者

を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者公示若しくは頒布する目的をもつて商品市場における相場

第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者 第三百三十五条第一項の許可を受けないで第三百三十二条

第三百三十九条第一項、第三百四十四条第一項又は第三

に掲げる事項を変更した者の許可を受けないで第三百四十二条第二項第三号又は第四号十二 第三百四十五条において準用する第三百三十五条第一項百四十九条第十二項の規定による命令に違反した者

・一部改正)・一部改正、平一六法四三・旧第百五十六条繰下平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十六条繰下(昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・

委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は第三百六十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合において

併科する。
一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを

- は第三百二条第一項の規定に違反したとき。 第七条第二項、第二百四十二条第一項、第二百九十八条又
- こ、第百人十五条、第二百六十四条、第三百二十二条又は第三において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。て準用する場合を含む。)又は第百十条(第百八十条第五項におい二、第六十五条、第百三条第四項(第百七十九条第五項におい
- 百二十三条の命令に違反したとき。 第百八十五条、第二百六十四条、第三百二十二条又は第三

務を廃止したとき。 第三百十二条の規定による許可を受けないで委託者保護業

(昭二九法九二・昭五○法六五・平二法五二・一部改正、平一

し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処あことを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取部改正)

六法四三・旧第百五十八条繰下・一部改正)(昭二九法九二・平二法五二・平一○法四二・一部改正、平一

適用を妨げない。

は五十万円以下の罰金に処する。 又は第三百二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又第三百六十六条 第百六十一条、第百七十六条、第二百六十七条

百五十九条繰下・一部改正)・平二法五二・平一○法四二・一部改正、平一六法四三・旧第(昭二九法九二・昭四二法九七・昭四九法二三・昭五○法六五

る。 の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下

用する場合を含む。)、第九十一条第一項(同条第二項にお第四条第二項、第五十五条(第七十七条第二項において準

者七十一条第二項又は第二百九十七条第二項の規定に違反した七十一条第二項又は第二百九十七条第二項の規定に違反したいて準用する場合を含む。)、第百五条、第百六条、第二百

- よる申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者(第三百四十五条において準用する場合を含む。)の規定に二 第二百条第三項若しくは第四項又は第三百三十五条第二項
- 者を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したを記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項三 第二百十七条第一項又は第三百四十九条第七項の規定に違
- た書面により通知した者 条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をし四 第二百二十条第一項の規定に違反して、通知せず、又は同

Ŧi.

第二百四十四条第一項の規定に違反して、その名称中に商

- 六 第三百四十九条第六項の規定に違反して確認を行わずに契た者 品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用い
- 約を締結した者

六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ、で、大人の行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又はは、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又はのいる。次の各号に掲げる違反があつた場合において、第三百六十八条。次の各号に掲げる違反があつた場合において、第三十条線下・一部改正)

条第二項の規定に違反したとき。第三条、第六十四条、第百七十条第一項又は第二百四十二

を併科する。

申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。二 第百五十五条第二項又は第百五十六条第二項の規定による

三 第三百一条の規定に違反して、委託者保護業務以外の業務

五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧(昭二六法一七六・昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六を行つたとき。

第百六十一条繰下・一部改正)

以下の罰金に処する。 第三百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円

- 第百一条第二項又は第百十五条の規定に違反した者
- ず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者し、又は第百九十五条第二項の規定による添付書類を提出せ出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出二 第百九十五条第一項若しくは第百九十六条の規定による届二 第百九十五条第一項若しくは第百九十六条の規定による届二
- による標識又はこれに類似する標識を掲示した者 第百九十八条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定
- 第二百十六条の規定に違反して、商品取引所の定める受託せず、又は虚偽の届出をした者第二百三条又は第二百九十九条第四項の規定による届出を

契約準則によらないで受託契約を締結した者

- を提出をした者資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出をした者
- 大者大者大力条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし 三百四十五条において準用する場合を含む。)、第三百三十七条第一項(第 おいて準用する場合を含む。)、第三百三十七条第一項(第 おいて準用する場合を含む。)、第三百四十五条に おいて準用する場合を含む。)、第三百四十五条において準用する

・一部改正)
・一部改正、平一六法四三・旧第百六十二条繰下平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十二条繰下(昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・

万円以下の罰金に処する。 万円以下の罰金に処する。 大理人、使用人その他の従業者は、三十者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十者 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、第三百七十条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、

よる添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をし、又は第十九条第二項若しくは第八十五条第二項の規定に出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出出書を提出

して提出したとき。

- 三 第八十八条第一項又は第二百六条第三項の規定に違反した 二 第七十条又は第九十五条の規定に違反したとき
- 十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと 第百七十条第二項、 第二百五十条第三項前段又は第二百九
- 五. 出をし、又は同条の規定による書類を添付せず、若しくは虚 偽の記載をした書類を添付したとき 第百七十一条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届
- 偽の記載をして提出したとき 第二百五十条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚
- 報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第三百五条第四項又は第三百八条第五項の規定に違反して

(平一七法八七・追加)

第三百七十条の二 第十一条第九項において準用する会社法第九 のを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しく 円以下の罰金に処する。 簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるも 百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録 は記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万

第百六十三条繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正) (昭二九法九二・平一○法四二・一部改正、平一六法四三・旧

第三百七十一条 めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又 当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を 為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して 又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行 は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人 科する。 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定

- 第三百五十六条(第三号及び第四号を除く。 五億円以
- 二 第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑 エ 第三百六十七条がら前条まで 各、第二百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百四 第三百六十三条第八号及び第九号 一億円以下の罰金刑 四 第三百六十三条第八号及び第九号 一億円以下の罰金刑

の代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表する3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、そける時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。く。)の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合にお2 前項の規定により第三百五十六条 (第三号及び第四号を除

(平一○法四二・追加、平一六法七六・一部改正、平一六法四ほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

及び仮執行役を含む。)又は清算人は、百万円以下の過料に処は、その行為をした商品取引所の役員(仮理事並びに仮取締役第三百七十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合において改正)

とを怠つたとき。 条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをするこ条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをするこ

定めたとき。 おいて準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に 二 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条第一項に

の規定に違反して、債務を弁済したとき。 第七十七条第一項において準用する会社法第五百条第一項

を怠り、又は不正の通知をしたとき。 第百三十条第一項又は第四項の規定による通知をすること

立と。 五 第百三十四条第一項の規定による登記をすることを怠つた

(平一七法八七・追加)

円以下の過料に処する。 第三百七十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万

者 | 三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした| 三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした| 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十六条第

各号に掲げる請求を拒んだ者会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項二 正当な理由がないのに、第十一条第九項において準用する

正)の二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十四条繰下・一部改四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十四条繰下・一部改正)

以下の過料に処する。 第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円

第百九十八条第一項の規定に違反した者

引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者第二百二十一条第一項又は第二項の規定に違反して商品取

一七法八七・一部改正)・旧第百六十五条繰下・一部改正、平六法八七(平一六法四三))・旧第百六十五条繰下・一部改正、平平一○法四二・平一三法一二九・一部改正、平一六法四三(平一年)とは、「日本の法人工・昭五六法七五・平二法五二・(昭二九法九二・昭五○法六五・昭五六法七五・平二法五二・

若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。は、その行為をした商品取引所の発起人、役員(仮理事並びには、その行為をした商品取引所の発起人、役員(仮理事並びに第三百七十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合において第三百七十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合において

規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。第十一条第九項において準用する会社法第九百四十一条の

二 第十六条第二項の規定による届出をしなかつたとき。

いてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第七十六条第六十八条の二第一項若しくは第二項(第七十七条第二項にお第五十七条第一項から第三項まで、第六十七条若しくは第

第五十七条第五項(第七十七条第二項及び第九十三条第三 第五十七条第五項(第七十七条第三項、第百四十四条の十一第四項、第百四十四条の十二第三項、第百四十四条の十二第三項、第百四十四条の十二第三項、第百四十四条の十二第三項、第百四十四条の十一第四項、規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁規定に違反して、正当な理由がないのに、書面者しくは電磁制定により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

定に違反して、会員商品取引所の財産を分配したとき。第七十七条第一項において準用する会社法第五百二条の規

の縦覧に供しないとき。 第八十七条の規定に違反して、同条に規定する事項を公衆

項後段又は第二百六十二条第二項の規定に違反して、届出を

第八十八条第二項、第二百六条第四項、第二百五十条第三

き。
九 第百二十二条の規定に違反して組織変更の手続をしたと

四十四条の十第二項若しくは第五項の規定(これらの規定を十四条の三第五項において準用する場合を含む。)又は第百を第百四十四条第五項、第百四十四条の二第三項及び第百四を第百二十四条第二項若しくは第五項の規定(これらの規定

して、商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。第百四十四条の十七において準用する場合を含む。)に違反

- 告をしたとき。 る会社法の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公十一 この法律の規定による公告又はこの法律において準用す
- によるものを除く。)をすることを怠つたとき。十二 この法律の規定による登記(第百三十四条第一項の規定
- 妨げたとき。 十三 この法律において準用する会社法の規定に定める調査を
- を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。-四 商品取引所の創立総会又は会員総会に対し、虚偽の申述
- をしたとき。
 をしたとき。
 をしたとき。
 をしたとき。
- を公衆の縦覧に供しないとき。十六 第二百五十二条の規定に違反して、同条の協会員の名簿
- -八 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の人の残余財産を処分したとき。
- 規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。-九 第三百十七条又は第三百十八条第一項若しくは第二項に報告をしたとき。
- (平一六法四三・追加)

一十一 第三百二十条の規定に違反したとき。

一十 第三百十九条の規定に違反して経理をしたとき。

て準用する場合を含む。)及び第三百四十三条第三項(第三百年、第二項、第三百三十三条第三項(第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。)、第百九十四条、第二百九十五条項、第三二十九条、第二百四十八条第四項、第百二十五条第三項(第百七十五条第四項、第百五十五条第四項、第百三十三条第四項、第百四十六条第四項、第百五十五条第九項(第八十条第四項、第百三十三

る処分に違反して、鑑定せず、 項において準用する場合を含む。)の規定による参考人に対す 五条において準用する場合を含む。)及び第三百四十四条第二 項、第三百三十九条第二項、第三百四十条第二項(第三百四十 六項、第二百三十七条、第二百六十六条、 おいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含 四十五条において読み替えて準用する第三百三十五条第四項に は、十万円以下の過料に処する くは報告せず、若しくは虚偽の報告をした者又は鑑定人に対す る処分に違反して、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、若し 十条第二項、第百八十七条、第二百四条第三項、 む。)又は第百五十八条第二項(第百五十九条第五項、第百六 若しくは虚偽の鑑定をした者 第三百二十四条第二 第二百六条第

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 内において政令で定める日から施行する。ただし、 次の各号に

- う。) 第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じ この法律による改正後の商品取引所法(以下「新法」とい (第二百九十九条及び第三百十四条に係る部分に限る。) 第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定
- 一 附則第五条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、 第二十三条の規定 この法律の公布の日 第十八条、第十九条第一項から第四項まで及び第七項並びに
- 三 附則第三十条及び第三十三条の規定 超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から九月を
- 布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 附則第三十一条の規定 電子公告制度の導入のための商法 一部を改正する法律(平成十六年法律第八十七号)の公

(商品取引所の許可に関する経過措置)

第 ~ この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取

附 則

(施行期日)

| 第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律(以下 四条までの規定は、公布の日から施行する。 「改正法」という。)の施行日(平成十七年五月一日。以下 「施行日」という。)から施行する。ただし、 、次条から附則第

(商品取引債務引受業の許可に関する経過措置)

第二条 可の申請をすることができる。 う。)

第百六十七条の許可を受けようとする株式会社は、施行 日前においても、新法第百六十八条の規定の例により、 法改正による改正後の商品取引所法(以下「新法」とい その許

法第百六十七条の許可を受けたものとみなす。 までの規定の例により、その許可をすることができる。この場 は、施行日前においても、新法第百六十七条から第百六十九条 合において、その許可を受けた株式会社は、施行日において新 主務大臣は、前項の規定による許可の申請があつた場合に

(委託者保護会員制法人の登記等に係る経過措置)

第三条 て委託者保護会員制法人(新法第二百六十九条第四項に規定す 改正法附則第十八条第一項の規定により施行日前におい

則

附

(施行期日)

第 が生じた日から施行する。 法」という。) 第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力 号の規定は、改正法による改正後の商品取引所法 一条 この省令は、商品取引所法の一部を改正する法律(以下 「施行日」という。)から施行する。ただし、第七十九条第四 「改正法」という。)の施行の日(平成十七年五月一日。 (以下 以下

(受託業務保証金規則の廃止)

第二条 令第二号) は、廃止する。 受託業務保証金規則(昭和四十三年農林省・通商産業省

(商品取引員の許可更新の申請書の添付書類に係る経過措置)

第三条 ては、 じる日までの間は、第八十条第二項第三号の規定の適用につい 協会(以下「補償基金協会」という。)」と読み替えるものと 月三十一日に設立され た社団法人商品取引受託債務補償基金 同号中「委託者保護基金」とあるのは、 新法第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生 「昭和五十年十

品取引所とみなす。 る商品取引所は、新法第九条の許可を受けて設立された会員商引所法(以下「旧法」という。)第八条の二の許可を受けてい

(商品取引所の登記に関する経過措置)

条第二項の会員商品取引所登記簿に登記されたものとみなす。百八条までの規定により旧法第百十条から第二十四条まで、第七十という。)において新法第二十条から第二十四条まで、第七十という。)において新法第二十条から第二十四条までの規定により旧法第百九条第二項の商品取引所登記第三条 新法の施行前に商品取引所について旧法第百二条から第

(会員信認金に関する経過措置)

(商品取引所の定款等の変更に関する経過措置)

高品取引所は、施行日までに、新法第百五十五条及び第 第五条 商品取引所は、施行日までに、新法第百五十五条及び第

(取引証拠金に関する経過措置)

っては新法第百三条第一項の規定により預託されている取引証より預託されている取引証拠金(商品取引所の会員の自己の計算による取引についてのものに限り、附則第九条の規定によりを除く。)は、当該取引証拠金が新法第百五条第一号に掲げるを除く。)は、当該取引証拠金が新法第百五条第一号に掲げるを除く。)は、当該取引証拠金(商品取引所の会員の自己の計算による決済が行われる取引証拠金(商品取引所の会員の自己の計算により預託されている取引証拠金(商品取引所の会員の自己の計算により預託されている取引には、

のとする。

いては、新法第六章第二節の規定の例によるものとする。護会員制法人の施行日前における運営並びに解散及び清算につ2 改正法附則第十八条第一項の規定により設立された委託者保

(委託者保護基金への業務等の承継申出の期限)

八年四月三十日とする。 第四条 改正法附則第十九条第一項の政令で定める日は、平成十

(社団法人商品取引受託債務補償基金協会の解散の登記の嘱託

登記を登記所に嘱託しなければならない。 引受託債務補償基金協会(次条において「補償基金協会」とい引受託債務補償基金協会(次条において「補償基金協会」とい第五条 改正法附則第十九条第五項の規定により社団法人商品取

きは、その登記記録を閉鎖しなければならない。 2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたと

(課税の特例)

第五条の二 改正法附則第十九条第五項の規定により補償基金協第五条の二 改正法附則第十九条第五項の規定により補償基金に新法をの有する資産及び負債の承継を受けた委託者保護基金(新法をいう。)の当該資産の当該承継の時の価額から当該負債の当該承継の時の価額を控除した金額は、法人税法(昭和四十年法該承継の時の価額を控除した金額は、法人税法(昭和四十年法該承継の時の価額を控除した金額は、法人税法(昭和四十年法を第三十四号)第二条第十七号に規定する資本積立金額という。)の方法(明本)の方法(明本)の方法(明本)の方法(明本)の規定により補償基金額第五条の二 改正法附則第十九条第五項の規定により補償基金額第五条の二 改正法附則第十九条第五項の規定により補償基金額

当該有価証券の価額をもって、同項に規定する承継の時の価額は、補償基金協会が当該承継の日の前日において経理していたうち法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券について2 前項の場合において、委託者保護基金が承継を受ける資産の

(受託に係る財産の分離保管等の措置に係る経過措置)

第四条 新法第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生 た場合その他委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」 償基金協会」と、 のは「補償基金協会の」と、「商品取引員が通知商品取引員に な弁済のために必要と判断した」と、 については、同条第一項第一号中「委託者保護基金(当該商品 じる日までの間は、第九十八条第一項及び第四項の規定の適用 同条第四項中「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」 会と、 協会の」と、「、委託者保護基金」とあるのは「、補償基金協 償基金協会の」と、 協会の」と、同項第三号中「委託者保護基金に」とあるのは 償基金協会」と、 することとなった場合その他委託者保護基金」とあるのは 託管理人」と、 るのは「補償基金協会のみ」と、 あるのは「補償基金協会が」と、 有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑 あるのは「信託管理人である補償基金協会が当該商品取引員の 商品取引員をいう。以下同じ。)に該当することとなった」と 基金協会に」と、 は」と、同項第四号中「委託者保護基金に」とあるのは「補償 金協会」と、「委託者保護基金は」とあるのは「補償基金協会 こととなった場合その他委託者保護基金」とあるのは「補償基 該当することとなった場合その他信託管理人」とあるのは「信 取引員が会員として加入している委託者保護基金に限る。以下 と読み替えるものとする。 この条において同じ。)」とあるのは「補償基金協会」と、 「補償基金協会に」と、「委託者保護基金の」とあるのは「補 「商品取引員が通知商品取引員(法第三百四条に規定する通知 「補償基金協会に」と、 「委託者保護基金は」とあるのは 「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなっ 同項第二号中「委託者保護基金に」とあるのは 「委託者保護基金の」とあるのは 「委託者保護基金の」とあるのは「補償基金 「当該委託者保護基金」とあるのは「当該補 「商品取引員が通知商品取引員に該当する 「商品取引員が通知商品取引員に該当 「委託者保護基金の」とある 「委託者保護基金のみ」とあ 「委託者保護基金が」と 「補償基金協会は」と、

(商品取引所に預託しなければならない金銭及び有価証券から

地金(同項第一号に掲げる場合において同号の会員等が自己の計算において清算参加者に委託した商品清算取引に いて預託すべきものに、同項第一号に掲げる場合において同号イの会員等が自己の計算において清算参加者に委託した商品清算取引について預託すべきものに、同項第一号に掲げる場合において同号イの会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合において同号イに掲げる場合において同号イに掲げる場合において同野イの会員等が自己の計算において清算参加者に委託した商品清算取引について預託すべきものに限る。)とみなす。

(商品取引債務引受業に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前から旧法第八十一条第二項の規定によ第七条 この法律の施行前から旧法第八十一条第二項の規定により、施行日までに、新法第百七十三条の規定の例により、主務大臣の承認をでに、新法第百七十三条の規定の例により、主務大臣の承認をでに、新法第百七十三条の規定の例により、主務大臣の承認をでに、新法第一十三条の規定の規定により債務引受業(新法第二条第十二項に規定する商品取り借款引受業を対して、

関としての当該商品取引所に預託されている清算預託金とみな律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により商品取引清算機関としての当該商品取引所の規定によりなお従員が預託しているものに限り、附則第九条の規定によりなお従員が預託しているものに限り、附則第九条の規定により当該商品取引所に預託されている特別清算負担金(施行日において商品取引所に預託されている特別清算負担金(施行日において商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法2 商品取引所が対象により、100円では

とする。

(銃砲刀剣類所持取締法施行令の一部改正)

十三号)の一部を次のように改正する。第六条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三

十六条第一号」に改める。第五条の五第二十号中「第百五十二条第一号」を「第三百五

(組合等登記令の一部改正)

別表一中 別表一中

百五号) 下三年法律第二 下三年法律第二 音重の総額			
五号) 三年法律	療法	療法(昭	産の総
百五号)		三年法律	
		百五号)	

を

	-
医療法人	法 護 委 託 員 制 保
百五号) 下五号) 医療法(昭和二	九号) 法律第二百三十 (昭和二十五年) 所法
資産の総額	資産の総額 は、その定め は、その定め は、その定め
	_

二百三十九号)」を削る。に改め、同表商品先物取引協会の項中「(昭和二十五年法律第

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一

除かれるもの

第五条 改正法附則第十三条第一項の主務省令で定めるものは、 う。)、清算取次委託者(同号ロに規定する清算取次委託者を う。)、清算取次者(同項第二号ロに規定する清算取次者をい 第百七十九条第一項第一号ニに規定する取次委託者をい える部分に相当する金銭及び有価証券とする。 べき金銭及び有価証券の価額を超える場合にあっては、 算取次者に対する委託者をいう。)が取引証拠金として預託す いう。)又は清算取次者に対する委託者(同号ニに規定する清 託者をいう。)、取次委託者(同法第百三条第一項第四号又は 条第一項第二号又は第百七十九条第一項第一号ロに規定する委 項第一号ロに規定する取次者をいう。)、委託者(同法第百三 引の取次者(新法第百三条第一項第二号又は第百七十九条第一 法第百三条第一項又は第百七十九条第一項の規定により当該取 による改正前の商品取引所法第九十七条第一項の規定により委 施行日までにその決済を結了していない取引について、改正法 託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券の価額が新

(補償基金協会の定款に基づく弁済業務

者に対し弁済する業務とする。

本で、政引の受託により生じた債務を弁済することができない場合に取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合に、政引の受託により生じた債務を弁済することができない場合に、対し弁済する業務に基づき、商品取引員が商品市場における第六条。改正法附則第十九条第九項の主務省令で定める業務は、

保護資金勘定に繰り入れないことができる。 使して取得した額を、第百四十条の規定にかかわらず、委託者2 委託者保護基金は、前項の業務において取得した求償権を行

3...、(商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則の一部)

うに改正する。 (平成六年農林水産省・通商産業省令第四号)の一部を次のよ第七条 商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則

項」に改める。第一条中「第百四十八条第三項」を「第三百五十四条第三

す。

(特別担保金に関する経過措置)

別担保金とみなす。

「別担保金とみなす。
の法律の施行の際現に旧法第八十四条の二第一項の規定により預託されている特別担保金(次条の規定によりなお従第八条 この法律の施行の際現に旧法第八十四条の二第一項の規

(債務不履行による損害賠償に関する経過措置)

えた損害の賠償については、なお従前の例による。 取引に基づく債務の不履行により他の会員又は商品取引所に与第九条 商品取引所の会員が施行日前において商品市場における

(受託業務保証金に関する経過措置)

おい。 第十条 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条 第十条 商品取引所は、この法律の施行後遅滞 の二第一項の規定により預託されている受託業務保証金(次項 の二第一項の規定により預託されている受託業務保証金(次項 の二第一項の規定により預託されている受託業務保証金(次項

- 前り列こよる。

 一方の列こよる。

 一方の列こよる。

 一方に請求に対する受託業務保証金の払渡しについては、なお従い施行日前において旧法第九十七条の三第一項の規定により行

 の成立におりの会員に対し商品市場における取引を委託した者
- ついては、なお従前の例による。
 長ったとき、又は同項の許可が取り消されたときは、商品取引失ったとき、又は同項の許可が取り消されたときは、商品取引を
 施行日前において、旧法第百二十六条第一項の許可が効力を

部改正)

3。(昭和五十二年政令第三百十七号)の一部を次のように改正す第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令

る。 十九号)の項中「商品取引所」を「会員商品取引所」に改め 第八条第一項の表商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三

(貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正)

じ。)たる」に、「会員のみ」を「会員等のみ」に改める。十一項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同十一項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同第一条第五号中「会員たる」を「会員等(会員又は同条第第五条 貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第九条 貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令

(商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正)

条各号」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。第十五条第一項第一号イ中「第十三条各号」を「第二十八

(疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正)

第一条第二項中「第百二十六条第三項」を「第二条第十八三百八十九号)の一部を次のように改正する。第十一条 疑わしい取引の届出に関する政令(平成十一年政令第

次ぎを引き受けることに関する業務」を「商品取引受託業務」に、「商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取に、「商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取項」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正)

に改める。

第十二条 金融商品の販売等に関する法律施行令(平成十二年政

附則

この省令は、公布の日から施行する。

□五日農水・経産省令第十号)抄○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(平成一七年八月

貝

処行期日)

- 該各号に定める日から施行する。
 第一条 この省令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当
- 中部商品取引所の項の改正規定 平成十七年十月十一日第百六十四条及び第百六十七条の改正規定並びに別表第1

二 別表第二横浜商品取引所の項の改正規定 平成十七年八月

(経過措置)

二十六日

ついては、なお従前の例による。いて取引が開始されている日本生糸及び国際生糸に係る取引に第二条 この省令の施行の際現に横浜商品取引所の繭糸市場にお

月二八日農水・経産省令第一一号)抄○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(平成一七年一二)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(平成一八年四月

ţ IJ

この省令は、公布の日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(平成一八年四月

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(取引の決済の結了に関する経過措置

第十一条 引については、なお従前の例による。 商品市場における取引の決済を結了していないときは、当該取 あって、商品取引員であった者が施行日までにその受託に係る 法第百二十六条第一項の許可が効力を失った場合を除く。)で 許可が効力を失った場合(附則第十四条第四項の規定により旧 定めるところにより停止された場合又は施行日において同項の 品市場における取引の受託が旧法若しくは商品取引所の定款で 取り消された場合、同項の許可が効力を失った場合若しくは商 施行日前において、旧法第百二十六条第一項の許可を

(商品取引所に対する監督上の処分及び罰則

第十二条 その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 項、第七条第三項又は第十条第一項の規定に違反した場合に は、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて 主務大臣は、商品取引所が附則第五条、 第六条第二

- 下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 品取引所の代表者、 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商 代理人、使用人その他の従業者は、二年以
- 3 円以下の罰金刑を科する。 きは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億 の商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたと 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、

(委託証拠金に関する経過措置)

場を開設する商品取引所に、当該取引の決済が同条第二号に掲 取引債務引受業を行う商品取引所に預託しなければならない。 げる方法により行われる場合にあっては当該取引について商品 げる方法により行われる場合にあっては当該取引に係る商品市 の施行後遅滞なく、当該取引の決済が新法第百五条第一号に掲 及び有価証券(主務省令で定めるものを除く。)を、この法律 条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭 商品取引員は、この法律の施行の際現に旧法第九十七

> 四十五条の五第一項」を「第三百四十九条第六項」に、 商品先物取引」を「店頭商品先物取引等」に改める。 令第四百八十四号)の一部を次のように改正する。 第四条中「第二条第六項」を「第二条第八項」に、

> > 「第百

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正

第十三条 百六十一号)の一部を次のように改正する。 の不正な利用の防止に関する法律施行令(平成十四年政令第1 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等

に改める。 次ぎを引き受けることに関する業務」を「商品取引受託業務」 第二条第十四号中「第二条第八項」を「第二条第十七項」 「商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取

けることを内容とする契約の締結」に改める。 託の取次ぎを引き受けること」を「商品市場における取引等 六項」に、 (同条第十五項に規定する商品清算取引を除く。 第三条第一項第十九号中「第二条第八項」を 「商品市場における取引の委託を受け、又はその委)の委託を受 「第二条第十

第十六条を次のように改める。 (商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十六条 商品取引員に対する法第七条、第八条第一項及び第 らその権限を行使することを妨げない。 に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自 じ。)の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長 の本店(外国の法令に準拠して設立された法人にあって 九条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限は、そ 国内における主たる営業所。以下この条において同

在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使する る地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所 店等」という。)に対するものについては、前項に規定す は、国内における従たる営業所。以下この条において「支 営業所(外国の法令に準拠して設立された法人にあって 産業大臣の権限で、商品取引員の本店以外の支店その他の 法第七条及び第八条第一項に定める農林水産大臣及び経済 な利用の防止に関する法律施行令の一部改正

更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。 以下同じ。)の停止を命じ、商品取引受託業務の方法の変託業務(新法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をい以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受 以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受 は、当該商品取引員の新法第百九十条の許可を取り消し、六月 は、当該商品取引員が第一項の規定に違反した場合に

円以下の罰金刑を科する。
の商品取引員の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたとの商品取引員の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたとの商品取引員の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたといる。

5

(商品取引員の許可に関する経過措置

の許可の申請をすることができる。施行日前においても、新法第百九十二条の規定の例により、そ第十四条 新法第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第百九において、その許可を受けた者は、施行日においても、新法第百九十条から第百九十四条ま

れていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行わ

ことができる。

(印紙税法施行令の一部改正)

を次のように改正する。 第十四条 印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)の一部

の許可)」を「第二条第十八項(定義)」に改める。第二十六条第四号中「第百二十六条第三項(取引の受託符

(産業構造審議会令の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第十五条 産業構造審議会令 (平成十二年政令第二百九十二号)

に改める。 第二条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」第六条第一項の表商品取引所分科会の項中「第二条第二

六年─二月二二日政令第四○六号)抄○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(平成一

附目

(施行期日)

|第一条 この政令は、平成十七年一月一日から施行する。

↑□○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部

(施行期日)

条 この政令は、公布の日から施行する

|○金融機関等による顧客等の本人確認に関する法律の一部を改正

第一項の許可を受けたものとみなす。 条第一項の許可を受けている者に限る。)は、新法第百九十条当該申請を行った者(この法律の施行の際現に旧法第百二十六

は、施行日に、その効力を失う。 のとみなされた者については、旧法第百二十六条第一項の許可4 前二項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたも

(廃業等の公告等に関する経過措置)

破産以外の理由による解散について適用する。 引受託業務を営まない場合の当該合併に限る。)又は合併及び引受託業務を営まない場合の当該合併に限る。)又は合併及びの合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取り受託業務の廃止、合併第十五条 新法第百九十七条第三項の規定は、施行日から起算し

(受託契約の締結前の書面の交付及び説明に関する経過措置)

条第一項に規定する受託契約をいう。)について適用する。律の施行後に商品取引員が締結した受託契約(新法第二百十七千六条 新法第二百十七条及び第二百十八条の規定は、この法

(外務員の登録に関する経過措置)

る。 は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとすと、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。 1912年の場合において、新法第二百条第七項に規定する期間

(委託者保護会員制法人の設立等に関する経過措置)

新法第百九十条から第百九十四条までの規定の例による許可を又は会員になろうとする者(附則第十四条第二項の規定により規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。)の発起人計八条 委託者保護会員制法人 (新法第二百六十九条第四項に

年一二月二七日政令第四二五号)抄する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成一六

附則

(施行期日)

六年一二月二八日政令第四二九号)抄○信託業法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成

附則

(施行期日)

成十七年二月十八日政令第二四号)抄に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平

附目

(施行期日)

七日)から施行する。 第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月

○商品取引所法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政

附訓

この政令は、公布の日から施行する。

年四月二六日政令第一八〇号)抄施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令(平成十八〇会社法及び会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の

ķ

(施行期日)

から施行する。 第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)

人への加入に必要な行為をすることができる。者保護会員制法人の設立に必要な行為及び委託者保護会員制法節の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他委託節の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他委託

- 為をすることができる。 場所項の規定により施行日前においても、新法第六章第三節の規定の員制法人は、施行日前においても、新法第六章第三節の規定の員制法人は、施行日前においても、新法第六章第三節の規定の

(委託者保護基金への業務等の承継に関する経過措置)

て承継すべき旨を申し出ることができる。 有する一切の資産及び負債を当該委託者保護会員制法人におい制法人に対し、当該補償基金協会が行う一切の業務並びにその制法人に対し、当該補償基金協会が行う一切の業務並びにその会」という。)は、政令で定める日までの間、委託者保護会員会」という。)は、政令で定める日までの間、委託者保護会協会(以下この条において「補償基金協第十九条 昭和五十年十月三十一日に設立された社団法人商品取第十九条 昭和五十年十月三十一日に設立された社団法人商品取

なければならない。 総会をいう。次項及び第四項において同じ。)でその承認を得保護会員制法人の総会(新法第二百八十五条第一項に規定する保護会員制法人の総会(新法第二百八十五条第一項に規定するといい、当該申出を承諾しようとするときは、当該委託者条護会員制法人は、前項の規定による申出があった場

3

委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録(前条)委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の承にの例による登録を含む。以下この条において同じ。)の申請を行う場合において、既に前項の規定による総会の承認の申請を行う場合において、既に前項の規定による総会の承認の申請を行う場合において、既に前項の規定による総会の承認の申請を行う場合において、

- 滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。 の後に第二項の規定による総会の承認の決議を得たときは、遅る 委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録の申請
- 5 第三項又は前項の認可があったときは、補償基金協会の行う 業務並びにその有する資産及び負債は、当該認可を受けた日 (その日が当該認可に係る委託者保護会員制法人が新法第二百九十三条の登録を受けた日 (前条第三項の規定により施行日前において新法第二百九十三条の規定の例による登録を受けた場合にあっては施行日)前であるときは、同日)において、委託者保護基金(新法第二百九十六条に規定する委託者保護基金いう。)に承継されるものとし、補償基金協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- の登記については、政令で定める。前項の規定により補償基金協会が解散した場合における解散
- ・ 委託者保護会員制法人が第三項の規定により新法第二百九十 委託者保護会員制法人が第三項の規定により認可の申請及び補償基金協会からの承継の認可の申請を であること」とあるのは、「であること(商品取引所法の一部を改 ること」とあるのは、「であること(商品取引所法の一部を改 ること」とあるのは、「であること(商品取引所法の一部を改 ること」とあるのは、「であること(商品取引所法の一部を改 ること」とあるのは、「であること(商品取引所法の一部を改 ること」とあるのり、「であること(商品取引所法の一部を改 ること」とあるのは、「であること(商品取引所法の一部を改 ること」とあるのり、「である」とする。)」とする。)」とする。)」とする。)」とする。)」とする。)」とする。)」とする。)」とする。
- う。)を行うことができる。 に係る補償基金協会の業務(次項において「承継業務」といに係る補償基金協会の業務(次項において「承継業務」とい者保護基金は、新法第三百一条の規定にかかわらず、当該承継者保護基金は、新法第三百一条の規定により補償基金協会の業務の承継を受けた委託
- 一。一。一方場合には、当該業務は同号に掲げる業務とみなめる業務を行う場合には、当該業務は同号に掲げる業務合で定第三項第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定 前項の委託者保護基金が承継業務のうち新法第二百六十九条

(委託者保護基金等の名称の使用制限に関する経過措置)

の間は、適用しない。条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日まで金」という文字を用いている者については、新法第二百九十七2 この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護基

(処分等の効力)

たものとみなす。
に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によってしに別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によってした処分、手続その第二十一条 施行日前に旧法の規定によってした処分、手続その

(罰則の適用に関する経過措置)

は、なお従前の例による。第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用について

(その他の経過措置の政令への委任)

む。)は、政令で定める。 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この

検託

果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品取引所済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品取引所第二十四条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律に

(証券取引法の一部改正)

第二十五条 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) の一部

を次のように改正する。

項」に改める。第三十四条第二項第四号中「第二条第八項」を「第二条第十

(住民基本台帳法の一部改正)

一部を次のように改正する。第二十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の

第一項、 場合を含む。 第三百三十五条第二項 第一項」を「第百九十五条第一項」に、「第百三十六条の四第 二十六条第一項」を「第百九十条第一項」に、「第百三十二条 法第百六十七条の許可、同法第百七十一条の届出」に、 可」を「第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、 は第二百四十五条の認可、同法第二百九十三条の登録、同法第 十の認可」を「、同法第二百二十五条第一項、第二百二十六条 法第百三十二条第一項若しくは第百四十五条第一項の認可、同 一百九十六条の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法 「第九十七条の二第三項の指定、同法九十九条の二第二項の認 項」を「第二百条第一項」に、「又は同法第百三十六条の四 別表第一の七十九の項中「第八条の二」を「第九条」に、 第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項若しく)の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可」 (同法第三百四十五条において準用する 第百

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

法律第六十六号)の一部を次のように改正する。 第二十七条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年

号」に改める。 号」に改める。 号」に改める。 号」に改め、「同条第八項」に、「同条第二項」を「同条第九項」に改め、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第六項」をがいる。 第二条第一項第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」

項第一号」に改める。第三十八条第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第八

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改

更

める。
第二条第十四号中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改第九条第十四号中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改正する。(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

な利用の防止に関する法律の一部改正)(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正

号)の一部を次のように改正する。 等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二第二十九条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座

五十四条第一項」に改める。

五十四条第一項第九号中「第百四十八条第一項」を「第三百八項」に改める。

L) (破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改

一条を加える。 (平成十六年法律第三十九条とし、第百三十七条の次に次の第百三十八条を第百三十九条とし、第百三十七条の次に次の目次中「第百三十八条」を「第百三十九条」に改める。 (平成十六年法律第七十六号) の一部を次のように改正する。

(商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十八条 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六

年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定の第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定のかる。

(認定の公告)

の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を前条の規定により一般委託者債務の円滑な弁済が困難で第三百五条。委託者保護基金は、通知商品取引員につき、

定め、これを公告しなければならない。

- 2 委託者保護基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に係る商品取引員(以下「認定商品取引員」という。)について破産法(平成十六年法律第七十五号)第百九十七条第一項(同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した後に、2 委託者保護基金は、前項の規定により公告した後に、ができる。
- ければならない。 したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しな 委託者保護基金は、前項の規定により届出期間を変更
- い。

 ない、その旨を主務大臣に報告しなければならなは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならなは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならなる。

 な託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場
- 5 認定商品取引員の破産手続において、破産法第百九十5 認定商品取引員の破産手続において、破産法第百九条第一項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百四条第二項の規定による通知をしたときは、破産管財人は、その旨を委託者保許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を委託者保証の表別である。

開始の決定」に改める。 開始の決定」に改める。 第百三十三条に見出しを付し、同条の次に一条を加える第一節中同条を第百九十六条とし、同条の次に一条を加える第一節中同条を第百九十六条とし、同条の次に一条を加える第一節中同条を第百九十六条とし、同条第一項を改め、第三章

「破産」を「破産手続開始」に改める。号を同項第二号とし、同号の次に一号を加える改正規定中第百三十二条第一項第二号を削り、同項第三号を改め、同

こ女りる。第二章の改正規定中第六十九条第四号に係る部分を次のより

破産手続開始の決定

第二章の改正規定のうち、第七十一条及び第七十二条に係

三 破産手続開始の決定六条第二項第三号に係る部分を次のように改める。 おかり 「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、第七十

一部改正) (電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の

オリ等し近くのでである法律の一部を次のように改正する。 る法律の一部を次のように改正する。 第三十一条 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正す

(商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正)

条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。条第十号とし、同号の前に五号を加える改正規定中「第百条第十六日を第一号を削り、同条第六号を改め、同号を同律第四十三号)の一部を次のように改正する。

項」に、 公告によつてした会社」に改める。 え、「に掲載してした場合における当該会社」を「又は電子 第一項において準用する場合を含む。)の規定により」を加 百十二条第一項本文」に改め、 二百四十九条並びに第四百十五条第二項」に改め、第百五十 七条第二項に係る部分中「から第四項まで」を「及び第三 百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改め、第百三十 五条第一項及び第百三十四条第二項第四号に係る部分中「第 るのは「貸借対照表」と」を削り、第百二十四条、第百二十 め、「、同条第四項本文中「貸借対照表又ハ其ノ要旨」とあ 項に係る部分中「及び第四項本文」を「及び第四項」に改 一条に係る部分中「同法第四百十二条第一項」を「同法第四 「商法第四百十二条第一項ただし書(有限会社法第六十三条 第二章の改正規定のうち、第六十八条及び第七十七条第二 「第二百四十九条及び第四百十五条第二項」を「第 「公告及び催告(」の下に

に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替

等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法第三十二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債

律第八十八号)の一部を次のように改正する。

の前に次のように加える。 改め、「(平成十三年法律第七十五号)」を削り、同改正規定 正規定中「第百三十三条第二項」を「第百九十六条第二項」に 附則第六十七条のうち商品取引所法第百三十三条第二項の改

することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十第八十六条第一項中「超える議決権(」の下に「社債、株式

一部改正) (不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の

正する。
正する。
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関す

十八条の次に次の一条を加える。第九十条を第九十条とし、第

第八十九条 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年(商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正)

法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

登記事項証明書」に改める。
に一項を加える改正規定中「会社登記簿の謄本」を「会社のに一項を加える改正規定中「会社登記簿の謄本」を「会社の第百二十八条第二項中「には、」の下に「定款、会社登記

「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。十三条まで」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」上まで」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」を「第十五条まで、第十七条から第二十三条の

(租税特別措置法の一部改正)

一部を次のように改正する。第三十四条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の

条第八項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第第四十一条の十四第一項第一号中「第二条第六項」を「第二

第一項」に改める。第一項」に改める。第一項」に改め、同条第四項中「第百三十六条の二十一」を「第二百二十条め、同項第三号中「第二条第七項」を「第二条第十八項」に改第一号中「第百二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改め、同条第三項八項第一号ホ」を「同条第十項第一号ホ」に改め、同条第三項

第三十五条 削除

(地価税法の一部改正)

ように改正する。 第三十六条 地価税法 (平成三年法律第六十九号)の一部を次の

改める。

「項に規定する会員商品取引所が開設するものに限る。)」に
「項に規定する会員商品取引所が開設するものに限る。)」に
「現に規定する会員商品取引所が開設する商品市場(同条第市場」を「第二条第九項(定義)に規定する商品

(経済産業省設置法の一部改正)

一部を次のように改正する。

「同条第三項」を「同条第五項」に改める。第七条第三号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、

○破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一六

附則

(施行期日)

法」という。)の施行の日から施行する。第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条

(罰則の適用等に関する経過措置)

お従前の例によることとされる場合における施行日以後にした及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりな第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平

成一六年六月九日法律第八七号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲

(施行期日)

内において政令で定める日から施行する。

〇不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平 成一六年六月一八日法律第一二四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。 (経過措置)

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保 の四」とする。 ち商業登記法第百十四条の三及び第百十七条から第百十九条ま 護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のう での改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条

○民法の一部を改正する法律(平成一六年一二月一日法律第一四 七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲

内において政令で定める日から施行する。

〇信託業法(平成一六年一二月三日法律第一五四号)抄

(施行期日)

| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲

- 347 -

ら施行) する。(平成一六年政令第四二六号で平成一六年一二月三〇日か内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行

(処分等の効力)

第百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく 第百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律の規定によってした のを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってした処 のを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によってした処 のを除き、改正後のそれぞれの法律(これに基づく

(罰則に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)

に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 第百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行

○金融先物取引法の一部を改正する法律(平成一六年一二月八日)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

○金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改

附則

(施行期日)

部を改正する法律(平成十六年法律第百五十九号)の公布の日いずれか遅い日から、附則第四条の規定は金融先物取引法の一六年法律第百五十四号)の公布の日又はこの法律の施行の日の六年法律第百五十四号)の公布の日 以定は信託業法(平成十第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日

日のいずれか遅い日から施行する。
成十六年法律第百六十五号)の公布の日又はこの法律の施行の成十六年法律第百六十五号)の公布の日又はこの法律の施行の規定は日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取規定は日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、附則第五条の又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、附則第五条の

──法律第二一号)抄 ○所得税法等による一部を改正する法律(平成一七年三月三一日

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に(その他の経過措置の政令への委任)

関し必要な経過措置は、政令で定める。

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一七)

附則

(施行の日=平成一八年五月一日)この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(商品取引所法の一部改正に伴う経過措置)

第四百二条 施行目前に前条の規定による改正前の商品取引所法(以下この条において「旧商品取引所法」という。)第十一条の規以下この条において「新商品取引所法」という。)第十一条の規定により作成された定款に係る会員商品取引所法(以下この条において「新商品取引所法」という。)の定めるところによる。ては、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定(第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例による。ととされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、特例法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられたものとみなす。

- 所法及び会社法の定めるところによる。変更又は合併に関する登記の登記事項については、新商品取引変更又は合併については、なお従前の例による。ただし、組織変更又は合併については、なお従前の例による。ただし、組織
- 一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。する事件に係る整理手続については、新商品取引所法第百八十所法第二条第十四項に規定する清算参加者をいう。)の整理に関5 この法律の施行の際現に係属している清算参加者(旧商品取引
- 第一項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。は、新商品取引所法第百九十五条第一項第三号及び第三百三条う。)の主務大臣への届出又は委託者保護基金への通知について員(旧商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員をい員 施行日前に整理開始の申立てがあった場合における商品取引
- なお従前の例による。 え、組織変更の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、 を行日前に提起された、会員商品取引所の設立の無効の訴
- 例による。 施行日前に会員が旧商品取引所法第十八条において準用する旧商法第三百六十七条第一項の訴えの第二項において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧商品取引所法第七十七条法第二百六十七条第一項の訴え、旧商品取引所法第五十八条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え、旧商品取引所法第十八条において準用する例による。
- をここう。 がの清算については、新商品取引所法の定めるとこする登記の登記事項については、なお従前の例による。ただし、清算に関係る請求を認容する判決が確定した場合における会員商品取引係の計えに施行日前に提起された会員商品取引所の設立の無効の訴えに

9

よる非訟事件(清算に関する事件を除く。次項において同じ。)施行日前に申立て又は裁判があった旧商品取引所法の規定に

10

の手続については、なお従前の例による。

- おける非訟事件の手続についても、前項と同様とする。11 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に
- 登記法の規定によって生じた効力を妨げない。 の条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にの条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項に12 新商品取引所法において準用する新商業登記法の規定は、こ
- 登記法の相当規定によってしたものとみなす。めがある場合を除き、新商品取引所法において準用する新商業めがある場合を除き、新商品取引所法において準用する旧商業登記13 施行日前にした旧商品取引所法において準用する旧商業登記
- 14 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続につい

15

16

- おいて推用する日第巻条記去停丘上で入り工停一頁り見足によこの法律の施行の際現に存する旧商品取引所法第二十九条に書に添付すべき資料については、なお従前の例による。施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請
- 登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。る指定は、新商品取引所法第二十九条において準用する新商業おいて準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定によ
- 続については、なお従前の例による。 品取引所の設立の登記を申請する場合における登記に関する手第一項の規定によりなお従前の例によることとされる会員商

17

要な経過措置は、法務省令で定める。

第十二項から前項までに定めるもののほか、前条の規定によける登記に関する手続について必ける登記に関する手続については、なお従前の例による。

品取引所の組織変更又は合併に関する登記を申請する場合にお

第四項の規定によりなお従前の例によることとされる会員商

19

定める。おいて必要な技術的読替えは、農林水産省令・経済産業省令でおいて必要な技術的読替えは、農林水産省令・経済産業省令でこの条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

20

(罰則に関する経過措置)

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。なお従前の例によることとされる場合における施行日以後にし第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定により

(政令への委任)

《商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則》

E) **(趣旨)**(平八農水通産令五・平一七農水経産令三・一部改

(用語)

政手続法において使用する用語の例による。 第二条 この省令において使用する用語は、商品取引所法及び行

(聴聞の期日の変更)

2 主務大臣は、前項の申出により、又は職権により聴聞の期日で、当事者は、やむを得ない理由があるときには、主務大臣に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 いおい (同条第三項の規定による通知をした場合を含む。) におい (のの通知をした場合を含む。) におい (のの通知をした場合を含む。) におい (のの通知をした場合を含む。) におい (のの通知をした場合を含む。) におい (のの通知をした場合を) (のの通知を) (のの通知を

なければならない。

主務大臣は、前項の規定により聴聞の期日を変更したとき主務大臣は、前項の規定により聴聞の期日を変更したりまでに行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同た時までに行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、とき

を変更することができる。

(関係人の参加許可の手続)

に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載し、聴聞の期日の十日前までに、申請者の氏名、住所及び当該聴聞第四条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、

た書面を提出してするものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第五条 行政手続法第十八条第一項の規定による閲覧の請求は、第五条 行政手続法第十八条第一項の規定による資料の標目を記載ける審理の進行に応じて必要となった場合については、口頭でける審理の進行に応じて必要となった場合については、口頭で求めれば足りるものとする。

- 主務大臣は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要ととする。この場合において、主務大臣は、聴聞の審理におけるとする。この場合において、主務大臣は、聴聞の審理におけるものとする。
- 指定し、当該申請者に通知しなけばならない。の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を覧させることができないとき(行政手続法第十八条第一項後段覧させることができないとき(行政手続法第十八条第一項後段なった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲定し、当該申請者に通知しなけばならない。

(主宰者の指名の手続)

は、聴聞の通知の時までに行うものとする。 第六条 行政手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名

しなければならない。 となければならない。 とさは、主務大臣は、速やかに新たな主宰者を指名をででからいずれかに該当すりなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続)

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

述したものとみなす。

が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳

- 353 -

第八条 主宰者は、穂間の期日に出頭した者が当該事案の範囲をある。

る。の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができの審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることその他聴聞し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他聴聞る。 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理を妨害

(聴聞の期日等の公示等)

理を公開しない場合は、この限りでない。び場所を公示するものとする。ただし、聴聞の期日における審第九条 主務大臣は、聴聞を行おうとする場合は、聴聞の期日及

する
2 前項ただし書の場合には、当事者にその旨を通知するものと

(陳述書の記載事項)

見を記載するものとする。 出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該事案についての意第十条 行政手続法第二十一条第一項に規定する陳述書には、提

(聴聞調書及び報告書の記載事項)(平一二省一三・一部改正) (聴聞調書及び報告書の記載事項)(平一二省一三・一部改正)

- 聴聞の件名
- 二 聴聞の期日及び場所
- 主宰者の氏名及び職名
- AAV、厳名 の代理人及び補佐人並びに参考人及び経済産業省の職員の氏 において「当事者等」という。)の氏名及び住所並びに聴 の代理人及び補佐人並びに参考人及び鑑定人(以下この項 の問の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者

聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並び |

五.

かったことについての正当な理由の有無 に当該当事者等(参考人及び鑑定人を除く。)が出頭しな

要旨(提出された陳述書における意見の陳述を含む。) 当事者等並びに農林水産省及び経済産業省の職員の陳述の

提出された証拠書類等の標目

その他参考となるべき事項

るものを添付して調書の一部とすることができる。 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認め

げる事項を記載するものとする。 行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲

前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

前号の意見についての理由

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第十二条 行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求 者に、聴聞の終結後にあっては主務大臣に提出してするものと は、請求者の氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は 報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあっては主宰

2 主宰者又は主務大臣は、聴聞調書又は報告書の閲覧を許可し 所を当該当事者等に通知するものとする。 たときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場

施行する。 (平成六年九月三〇日農林水産・通商産業省令第四号) この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から 則

この省令は、平成八年十月一日から施行する。

(平成八年九月三〇日農林水産・通商産業省令第五号)

(平成一二年一一月二九日農林水産・通商産業省令第一三号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

則

(平成一七年二月二二日農林水産・経済産業省令第三号)

(施行期日)

「施行日」という。)から施行する。「改正法」という。)の施行の日(平成十七年五月一日。以下第一条 この省令は、商品取引所法の一部を改正する法律(以下

情報通信の技術の利用に関する法律施行規則》《商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における

(趣旨)

おる。 特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところにについては、他の法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)にについては、他の法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)に第一条 民間事業者等が、商品取引所法(昭和二十五年法律第二

(定義)

下「法」という。)において使用する用語の例による。書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(以第二条 この省令において使用する用語は、民間事業者等が行う

八・平一八農水経産令二・一部改正) (法第三条第一項の主務省令で定める保存) (平一七農水経産令

第三条)第三十二条第四項の規定による書面の保存とする。第三号)第三十二条第一項の主務省令で定める保存は、商品取引所第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号)第三十二条第四項の規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存) (平一七農水経産令八・一部改正)

ばならない。
行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなけれ行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなけれまする書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を第四条 民間事業者等は、法第三条第一項の規定により前条に規

- 「真を号ご掲げらうたは、重要的已录とこり已录ないと事真素者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルに記まる場所である。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事に出載された情報をスキャナ(これに準ずる画像読取二 書面に記載された情報をスキャナ(これに準ずる画像読取
- び紙面に直ちに表示できるものでなければならない。を必要に応じ民間事業者等の使用に係る電子計算機の映像面及前項各号に掲げる方法は、電磁的記録により記録された事項
- a 商品取引所法第五十七条第一項及び第二項、第九十三条第一項並びに第二百十一条第三項の規定により同一内容の書面を二次上の事務所に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事務所に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事務所のうち、業者等が、第一項の規定により、当該二以上の事務所のうち、業者等が、第一項の規定により同一内容の書面を二付けた電子計算機の映像面及び紙面に表示できる措置を講じたけた電子計算機の映像面及び紙面に表示できる措置を講じたけた電子計算機の映像面及び紙面に表示できる措置を講じた場合は、当該他の事務所に当該書面の保存が行われたものとみ場合は、当該他の事務所に当該書面の保存が行われたものとみ場合は、当該他の事務所に当該書面の保存が行われたものとみませい。

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)(平一七農水経産令

八・平一八農水経産令二・一部改正

四項の規定による書面の作成とする。
法第二百十一条第三項及び商品取引所法施行規則第三十二条第第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、商品取引所

(電磁的記録による作成)

(作成において氏名等を明らかにする措置)

お、第五条の書面の作成において記載すべき事項とされた署第七条 第五条の書面の作成において記載すべき事項とされた署第七条 第五条の書面の作成において記載すべき事項とされた署

令八・平一八農水経産令二・一部改正) (法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)(平一七農水経産

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、商品取引第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、商品取引第八条 法第五条第二項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の五第二項、第百四十四条の十一第三項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の十九第三項、第二百十一条第三項及び第三百十八条第三項並びに商品取引所法施行規則第三十二条第四項の規定による書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

令八・平一八農水経産令二・一部改正) (法第六条第一項の主務省令で定める交付等)(平一七農水経産

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、商品取引第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、商品取引第十条 法第六条第一項の主第二項、第百四十四条の四第 五項、第百四十四条の五第二項、第百四十四条の四第 五項、第百四十四条の五第二項、第百四十四条の十二第三項、第百四十四条の十二第二項の主務省令で定める交付等は、商品取引第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、商品取引

(電磁的記録による交付等)

方法により交付等を行わなければならない。録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記

- うちイ又は口に掲げるもの線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のと交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回と交付等処理組織(民間事業者等の使用に係る電子計算機
- えられたファイルに記録する方法通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を方の使用に係る電子計算機とを持続する電気通信回線を、民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手
- ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回 たれに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回 を記録する方法(法第六条第一項に規定する方法による交 を記録する方法(法第六条第一項に規定する方法による交 を記録する方法(法第六条第一項に規定する方法による交 を記録する方法(法第六条第一項に規定する方法による を記録する方法(法第六条第一項に保る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記べき事項を記録したものを交付する方法 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載す

録を出力することにより書面を作成することができるものでな

する。 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施	(平成一八年四月二八日農林水産・経済産業省令第二号)	附則	この省令は、平成十七年五月一日から施行する。	(平成一七年四月二七日農林水産・経済産業省令第八号)	附則	ては、なお従前の例による。	第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用につい	(罰則に関する経過措置)	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	(施行期日)	附則	二 ファイルへの記録の方式	もの	一 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が用いる	とする。	等の相手方に示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項	技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により交付	第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の	(電磁的方法による承諾)	ければならない。